

令和5年第1回定例会会議録

令和5年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期29日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月17日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月18日	土	休 会	（市の休日）
2月19日	日	休 会	（市の休日）
2月20日	月	休 会	議案調査
2月21日	火	休 会	議案調査
2月22日	水	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
2月23日	木	休 会	（市の休日）
2月24日	金	本会議	一般質問
2月25日	土	休 会	（市の休日）
2月26日	日	休 会	（市の休日）
2月27日	月	本会議	一般質問
2月28日	火	本会議	一般質問
3月 1日	水	本会議	一般質問・議案一括上程・説明・質疑・委員会付託
3月 2日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 3日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 4日	土	休 会	（市の休日）
3月 5日	日	休 会	（市の休日）
3月 6日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日	火	本会議	議案訂正・説明・採決
		委員会	予算決算常任委員会 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 8日	水	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 9日	木	委員会	経済建設常任委員会
3月10日	金	休 会	議事整理
3月11日	土	休 会	(市の休日)
3月12日	日	休 会	(市の休日)
3月13日	月	休 会	議事整理
3月14日	火	委員会	予算決算常任委員会
3月15日	水	休 会	議事整理
3月16日	木	休 会	議事整理
3月17日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和5年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
2月17日（金曜日） 本会議	
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	22
3. 出席議員氏名	23
4. 欠席議員氏名	24
5. 説明のため出席した者の職氏名	24
6. 事務局職員出席者	25
7. 開 会	26
8. 開 議	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	26
10. 日程第2 会期の決定	26
11. 日程第3 議案第2号から議案第25号まで一括上程・説明	27
江頭実市長 提案理由の説明	27
休 憩	40
開 議	40
上田敏雄総務部長 一括説明	40
12. 日程第4 報告第1号 上程・報告・質疑	49
13. 日程第5 陳情第1号 上程	50
14. 日程通告 散会	50
2月18日（土曜日） 休 会	
2月19日（日曜日） 休 会	
2月20日（月曜日） 休 会	
2月21日（火曜日） 休 会	
2月22日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54
6. 事務局職員出席者	54

7. 開 議	55
8. 日程第1 質疑	55
9. 日程第2 委員会付託	56
10. 日程通告 散会	58

2月22日（水曜日） 予算決算常任委員会

2月23日（木曜日） 休 会

2月24日（金曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開 議	63
8. 日程第1 一般質問	63
(1) 泉田栄一郎議員質問	63
「菊池米食味コンクールの発展性について」	63
○清水登経済部長答弁	64
泉田栄一郎議員質問	64
○清水登経済部長答弁	65
泉田栄一郎議員質問	66
○江頭実市長答弁	67
(2) 泉田栄一郎議員質問	68
「マイナンバーカードの推進状況について」	68
○三池克徳市民環境部長答弁	68
泉田栄一郎議員質問	69
○三池克徳市民環境部長答弁	70
泉田栄一郎議員質問	70
○三池克徳市民環境部長答弁	71
(3) 泉田栄一郎議員質問	71
「ろうあ者への対応について」	71
○本田和佳子健康福祉部長答弁	72

泉田栄一郎議員質問	73
○本田和佳子健康福祉部長答弁	73
休 憩	74
開 議	74
(1) 後藤英夫議員質問	74
「住宅・企業の誘致促進について」	74
○山田哲二建設部長答弁	76
○清水登経済部長答弁	77
後藤英夫議員質問	78
○村田義喜教育部長答弁	78
後藤英夫議員質問	79
○村田義喜教育部長答弁	79
(2) 後藤英夫議員質問	79
「森林整備と鳥獣被害（対策）について」	80
○清水登経済部長答弁	81
後藤英夫議員質問	82
○清水登経済部長答弁	84
(3) 後藤英夫議員質問	85
「公営霊園について」	85
○三池克徳市民環境部長答弁	86
後藤英夫議員質問	87
○三池克徳市民環境部長答弁	87
昼食休憩	88
開 議	88
(1) 稲継智康議員質問	88
「小学生の社会体育クラブ化の現状と今後について」	88
○村田義喜教育部長答弁	89
稲継智康議員質問	90
○村田義喜教育部長答弁	90
稲継智康議員質問	91
○村田義喜教育部長答弁	92
稲継智康議員質問	92
○音光寺以章教育長答弁	92
稲継智康議員質問	93

○音光寺以章教育長答弁	93
(2) 稲継智康議員質問	93
「菊池市内の企業・店舗等の人手不足問題について」	94
○清水登経済部長答弁	94
稲継智康議員質問	95
○清水登経済部長答弁	96
稲継智康議員質問	96
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	97
稲継智康議員質問	97
○清水登経済部長答弁	99
稲継智康議員質問	99
○江頭実市長答弁	99
休 憩	101
開 議	101
(1) 田中教之議員質問	101
「AEDについて」	101
○上田敏雄総務部長答弁	102
○村田義喜教育部長答弁	103
田中教之議員質問	104
○村田義喜教育部長答弁	106
○上田敏雄総務部長答弁	106
田中教之議員質問	106
○上田敏雄総務部長答弁	108
(2) 田中教之議員質問	108
「デジタル化推進について」	109
○三池克徳市民環境部長答弁	110
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	111
○本田和佳子健康福祉部長答弁	112
○村田義喜教育部長答弁	112
田中教之議員質問	113
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	114
田中教之議員質問	114
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	115
9. 日程通告 散会	115

2月25日(土曜日) 休会

2月26日(日曜日) 休会

2月27日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	119
2. 本日の会議に付した事件	119
3. 出席議員氏名	119
4. 欠席議員氏名	119
5. 説明のため出席した者の職氏名	120
6. 事務局職員出席者	120
7. 開議	121
8. 日程第1 一般質問	121
(1) 島春代議員質問	121
「産前・産後の子育て支援について」	121
○本田和佳子健康福祉部長答弁	122
(2) 島春代議員質問	123
「あいのりタクシーの現状について」	124
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	125
島春代議員質問	125
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	126
島春代議員質問	127
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	128
休憩	129
開議	129
(1) 荒木崇之議員質問	129
「情報公開請求について」	130
○上田敏雄総務部長答弁	130
荒木崇之議員質問	130
○上田敏雄総務部長答弁	131
荒木崇之議員質問	131
○上田敏雄総務部長答弁	132
荒木崇之議員質問	132
○上田敏雄総務部長答弁	132

荒木崇之議員質問	132
○江頭実市長答弁	133
荒木崇之議員質問	133
○上田敏雄総務部長答弁	134
(2) 荒木崇之議員質問	134
「菊池市の人口減少について」	135
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	135
荒木崇之議員質問	136
○江頭実市長答弁	137
荒木崇之議員質問	139
○山田哲二建設部長答弁	140
休憩	144
開議	144
(1) 本藤潔議員質問	144
「子ども子育て施策について」	144
○本田和佳子健康福祉部長答弁	146
本藤潔議員質問	147
○本田和佳子健康福祉部長答弁	149
(2) 本藤潔議員質問	150
「交流人口拡大について」	151
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	152
○村田義喜教育部長答弁	152
本藤潔議員質問	153
○村田義喜教育部長答弁	153
本藤潔議員質問	153
○江頭実市長答弁	155
(3) 本藤潔議員質問	156
「菊池市の魅力について」	156
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	157
本藤潔議員質問	158
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	158
本藤潔議員質問	158
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	159
本藤潔議員質問	159

○江頭実市長答弁	160
休 憩	161
開 議	161
(1) 福島英徳議員質問	161
「七城地区の地下水対策について」	161
○三池克徳市民環境部長答弁	161
福島英徳議員質問	162
○三池克徳市民環境部長答弁	163
福島英徳議員質問	163
○三池克徳市民環境部長答弁	164
福島英徳議員質問	164
○宇野木洋一水道局長答弁	165
(2) 福島英徳議員質問	165
「菊池市の河川管理委託のありかたについて」	165
○山田哲二建設部長答弁	166
福島英徳議員質問	167
○山田哲二建設部長答弁	167
福島英徳議員質問	168
○山田哲二建設部長答弁	168
福島英徳議員質問	168
○山田哲二建設部長答弁	168
福島英徳議員質問	168
○山田哲二建設部長答弁	169
福島英徳議員質問	169
○上田敏雄総務部長答弁	170
福島英徳議員質問	170
○山田哲二建設部長答弁	170
9. 日程通告 散会	171
2月28日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	175
2. 本日の会議に付した事件	175
3. 出席議員氏名	175
4. 欠席議員氏名	175

5. 説明のため出席した者の職氏名	176
6. 事務局職員出席者	176
7. 開 議	177
8. 日程第1 一般質問	177
(1) 安武睦夫議員質問	177
「防犯灯と街路灯（道路照明）について」	177
○上田敏雄総務部長答弁	178
○山田哲二建設部長答弁	178
安武睦夫議員質問	178
○上田敏雄総務部長答弁	179
○山田哲二建設部長答弁	179
安武睦夫議員質問	179
○山田哲二建設部長訂正	180
安武睦夫議員質問	180
○山田哲二建設部長答弁	181
安武睦夫議員質問	181
○江頭実市長答弁	182
(2) 安武睦夫議員質問	182
「地球温暖化対策計画について」	182
○三池克徳市民環境部長答弁	184
○上田敏雄総務部長答弁	184
○村田義喜教育部長答弁	184
安武睦夫議員質問	185
○三池克徳市民環境部長答弁	187
○宇野木洋一水道局長答弁	187
○山田哲二建設部長答弁	188
安武睦夫議員質問	188
○清水登経済部長答弁	190
○村田義喜教育部長答弁	190
安武睦夫議員質問	191
○江頭実市長答弁	192
休 憩	193
開 議	193
(1) 猿渡美智子議員質問	193

「酪農経営者への支援について」	193
○清水登経済部長答弁	194
猿渡美智子議員質問	195
○清水登経済部長答弁	195
猿渡美智子議員質問	196
○清水登経済部長答弁	197
猿渡美智子議員質問	197
○江頭実市長答弁	200
(2) 猿渡美智子議員質問	200
「子育て支援について」	201
○本田和佳子健康福祉部長答弁	201
猿渡美智子議員質問	202
○本田和佳子健康福祉部長答弁	202
猿渡美智子議員質問	202
○本田和佳子健康福祉部長答弁	204
昼食休憩	205
開 議	205
(1) 東奈津子議員質問	205
「不登校の子ども達への支援について」	205
○村田義喜教育部長答弁	206
東奈津子議員質問	207
○村田義喜教育部長答弁	208
東奈津子議員質問	208
○村田義喜教育部長答弁	209
東奈津子議員質問	210
○村田義喜教育部長答弁	211
東奈津子議員質問	211
○村田義喜教育部長答弁	213
(2) 東奈津子議員質問	213
「自衛隊への個人情報提供について」	214
○三池克徳市民環境部長答弁	215
東奈津子議員質問	215
○三池克徳市民環境部長答弁	215
東奈津子議員質問	216

○三池克徳市民環境部長答弁	216
東奈津子議員質問	216
○三池克徳市民環境部長答弁	217
東奈津子議員質問	217
○三池克徳市民環境部長答弁	218
東奈津子議員質問	218
○三池克徳市民環境部長答弁	219
休 憩	220
開 議	220
(1) 緒方哲郎議員質問	220
「農家の人手不足について」	220
○清水登経済部長答弁	221
緒方哲郎議員質問	221
○清水登経済部長訂正	223
緒方哲郎議員質問	224
○清水登経済部長訂正	225
(2) 緒方哲郎議員質問	226
「農地転用について」	226
○吉田武農業委員会事務局長答弁	227
緒方哲郎議員質問	227
○吉田武農業委員会事務局長答弁	228
緒方哲郎議員質問	228
○吉田武農業委員会事務局長答弁	229
緒方哲郎議員質問	229
○吉田武農業委員会事務局長答弁	230
9. 日程通告 散会	231
3月 1日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	235
2. 本日の会議に付した事件	235
3. 出席議員氏名	235
4. 欠席議員氏名	236
5. 説明のため出席した者の職氏名	236
6. 事務局職員出席者	236

7. 開 議	237
8. 日程第1 一般質問	237
(1) 二ノ文伸元議員質問	237
「菊池温泉街の現状について」	237
○清水登経済部長答弁	238
二ノ文伸元議員質問	238
○清水登経済部長答弁	238
二ノ文伸元議員質問	239
○清水登経済部長答弁	239
二ノ文伸元議員質問	239
○江頭実市長答弁	240
(2) 二ノ文伸元議員質問	241
「四季の里旭志について」	242
○清水登経済部長答弁	242
二ノ文伸元議員質問	244
○清水登経済部長答弁	244
二ノ文伸元議員質問	245
○清水登経済部長答弁	245
二ノ文伸元議員質問	245
○清水登経済部長答弁	245
休 憩	246
開 議	246
(1) 木下雄二議員質問	246
「道路整備について」	246
○山田哲二建設部長答弁	248
(2) 木下雄二議員質問	249
「移動販売の拡充について」	249
○本田和佳子健康福祉部長答弁	249
(3) 木下雄二議員質問	250
「九州産廃菊池事業所廃止後の水迫地区への対応について」	250
○三池克徳市民環境部長答弁	250
(4) 木下雄二議員質問	251
「市営住宅の指定管理について」	251
○山田哲二建設部長答弁	252

木下雄二議員質問	252
○江頭実市長答弁	252
(5) 木下雄二議員質問	253
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	253
○江頭実市長答弁	254
(6) 木下雄二議員質問	255
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	255
○三池克徳市民環境部長答弁	256
木下雄二議員質問	256
○江頭実市長答弁	257
(7) 木下雄二議員質問	257
「竜門ダムの水のTSMC等への活用について」	257
○江頭実市長答弁	258
9. 日程第2 議案第26号及び議案第27号 一括上程・説明・委員会付託	260
10. 日程通告 散会	262

3月 2日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 3日(金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 4日(土曜日)	休 会
3月 5日(日曜日)	休 会
3月 6日(月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

3月 7日(火曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第7号		265
2. 本日の会議に付した事件		265
3. 出席議員氏名		265
4. 欠席議員氏名		266
5. 説明のため出席した者の職氏名		266

6. 事務局職員出席者	266
7. 開 議	267
8. 日程第1 議案第16号及び議案第22号の訂正 説明・採決	267
9. 散 会	269

3月 7日（火曜日） 予算決算常任委員会
 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

3月 8日（水曜日） 休 会

3月 9日（木曜日） 経済建設常任委員会

3月10日（金曜日） 休 会

3月11日（土曜日） 休 会

3月12日（日曜日） 休 会

3月13日（月曜日） 休 会

3月14日（火曜日） 予算決算常任委員会

3月15日（水曜日） 休 会

3月16日（木曜日） 休 会

3月17日（金曜日） 本会議 頁

1. 議事日程第8号	273
2. 本日の会議に付した事件	273
3. 出席議員氏名	274
4. 欠席議員氏名	274
5. 説明のため出席した者の職氏名	274
6. 事務局職員出席者	275
7. 開 議	276
8. 日程第1 各常任委員会報告	276
・総務文教常任委員長報告	276
・福祉厚生常任委員長報告	278
・経済建設常任委員長報告	279
・予算決算常任委員長報告	280
委員長報告に対する質疑	286
討論（議案第2号～議案第27号）	286

	(1) 東奈津子議員討論	286
	(2) 田中教之議員討論	290
	(3) 荒木崇之議員討論	290
休 憩		291
開 議		291
	採決 (議案第2号及び議案第3号、議案第5号～議案第16号 議案第21号～議案第26号)	291
	採決 (議案第4号)	292
	採決 (議案第17号)	292
	採決 (議案第18号)	292
	採決 (議案第19号)	292
	採決 (議案第20号)	292
	採決 (議案第27号)	292
9. 日程第2	議案第28号 上程・説明・質疑・討論・採決	293
10. 日程第3	議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	295
11. 日程第4	議案第29号 上程・説明・質疑・討論・採決	296
12. 日程第5	議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について	297
13. 日程第6	意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	298
14. 日程第7	決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	301
15. 日程第8	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	302
16. 閉 会		304

第 1 号

2 月 1 7 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和5年2月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第2号 菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
 - 議案第3号 菊池市総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第4号 菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第5号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第7号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第8号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第9号 菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第10号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第11号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第14号）
 - 議案第12号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第13号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第14号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
 - 議案第15号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議案第16号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）
 - 議案第17号 令和5年度菊池市一般会計予算
 - 議案第18号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第19号 令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 20 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
議案第 21 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計予算
議案第 22 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計予算
議案第 23 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 24 号 熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
議案第 25 号 市道路線の認定について

一括上程・説明

- 第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（消防活動事故）

上程・報告・質疑

- 第 5 陳情第 1 号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

上程



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 2 号 菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
議案第 3 号 菊池市総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第10号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第12号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第13号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第15号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第17号 令和5年度菊池市一般会計予算
- 議案第18号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第22号 令和5年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第23号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第24号 熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 議案第25号 市道路線の認定について

一括上程・説明

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（消防活動事故）

上程・報告・質疑

日程第5 陳情第1号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

上程



出席議員（20名）

1番 本 藤 潔

2番 安 武 睦 夫

3番	稲 繼 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

2月15日に、第164回地方行政委員会が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和4年12月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、稲継智康議員及び古田浩敏議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月17日までの29日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの29日間と決定しました。

○

日程第3 議案第2号から議案第25号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第2号から議案第25号までの24案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、令和5年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど決定をいただきましたように、本日から3月17日までの29日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、まず、令和5年度における私の市政運営に関する基本的な考え方についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

まず、令和5年度の施政方針に先立ちまして、昨今の本市を取り巻く状況について、申し上げます。

昨年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界の人々に大きな衝撃を与えました。このことを発端に、世界中でエネルギー価格や原材料・資源価格の高騰、物流の混乱・停滞など、世界経済及び金融市場の先行きに対する不安が広がっています。

一方、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返していますが、ワクチン接種の普及等に伴い、多くの国で人々の行動や経済活動の制限の見直しが進められています。国内でも感染症法上の分類が2類から5類へと変更される見通しになるなど、ウィズコロナに向けて新たな段階へ移行しようとしています。

次に、本市の状況についてですが、これまで新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰に対する支援策など、市民の生活を守るため、様々な施策を展開してまいりました。昨年は、コロナの規制緩和が進んだことにより、3年ぶりとなる地域の祭りやイベントの開催など、コロナ前の日常を徐々に取り戻しつつあります。そのほか、竜門ダムキャンプ場や小学校跡地を活用したエミュー観光牧場の本格稼働、全国きくちさんサミットや菊池溪谷の夜間ライトアップの開催など、官民連携で新し

い事業に取り組む動きも活発になってきました。

菊陽町に進出する世界最大手の半導体受託製造企業であるTSMCの新工場については、昨年から着々と工事が進んでいます。また、半導体製造には多くの関連産業が必要になることから、今後も多数の関連企業の工場立地が予想されます。TSMCをはじめとしたこれらの企業群の工場や事業所の集積は、本市にとっても千載一遇のチャンスと捉えています。そのため、TSMCの近接性や生活環境等の優位性を生かして、特に住宅の誘致・促進に重点的に取り組むとともに、県営工業団地の造成については、県に全面的に協力いたします。さらに、TSMCの新工場から一番近い温泉観光地としての特性を生かし、従業員やその家族の方々の奥座敷として、観光誘客にもつなげてまいります。

世界的には、ウクライナ侵攻やコロナ禍といった厳しい情勢の中にもかかわらず、菊池圏域はTSMCの新工場建設のように、これからの経済発展に大きな可能性を秘めています。これからは、これまでの常識や考え方が通用しない様々な課題に、的確かつ着実に対応していかなければなりません。

そのためにも、市政運営の羅針盤である「第3次菊池市総合計画」を指針として、しっかりと取組を進め、将来像である「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」の実現を目指してまいります。

それでは、令和5年度の予算編成方針について申し上げます。

今定例会に提案しております令和5年度の当初予算については、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立をより強固なものとしたウィズコロナに向けた前向きな対策を講ずるとともに、「第3次菊池市総合計画」に基づく将来像の実現に向け着実な取組となるよう編成しています。

また併せて、財源や人財等の資源を有効活用し、財政健全化に配慮しながら、最小の経費で最大の効果を生み出すよう、各種事業に取り組めます。

この結果、令和5年度の一般会計予算の総額は273億6,600万円となっています。

令和5年度の重点施策を説明する前に、新型コロナウイルス感染症対策及び個別分野の垣根を越えて横断的に取り組む重要な事項として、総合計画に掲げる四つの項目について、まず説明をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。これまで猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの普及や新たな知見の獲得等に伴い、本年5月には、感染症法上の分類が2類から5類へと変更される見通しになるなど、ウィズコロナ社会に向けて大きな節目を迎えています。本市としましても、国・県の方針等に沿って的確に対応し、ワクチン接種をはじめとする感染拡大防止と社会

経済活動の回復との両立を進め、ウィズコロナ社会へと円滑に移行できるよう体制を整えます。

次に、横断的に取り組む項目の1点目は、喫緊の課題である人口減少対策です。本市では、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すため、平成28年3月に「菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画的に施策を展開してまいりました。こうした中、菊陽町へのTSMC進出による新工場建設や中九州・横断道路の整備は、産業振興や雇用の拡大はもとより、移住・定住にもつながる大きな効果も期待できます。また昨年、旭志地域が過疎地域に指定され、地域内での一定の事業に対し、国からの財政的な支援を受けることが可能になりました。本市としましては、これらのチャンスを生かすため、特に、子育て世帯に対する本市の魅力発信や子育て・教育支援の充実、住宅環境の整備などの施策をより一層充実させ、魅力あふれるまちづくりを進めます。

横断的に取り組む項目の2点目は、SDGsの推進です。本市は、令和3年5月、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する自治体として、国から「SDGs未来都市」に選定されました。SDGsの目的である持続可能な社会の構築に向けて、最上位計画である総合計画の各施策にゴールを設定し、SDGsの理念や手法を取り入れた施策の展開を図っています。今後もSDGsの普及促進にさらに取り組むとともに、ゴール達成に向けてSDGs未来都市計画に掲げた各施策を企業や市民団体、教育機関などと連携して取り組み、地域課題の解決につなげます。

横断的に取り組む項目の3点目は、デジタル化の推進です。コロナ禍による社会変容に対応していくためには、デジタルの力は欠かせません。そのため、本市では令和3年10月に「菊池市デジタル化推進宣言」を行い、この2月には「菊池市デジタル化推進基本方針」を策定しており、オンライン事前申請により「書かない窓口」を実現するなど、市民生活の質や利便性の向上、社会課題の解決にデジタル技術を最大限に活用します。

横断的に取り組む項目の4点目は、市民協働の推進です。本市では、「もりまち・はなまち・かわまちづくり」など市民力を生かし、行政と地域が一丸となった取組を続けています。

今後もまちなかの魅力をさらに向上させることを目的に、官民連携によるまちなか周遊のアイデアを考える場を創出するなど、市民・関係機関が協力しながら、暮らしやすく魅力的な市民参画型のまちづくりを進めます。

次に、令和5年度の主要施策につきまして、五つの政策分野に沿って説明します。まず、産業と経済についてであります。

本市の基幹産業である農業については、本市独自の新規農業就業奨励金や国の農

業次世代人材投資資金の活用をはじめ、営農指導員による農業技術や経営の助言・指導など、農業者に対するサポート体制を充実させ、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。また、持続的な農業経営を維持・発展していくため、県営事業や団体営事業等を活用しながら、農地や農道、用排水路等の整備を行い、農業経営基盤の強化を図ります。

安心・安全で高品質な農産物づくりについては、令和3年に国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学合成肥料・農薬の低減、畜産堆肥の施用による土づくりを行うなど、本市独自の生産基準である「環境王国菊池基準」の普及を通して、有機農業への取組を推進します。

農林畜産物のブランド化の推進については、新たな加工品の開発や高付加価値化、各種イベントの開催に併せた特産品PRや市外への販路拡大に取り組み、ブランド力の向上に努めます。また、日本穀物検定協会の米食味ランキングでの最高評価である特A獲得や地理的表示制度、いわゆるGI登録に向けて、県やJAと連携して取り組むとともに、菊池米食味コンクール・九州のお米食味コンクールによる菊池米のさらなるブランド力強化を図ります。

畜産業については、優良な家畜導入への補助や農業制度資金の利子補給事業、国・県の補助事業を活用した施設整備のほか、近年の厳しい農業情勢に対応した支援を行い、畜産農家の経営基盤強化を図ります。また、市内において家畜伝染病を発生させないよう、防疫意識の啓発を図り、県や農業団体と連携した家畜防疫体制の整備に努めます。

畜産環境問題については、広報紙やホームページを活用して、法を遵守した畜産堆肥の適正管理を啓発し、定期的な環境パトロールを実施するなど、県と連携して環境指導を行うほか、余剰堆肥の広域流通を推進します。

林業の振興については、引き続き林内の作業路・作業道の整備や間伐促進を支援することで、木材の安定した供給と森林の保全を図ります。

鳥獣対策については、まず、本年度から2年間をイノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、捕獲報奨金を増額した捕獲強化計画により、効果的・効率的な捕獲を図ります。また、デジタル技術の導入により、わなの見回り労力の軽減と設置の最適化を図ります。さらには、県が推進する地域ぐるみで行う「えづけSTOP対策」の周知徹底を図るなど、さらなる農林作物被害の軽減を推進するとともに、安心安全な住環境を維持します。

創業を目指す事業者に対しては、3期目を迎える「きくち起業塾」充実を図るとともに、商工会と連携した個別相談会を開催し、創業に至るまでのノウハウの習得や個別課題の解決につなげます。また、新規創業のみならず、業態転換や新事業・

新分野に進出する事業者に対しても、ビジネスモデルの変革に取り組むことができるように制度を拡充します。

事業者への支援については、地域経済はもとより地元住民の生活にも影響しかねない事業者の廃業を回避し、中小企業や小規模事業者が長年製造してきた商品や培ってきた技術・サービスを次世代へ引き継ぐことを目的に、商工会と連携して、事業承継を促進します。また、様々な産業分野の方が集うビジネスサロンを設け、情報交換などを通じて新たなビジネスチャンスの創出につなげます。

「きくち未来創造塾」では、事業者や大学など産学官金が連携し、地域や企業の課題解決につなげるため、新たなビジネスプランの構築を推進します。また、経営課題の解決等を目指す事業者に対しては、金融機関等と連携して副業人材の活用を支援します。

グルメ菊池の推進については、地産地消を推進し、一定の基準をクリアした飲食店を「グルメ菊池認定店」として広くPRを行います。また、「グルメ菊池重点区域」で開業する飲食店の支援強化を図ります。

企業誘致については、菊陽町へのTSMC進出による新工場建設により、地域経済の様々な分野での活性化が期待されることから、さらなる工場進出に対応するため、県営工業団地の造成に向けて万全の協力体制で臨みます。併せて、本市に立地する企業からの要望等に対応するためのフォローアップや、進出を計画している企業の相談等の充実を図ります。

観光の振興については、令和4年3月に策定した「観光振興ビジョン」に掲げる将来像の実現に向け、自然回帰・健康志向といった「癒し」を本市観光の柱として、旅行客のニーズに合った観光コンテンツをさらに磨き上げ、官民が連携して中長期的かつ戦略的な視点で取り組みます。また、観光業の再生及び活性化に向けて、宿泊施設等の事業者を対象にセミナー等を開催し、温泉街の課題抽出、解決への道筋を明確にするなど、宿泊施設等の魅力向上を図ります。さらに、観光の振興を図るため、国の事業を活用して観光協会の体制強化を支援し、観光関連団体等と連携しながら、滞在時間の延伸及び地域の賑わい創出を図り、本市観光の高付加価値化やブランドイメージの向上、プロモーション活動の強化により、観光消費額を高める取組を戦略的に進めます。そのほか、国内観光客の誘致だけでなく、インバウンドの受入体制の整備や、竜門ダム周辺のキャンプ場としての機能強化、きくちふるさと水源交流館を拠点としたグリーンツーリズムの推進、さらには、菊池溪谷内の環境整備を行い、本市観光資源の魅力化にも取り組みます。

菊池一族の歴史を活用した取組については、これまでの歴史発信によるファンづくりに加えて、市民と市外の菊池ファンの協働により、一族の史跡等を守る活動の

実施や、福岡県の五つの自治体と構成している南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会で行うスタンプラリー等の事業により、さらなる関係人口の創出・拡大を図ります。また、ふるさと創生市民広場や松囃子能場などを会場としたイベントをはじめ、各会場をつなぎ、まちなか周遊を促すことで「ウォークブルシティ」を目指すなど、これらのまちなか戦略を通じて、本市の新たな魅力の掘り起こしや交流の創出につなげ、さらなる菊池ファンの増加を図ります。さらに、これらの菊池ファンをはじめ、ふるさと納税の寄附額の増加にもつながるよう、魅力ある返礼品開発や返礼品取扱事業者の拡充を行います。

国内の都市間交流については、新型コロナウイルス感染症の状況にも配慮しながら、これまでの人的交流と併せて物的交流をさらに進めることで、相互の活性化を図り、継続的に交流できるように推進いたします。

国際交流については、相互訪問による交流再開を見据えながら、友好都市との中学生によるオンライン交流会や、中央図書館と菊池国際交流協会が連携し、在住外国人と市民との交流機会を創出する取組等を継続しながら、市民の国際意識の醸成と将来の地域を担う人材育成に努めます。

次に、子育てと仕事の両立支援については、子どもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境を整えるため、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、保育を必要とする全ての児童を受け入れることができる体制を整え、待機児童ゼロを堅持します。また、放課後児童クラブの利用希望者が増加していることから、クラブの新規開所を進めます。さらに、本年4月より子ども医療費助成対象者を18歳までに拡充するほか、引き続き市独自の取組として、すくすく子宝祝金や保育所等の副食費の助成による多子世帯の支援の充実を図ります。

「つどいの広場」や「子育て支援センター」については、子育て中の親子の交流や学びの促進を図り、育児の不安解消や孤立化の防止に努めるとともに、子育て環境の充実を図るために、2か所目となる病児・病後児保育施設の設置場所や時期について検討します。

子育てに関する相談窓口である「子育て世代包括支援センターきくびあ」については、一般的な育児相談から支援度の高い児童虐待やDV相談も含めた、妊娠期から子育て期における切れ目のない包括的な相談支援体制のさらなる充実を図ります。

市民の健康については、健康寿命の延伸を図るため、「健康増進計画」及び「高齢者保健福祉計画」等に基づき、市民の健康づくりや生活習慣病予防等への関心を高め、歯科を含めた各種検診の受診勧奨、保健指導の充実を図り、ライフステージに応じた生活習慣病の発症、重症化予防及び介護予防を推進します。また、アプリを活用した健康ポイント事業や健康づくり、介護予防のための運動習慣や食生活の

改善についての啓発・支援など、市民の自主的な健康づくりが広がるよう、関係団体と連携し取り組みます。

高齢者福祉の充実については、認知機能低下のおそれのある高齢者に対し、認知機能維持のための教室を実施するほか、認知症サポーターを養成するなど、認知症の人を支える地域づくりを推進します。

障がい福祉については、障がい者（児）の自立と社会参加の支援を推進するため、引き続き、一人ひとりのニーズに即した適切な障がい福祉サービスが有効に利用できるよう、国の基本指針に即して「障がい者計画」等に基づき、関係機関との連携を図りながら地域での生活を支援します。また、障がい者差別の解消と理解浸透を図るため、関係各課と連携し、啓発活動等を推進します。

生活困窮世帯への対応については、生活の困り事や不安があるときに必要な支援を受け、安心して安定した生活を送ることができるよう、世帯の困窮状況に応じた支援プランを一緒に考え、居住、就労、家計等の各種支援へつなぎ、世帯の自立促進を図ります。

地域福祉については、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき社会福祉協議会と連携し、地域支えあいの意識づくりを進め、民生委員・児童委員等の福祉活動を支援するなど、市民全てが相互につながり、ともに支えあう地域福祉の推進に努めます。また、地域住民の抱える困難な生活課題を解決するため、関係機関等と連携し一体的に支援を行う、重層的支援体制の整備を進めます。

次に、自然環境と暮らしの基盤についてです。

脱炭素・循環型社会の実現については、熊本連携中枢都市圏において、2050年までに圏域全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボン・ニュートラルの実現に取り組むとともに、「第三次菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を着実に実施するため、市職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行し、温室効果ガスの削減に引き続き取り組みます。また、市内小学生を対象とした、環境問題に関する学習会の開催や地球温暖化防止に関する市民意識の高揚のための周知・啓発に努めます。さらに、資源循環型社会の形成を目指すとともに、再生可能エネルギーの普及・利用による持続可能なまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電設備の設置促進を図ります。

ごみの減量化やリサイクルの推進については、ごみ分別アプリや出前講座により、市民への周知・啓発を図ります。また、各家庭から排出される空き缶や空き瓶などの各資源物を有価物として回収される各種団体への奨励金制度や、生ごみの減量を図るための生ごみ処理機等の購入補助金制度の活用について、広く周知を行い、ごみの排出抑制と再資源化による循環型社会を推進します。

七城地区の地下水対策事業については、熊本大学との共同研究による地下水の定点水質調査及び硝酸態窒素濃度の分析業務を引き続き実施し、調査結果等を踏まえた硝酸態窒素削減対策を進め、安心・安全な地下水保全に努めます。併せて、庁内関係部署連携による農用地における野積堆肥巡回パトロールや関係畜産農家への指導等を適宜実施しながら、これまでの地下水対策協議会における協議事項や地域の現状等を踏まえ、関係機関との連絡調整等を図り、実効性のある地下水保全対策を進めます。また、水質基準を超過し、補助要綱に基づく浄水器設置を希望される方への支援については、関係地区住民説明会での意見を踏まえ、支援内容の見直しを行います。なお、小規模水道施設整備等補助事業については、引き続き新設、増設及び改修等を希望する団体等に対する支援により、安全な飲用水の確保に努めるとともに、支援内容の見直しを検討します。

農地の保全については、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を有効に活用し、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地をはじめとする農地の活用と耕作放棄地の解消に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ります。

森林環境譲与税については、本市の森林に関する課題の解決に向けて、現在、実施している各種事業の取組に加えて、森林整備や林業後継者育成、木材の普及啓発を図るため、新たな各種事業を創設します。

花と緑にあふれたまちづくりについては、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」を通して、空き地等の緑地化に取り組み、市民の憩いの場を創出してきました。今後も協力企業から提供される花苗を活用し、市民協働でまち全体がいつも花であふれるような「一家一花運動」の展開や、キクロスカレッジにおける景観マイスターの育成等を進めながら、魅力あるまちづくりを進めます。

「かわまちづくり」については、これまで市民の皆様をはじめ、国土交通省や大学と連携した社会実験を通して、「かわ」と「まち」がつながる癒やしの空間の創造模索してきました。国土交通省による迫間川の飛び石や散策道などが一部完成し、今後は、この空間を生かし、まちなか戦略として「はなまちづくり」や「もりまちづくり」と連動しながら、居心地がよく歩きたくなるまち「ウォークブルシティ」を推進し、活気あるまちづくりを図ります。さらに、隈府の街並みを周遊するまちなかづくりを進める「菊池市SDGs未来都市まちなかデザイン会議」を開催し、わいふ一番館や古民家、空き地（後に発言の申し出があり、「空き地」を「空き家」へ訂正）の利活用など、官民連携によるまちなかの活性化を図ります。

菊池公園の十月桜エリアについては、これまで給水設備や園路の整備を行ってきました。今後はそれらを生かし、市民が主体となって楽しみながら公園づくりがで

きるようなエリアを目指します。また、そのほかの公園についても、子育て世代をはじめ、市民の憩いの場としての良好な管理に努めるとともに、将来的に民間を活用した管理体制についても検討を行います。

防災については、自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。また、高齢者等の情報弱者が誰一人取り残されることなく、確実に防災情報を受け取ることができるよう、戸別受信機の貸与事業を迅速に進めるとともに、発災時に円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図ります。

交通安全・防犯対策については、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、交通安全意識の啓発やパトロール活動、カーブミラー等の交通安全施設や防犯灯の整備を計画的に実施します。

公営住宅については、昨年度から指定管理制度を導入しましたが、引き続きコスト削減と入居者へのさらなるサービス向上を図ります。また、菊陽町へのT SMC進出による新工場建設に伴うチャンスを生かし、民間の宅地開発の参入を促す目的から補助金を創設し、同時に宅地開発適地の調査・選定を進め、人口増対策として住宅施策に取り組みます。

市道の整備については、市民生活における利便性の向上と地域の活性化及び歩行者等の安全確保のため、道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕等を引き続き実施し、適切な維持管理に努めます。また、国県道については、中九州横断道路、国道325号の4車線化及び県道の未改良区間の早期整備要望を引き続き行います。

地域公共交通については、べんりカー、あいのりタクシー、路線バス運行の維持確保を継続するとともに、アンケート調査などを踏まえ、市民ニーズに合った公共交通施策の改善に着手します。

水道事業については、安全な水道水を安定供給するため、引き続き水源施設の整備、経年劣化している水中ポンプの取替え並びに配水管の布設及び布設替を行い、水道施設の整備・維持管理に努めます。

下水道事業については、公営企業として安定した経営を継続するため、収入確保、経費削減に努め、経営基盤の強化と経営健全化の取組を推進します。また、継続事業として、菊池市浄水センターの消化タンク工事を実施します。下水道処理区域外については、浄化槽設置を推進することで汚水処理人口普及率の向上に努め、生活環境と公共用水域の保全を図ります。

次に、教育と文化についてです。

適切な教育機会の確保については、意欲と能力があり、国や社会の発展に貢献することが期待される子どもたちが、経済的な理由により高校や大学への進学を断念

することがないように、引き続き「菊池市教育振興小川基金」を活用した給付型の奨学金制度を進めます。また、貸与型（後に発言の申し出があり、「貸与型」を「貸付型」へ訂正）の奨学資金についても、経済的理由などにより就学困難な方に対して、入学準備金及び毎月の奨学金の貸付を行います。

学校教育のICT化については、これまでに導入した1人1台端末や電子黒板等のICT機器を積極的に活用した授業の実践と家庭学習での活用により、子どもたちの家庭学習の充実と学力向上を目指します。また、児童生徒の主体的な学びを育成するため、引き続き授業改革に取り組みます。

中学生の人財育成については、引き続きプラチナ構想ネットワークをはじめとする関係機関と連携し、「森の学校・きくち」の実施や、「プラチナ未来人財育成塾」への派遣を行い、未来のリーダーを育成します。併せて、SDGsの実現に向けた教育、いわゆるESDを全校で実践します。また、中学校同様に、菊池市の未来を担う人財の育成を目指す市内3高校の魅力化については、公営塾である「菊池前進塾」の活用や「高校魅力化コーディネーター」によるサポート体制を充実させることで、特色ある3高校の魅力化につなげます。

学校施設については、「菊池市学校施設等長寿命化計画」に基づき、本年度から菊池南中学校長寿命化改良工事に着手し、令和7年度の完成を目指します。また、教室数の不足が見込まれる菊之池小学校、泗水小学校については、校舎の増築工事と校舎増築のための設計を実施します。

学校給食については、菊池北中学校の施設の統合や改修、泗水給食センターの調理器具等の更新を行います。また、全ての小中学校の米飯給食において、菊池市産の特別栽培米を使用するなど、地産地消を推進するとともに、安全で安心な学校給食を提供します。

菊池の豊かな自然の中で、子どもたちが昔遊びなどの様々な活動を体験する「菊池あおぞら自然教室」については、地域産の陶土を用いた創作活動を実施し、子どもたちの感性を高めるとともに、SDGsへの理解を深めます。また、地域住民の協力を得ながら中学生の学習習慣の確立を目指す「地域未来塾」を引き続き全ての中学校で開校し、小学校については「放課後子ども教室」に継続して取り組みます。

わいふ一番館については、企画展を開催すると同時に、ギャラリーを一般開放し、広く活用することにより、周遊できるまちなかの拠点を目指します。

公民館については、生涯を通じた学習活動を支援するために、各ライフステージにおける特性や課題を踏まえた主催講座を展開します。また、学習成果を自己実現のみならず、地域課題等の各種問題解決や地域活性化につなげるため、まちづくりリーダーや生涯学習指導者等の養成を行う「キクロスカレッジ」や「生涯学習人財

認証制度」の取組を拡充し、より一層、学びと活動の循環の創出を図ります。

図書館については、様々な課題を抱える人々や地域団体、地場企業、教育機関等に対し、デジタル技術を活用した資料及び情報の提供により、利便性の向上と課題解決の支援を行います。また、「記憶の記録プロジェクト」により収集した約4,000点のコンテンツの活用や、Webやアプリ等のオンラインと実際の図書館を併用した交流の場や地域文化の創造と情報発信の拠点化を図ります。さらに、図書館システムのデジタル化については、大学や企業などと連携し、職員のデジタルスキルの向上を図るとともに、利用者及び市民に対して直接的なサービスと非来館型のサービスを組み合わせて、サービスの高度化につなげます。

生涯スポーツ社会の推進については、様々なスポーツを通じて、健康増進、仲間づくり、世代間交流の推進につなげ、市民の誰もがスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせる社会を目指します。また、体育施設が安全で快適に利用できるよう、引き続き整備を進めます。

歴史文化、芸術の振興については、小中学生が菊池の歴史や文化を学ぶことにより、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心を育てます。また、地域の伝統芸能保存団体の活動を支援し、伝統文化の保存・整備を図るとともに、郷土の文化継承のため、学校での体験を通して社会クラブ化を見据えた取組を行います。文化芸術分野の全国大会等出場者に対しては、報奨金を交付し、活動の活性化を図ります。さらに、「菊池氏遺跡」の国指定を見据え、さらなる調査研究による歴史的価値の解明を図り、保存管理計画策定に向けて準備を進めます。

鞠智城については、県や山鹿市と連携して、歴史や魅力を広く発信し、認知度向上に取り組むとともに、これまでのイベントに磨きをかけ、国営公園化に向けた取組を進めます。

人権教育・啓発については、様々な人権問題についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、インターネットによる人権侵害などの新たな人権課題の解消に向けて、西部市民センター等の地域拠点からの情報発信や各種人権啓発研修会、ふるさと懇談会などを実施します。また、令和4年度に策定した「菊池市パートナーシップ宣誓制度」や「菊池市人権未来都市宣言」のさらなる普及啓発を行い、市民一人ひとりが、あらゆる人権課題の解決に取り組む意識を醸成します。

男女共同参画社会の実現については、審議会やセミナー等の開催、市民協働でのフォーラムの開催や情報誌作成など、男女共同参画の視点に立った意識啓発を行います。これまで男性中心になりがちであった施策や方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、各種審議会等への女性委員登用率の向上に取り組めます。また、男

女ともに仕事と生活の調和、多様な生き方が選択できる支援を進めるほか、DV等に対しては、専門委員による相談を引き続き実施し、支援します。

開かれた市政の推進については、市民に必要な情報を適宜・適切に、より分かりやすく届けるよう、広報紙の充実やホームページ・各種SNSなどを用いた情報発信を進めます。また、市民ニーズや意見を把握し政策に反映させるため、「市長と語る会」をはじめ、広く市民の皆様の意見聴取の機会を確保します。

行政のデジタル化の推進については、マイナンバーカードやオンラインを活用し、自宅から各種申請手続きができる環境を整備し、市民サービスの向上を図ります。また、オンライン会議、ペーパーレス会議、テレワーク、定型作業のコンピューターによる自動化、いわゆるRPA等の活用を充実するほか、電子決裁の運用に向けたシステムの構築や文書の電子化による事務の効率化を図ります。

職員の人財育成については、引き続き、国・県及び関係機関への積極的な派遣研修を行い、専門的かつ総合的な知識や技能の習得・向上を図ります。また、管理監督職研修をはじめとした各種人財育成研修により、職員の意識改革と能力開発、資質向上につなげ、市民サービスの向上に努めます。

財政基盤の強化については、行政評価や中期財政試算を活用しながら、健全な予算規模となるよう事業のスクラップアンドビルドを進めるなど、適正化を図ります。また、公共施設等については、市民や利用者等との合意形成に努めながら、引き続き個別施設計画を推進します。

令和5年度は、私が市政をお預かりして3期目の3年目を迎えます。これまで、先人たちが紡いできた歴史と、自然のもたらす癒やし、そしてそれらが調和した豊かな暮らしを本市の魅力とし、市民の笑顔が輝く魅力あふれるまちづくりを進めてまいりました。

今後も様々な難しい課題が続きますが、そのような中、菊陽町へのTSMC進出による新工場建設をはじめとした様々な追い風が吹き始めたと感じております。この追い風を受けて、本市の強みを生かしさらに飛躍できるよう「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」の実現に向けて、一致団結して取り組んでまいります。

合い言葉は「三つのつ」。つどう、つなげる、つづける。市民・地域・行政がつどい、人と人がつながり、自分たちのまちについて共に考え、たゆまぬ努力を続けていくことで、次の世代によりよいふるさとを引き継いでいく。このことを改めて心に刻み、しっかりと市政運営に取り組んでいくことをお誓い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第2号は、執行機関の附属機関の設置に伴う、菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の新規制定、議案第3号は、議案第2号の条例制定に伴う、菊池市総合計画策定条例の一部改正、議案第4号は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う、菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正、議案第5号は、固定資産評価審査委員会の委員定数の変更に伴う、菊池市税条例の一部改正、議案第6号は、議案第2号の条例制定及び議案第5号の条例改正等に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第7号は、菊池環境保全組合の解散に伴う、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部改正、議案第8号は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴う、菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議案第9号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による、菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正、議案第10号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2、3ページの議案第11号、令和4年度一般会計補正予算（第14号）につきましては、予算の総額から13億4,129万8,000円を減額するものでございまして、補正の主なものとしましては、国の補正予算に伴う、担い手確保・経営強化支援事業の増額のほか、職員人件費及び各種事業費の確定見込みによる減額補正などとなっております。

議案第12号から議案第16号までの5議案につきましては、令和4年度の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第17号から議案第22号までの6議案につきましては、令和5年度の当初予算でございます。

議案書その1に戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。

議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更は、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第24号、熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更は、同じく地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第25号、市道路線の認定については、道路法の規定により、議会の議決を

お願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

恐れ入ります。私の発言に間違いがありましたので、おわびを申し上げるとともに修正をさせていただきます。

まちなかづくりに関します中で、菊池市SDGs未来都市まちなかデザイン会議を開催し、わいふ一番館や古民家、「空き地」の利活用と申し上げましたが、正しくは「空き家」の利活用でございます。訂正をお願いいたします。

それから、もう1点、教育と文化の中で、奨学金に触れた部分がございますが、「貸付型」と申し上げるべきところを「貸与型」というふうに間違えて申し上げましたので、これも訂正をお願いします。

以上、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長　ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩　午前10時52分

開議　午前10時58分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第2号から議案第25号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第2号、菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定については、執行機関の附属機関を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第3号、菊池市総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定については、議案第2号の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定に伴い、条例を改正するもので、同じく令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第4号、菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市固定資産評価審査委員会の委員定数を変更するに当たり、条例を改正するもので、現在の委員の任期満了後の令和5年7月8日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第5号の固定資産評価審査委員会及び生活排水処理施設運営協議会の識見委員の報酬に関する規定の追加、並びに、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置に伴い、条例を改正するもので、固定資産評価審査委員会の規定の追加は令和5年7月8日から、その他は令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、菊池環境保全組合の解散及びその事務を菊池広域連合が承継することに伴い、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び民法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、民法の改正に伴う改正規定は公布の日から、その他は令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行並びに民法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、民法の改正に伴う改正規定は公布の日から、その他は令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案第111号、令和4年度一般会計補正予算（第14号）でございます。

開けていただき、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から13億4,129万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ287億3,110万3,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

16ページをお願いいたします。

1 枠目の市民税、目1個人6,968万9,000円及び目2法人4,282万6,000円の増額は、税収の収入実績見込みによる増でございます。

17ページをお願いいたします。

5 枠目の目1地方交付税1億1,924万7,000円の増額は、普通交付税の追加交付による増でございます。

22ページをお願いいたします。

目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち、上から2行目の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2億9,880万円の減額は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の給付額確定に伴う減でございます。

25ページをお願いいたします。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち、下から5行目の担い手確保経営強化支援事業補助金1,003万1,000円の増額は、国の補正予算により事業を実施するものでございまして、その財源としまして、今回予算を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

最下段の枠の目1財源調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

32・33ページをお願いいたします。

款22市債につきましては、過疎対策事業債や災害復旧事業債など、増額となっているものもございしますが、各種事業費の確定見込みによる減額等により、市債全体では2億8,210万円の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

59ページをお願いいたします。

目1 社会福祉総務費のうち、3段目の新型コロナウイルス感染症対応事業2億9,880万円の減額は、歳入でもご説明しましたとおり、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付額確定による減でございます。

60ページをお願いいたします。

目2 社会福祉施設費のうち、2段目の社会福祉施設整備事業1,858万2,000円の減額は、国費の不採択により今年度予定しておりました西部市民センターの隣保館部分の改修を来年度に見送ったことによる減でございます。

61ページをお願いいたします。

目3 障がい者福祉費のうち、下から2段目の自立支援給付費等事業8,568万7,000円の増額は、主に介護給付事業費の増によるものでございます。

76ページをお願いいたします。

目2 予防費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業1億5,809万8,000円の増額は、主にワクチン接種に係る前年度事業分の国庫支出金返納金でございます。

84ページをお願いいたします。

目3 農業振興費のうち、最下段の担い手確保・経営強化支援事業1,003万1,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、国の補正予算によるものでございまして、今回の補正予算の計上と合わせまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

99ページをお願いいたします。

目2 街路事業費のうち、上段の定住化促進事業1,813万6,000円の減額は、用地協議等に不測の期間を要し、今年度中の事業実施が困難となったため、実施時期を来年度に見直したことによるものでございます。

103ページをお願いいたします。

目4 防災管理費のうち、最下段の防災行政無線等整備事業9,007万5,000円の減額は、事業の開始時期を1年延長させたことによる減でございます。

それでは、10ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加12件、変更1件となっておりますが、物価高騰の影響や、国の補正予算による事業実施などにより、今年度中に事業完了が難しいと判断されたものにつきまして、繰越明許費の補正を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、事業実施期間の見直しや、事業内容の変更等による3件の廃止ございまして、令和5年度の当初予算におきまして見直した内容で改めて設定を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容としましては、過疎地域持続的発展計画に基づいた過疎対策事業の活用や、災害復旧事業などにより増額となっているものもございしますが、各種事業費の確定見込みによる減額等により、市債全体では2億8,210万円の減となっております。

次に、131ページをお願いいたします。

議案第12号、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けていただき、133ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1,112万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,865万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、出産育児一時金の執行見込みによる減となっております。

次に、147ページをお願いいたします。

議案第13号、令和4年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただき、148ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から8,982万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億575万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保険料及び保険基盤安定負担金の確定見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減となっております。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第14号、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、157ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2億1,523万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,488万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、居宅介護及び地域密着型サービス給付負担金の

執行見込みによる減となっております。

次に、175ページをお願いいたします。

議案第15号、令和4年度水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、176ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の業務の予定量におきまして、水道設備費を9,949万4,000円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、水源地の工事請負費及び管理委託料の減額によるものでございます。

なお、この減額につきましては、令和4年度当初予算におきまして、継続費として定めた建設改良費を、翌年度の年割額を含めて計上したことによるものでございます。

次に、第3条におきまして、水道事業収益を178万1,000円増額し、水道事業費用を729万6,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、主に下水道事業会計負担金の増額及び消費税の増額によるものでございます。

次に、第4条におきまして、資本的収入を8,188万3,000円減額し、資本的支出を1億874万6,000円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、主に、企業債の減額及び建設改良費の減額によるものでございます。

第5条の企業債につきましては、企業債借入額の限度額を8,880万円減額するものでございます。

次に、187ページをお願いいたします。

議案第16号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、188ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益を3,136万3,000円増額し、下水道事業費用を6,360万2,000円増額するものでございまして、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の減額及び電力高騰による他会計補助金等の増額、支出につきましては、施設維持管理に要する動力費の増や、下水道本管移設に伴う資産減耗費の増によるものでございます。

次に、第4条におきまして、資本的収入を2,688万7,000円減額し、資本的支出を3,691万8,000円減額するものでございまして、補正の内容としましては、予定事業費の減及びそれに伴う企業債借入額の減が主なものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、令和5年度から令和6年度までの浄水センターの建設工事委託に関する協定のための債務負担行為3億円を設定するものでござ

ざいます。

次に、別冊となっております、議案第17号から議案第22号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和5年度当初予算につきましては、予算に関する説明資料により概要を説明しますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。こちらの冊子となっておりますので、こちらのほうをご覧いただければと思います。

予算に関する説明資料の3ページをお願いいたします。

令和5年度菊池市の財政規模でございます。

一般会計につきましては、予算総額273億6,600万円で、前年度と比較しまして、5億5,800万円、2.1%の増となっております。

令和5年度の主な事業内容としましては、強い農業づくり総合支援交付金事業7億5,094万7,000円、中学校長寿命化改良事業5億4,072万8,000円及びエコヴィレッジ旭解体事業3億8,317万7,000円となっております。

続きまして、特別会計について説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、予算総額67億921万2,000円、前年度比5,852万9,000円、0.9%の減で、主に、高額療養費負担金等の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額7億3,854万円、前年度比5,488万1,000円、6.9%の減で、主に、後期高齢者医療広域連合負担金の減によるものでございます。

最後に、介護保険事業会計につきましては、総額59億7,366万6,000円、前年度比930万2,000円、0.2%の減で、主に、地域密着型サービス費負担金及び居宅介護サービス給付負担金の減によるものでございます。

以上、特別会計全体では134億2,141万8,000円で、前年度比1億2,271万2,000円、0.9%の減となっております。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額11億9,400万6,000円で、前年度比8,494万3,000円、7.7%の増となっております。

次に、下水道事業会計につきましては、予算総額33億2,020万7,000円で、前年度比1億9,866万8,000円、6.4%の増となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

令和5年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、58億4,363万8,000円で、前年度比2

億6,070万2,000円、4.7%の増となっており、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による減収を、通常ベースまで引き上げた収入額で見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、前年度比1億円、1.2%の減となっておりますが、これは普通交付税2億円の減及び特別交付税1億円の増でございまして、これまでの交付実績や、国の地方財政計画による伸び率などから再算定を行いまして、普通交付税73億円及び特別交付税10億円の合わせて、計83億円を見込んでおります。

次に、国庫支出金は40億1,153万5,000円で、前年度比5,887万6,000円、1.4%の減となっております。

主な要因は、子どものための教育・保育給付費交付金1億31万8,000円の減によるものでございます。

次に、県支出金は32億4,065万5,000円で、前年度比7億127万7,000円、27.6%の増となっております。

主な要因は、強い農業づくり総合支援交付金でございまして、泗水ライスセンター等の施設整備費の増によるものでございます。

次に、繰入金は12億788万5,000円で、前年度比3億7,756万7,000円、23.8%の減となっております。

主な要因は、市税等の増に伴う財政調整基金繰入金2億4,500万円の減や、減災基金繰入金2億円の減によるものでございます。

最後に、市債は20億3,190万円で、前年度比1億4,320万円、7.6%の増となっております。

主な要因は、エコヴィレッジ旭解体事業に伴う合併特例事業債2億1,000万円の増などによるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和5年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は2億348万4,000円で、前年度比56万円、0.3%の減で、議員改選に伴う需用費等の減によるものでございます。

次に、総務費は26億559万4,000円、前年度比5億5,935万7,000円、17.7%の減で、主に、制度改正に伴う退職手当組合負担金2億8,678万5,000円の減によるものでございます。

次に、民生費は100億8,916万2,000円、前年度比1億7,646万6,000円、1.7%の減で、主に、私立保育園経費の子どものための教育・保育給付費負担金2億1,350万3,000円の減によるものでございます。

次に、衛生費は17億403万6,000円、前年度比2億7,611万1,000円、19.3%の減（後に発言の訂正があり、「19.3%の減」を「19.3%の増」へ訂正）で、主に、エコヴィレッジ旭解体事業3億8,317万7,000円の増及び菊池環境保全組合負担金1億6,405万9,000円の減によるものでございます。

次に、農林水産業費は23億2,947万2,000円、前年度比7億9,454万5,000円、51.8%の増で、主に、強い農業づくり総合支援交付金事業補助金7億5,094万7,000円の増でございます。

次に、商工費は4億7,671万円、前年度比1億1,923万9,000円、33.4%の増で、主に、観光施設整備事業の菊池溪谷1号トイレ建て替えに係る経費4,021万2,000円及び市民広場整備事業4,000万円の増によるものでございます。

次に、土木費は26億3,013万円、前年度比6,076万1,000円、2.4%の増で、主に、道路橋りょう新設改良事業1億2,110万8,000円及び松尾川整備事業7,000万円の増によるものでございます。

次に、消防費は8億9,898万2,000円、前年度比8,575万4,000円、8.7%の減で、主に、常備消防費の菊池広域連合負担金5,042万6,000円の減によるものでございます。

次に、教育費は30億9,989万2,000円、前年度比4億1,280万8,000円、15.4%の増で、主に図書館費の図書館情報管理システムの導入に係る経費8,985万円及び中学校長寿命化改良事業7,381万7,000円の増によるものでございます。

次に、災害復旧費は1,050万円、前年度比150万円、12.5%の減で、主に、平成28年熊本地震により被災された方への転居費用等の助成金の減によるものでございます。

次に、公債費は32億8,803万8,000円、前年度比2億9,182万7,000円、8.2%の減で、令和5年度は償還日の関係で、一部の市債について年2回の償還が年1回の償還となった影響による減でございます。

なお、6ページから10ページにかけまして、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計・各特別会計の主要事業につきましても、後ほどご覧いた

だけだと思います。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和5年度当初予算の概要でございます。

次に、議案書その1にお戻りいただきますようお願いいたします。

議案書その1の35ページをお願いいたします。

議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、令和5年7月1日から施行することとしております。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第24号、熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更については、同じく地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第25号、市道路線の認定については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、42ページ及び43ページが、認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第2号から議案第25号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。



日程第4 報告第1号 上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第4、報告第1号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 報告の前に、先ほどのところで訂正させていただきます。

衛生費のところ、前年度比2億7,611万1,000円、「19.3%の減」と申し上げたようですけども、「19.3%の増」ということで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、報告のほうをさせていただきます。

議案書その1の45ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、46ページが、専決第1号専決処分書で、消防活動中の事故について、

令和5年2月3日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和4年12月23日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、建物火災に出動した際に使用したホースを、ホース干し用の鉄塔につり下げ固定しておりましたが、強風にあおられたことにより固定が外れ、隣の邸宅の塀の瓦を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は11万7,054円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5 陳情第1号上程

○水上隆光 議長 次に、日程第5、陳情第1号を議題とします。

陳情第1号が、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月22日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月20日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前11時32分

第 2 号

2月22日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和5年2月22日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。
質疑は一括質疑として、3回までとなっています。
質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。
発言の通告がっておりますので、質疑を許します。
平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。では、質疑をさせていただきます。
議案第17号、菊池市一般会計予算、款4衛生費、項2清掃費、目3塵芥処理施設費について、お尋ねをいたします。
事業番号220番、エコヴィレッジ旭管理経費3億8,328万7,000円の財源について、お尋ねをいたします。
この財源は、補足資料によりますと、合併特例債と書いてありました。
そこで、お尋ねします。
過疎債の利用はされませんか。また、その併用は可能ですか。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございます。ただいまの質疑にお答えいたします。
エコヴィレッジ旭の解体工事につきましては、過疎債のソフト事業の対象とはなりますが、ソフト事業は年間で3,500万円の上限となっておりますので、本事業につきましては、過疎債の次に有利な合併特例債を活用するところでございます。
なお、過疎債と合併特例債の併用は、県にも確認しておりますが、併用できない

との回答をいただいております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　これで質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長　次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第2号から議案第25号まで並びに陳情第1号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和5年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第2号	菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
	議案第3号	菊池市総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第4号	菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第7号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第9号	菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第24号	熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
	議案第25号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第11号	令和4年度菊池市一般会計補正予算（第14号）
	議案第12号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第13号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第14号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第15号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第16号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）
	議案第17号	令和5年度菊池市一般会計予算
	議案第18号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第19号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第20号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第21号	令和5年度菊池市水道事業会計予算
	議案第22号	令和5年度菊池市下水道事業会計予算
議会運営 委員会	陳情第1号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、2月24日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時03分

第 3 号

2 月 2 4 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和5年2月24日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗です。

新型コロナの感染症の位置づけを、政府は本年5月8日に今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針を決定しました。しかし、医療費やワクチン接種などの行政の支援はまだ必要だと感じております。本日は、議会一般質問では、質問者のマスク着用は個人の判断に委ねるということですので、私は外させていただきます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、菊池米食味コンクールの発展性についてであります。

菊池米食味コンクールは、昨年で10回目を迎えました。このコンクールは、菊池市内で生産されているお米の市場における価値の向上及び販路拡大を目的としております。

私自身、第3回目から連続10回まで出品させていただいております。出品するからには、少しでも上位を目指そうと、種まきから田植え、毎日の水やり、管理、そしてまた、ジャンボタニシの駆除や、また、それを活用すると。肥料はボカシを使ってやってみるとか、夏の除草作業、稲刈り、販売まで、気が抜けません。百姓というのは、百の手をかけるといいますが、米作りだけでもいろいろな技術や手間が必要だと感じております。自分が愛情を込めて作った米がどう評価されるか、毎年どきどきしながら出品するわけでありまして。コンクールは、自分の勉強、技術の向上だけでなく、出品者同士の横のつながりも生まれ、大変価値あるものと確信しております。

まず、最初の質問ですけれども、菊池米食味コンクールが今回で10回目を迎え

たという節目でありますので、その振り返りが必要だと思っておりますので、その振り返りをしながら、出品の検体数の1回目はどのくらいか、また、直近で3年から5年ぐらいの推移で結構でございますので、どのくらいだったかを質問します。

二つ目に、昨年、出荷者の人たちにアンケート調査が来ております。私のところにも来ておりました。そのアンケート調査について、どうであったかを2点目に質問します。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、菊池米食味コンクールの出品数についてお答えいたします。

第1回目の平成25年度につきましては62検体でございましたが、米・食味分析鑑定コンクール国際大会を開催いたしました平成28年度の第4回目には最も多く340検体でございました。直近3年間でございますが、気候や病害虫の状況にもよりますが、平均237検体となっております。

また次に、アンケートの趣旨と結果についてお答えいたします。

菊池米食味コンクールに関するアンケートにつきましては、今後のコンクール開催の参考にすることを目的として実施しております。

アンケートにつきましては、過去のコンクール出品者226人に対して調査を実施しておりまして、回答数は78名で回答率は34.5%となっております。

アンケートの結果につきましては、各設問における最も多かった回数をお答えいたします。

設問1で「米作りへの考え方に変化がありましたか」につきましては、「かなりあった」が47.4%、設問2の「栽培方法に変化がありましたか」につきましては、「かなりあった」が42.3%、設問3の「後継者育成に役立っていますか」につきましては、「少し役立っている」が30.8%、設問4の「米販売に役立っていますか」につきましては、「少し役立っている」が35.9%、そして、設問5の「コンクールに出品した理由」につきましては、「スコアが知りたい」が28.4%で最も多い回答でございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、お答えの中で、最初は62検体ということで、徐々に、全国大会があったときは340検体という大きな出品者がおられたという

ことですが、平均が287検体（後に執行部より「287検体」を「237検体」である旨の発言）ということで、上がっているんだなと思っております。

そしてまた、このアンケート調査を見ましても、やはり私個人としても、自分のお米がどういうふうな評価をされるのか、そしてまた、そのお米の中身をどういうふうな評価が出ているのかということを見たいという感じで、出品をさせていただきました。やはりこのアンケートは、今後、大事に使っていただきたいと思っております。やはり自分が一生懸命出したものを、技術の向上であったり、販路拡大であったり、このコンクールの成果を感じております。これからもこれを続けて、菊池市の伝統にしていきたいということは変わりません。しかし、私が常々思うことは、菊池米という菊池市にしかない、しかも良質でおいしい米のコンクールであるにもかかわらず、一般の市民はほとんど関心がないということであります。食味コンクールには出品関係者しか出ておられません。私が毎回出ておりますけど、そういう感じを受けます。本当にもったいないという感じがしております。

質問ですが、10年間の振り返りと、あまり市民に関心がないという状況をどのように考えておられるのか、一つ目の質問をします。

また、コンクールに出品するために、1検体約1キログラムの玄米を提出していますが、1次審査を通過した米は決勝で使われて、それを食味の検査にも使われますが、それ以外の米をどのような活用の仕方をされているか。

その2点をお願いします。

○水上隆光 議長 ここで、今日現在、エアコンが壊れていますので、私も、泉田議員も、マスクを今からちょっと、エアコンが壊れたので。

続けます。

清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの泉田議員の質問にお答えいたします。

3年間の平均のほうが、議員さんのほうで287検体ということでしたが、237検体でございますので、申し上げます。

それでは、10年間の振り返りというところからお答えしたいと思います。

菊池米食味コンクールにつきましては、米生産者の良質米作りへの意識高揚と、菊池米のブランド化並びに消費者へ向けたPRによる消費拡大を目的として、平成25年度から開催しているところでございます。

平成27年度からは東京都内の米卸業者さんによる買取り、平成30年度からは横浜市内の業者さんによる買取りが行われておまして、また、東京都内や福岡市内の大手百貨店や沖縄県内での販売、個人農家の販売に活用されるなど、菊池米の

PR並びに消費拡大につながっていると考えているところでございます。

また、菊池米食味コンクールの開催が、先ほど申し上げました平成28年度の第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の誘致につながり、全国から5,671検体の出品により開催しております。

この第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会をきっかけとして、平成29年度に新たな取組であります九州のお米食味コンクールを開催いたしました。その後、令和2年度には九州のお米食味コンクール運営協議会を設立いたしまして、本年度には熊本県多良木町が加入され、現在は3自治体でコンクールを運営しているところでございます。

さらに、日本穀物検定協会主催の米食味ランキングでの11年連続を含む14回の最高評価であります特Aの獲得や、米・食味分析鑑定コンクール国際大会での最高部門であります金賞を3年連続で受賞できたことにつきましては、生産者や関係機関の米作りに対する情熱と努力はもとより、菊池米食味コンクールの開催により、生産者の良質米作りの意識と技術の向上が図られたことによるものと考えております。市民の方へのPRは当然必要だというふうに考え、もう少し必要だと考えております。

また、食味審査以外の出品米の活用方法につきましては、菊池米食味コンクールでは、出品米を分析しまして、スコア上位30検体のお米を炊飯して、実食による食味審査を行い、最終順位を決定しておりますが、炊飯を行わない出品米、出していたいただいたお米につきましては、菊池市社会福祉協議会や菊池市内の子ども食堂、また、九州内で発生した大規模災害の被災地等へ寄贈させていただき、生活支援などにご活用していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 菊池米のPRにしっかりと頑張っておられるということとは分かりました。ただ、やっぱり地域の人たちにもっとアピールをという気持ちは変わりません。また、このお米の活用で、無駄にせずに、しっかりとこの社協、また、子ども食堂、災害というところに活用されているということは安心しました。では、再々質問させていただきます。

東京農業大学の初代学長がおられますが、初代学長は熊本出身で、横井時敬先生と言われます。モットーは「人物を畑に還す」「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」です。日本の農業教育の創世記を築きました。また、警告として「農学栄えて農業滅ぶ」という言葉も残されています。

菊池米は、肥沃な土地と川という環境に恵まれ、世界に誇れる米どころであります。私は菊池米をもっとアピールするために、市民を巻き込んだイベントに発展させることを提案します。消費拡大はもちろん、菊池米を菊池市民が誇りに思えるような意識づけが大事であると思っております。

菊池米食味コンクール当日は、市民広場で菊まつりも行われていました。また、菊池女子高の菊女フェスタ、ファッションショー等も行われておりました。季節もよいので、他の行事やイベントも行われていることだろうと思っております。また、菊池農業高校の学生は毎年このコンクールにお米を出品されております。

提案ですが、内外に菊池米のおいしさを広めるために、例えば菊池米まつり的なものが開催できないかと思っております。イメージとしては、菊池米まつりの中に食味コンクールがあり、例えばこだわりのおにぎりやら、また、丼物、また、米料理、また、米粉パンの販売、また、例えば御飯がいける大会とか、そういうお米を使った料理を皆さんに振る舞いながら大会をして、その食味コンクールの大会もそこに入っているというような考えであります。

先日、菊池高校と荒尾市の岱志高校が連携して、特産品を活用した料理を考案したと熊日新聞に紹介されておりました。その記事を少し読ませていただきますと、その班ごとにレシピを作って、各班は荒尾干潟のマジャクと大型鳥のエミューの卵を使ったチャーハンを作ったと。また、菊池産のお米と荒尾のイチゴジャムで作る米粉パンなどが考案されたという記事が載っておりました。こういうことを見まして、まさに、こういう若い人たち、学生の商品化が大事じゃないかと思ったわけでございます。

菊池高校、菊池女子高、そして、菊池農業高校が、三つ私どもには高校がありませんけれども、ぜひこういうイベントに声をかけていただき、同時開催をしながら、菊池のお米をアピールできないかと思っておりますけれども、市長、この件について見解をお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、泉田議員の質問にお答えいたします。

泉田議員のほうからは、10回続いております菊池米食味コンクール、生産者の観点から大変高評価をいただいて、うれしく思っているところでございます。菊池米食味コンクールにつきましては、部長が申し上げましたとおり、生産者の方々の意識高揚、そしてまた、菊池米のブランド化及び消費拡大につなげたいということで続けてきておまして、併せて、菊池米を通じた菊池のPRということも念頭に

あるわけでございます。

過去には他のイベントとの同時開催もございましたけども、近年はコロナ禍ということで、コンクール自体も規模を縮小して開催しているところでございます。

これまでも、既存のイベントとの同時開催を模索して、部分的に実施をしておりますけども、スケジュール等が合わずに断念した経緯もございます。

コロナ禍での状況もかなり落ち着いてきましたので、このコンクールを通じて菊池の農産物全体のPRにもつながるように、生産者やJAさんあるいは関係諸団体のご意見を伺いながら、他のイベントとの同時開催等も検討を進めていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。菊池米を盛り上げていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

マイナンバーカードの推進状況についてであります。

政府は2016年1月からマイナンバーカード制度を開始しました。そこから徐々に申請が始まり、7年が経過しました。政府はマイナポイント事業第一弾、第二弾と追加しながら、最大2万ポイントを付与しています。そしてまた、菊池市も独自に取得した人には全員にプレミアム商品券3,000円分をつけるなどして推進しております。私も漏れなく頂いております。

初めに、菊池市のマイナンバーカード取得率がどのくらいなのか、質問します。また、それに加え、全国、県、他市と比較してどのくらいなのか、質問をさせていただきます。

次に、マイナンバーカードという新しい事業は聞き慣れないことから、市民に理解されにくく、特に高齢者になると、デジタル化が受け入れられにくく、推進する上で大変なご苦労もあったと思います。どのような推進の仕方をされ、成果を出してきたのでしょうか。2点目にこれを質問します。お願いします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、令和5年1月末現在のマイナンバーカードの交付率につきましては、本市が59.5%、全国平均60.1%、県平均60.8%となっております。

申請中を含めました申請件数率につきましては、本市が67.1%、全国平均69.4%、県平均70.6%となっております。

次に、近隣自治体の状況につきましては、令和5年1月末時点で交付率が、熊本市64.4%、合志市62.6%、大津町55.0%、菊陽町59.3%、山鹿市55.2%となっております。

次に、マイナンバーカードを申請しない理由ということに関しましては、申請方法が分からない、申請が面倒といったご意見がございます。特にスマートフォンを使い慣れていない高齢の方にとりましては、オンライン申請はハードルが高いと考えられます。

市では、本年度の目標交付率を77%に設定しまして、様々な理由で申請しない方、できない方への申請機会の拡充を行い、取得を推進してまいりました。

主な取組としましては、企業及びその社員寮、公民館、商業施設、社会福祉施設その他各種団体などへの出張申請受付、選挙時における期日前投票所及び確定申告会場付近での申請受付ブース設置、休日申請受付などを行いました。

なお、出張申請受付につきましては、ご要望に応じまして、平日・休日・夜間問わず実施しております。

このほか、マイナンバーカード取得特典として、先ほど議員のほうからご紹介いただきましたけども、3,000円の地域商品券を交付いたします「菊池市マイナンバーカード普及促進商品券交付事業」を行い、取得を推進したところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、交付率を見ますと、59.5%ということで、全国と県とでは若干下回っているということでもありますけれども、もうちょっとで県、全国と同率になりますけれども、77%という目標を立てていただいております。そういうことに対していろんな努力をされて、昼、夜、また、公民館等、出前で行っておられるということで、努力をされているということを知りました。

そういう中で、これからさらに頑張ってくださいということで、このマイナンバーカードというのは、今後、デジタル社会の基盤となるツールであります。国民の暮らしにより利便性があることを期待しますし、行政事務の効率化による経費削減等、多くの利点があると思います。先ほど言われましたように、高齢化の方々は分からないとか、面倒だというようなことが一つの原因ということを言われました。そういうふうなことで、具体的にはどのような利便性と行政事務の効率があるのか、再度質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードによる市民の利便性としては、住民票、印鑑証明書、所得証明書などの行政証明書が、全国のコンビニエンスストアで取得できること、確定申告や転出届のオンライン手続きができること、新型コロナワクチンの接種証明が取得できることなどがあります。

また、健康保険証として利用することができまして、被保険者の同意があれば、特定健診情報や薬剤情報を、医師や薬剤師と共有することが可能となっております。

今後も、パスポートに係る手続きの一部について、オンライン申請が可能となるほか、行政手続きのオンライン化はさらに拡充していくことが想定されます。

行政の効率化としましては、手続きのオンライン化により、書類の確認作業、システム入力及びその確認作業などがなくなります。

事務負担の軽減と情報連携による効率化が図られ、質の高い行政サービスを確保することができると考えられます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、行政事務の効率化を紹介していただきましたけども、様々な効率化ができるということでもあります。その中で、やはりそれができるといっても、まだやはりお年寄りの方々、障がいを持っておられる方々がなかなか分かりにくいので、それをまたさらに進めていっていただきたいと思っております。カードの普及促進には、国民がメリットを感じられるような利用価値を高めることが欠かせないと思っております。

今後、マイナンバーカードはどのように進化していくのかを私なりに調べてみました。

まず最初に、自動車免許証との一体化ということでもあります。

また、スマートフォンへの登載もできるようになるということでもあります。

三つ目に、2024年秋には健康保険証が廃止になることから、マイナ保険証に切り替わるということでもあります。

四つ目に、政府は書かない窓口の推進を挙げています。書かない窓口とは、住民と行政の双方がデジタル化のメリットを実感できる取組であります。具体的には、住民が申請書に記入することなく、マイナンバーカードを提出すれば、職員が個人情報を確認し、書類を作成するというものであります。この方法にすると、申請1

件当たりの時間が短縮され、業務時間の削減につながるということでもあります。また、ワンストップで、書かない、待たない、回らないで済む意義は大きいと思います。この背景には、役所内の各部署がオンラインで結ばれていることと、マイナンバーカードで個人情報の確認が容易になるといったデジタル化の進展があります。

政府は、現在のマイナンバーカード取得は、申請してから交付まで、一、二か月程度かかりますが、最近では5日で取得可能となる特急発行の仕組みを創設すると発表しております。マイナポイントの付与は本年2月で終了の予定でしたが、総務省はこれを5月末まで延長するということをおっしゃっております。決定しております。

菊池市のプレミアム商品券は2月14日で終了したと聞いております。今後、さらに推進していくための計画があるか、計画を質問します。お願いします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の推進としましては、出張申請受付など、本年度の取組により成果があったものを継続しながら、カード取得による利便性の周知や、未取得者への新たなアプローチの手法などを、ほかの自治体などの取組も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 さらなる推進をお願いしたいと思います。

次に、ろうあ者の対応についてということで質問をさせていただきます。

2016年より、障害者差別解消法、バリアフリー法等により、障がい者に対する合理的配慮や支援についての取組が広まりつつあります。しかしながら、その対応については地域差があり、改善すべき点があります。菊池市においても、全ての市民が安心・安全に生活できるように、一層の環境整備は必要だと思っております。

熊本地震のときに聴覚障がい者対象に行った調査から、生活全般でのお困り事で最も多かったのは、避難所で情報が入らないと、避難所に手話通訳者が欲しいということでありました。手話は耳が聞こえない、聞こえにくい人たちの重要なコミュニケーション手段であり、外国語で外国人と話をするように、手話言語は耳が聞こえない、聞こえにくい人たちの言語であり、会話する手段の一つであります。手の動きだけでなく、表情や体の動きなど全身を使って表現をします。しかしながら、昨今のコロナ禍でマスク生活のため、顔の表情が分からないという弊害が起きてお

ります。それはそれとして、手話に、聞こえる、聞こえないにかかわらず、人と人をつなぐ魅力があると感じております。

初めに、ろうあ者の方が菊池市に何人おられるのか。

二つ目に、庁舎内に手話ができる職員が配置しておられるのか。

三つ目に、手話教室等が市民が学べる機会があるのか。

3点を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。泉田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の本市における聴覚などに障がいのある方の状況についてでございますが、主になる障がいが聴覚や音声言語機能、そしゃく機能などで身体障害者手帳を所持している方は、令和5年1月末現在で198名となっております。

2点目に、庁舎内に手話のできる行政職員の配置はということでございますが、市役所庁舎内においては、手話ができる職員を特別に配置はしておりません。手話ができる職員について調査を行いましたところ、現在、会計年度任用職員も含めて7名がおり、いずれも簡単な日常会話ができる程度ということでございます。

また、聴覚などに障がいのある方の市役所庁舎における事務手続を円滑に行うため、毎月第2、第4木曜日の月2回、午前9時から正午まで、手話通訳者1名を配置しており、広報誌やホームページに手話通訳者の配置日を毎月掲載して周知を行っているところでございます。

令和4年度の利用実績については、令和5年1月末現在、延べ人数で6名の方が利用されていらっしゃいます。

そのほか、聴覚などに障がいがある方の医療機関の受診など、社会生活上不可欠な用務に対応するために、手話通訳者などを派遣する事業も、本市を含む菊池圏域2市2町合同で実施をしております。

令和4年度の利用実績については、令和4年9月末現在ではございますが、延べ人数で13名の方が利用されています。

3点目の市民が手話を学べる機会についてでございますが、令和4年度では、公民館主催講座として、旭志公民館で「手話教室」を開催し、10名の方が受講されています。

また、手話サークルやまびこ会が、毎月第2、第4金曜日に活動されております。

そのほか、手話通訳者を養成するための研修事業も、本市を含む菊池圏域2市2町合同で実施しております。

令和4年度の利用実績については、令和5年1月末現在で4名の方が利用されており
ます。

いずれも、市民の方をはじめ、行政職員も学べるものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 最初に人数を確認させていただきましたけども、19
8名とたくさんの方がおられたと確認しました。人数の問題ではなく、やはり全
ての市民に優しくという観点から、手話言語について、さらに質問をさせていた
だきます。

その前に、私もちょっと自分で調べてみたら、この菊池広報をいつも見ているつ
もりで、この裏のほうのこちら側を第2と第4で、そういう手話の通訳の方がこ
こに配置されているということ、灯台もと暗しで、じっくり見せていただきました。
そしてまた、ページの中にもちゃんと聴覚に障がいがある人が手続を行う際のコミ
ュニケーション支援のために手話通訳者を配置していますと。事前の予約は必要あ
りませんというような、丁寧に書いてありました。この部分にですね。もう私もち
よっと勉強不足だったなと反省しております。いずれにしても、こうやって菊
池市の障がいのある方のために、こうやってされているということにして、2市2
町でやっているということも確認をさせていただきました。

次に、さきに熊本地震について、少し話しましたが、災害時ほど障がい者への対
応が露呈されます。もう少し詳しく言いますと、情報が入らないというのは、何が
起こっているのかが正確に分からないと。非常に不安になりますということであり
ます。避難所がどこか分からない。救援物資の情報がないので、食べ物や水の配給
時間、場所が分からないと。また、通れる道も分からない。また、なかなか私たち
健常者には分からない困難さがたくさんあるということでもあります。ろうあ者に対
する日常の市の窓口の対応はもちろんです、災害時など、いざというときに備え
るためにどのような対策がされているのか、質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市においては、災害時に援護等が必要な高齢者や障がいのある方、妊産婦など
の「災害時要援護者」の避難体制整備を支援する「災害時要援護者支援計画」を平
成20年度に策定しております。

特に「災害時要援護者」のうち、災害時に自力で避難することが困難な「避難行

動要支援者」については、本人からの同意を得て、平常時からの見守り活動や避難訓練など安否確認に役立つ「避難行動要支援者名簿兼個別避難計画」を作成しております。

この名簿を消防団や区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの避難時の支援者に提供しており、避難行動要支援者の情報を共有し、いざというときに対応できるような対策を取っております。

また、聴覚などに障がいがある方に対して、災害時の情報伝達手段として、防災タブレット52台を配付して活用していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、災害のときに、そういう災害時の対応を計画してあるということであります。熊本地震のときに、その聴覚障がいの方が非常に困ったというようなことがありましたので、質問させていただきましたけども、そういうマニュアルを作っておく必要があるんじゃないかと思いました。

また、これは提案ですけれども、菊池市において、SDGsの誰一人取り残さないという理念に従って、共生社会を実現するためにも、手話を言語として認識し、市民の理解促進と手話の普及に関する基本理念などを定めた手話言語条例を制定することを提案させていただきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時42分

開議 午前10時50分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 改めまして、こんにちは。議席番号10番、後藤英夫でございます。マスクを外して質問をさせていただきます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

今日の1点目は、住宅・企業の誘致促進について、それから2点目は、森林整備と鳥獣被害について、最後に3点目は、公営霊園について、順次質問していきたい

と思います。

1点目の質問と2点目の質問は、今まで多くの議員が質問してまいりましたが、報道などによりいろんなことが分かってきたこと、また、市民の関心もいまだ高いことから、重複した質問になるかもしれませんが、答弁のほどよろしく願いいたします。

まず1点目ですが、皆様もご存じのとおり、台湾の大手半導体メーカー、TSMC社の菊陽町への進出、それから関連企業などの県内への進出など、本市を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

報道などによりますと、TSMC社とは、時価総額約68兆円を超える企業で、世界第9位、これは2021年12月のデータですが、とてつもなく大きな企業です。事業内容は、ファウンドリ、それから、半導体装置の製造販売ですが、ファウンドリの売上世界シェアは約半分で、独走状態が続いています。

経済の安全保障という視点からも、国策として誘致されたこの企業は、投資総額1兆円、県内の産業界に対する戦後最大のインパクトと言われています。その大企業であるTSMC社が、過半数以上出資している子会社がJASM（ジャスム）社で、現在、菊陽町に建設中で、来年度末までに生産開始を目指しているそうです。

菊陽町などによりますと、そのJASM社の社員についてですが、総人口見込み約1,700人のうち320人がTSMC台湾からの駐在員の方々と、そういった情報もあります。その方々のご家族を含めると、約600人強が長期滞在予定となる可能性があるそうです。今年中には来日の可能性があるとのことで、車で30分圏内の本市としましても、本市の魅力を生かした観光や食事、それから温泉など、おもてなしができたらと思います。また、それだけではなく、住居として選ばれるような努力も必要ではないでしょうか。

熊本県の取組ですが、県内の不動産業界団体に情報提供し、住宅の確保について協力を依頼、また、インターナショナルスクールや、公立、私立学校等での受入れに向けて、県の教育環境部会で調整がなされています。県としても住宅の確保と子どもたちの学校受入体制整備が喫緊の課題だと捉えているようです。

TSMC社の本拠地である台湾の新竹市の発展に関する考察も重要だと考えます。TSMC社は、主にファウンドリなどロジックを担当する企業ですが、ロジックのみならず、DRAM、NANDといったメモリ、それから、パワー半導体、アナログ半導体、イメージセンサーなど、関連する企業も進出する可能性は高いと考えられます。設計製造のほかにも、設計支援や製造装置、素材などの企業、それから、二次下請企業の進出も十分考えられるんじゃないでしょうか。

今や、時の町と言われるお隣の自治体では、人口が7万人になるとか、企業から

の問合せなどが十数件に上ると言われていることもあります。また、地価の高騰も著しく、菊陽町の原水駅前坪単価が60万円と、そういった話も聞きました。かなり高騰しているようです。それから、その自治体など土地が値上がりしておるところは、工場から近いというのがありますが、企業誘致や住環境の整備など、そういったことも含め、以前から地域の活性化に向けて努力してきた結果だと思えます。

今こそ、本市のたくさんの魅力を生かして、住宅や企業の誘致をより大きく進めるべきだと思います。追い風はまだあります。来月23日には、熊本地震からの創造的復興のシンボルである新しい熊本空港ターミナルビルが開港し、また、熊本空港へのアクセス鉄道も、本市の隣町にある肥後大津駅からの延伸が決定しております。それから、中九州自動車道路や熊本市への連絡道路の計画段階評価も始まり、将来、本市の近くまで整備されてくるようです。

本市では、市の工業団地は全て埋まり、今は二つ目の県の工業団地の用地買収に向けて、一生懸命に取り組んでいらっしゃるかと伺っています。また、国道325号の4車線化については、残すところ、森北区から大琳寺区までの3.6キロメートル区間が、今後、工事に取り組みまれる予定で、バイパス区間は来年度の部分供用がされるようです。今後の進捗が楽しみであり、市民も朝夕の車の混雑がなくなるのではと期待している方も多いと思います。

私は、今、住宅・企業の誘致促進については、百年に一度あるかないかの大きなチャンスだと思います。市民もどれくらいの数の企業が来ているのだろうか、人口が増えるのだろうか、期待と不安があり、関心がとても高まっております。もちろん誘致するには条件が整った土地が必要になってきます。土地には法令上の制限はさることながら、埋蔵文化財保護法や農地法、それから、環境アセスメント法などの様々な法律が存在します。また、必要なインフラも整っている必要があります。そのことも踏まえながら、住宅・企業の誘致促進に関する本市の考え、これはゾーニングやランドデザインなどのことですが、そういったことや課題、それから、住宅・企業の誘致促進に伴っての将来の人口予測、それから、今まで多くの企業等から問合せ等があったと思いますが、その数を教えてください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、住宅推進につきましては、半導体関連企業の進出に係る道路・交通・住環境部会において、民間との懇談会も開催しながら、将来的なまちづくりも念頭に、多方面から施策や方向性を検討してまいりました。

それを踏まえまして、住宅の推進については、年々、高まる住宅需要に対する早急な対策と、将来を見据えた新たな開発に対するゾーニングの設定など、中長期的な視点から進めたいと考えております。

まずは、早急な対策としまして、民間の開発に対する補助金を新設し、誘導や推進を図ってまいりたいと考えております。

また、長期的な観点からは、将来を見据えた住宅推進のためのゾーニングを設定し、原則、民間主導の開発に合わせた支援も検討してまいりたいと考えております。

なお、課題としましては、ゾーニングをする上での農業振興との両立やインフラ整備、また通学距離など、比較検討する課題も多くあると感じております。

今後は、民間の動向調査を行いながら、適地を選定してまいりたいと考えております。

今後の人口予測につきましては、将来的にどのような企業が、どのくらい進出するのか不透明な部分もありまして、予測は難しいところでございます。このチャンスを生かし、良好なまちづくりを念頭に、少しでも人口増を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、企業誘致に関しましては、私のほうでお答えさせていただきます。

前回の令和4年第4回定例会の平直樹議員の一般質問への答弁と一部重複いたしますが、お答えいたします。

まず、企業等からの問合せ数につきましては、倉庫業や運送業などの新規工場用の空き地を探す相談が変わらず多数あっております。また、既立地企業からの拡張・増設の要望も数件あるところでございます。

次に、企業の誘致促進につきましては本市の考え方でございますが、第一に、市営の工業団地は、先ほど議員申し上げられましたとおり完売しておりますので、引き続き県営の新規の工業団地の造成について、県に全面的に協力していきます。

第二に、本市に立地する企業からの要望等に対応するためのフォローアップや、進出を計画されておられます企業の相談等の充実を図っているところでございます。

企業などからの相談の多くが、ある程度の大きさの面積が確保できて、平たんで造成しやすいといった面からか、農振農用地区域に指定された場所を適地として検討されていることが多い状況でございます。

その際、開発に当たっては、農振農用地区域から除外を行う必要がございまして、

原則転用不可とされる第一種農地もまた多く含まれていところでございます。

本市の基幹産業であります農業を守っていくためには、優良農地を保全しながら、同時に経済活性化及び雇用の確保のための企業誘致も推進する必要がございますので、そのバランスをとりながら促進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 企業や住宅メーカーなどは、本市だけではなく、当然いろんな地域を模索していると聞いています。時間がかかり過ぎたら諦めて、ほかの地域へ行く可能性が高いのではないのでしょうか。問合せや相談があった場合、極力横断的な対応をしていただきたいと思います。

先ほど農地法からいろんなことが、制限があるということで、バランスをとりながらやっていくということでしたけども、本市は、特に本市特有の埋蔵文化財など、そういったところも私は考えていかなければならないのではないかと思います。本市は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する土地が多く、企業や開発業者サイドは、埋蔵文化財の発掘調査など必要なコスト、それから調査期間も考慮しなければならないと思います。

埋蔵文化財の発掘調査は、基本的に原因者負担だと思いますが、発掘調査には確認調査と本調査とがあると聞いています。そのことも含め、ちょっと概要をよかったら教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの埋蔵文化財の発掘調査の概要について、お答えいたします。

埋蔵文化財は、その地域の歴史・文化環境をつくる重要な要素であることから、その保存に努める必要がございます。このため、埋蔵文化財包蔵地を開発する際には、文化財保護法にのっとりた手続が必要であります。開発事業者等からの届出により事前に市のほうで確認調査を行い、埋蔵文化財の有無や、範囲、時代背景等を確認いたします。このほか、埋蔵文化財包蔵地以外の開発に際しても、周囲の状況等から埋蔵文化財の存在がうかがえる場所であれば、試掘調査を実施することもございます。

試掘・確認調査の結果、埋蔵文化財が存在することが分かり、開発により影響を受ける場合は、市と開発事業者等の協議により、記録保存のための発掘調査、いわゆる本調査を実施することになります。この本調査の費用負担については、平成1

0年、文化庁から発出された「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知等により、開発事業者等に求めることなど、全国的な統一基準となっております。

また、試掘・確認調査につきましては、開発事業者等の届出等に基づき、市の費用により速やかに実施しているところでございます。近年においては、年間約40件程度、行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 企業側はコストがかかるか、かからないか、そのことも気にしますが、一番気になるのは開発期間だと思います。確認調査に限っては原因者負担ではなく、市が行うという答弁でしたが、大きな費用がかからないのであれば、確認調査ということであれば、ゾーニング等により市が妥当と判断し、市民の要望もあるところであれば、そういった地権者の同意が得られた場合は、先行してその求めに応じて、確認調査を行う、試掘を行う考えはありませんか。お願いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、今のご質問にお答えします。

市としましては、ゾーニングの有無にかかわらず、開発事業者等の事業計画に基づいた届出があった場合、あるいは地権者の同意のある調査依頼があれば事業が未確定であっても、試掘・確認調査を実施しているところでございます。

今後、市の方針でゾーニングを行い、その方針を市民等にお示しすることは、企業誘致等の呼び水として有効であると考えておりますので、その認識を持ち包蔵地等に該当する場合は、試掘・確認調査業務に取り組んでまいりたいと考えております。

その一方で、試掘・確認調査は埋蔵文化財の掘削を行うこととなり、破壊する行為であるため、必要最低限にとどめるべきと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 ありがとうございます。

企業がどんな目的を持って、どんなものを造ろうかと、そういったプランを持って当然くるわけですが、市が率先してそういったことを進めていただければ、企業

側というのは選択肢が広がり、どれぐらいのコストや期間がかかるのか判断できていいと思います。確認調査が済んでいれば、後日のコストや期間など判断材料になると思いますし、建屋、駐車場などのレイアウトを工夫し、より低コストに、それから開発期間短縮につながり、企業誘致が促進できると考えます。

過去の日本はトゥーレート・トゥーリトルと言われてきました。TSMC社は、当初、アメリカのアリゾナ州に進出する可能性があったと聞きました。しかし、日本がスピード感を持って大きな予算をつけ、誘致を促進したことは、企業側が評価し、本日につながったと聞いたことがあります。今や日本はトゥーレート・トゥーリトルではなくなったと。本市もこのターニングポイントである百年に一度の好機を逃すことなく、住宅・企業の誘致促進を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、2点目は、森林整備と鳥獣被害について。

今月に入り、本市旭志区の原野を見に行きました。広大な面積で傾斜が大きく、辺り一面にクヌギが植樹されていました。地元の方のお話では、昔は椎茸用にクヌギは1本2,000円程度で売っていたが、今は600円ぐらいにしかならないと嘆いておられました。また、後継者が少なく、将来、山の管理面について大変心配しておられました。

本市の林業、それから、椎茸産業を守り、育てていく必要性を強く感じました。

林野庁のホームページを見ますと、森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給など、多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献しています。このような機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現していくためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。特に我が国の森林が利用期を迎える中、森林施業の集約化や整備を通じ、施設の低コスト化を図りつつ、計画的に間伐や伐採後の再造林等の森林整備を進めることが重要です。

また、奥地等の条件不利地や、気象害、鳥獣害等を受けた被害森林のような林業的な取組で対応できない森林については、公的な関与による森林整備を強化することが必要です。

本市でも過疎化や少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことなどにより、森林所有者の一部が不明な森林や、森林所有者の全部が不明な森林が生じ、森林を適切に経営管理していく上で支障が生じる状況が見受けられます。

森林経営管理法が施行されてもうすぐ2年、また、国は新たな森林管理システム

を始めるに当たり、その財源として、人口や面積などでそれぞれの自治体に振り分けられる森林環境譲与税という制度をつくりました。交付が2019年度より始まり、森林環境税の納付義務は2024年度から始まります。

以上のことを踏まえ、森林整備に関する本市の考えや課題について教えてください。

次に、2点目の2番目ですけれども、鳥獣被害に関する現状と対策について質問します。

鳥獣被害に関する議員の一般質問は今まで数多く行われ、それだけ市民の関心も高く、また、農作物等の被害報告、それから、多くの市民や猟友会からも鳥獣被害対策に関する要望が寄せられています。

私は有志議員とともに、5年程度前ですが、わなの免許を習得し、それから多くの勉強会や研修会、それから現地調査等に参加させていただきました。その内容は、多くの議員からの一般質問が今までなされており、今回は割愛しておきますが、前回の平議員の質問、それから緒方議員は主にイノシシを、それから猿渡議員はシカについて、それぞれ質問されたと思いますが、今回、私はその続きとして、鳥獣被害に関する現状と対策について質問をしたいと思います。

昨年12月には市内の現地調査を行い、農業団体などに聞き取りをいたしました。実際の被害状況と農業団体などに届けられた被害状況とでは大きな開きがあるようです。本市は今年度、アンケート調査を行っているとのことですが、今月が締切りだと思えます。アンケートの経過と現時点での状況について教えてください。

それから、有志議員の勉強会で学んだことですが、森林環境譲与税は、法律上、その用途として、森林の整備に関する事業、森林に関する人材育成、森林利用に資するものの3点であります。林野庁としては、各自治体からの具体的に使用できるものを例示してほしいとの要望もあったので、ポジティブリストを作成して、自治体に渡しているとのこと。用途として、森林整備に関するものの理屈が立てば自治体の裁量で予算措置をするのも可能とのことですが、本市はシカ対策だけでなく、イノシシ対策にも森林環境譲与税を活用できますか。これは昨日行われた予算決算常任委員会で木下議員が質問し、答弁され、重複すると思いますが、一般質問という形で改めて聞きたいと思えます。本市の考えをさらに詳しく教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、本市の森林整備に関する考えや課題についてお答えいたします。

本市の森林面積は1万5,174ヘクタールでございます、菊池市の総面積の約55%を占めております。自然環境条件は森林の育成に適しております。

市の北部地区は、県内でも有数の人工林地帯を形成しております、スギ・ヒノキを主に、林齢は55年生から56年生をピークに分布しております、収穫すべき段階を迎えている状況でございます。

課題といたしましては、木材の需要・価格の長期低迷等が続いたことによりまして、森林所有者は森林経営の意欲が薄れ、間伐などの整備が十分に行われていないこと、また、林業担い手の高齢化や減少、さらに近年の気候変動による自然災害が多発していることなどが挙げられます。

このため、森林が持つ公益的機能の維持管理について、適切な森林整備が必要でございます、先ほどの課題を解決するため、現行の各種事業に加えて、森林環境譲与税を活用した新たな各種事業を創設してまいりたいと考えております。

また、令和5年度から当面5年間における森林環境譲与税の活用に関する本市の考えを「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」と題しまして、今後、市のホームページで公表を予定しているところでございます。

続きまして、2点目の本年度に実施しております農林作物の鳥獣被害アンケート調査の経緯と現時点での状況につきましてお答えいたします。

昨年末におきまして、市内の農地で営農されている法人を含めた約2,000人の農業者の方にアンケート調査票を配布しております。その回答期限は本年の2月末日となっております。

2月17日現在ではございますが、その状況をお答えいたします。現時点で約2000人の方より被害の報告が上がっております。集計の途中のため、具体的な被害額は割愛させていただきますが、昨年度を大きく上回る被害額が想定されているところでございます。

さらには、これまで十分把握できていなかったイノシシによる椎茸やタケノコの被害についても、食害や掘り起こしの被害が確認できたところでございます。

したがって、今後は、イノシシ対策の費用についても森林環境譲与税を活用できることとなりますが、どの程度まで活用できるかは現在のところ分かりかねますので、アンケート集計後の結果を基に、県の判断を仰ぎたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 森林は、土砂災害の防止や水源の涵養、生物多様性など

の保全、木材の生産などの機能を発揮する以外にも、保健休養や教育の場などに利用されています。ぜひ故郷の山を守り、担い手を育て、「癒しの里」きくちを維持していただきたいと思います。

それから、アンケートについてですが、やはり現実には厳しい状況だと思います。また新たにタケノコや椎茸など、そういった被害があるということも、私も改めて理解しました。

先ほど鳥獣被害に関する本市の現地調査を行った旨を述べましたが、様々な種類の野生鳥獣が山林から出てきて圃場に侵入し、荒らしている状況を見てきました。地元農家や農業団体職員の話では、金網や電柵については、最初は効果があるように思ったが、後からの効果はちょっと疑問だという声が上がっております。また、アナグマが金網の下を掘って侵入し、その後、イノシシがその穴を利用して侵入したり、壊したり、飛び越えているんですかね、飛び越えたりしている。電気柵についても壊された形跡はないのに、鳥獣が圃場に侵入し、作物を食い荒らしているというところもたくさんありました。このように、金網や電柵の効果に私は疑問がありますが、本市での認識はどうでしょうか。

それから、若者が参入しやすい環境の整備が必要だと考えます。わなで捕った後、どうするのが大きな課題だと思います。

4年ほど前に、有志議員で宮城県南部に位置する村田町に、減溶化施設について研修に行かせていただきました。その当時、減溶化施設は全国で2例目でした。村田町ではイノシシを食用とする文化といいますか、習慣が定着しておらず、捕獲したイノシシは現地で埋設をしておられました。捕獲頭数の増加に伴い、捕獲個体埋設のための掘削作業は、捕獲者や埋設処理の補助を行う町役場の担当者にとって大きな負担となっていたそうです。そのため、町では処分方法の軽減が大きな課題でした。

そこで、捕獲個体をできるだけ解体せず、処理時間があまりかからない処理方法として、減溶化施設を導入したそうです。村田町では、平成23年度以降、イノシシの生息域が急速に拡大したことを受けて、捕獲を推進したため、捕獲頭数が急増しましたが、加工処理施設がなく、町の大半が山林地域のため掘削機が入れず、手作業での埋設が多くなり、捕獲後の埋設能力が課題だったそうです。できるだけ捕獲者の負担を軽減し、捕獲に集中できる環境を整備することを目指し、解体ではなく、分解処理できる施設を導入するに至ったそうです。取組のポイントとしては、鳥獣捕獲後の解体の必要がなく、処理時間がかからないとのこと、というのも、捕獲した個体を解体することなく、そのまま施設に持ち込み処理するため、捕獲者の負担が軽減されるそうです。

また、イノシシの捕獲頭数の増加、これは減溶化処理施設を用いて捕獲後の処理を効率化したことにより、捕獲頭数も増えたそうです。さらに、行政担当者や実施者の意識の変化が起こったそうです。これは埋設処理する穴を掘る手間もなくなり、処理を効率化させることで、実施主体のやる気が高まり、士気が向上したなどが挙げられています。

農地を荒らす厄介者を資源化して、循環型社会実現を目指すために、捕獲したイノシシやシカなどの鳥獣を乾燥して肥料などにする減溶化施設を作る考えはありますか。お願いします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

1点目の鳥獣被害を防止するための金網や電柵の効果に疑問がおりとのことで、お答えいたします。

まず、日本最大の農業の研究機関であります国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が2012年から5年をかけた調査で、電柵を正しく設置し、草刈りの管理を行うことで被害を低減する効果があることが確認されております。

また、現在、国の補助事業で設置している金網や電柵については、国の基準及び補助要件を満たしておりますので、被害を低減する効果があるものと考えております。

しかしながら、効果はあるものの、設置の方法に問題があると考えているところでございます。

これらの適切な設置とは、一つ目に、金網の設置に当たっては、表裏の確認や地面との隙間対策をしっかり行い、設置後も定期的に確認すること。

二つ目に、電気柵の設置に当たっては、原則として365日24時間通電することとし、通電させない時期につきましては電柵線を回収すること。

三つ目に、設置後も定期的に除草作業をしっかり行い、漏電を防ぐこと。

四つ目に、イノシシの口が届かないように、柵からは1メートル以上話して作物を植えることなどございます。

このような柵の適切な設置と維持管理を行っていかねば、十分な効果を得ることはできないこととなります。

これらの侵入防止柵に共通する注意点などについては、今後、広報、ホームページ、講演会などによって、広く周知していきたいと考えております。

続きまして、2点目の捕獲した鳥獣の減溶化施設を市で建設してはどうかのご質問にお答えいたします。

現在、市では捕獲された鳥獣の処分方法については、捕獲者自身が、主に法令に基づき埋設処理されているところがございます。

県内の鳥獣の減溶化施設の設置状況につきましては、公設では天草市が、また、民間では宇城市の「くまもと☆農家ハンター」が設置されていることを確認しております。電気料の高騰など運営費の課題なども聞いておりますが、まずは、先進地の事例などを調査して研究したいと考えております。

なお、本市より1時間以内で行けるジビエ加工処理施設が日田市の上津江にございます。こちらは経営難で公設のジビエ加工処理施設を休業しておりました日田市が、昨年の10月から民間の力を借りて指定管理者制度により再開されたものでございます。

先日、捕獲した鳥獣の買取りについて、本市へご案内がありましたので、市の鳥獣捕獲協議会をはじめ、捕獲した鳥獣の処分にお困りの方がいらっしゃいましたら、ご紹介していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 ジビエとして活用していただけたらと思います。

今、地元の猟友会の皆様には、しっかりと頑張ってもらっておりますが、一方で、食用に向かない6月の繁殖期、この対策をしないと、個体数は減っていかないと考えます。解体や埋却には大きなコスト、それからマンパワーが必要になってきます。多くの市民が参入できる取組が、今、必要だと思います。

野生鳥獣による森林被害は、造営林や適切な森林管理の整備の実施に支障を及ぼし、森林所有者の森林経営意欲を低下させるとともに、土壌流出等により、森林の有する公益的機能の発揮に影響を与えるおそれがあります。

森林整備と鳥獣対策はつながりが深いと考えます。これからも継続的に有効な対策をお願いいたします。

次の質問に移ります。

3点目は、公営霊園について質問します。

公営霊園は、都道府県、市区町村などの地方自治体、地方公共団体、自治体が管理運営している霊園のことです。また、自治体から委託された企業や財団法人などが管理や運営を行っている場合もあります。公営霊園以外の霊園には、民営霊園や寺院霊園などがあります。

民営霊園の特徴は、お客様の要望に柔軟に応えられるといった点があります。また、寺院墓地については、葬儀や法要など、お墓だけでなく、人生のライフエンデ

ィングに関わる宗教的なサポートを受けられるといった特徴があります。一般的には民営霊園より公営霊園のほうが使用料や管理料が安くなる傾向があるそうです。もちろん地域や霊園の立地条件、希望する区画の形態などによっては大きな差があります。あくまで目安として費用が抑えられるのは公営霊園のようです。自治体が管理しているため、倒産や廃寺といったリスクは、ほかの霊園や墓地と比べては少ないと言えます。経営主体が安定していることが利用者の安心につながっていくと思います。もし霊園がなくなれば、高額な永代使用料は戻ってきません。新たに墓地を求める必要も生まれます。そうした点で、経営主体が安定している点は、霊園、墓地を選ぶに当たっても非常に重要です。

公営霊園は、その自治体に住んでいる人であれば、宗派などにかかわらず利用できます。宗旨、宗派、宗教の縛りはなく、宗教的な制限がないというのは、公営霊園の大きなメリットの一つと言えるでしょう。公営霊園でお墓を建てる場合、依頼する石材店を指定されることはありません。石材店の比較検討の幅も広がり、コストを抑えることができます。また、オリジナルな形の墓石を作りたい場合などといったことが得意な石材店に依頼ができます。石材店の指定がなく、墓石を選ぶ際の自由度が多いというのは、公営霊園の魅力の一つだと考えられます。

熊本県内に公営霊園を有する自治体は14あるそうですが、県内では約3割の市町村が公営霊園を有しています。本市の隣の熊本市、それから山鹿市も公営霊園があるようです。

熊本市にある公営霊園の例ですが、熊本市に住民登録をされている方で、祭祀の主宰者であること。現在遺骨を有していない方で、将来、祭祀の主宰者となる予定の方も応募可能。墓地使用許可後、3年以内に墓碑を建立すること。3年以内に墓碑を建立しないときは、使用許可が取消しとなる。応募は1世帯1区画。管理料はなく、分譲ではないので、土地の名義は熊本市のまま、これは熊本市の一例ですが、こういった公営霊園があったらいいという声がありましたので、質問します。

本市は公営霊園について、どのような考えがありますか。また、課題があれば教えてください。また、今まで公営霊園について、本市に話題が上がったり、調査・研究を行ったり、検討したことはありますか。また、あれば、その内容を教えてください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の現状としまして、遺骨につきましては、菊池市墓地等許可事務処理要領及び関係法令の規定に基づき設置されております宗教法人や各行政区等が経営されて

いる納骨堂への収蔵及び管理組合等が経営する墓地へ埋葬されております。

議員ご質問のとおり、現状におきまして、本市が主体となり経営する墓地や納骨堂はございません。また、皆様からのご要望等もほとんどないため、これまで、公営霊園の設置に関する具体的かつ詳細な協議、検討は行われていないところでございます。

また、市で公営霊園を設置した場合のメリットとして考えられるものとしましては、地方自治体が経営するという点で、永続性、安心感が得られることが挙げられます。また、デメリットとしましては、本市による霊園敷地の選定及び確保が困難であることや、恒久的な施設の維持管理及び運営経費などのコストの問題が考えられております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 今まで検討したこととか、そういったお話が上がってきたことはないということでしたが、私のところにはそういった声が少し入ってきました。市民や移住定住者、移住予定者、それから、本市の移住について興味を持っている方に向けてアンケートや、どうだろうかという意識調査のようなものを行う考えはないでしょうか。お願いします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

公営霊園設置に関しましては、今後、市民の皆様からご意見やご要望等がありました場合は、現に公営霊園を設置しているほかの自治体の情報収集などによる霊園経営に伴う現状・課題等を精査しながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

また、同様に、アンケート調査につきましても、移住定住のつながりも含めて、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 公営霊園があることで、移住定住につながればとの思いで質問をいたしました。

また、少数ではありますが、そういった希望を持つ市民がいらっしゃるのも事実です。この機会に調査・研究をしていただければと思います。

最後になりますが、今年度で定年を迎える職員の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時40分

開議　午後　1時00分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員　皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。マスクを外して一般質問させていただきます。

昨年度、コロナ禍によるイベント、大会など、自粛を各種団体は行ってまいりましたが、本年度になり、ウィズコロナの時代から入れ替わり、大会なども3年ぶりに行われるようになりました。

観光面の一つとして、菊池さくらまつりが2月中旬、3月下旬に開催されます。菊池ひなまつりと招き猫展が2月17日から3月12日まで、菊池ふるさと創生市民広場や、わいふ一番館、御所通り、中央通り、立町、その他のエリアでひな人形や招き猫の展示をしております。また、会期中は展示に加え、お茶の振る舞いや似顔絵イベント、紙芝居など、いろんなイベントを企画しております。また、その後も、菊池初市、一族まつり展、桜マラソン、キッチンカー+ぐるめマルシェなど、いろいろなイベントを行われております。ぜひ皆さんもご賛同ください。

また、子どものスポーツ面に関しては、ごく一例ですが、2月の18、19日に、3年ぶりに中学校選抜の菊池白龍旗剣道大会が行われておりました。私もちよっと見に行かせていただきましたが、約1,000名ぐらいですかね、子ども、保護者の方が九州全域から来られていました。当日、ブースを出されたところもいらっしゃいましたし、弁当の販売など、前日の宿泊もあったみたいで、経済がかなり発展していくように見受けられました。

また一方で、全国の近年の子どもの体力は、新型コロナウイルスの感染拡大前から低下し始め、コロナ禍の影響によって、さらに低下傾向に拍車がかかっています。スポーツ庁が毎年実施している体力・運動能力、運動習慣などの調査の結果によりますと、小学校5年生の体力の合計点を見ると、平成20年以降は、男子では横ば

い、女子では減少傾向を示していましたが、令和元年より男女ともに低下しております。

また、小学生のスポーツクラブ離れも顕著に見られます。スポーツクラブの加入率は、2015年、2021年までの推移を男女別の学年別に調べますと、2015年から男女とも加入率に増加傾向があるのは未就学児であります。一方、減少が顕著であるのは小学校5・6年生の男子であり、2015年では81.5ポイントであった加入率は、2021年には70%程度、6年間で11%ほど減少しております。小学校4年生以後の時期に関しては、小学校低学年のときには初歩的なスポーツ技能取得が可能であることであり、スポーツを始めるのに最適な時期ではありますが、実際は小学校5・6年生ではスポーツ離れが進んでおります。さきに示したとおり、小学校男子の体力低下の背景にはこのような状況も影響しているのではないのでしょうか。

また、これは全国的なデータであります。菊池市も同様と言っても過言ではありません。菊池市も部活動から社会体育スポーツクラブになりましたが、社会体育スポーツクラブ化が決してうまくいったとは思いません。競技によっては存続を危惧するチームもあります。

また、令和元年度第1回定例会において、田中議員から社会体育クラブチームの保護者の負担軽減について質問されましたが、その後、一向に進んでいるようには感じません。

それでは、質問いたします。

小学校の社会体育のクラブチームの今後について、まず社会体育クラブに属さない小学生たちの放課後スポーツ活動について、一つとして、活動状況、二つ目に、社会体育クラブの現状と課題について、まずは社会体育クラブチームのチーム数と部員について、ご説明いただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、稲継議員のご質問にお答えします。

登録クラブチームに属さない子どもたちのスポーツ活動につきましては、現在、市内小学校8校で16時半から2時間程度、小学校の体育館やグラウンドにおきまして、一般社団法人菊池ゆったりスポーツクラブが総合スポーツ教室を開催しております。

教室の内容としましては、前転やジャンプ運動などを行う体操教室が6校、バドミントン教室が3校、さらに、サッカー教室が1校、現時点では92名の小学生が登録しており、放課後のスポーツ活動の場として活用しております。

次に、クラブチームの登録の状況でございますが、社会体育課に登録しておりますクラブ数と人数は、令和2年度は55団体935名、令和3年度は46団体839名、令和4年度は44団体848名でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 まず、総合型のスポーツクラブ、菊池ゆったりスポーツクラブというのがあることを私も存じ上げていましたけど、なかなか、小学校の社会体育クラブチームの保護者の人たちの一番のネックは、送迎の問題というところがあるんですね。どうしても練習時間が6時半からというスポーツクラブがかなり多いです。その中で、送ることができないから、なかなか社会体育クラブチームへ入れない。そういうところで、今回、総合型のスポーツクラブ、菊池ゆったりスポーツクラブが4時半から18時という形でやっていただいているんですけども、その菊池ゆったりスポーツクラブの特に放課後の子どもたちの活動の内容的には、ちょっとどういうものなのか。

また、2番目に、社会体育スポーツクラブのほうの市としての支援内容とか、菊池市以外の部員数であるとか、社会体育クラブチームなどはどういう形でしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 再質問にお答えします。

まず、菊池ゆったりスポーツクラブでございますが、このスポーツ教室が始まった経緯でございますが、平成27年度に菊池市小学校部活動社会体育移行検討委員会で、小学校の運動部活動から社会体育への移行について検討を行いました。その結果、平成28年度からも、移行前と同じ環境でスポーツができるように、まずは泗水中学校校区内の三つの小学校をモデル校としてスタートし、現在では、冒頭で申し上げましたとおり、8校で活動している状況でございます。

それと、社会体育クラブチームの状況でございますが、各社会体育クラブチームの構成人員につきましては、市内の小中学生が過半数加入しており、加えて近隣の自治体の小中学生も加入しております。菊池市としましては、社会体育クラブチームに過半数の菊池市内の子どもたちが加入していることが登録チームの条件としております。

また、社会体育クラブチームへの市の関わりはということでございますが、社会体育クラブチームの代表者などを対象に、年2回の代表者会議と、年1回、熱中症対策の方法やAEDの操作講習会などの研修会を開催しております。また、社会体

育施設の使用料の減免、九州大会や全国大会へ出場する市内出身者に対する報奨金制度などで支援をしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 私もちよつと調べてはみたんですけども、総合型菊池ゆつたりスポーツクラブのほうの小学校の活動内容というのが、側転であるとか、横転であるとか、いろいろマット運動的なものがかなり多いと。競技性を持つものは少ないというふうにお聞きしております。なかなかそういった競技に関しては、低学年向きじゃないのかなと思います。高学年になれば、やはり専門的な競技を行えるようなスポーツをしていただくと、もうちよつと野球であるとか、サッカーとか、バレーとか、中学校になって新たに部活に入ることができるというふうな、やっぱりスポーツの内容も少し変えていただければ、今後のスポーツにもつながると思います。

また、社会体育クラブチームに関しては、ほかの地域と違いまして、2分の1減免していただいています。これはかなりほかの市町村よりも減免率が高いんですね。ここは非常に感謝しております。もちろんそのまま続けていただきたいんですけども、今回、やっぱり社会体育クラブチームになかなか入らないというところでは、いろいろ各社会体育クラブチームの保護者さんからお聞きしましたが、まず、なかなか自分たちがどういう社会体育クラブチームをしているか、市民の皆さんになかなか周知ができない。各社会体育クラブチームさんでは、自分ところでチラシを作って学校に配るといことなんですけども、一過性で終わってしまうんですね。その印刷代にしても各社会体育クラブチームさんで負担しなければいけない。そういう意見もお聞きします。

また、練習場所に関しては、今回、インターネットに変わりました。インターネットによって、皆さんが一気にインターネットに入れるわけですから、毎週火曜日、木曜日に練習しているところが取れなくなる可能性もあるんですね。現在、小学生はみんな忙しいです。塾とか、いろいろ行かれています。毎週同じ日に練習日がないような社会体育クラブチームにはなかなか行きにくいということが今後起きてきますので、そういった意見が結構出ております。

ちよつとまとめますと、質問しますと、このゆつたりスポーツクラブに関して、先ほど言いましたとおりに、もう少し高学年の小学生の子どもたちが、そのまま学校が終わって家に帰らなくてもスポーツができるような、専門的なスポーツ、そういうものを例えば体育協会さんとか、スポーツ推進委員さんがいらっしゃいますの

で、その辺にお願いしてできないものなのか。

また、いろいろな各社会体育クラブチームから個別に意見が上がっていると思います。これの意見の吸い上げ方はどのようにされているのか、ご質問いたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、質問にお答えします。

総合型の菊池ゆったりスポーツクラブにもう少し専門的な種目をとということですが、これにつきましては、今後、現状認識をしながら分析をして、菊池ゆったりスポーツクラブのほうにも働きかけをしたいと思っております。

また、社会体育クラブチームとの情報はどのように吸い上げているかということですが、これにつきましては、社会体育クラブチームの代表の方々と年に2回ほど会議をしますので、その場で吸い上げているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 そうですね、いろんな意見を代表して私が申し上げていますが、まず、この社会体育クラブチームに関しては、各チームの代表者が集まって話し合う機会をつくるのがまず必要だと思います。

現在、学童保育に関しては、協議会というものを、去年ぐらいですか、立ち上げていただいて、がっちりとした会議じゃないんですね。みんなが丸くなって意見を出し合うというような協議会になっています。そこでいろんな意見が上がって、学童保育の人たちは各学童の保育がどうなっているのか、各学童クラブがどういう問題点があるのかというのをいろんなお話ができるということで、よりよい学童保育になっていくというふうに、学童保育の方からお聞きしました。

逆に、こういう大きい組織ではないですけども、こういう取組を、今後、社会体育のほうで窓口になっていただいて、現場に関しては、社会体育クラブチームで運営していくというような形を取っていけば、よりよい方向に社会体育クラブチームもなっていくと思うんですけども、その件につきまして、今後、どういうふうにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、こんにちは。今の稲継議員のご質問にお答えします。

まず初めに、総合型スポーツクラブや社会体育クラブチームの指導者の皆様には、

日頃より子どもたちのために熱心に指導していただいていますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

現在、登録している社会体育クラブチームの活動状況を視察しております。監督やコーチのほうから社会体育クラブチームの運営方法や困り事などの話を直接お聞きすることで、菊池市教育委員会としてできることを、今、検討しているところがございます。

今後は、小中学生がスポーツに親しみ、安心して活動できる場をいかに提供できるかを、各社会体育クラブチーム、また、総合型スポーツクラブとの話合いの場を設けるなどして連携していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。今、教育長のほうが社会体育クラブチームのほうを回っていただいております。野球関係の監督さんたちからも、逆にびっくりしましたという声が多かったです。初めて回ってきてくれましたと、すごく感謝されております。

その中で、その社会体育クラブチームの監督さんたちのほうが、先ほど申し上げましたとおりに、協議会じゃないですけど、話し合う場というのを継続的につくっていただけるということで、よろしいんですかね。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 先ほどお答えしましたように、そういう話合いの場を計画的にしていまして、こちらから、教育委員会から提案できること等についても申し出て、よりよい環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

今後、そういう話合いの場を頻繁に設けていただいて、その中からいろんな意見が出てくると思います。やるのは各社会体育クラブチームでやらなきゃいけないことですが、それを少しでも市のほうがよりよい方向に手助けしていただくという、市が主体ではなく、社会体育クラブチームが主体でやっていくような会議づくりを今後していただきたいと思います。

また、今回、スポーツに関してだけお話しましたが、課が違うということで、合

唱とか、吹奏楽とか、美術とか、そういうのもなかなか子どもたちが集まりにくい場所になっております。今後、そういったスポーツでない部分も、いかに子どもたちが簡単にいろんなことに挑戦できるかということをつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

菊池市内の企業・店舗等の人手不足問題について、ご質問いたします。

今回、今年4月12日、ハローワークの有効求人倍率は、熊本県で1.38倍、菊池の有効求人倍率は1.45倍になっております。その影響もあってか、企業連関係の方にお話を聞きますと、菊池市の人を採用したくても応募がないという声がありました。また、新規オープンした飲食店などでも、求人を出しても人が集まらないとかいう声、また、人手不足のために、実際、宴会等を受けているんですけども、人手不足でいないために宴会が受けられないとか、ある店舗では、夜間は6時から8時ぐらいまでですか、人がいないので、その時間帯は閉めますとか、そういうふうな多くの企業経営者から人手不足について相談を受けます。

また、これは農業、福祉においても一緒だと思います。特に製造業に関しては、七、八年ぐらい前から人手不足というのは言われてきました。特に今回、TSMCの誘致により、人の流れがかなり変わると思われます。現在、市で推進している新規事業者に対する施策や企業誘致などは、菊池市の経済を発展するものであり、事業を推進していただきたいという考えは変わらないものの、今、菊池市で活躍されている企業の人材採用の支援をすることも、菊池市の経済発展を支える重要な事業であり、また、人口減に歯止めをかけることにつながるのではないかと考えます。

それでは、質問させていただきます。

製造業ではなく、飲食やサービス業など、あらゆる分野で人手不足が叫ばれていますが、市として雇用対策の取組はあるのでしょうか。また、以前から地元企業より市内高校生を採用したいという要望が上がっておりましたが、その対応はいかがでしょうか、ご質問いたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えいたします。

まず、人手不足が、業種・業態を問わず様々な企業等において深刻な問題となっている現状は、市としても十分認識しております。令和5年2月に帝国データバンクが発表いたしました動向調査結果によりますと、「正社員が不足している企業」の割合は47.8%に上り、どの企業も人手不足に苦慮されていることがうかがえます。

少子高齢化や働き方の変化に加えて、コロナ禍の影響などによりまして、人材の確保が難しくなっていると考えますが、市では現在、県の就労相談機関「ジョブカフェ」から月に1回、市役所本庁社内に「就職無料相談（出張）窓口」を開設しているところでございます。

また、過去には、企業連絡協議会の会員企業と、それから市内及び近隣の高校の就職担当教諭等との意見交換を交えたマッチング事業を実施しており、双方のアピールにより就職につながったという実績もございます。

また、企業連絡協議会の会員企業を毎月2社「企業紹介」として市の広報にて紹介させていただいた経緯もございます。

近年は、市内高校、三つの高校の生徒によります会員企業の「工場見学」を実施しており、高校生の地元就職に対する意識づけを図っているところでございます。

今後も、企業PR及びマッチングの機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 いろいろ政策、企業と高校のマッチングとか、いろいろしていただいております。

今回、企業だけにちょっと、企業連という組織がありますので、企業連のほうで取材していただいております。ただ、菊池市の企業連は、年に1回、賀司交歓会の際に市長との意見交換会を行っております。これ、七、八年前ぐらいから人手不足の問題はずっと企業さんの中であった問題なんですよね。また、求人に伴い菊池高校から企業に入らないのかという意見も出ておりました。なかなか市のほうとして、積極的な動きがあったとは言い難いように思います。

また、続けて、その折もありまして、地元企業は地元の採用が少ないんで、外国人労働者が増えております。一時増えていて、コロナでちょっと人が来なくなりました。大体50人以下の企業で、3年間でしたらマックス9人、プラス5年になりましたらあと6人、50人以上の企業さんであると、倍の人数になるということですけども、最近、そういう外国人労働者の受入れを、地元がないのでということで、企業も始めるようになりました。現在、本市においては、近々の情報によりますと、もう約1,000人近い外国人労働者がいらっしゃるということをお聞きしております。逆に、この外国人実習生を、企業では、日本人が来ないんであれば、外国人実習生の企業の受入れに対して、市はどのような考えをお持ちでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

外国人実習生の受入れに対してですが、製造業を中心に、外国人技能実習生の方の受入れも旺盛になってきております。

日本で培った技能、技術または知識を習得し、自国に伝えることで経済の発展を担い、実習生にとっても「人づくり」に大きく貢献できる制度でございます。受け入れる企業においても生産性の向上により、経済成長が見込まれる有益な制度であると考えております。

外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律にのっとり、監理団体や民間企業が実施しておりますので、直接的な市の関与はございませんが、技能実習生が働きやすい生活環境を整えるなど、側面からの支援として、企業連絡協議会へ、本市の中央図書館が行っております、やさしいにほんごの勉強会「にほんご教室」を紹介しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

いろいろな外国人実習生に対して、キクロスとかでやっていただいております。ただ、誘致企業に、先ほども一般質問でありましたけれども、TSMC関係で誘致企業の話もあります。誘致企業の場合、もちろん土地、自然環境、いろんなものが企業の誘致の一因ですけれども、人材というのがやっぱり一番要因になります。やはり企業にとって、人というのが一番財産なんですね。人がいないと企業は成り立ちません。やはりいかに今の人手不足を解消しながら、新しい企業に人を提供できるかというのが問題になっていくと思います。

また、一番皆さんに知っていただきたいのは、同じ職種にしか人は動かないということですね。製造業の人は製造業にしか動きません。製造業の方が販売業をやるということはまずありません。逆に、販売業のやり手の方が製造業をするということはありません。これが、今、働く人たちの流れなんですね。ですんで、なかなか製造業に関して人が動かないというところもあります。

また、給与に関しても、大津、菊陽、合志などはかなり上がっております。職種によっては時給1,400円という企業も聞きます。前回は企業の方とお話しましたが、1,400円で、いや、うちたちは払えないな、現状。実際、1,400円で一番初めは募集しますと、今までいらっしゃった方と金額の差ができてしまいます。今までいらっしゃった方のほうを上げなきゃいけないというような状況に

なるので、なかなかその辺が菊池市関係は進まないというところもあります。

また、企業誘致は、雇用の創出を目的として進められていましたが、やはり人口減少になっております。やはり人手不足を解消するか、どのように解消するかというのは、やはりなかなか民間では難しい部分があります。

また、雇用と定住は同じように進んでいくものだと思っております。雇用があつて定住が進む。菊池市で生まれ、菊池市で働いているのであれば、定住促進にもつながると思います。

いろんな事業者さんに聞きますと、人手不足もあります。今、人が結構動いて、辞める、辞めたり、こうして人が動かれています。まず、今いる従業員さんを企業にとどめておく必要もあるというふうに言われております。現在、菊池市以外の社員さんが菊池市で勤められている場合に、勤められている方が菊池市に新たに家を建てる場合に、3年間の固定資産税の減免とか、建築費に対するある程度の金額の補助の措置とかもある自治体もあります。その辺は考えられないでしょうか。いかがでしょうか、ご質問いたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

本市では、空き家を借りたい・買いたい方と市内の空き家をマッチングする「空き家バンク」や、空き家バンクを通して空き家を購入または新築された方に奨励金を交付する「移住定住推進事業奨励金」をはじめ、仕事や教育、子育て支援など、様々な支援制度により定住を促進しています。

なお、本市に居住し勤務する方の固定資産税につきましては、本市の貴重な財源であり、減免などの優遇措置の導入は考えておりませんが、現在、新たに子育て世帯の転入促進や、宅地開発に関する補助制度などを検討しており、これらの制度を活用して定住促進につなげていきたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

私が言ったのは一例でありますので、何か菊池市に家を建てることでメリットのあるような施策を取っていただければ、その分で、またそれで雇用も守れるし、菊池市にも人口が増えるというか、そういう二つのメリットを言われています。また、それをいろいろ各企業とかでいろんな方にお聞きして、いろんな案を出して行って

いただきたいと思います。

また、今のように空き家バンクの活用なども民間に伝えていっていただいて、利用を促していっていただきたいと思います。

ここで、こういう、今、仕事が人手不足に関して、官民一体となって行われている事業を私調べましたので、3点ほどご紹介させていただきます。

まず一つは、南小国の「おしごとコンビニ」というのがあります。これは南小国町が民間企業に委託しまして、官民連携で行う短時間ワークシェアリング事業「しごとコンビニ」というものです。人材コンサルティングを手がける委託業者と市町村事業を支援する一般社団法人との協働事業です。事業主の業務を細分化することにより、高齢化や子育て世代など、年齢や時間の制限の人にも1日1.5～3時間といった短時間で報酬を得られる業務委託型の仕事仲介を行う仕組みです。これであれば農業とかいろんな分野、今、登録していただいて、こういう人材派遣のところから、本市は農繁期のときには農家のところに行きませんかとか、旅館が忙しい時期には旅館に行きませんかというようなあっせんをしてくれるような仕組みです。

また、総務省が特定地域づくり事業協同組合というものもあります。これ、前回、市長も一緒に参加されていまして、2022年10月20日に熊本で行われた全国過疎問題シンポジウムの講演の中で出ていました。私もちょっと聞いておもしろいなと思って、それから調べてみました。これは人口急減に直面している地域において、農林水産業、商工業などの地域産業の人たちを確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行っているものです。例えば、2,400万円の運営費がかかりますといった場合に、市町村の補助が2分の1、1,200万円なんですけども、1,200万円のうちのさらに半分は国庫交付金による600万円、2分の1ですね。そしてまた、この半分の市町村負担分の600万円のうち、特別交付税が300万円、結構国から出しているような施策なんですよね。現在、近々82の市町村がされておりまして。近いところでいくと、雲仙市であるとか、日南市であるとか、人口も5万人ぐらいです。唐津市もそうでした。結構こういうのを活用されておりまして。

もう1点、熊本市のほうは地域雇用促進協議会というものをされておりまして。これは熊本の雇用の安定や地域企業の発展のため、熊本市、熊本商工会議所、熊本県情報サービス産業協会により、熊本市地域雇用創造協議会を設立されておりまして。このメインはICTの利用を促して、事業拡大や雇用の安定化をメインとされている事業ですけども、この中に地域企業とのマッチングを取り組む事業も行われております。

このように、やはり今までは民間にお任せしますというような状況でした。ただ、

民間だけでもかなり限界に来ております。官民を通して入り口でもやっていただけないかというのが本当の現実です。特に市は包括協定締結をしている企業が何社かあります。その中で、逆に協定の内容に人材育成、雇用などにつながるような事項をうたっている企業さんはあるのでしょうか、ご質問いたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから包括協定の締結をしている企業のところでお答えいたします。

これまでは、市は多くの企業や団体、あるいは大学等と包括協定を締結してまいりましたが、協力項目において「人材育成」をうたう協定が6件、それから「雇用」をうたう協定が3件ございます。人材育成により将来的には雇用につながるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 雇用に関しても3件ほどあると。この人材不足に関しては、もちろん民間で最終的にはやっていかなければいけません。特にこういうせっかく包括協定を結んでいる企業さんがあるのであれば、包括企業さんをお願いしていくとか、やっぱりお願いするのは、市役所のほうからお願いしてもらわないといけないというのはあります。なかなか民間から包括協定が必要でしたらお願いしますということでできませんので、先ほど申したとおり、今回、TSMCが来ます。TSMC、企業誘致いろいろします。でも、人いません。じゃあ、やっぱり企業は来ません。まず、雇用というのはなかなか進みませんが、雇用を民間だけに任せっきりで、ちょっとかなり厳しくなっているのが現状です。人手不足の解消、雇用促進に対する市長の思いをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問は、人手不足解消に関わる市長の思いを述べよということでございました。

人手不足問題あるいは雇用の問題というのは、中小企業さん及び小規模事業者の皆さんにおける、ある意味、全国的な社会的な問題でございます。とりわけ当地におきましては、TSMCの進出決定後に多くの企業の方から、その影響が様々な形で出てきているという声を耳にする次第であります。

行政の立ち位置から、この人手不足の解消に関してできることは何だろうかを考

えておりますが、やはり一番には、移住定住と、それから住宅誘致による人口増の施策を強く推し進めていくべきだろうというふうに考えております。

先般の熊日新聞でもございましたように、幸いにも菊池市が「住みたい田舎ベストランキング」の上位にランクアップされたわけであります。

T SMCをはじめ工業団地に近接していることの利便性であるとか、自然に恵まれた生活環境の優位性と、こうしたところを大いにPRをして、住宅誘致の促進に注力するとともに、一層の移住定住の推進を図ってまいりたいというふうに思います。

まさに、そうした考え方から、今回の議会におきましても、特に子育て世代が転入されることを促進するような補助金を、今、提案を申し上げますし、また、移住となりますと、どうしても住宅が必要でありますから、住宅を誘致するようなことに関しても補助金の提案をしているところでございますので、どうか慎重ご審議の上、こうしたことも併せてご検討いただければというふうに考えている次第でございます。

また、市内の企業と高校との意見交換等、これまで努めてまいっておりますけれども、引き続き企業PRの支援といったような形でも働きかけていきたいというふうに考えている次第です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。人口増を急ピッチにやっけて、企業につなげるというご答弁であったかと思えます。

私も、まず、企業誘致と人口の問題というのは一緒にやっけていかなければいけない問題だと思っております。早急に人口に関しては、昨年度もT SMC関係の意見交換会で、結構この話は、人が足りませんよという話も出ておりました。ある程度、住宅地はどこそこに造る、モデル事業を早く進めてくださいねというのも、各議員さんからもおっしゃってました。なるべく本年度予算からまず取組をするということですけど、それも早めに行っていただいて、早めにモデルづくりをしていただいて、もっと早く人口が増えて、企業にも流れるように、今後もよろしく願いたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これ、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時47分

開議 午後1時54分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。

本日は、AEDの設置運用とデジタル化推進について、質問させていただきます。

まず、AEDの設置運用ルールについて、質問させていただきます。

今回、なぜ私がAEDについて質問しようとしたのか、きっかけは、昨年6月にNHKのほうで18歳以下の子どもの死亡事例についての調査があったことによります。その報告では、過去16年間に原因が突然死というところでお亡くなりになった子どもが約500名というところで、過去16年間なので、そこまで大きい数字ではないんですが、突然死になると、やっぱり急に心臓が止まったりとか、呼吸が止まったりとかいうところがありますので、その500名の児童生徒にAEDを使ったのが結構少なかったと。使っていない事例も多かったという報告を見て、ちょっと調べるようになりました。

AEDは、皆さん、運転免許を取られるとき、先輩方はちょっと分かりませんが、私は運転免許を取るときには、何かそういった講習、救急救命の講習とかありましたし、防災訓練とか、そういったところでも行っております。心臓が止まったときに電気ショックを与えて、リズムを元に戻すものでございますが、ペースメーカーは不整脈ですが、はめ込み型、埋め込み型のいわゆる日本語で除細動器、要は電気を与えることで心臓のリズムを安定化させるというものですが、これを自動体的に外づけでやっているのがAEDということでございます。

やはりそれが、緊急時にはどこに置いてあるのか、あとは、置いてあるところが分かったとしても、どう使っているのか分からないというところで、これは子どもだけじゃなくて、日本全体でやっぱり使用率は4%ぐらいというデータもあることで、なかなか使われていないということでもあります。

この報道を受けて、私が役員を務める全国組織の子どもの事故予防地方議員連盟のほうで勉強会がありまして、このNHKの調査報告を踏まえて、担当が相模原市の議員の方が報告者として、このAEDについて、いろいろ相模原市の調査報告がなされました。

その中でも、NHKの報告の中にもあったんですが、やはりこのAEDの運用を見直すきっかけは、10年前に埼玉県の児童がマラソン大会の直後に心臓が止まっ

て、本来であれば、AEDがあれば助かったのですが、結果から言うと、まだ呼吸はあったものだから、先生とか職員の人がAEDを使わないでというところだったので、誤った使用方法でお亡くなりになったというケースで、その保護者、遺族の方が、AEDを飾っているだけじゃなくて、しっかり使ってほしいというところの背景がございます。その相模原市の市議の方の報告の中にも、それをきっかけに、運用ルールを見直されてきたというところがございます。

その中で、菊池市だけじゃないんですが、ほかの自治体にも使用可能なAEDを把握していないというケースですとか、学校においては、校長室の前に置いてあって、いわゆる子どもたちが多く遊ぶグラウンドとか体育館まで、取りに行くのに10分ぐらいかかるとかというところに設置されたりとか、そういった運用ケースも分かって、改善されてきたというところがございます。

前置きが長くなりましたが、そういった勉強会とか、NHKの報道を見て、ちょっと今回、質問させていただきたいなと思っております。

そこで、質問ですが、このAEDの菊池市における設置運用の管理のルールと、現状と課題について、ちょっと細かいですが質問させていただきます。

まず、市が管理する公共施設とか教育施設において、具体的にAEDの設置状況を把握していますでしょうか。また、民間施設などに置いてあるAEDとかは把握されていますか。

次に、設置表示、ここにAEDがありますよというような設置表示はきちんとされていますでしょうか。

3番目に、運用やメンテナンスの際のルールと、規則やマニュアル等がありますか。AEDの契約はどういうふうになっていますでしょうか。それに関連して、本体及び消耗品の更新は適切に行われていますか。

4点目、AEDを適切に操作できる体制が整備されておられますでしょうか。

5点目、市民へのAEDの普及とか、啓発活動が実施されていますか。

以上、5点についてお伺いします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、こんにちは。それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、本市におけるAEDの設置状況についてお答えしたいと思います。

本市におけるAEDの設置につきましては、学校施設及び第三セクターを除き、57の公共施設に設置しており、各施設において設置の表示を行っているところで

ございます。

運用やメンテナンスにつきましては、42の施設では購入時の契約におきまして、電極パッドあるいはバッテリー交換等が含まれた契約によりメンテナンスを行っております。また、残りの15の施設では施設管理者が確認し、適切な維持管理に努めているところでございます。

また、管理のルール等の運用規則等の定めについては、特にございません。

操作研修の実施につきましては、施設ごとにAED機器の更新の際に操作研修等を受けているところでございます。

また、市民の皆様への啓発については、年に1回、総合防災訓練を実施しておりますけれども、その中でAEDの使用の仕方とか、実際に使って訓練を行っていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、学校の状況についてお答えいたします。

AEDの設置につきましては、先ほどの公共施設とは別に、全ての小中学校にそれぞれ1台以上設置しております、総数は19台でございます。設置場所につきましては、学校によって異なりますが、玄関やプール、職員室、保健室、事務室、体育館となっております。

設置表示の状況につきましては、全ての小中学校でAEDの場所を示す案内板を設置しております。

運用や規則につきましては、職員研修等の資料を参考に運用しているところでございます。現在マニュアル等は作成しておりませんが、今後、作成する方向で検討したいと考えております。

また、設置に係る契約状況につきましては、19台中16台は、各種団体からの寄贈をいただいております、残り3台は公費により購入したものでございます。バッテリーやパッドなどの消耗品の交換につきましては、必要に応じて公費にて対応しているところでございます。

操作研修の実施状況につきましては、年1回は校内研修において、教職員向けの操作研修を行っております、緊急事態の体制整備を図っております。

児童生徒への指導につきましては、小学校ではAEDの場所を知ることや、倒れた人の周りに居合わせた人たちの迅速な行動が大切であることを学び、中学校では保健体育科の授業の中で生徒を対象に心肺蘇生法とAEDの使い方を学ぶなど、発

達段階に応じた指導を行っております。

また、全ての学校ではございませんが、啓発活動としまして、保健だよりでの周知や、チラシ、パンフレットの配付、地域の方や保護者の方と一緒に救命救急法研修として、学びの機会を設けるなど、地域と一体となった取組が行われております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 菊池市は、本庁を含めた、いわゆる市役所の支所等は施設マネジメント課が一括して管理しているというふうにお聞きしております。学校については、各学校長が管理者というところで聞いております。

これの数が多いか少ないかは置いといて、まず、こういった一元管理されているところは聞いて安心しました。やはり設置場所が、先ほど冒頭に申しましたとおり、いざというときに、やはりそのNHKの調査でのところでも課題がありまして、設置場所が事故が起きやすいところから離れているというケースが全国的に多いと。学校の場合は、玄関とか事務室、玄関に入ってすぐの事務室のところに置いてあるケースが多いというふうにお聞きしています。

あと、操作の研修は、年に1回含めて学校のほうではいろいろやられておりますし、中学校では実際に救命救急のこともやられているというところで、多少は安心しました。

ただ、市民向けには、年1回となると、年1回で、しかも防災訓練のときとなると、なかなか触れる機会は少ないのかなと思いますので、この辺は特に何か自主防災計画をつくっている行政区等は、そういったところでは何か防災訓練を行うところの中で、そういったところもやっていただくと、より市民の方に触れる回数が多いのかと思ったりもしました。

この問題は、結構契約内容もお金がかかるものですから、一括購入して、その都度消耗品を買っていくというのがいいのか、リース契約にして、最初の初期費用を抑えたほうがいいのかというところでもありますけど、やはり耐用年数とかありますので、結果的にはとんとんだというふうなところも聞いております。

問題は、やはり厚生労働省なり、いろんな機関が申しているのは、屋外にこのAEDをつけられないかと。結局、体育館とか、総合体育館とか、多目的グラウンドとか、一般市民、例えば学童等で、学校は一般市民に開放されている場合は、夜中だったり、また、休日だったり、使うことがありますので、建物の中にあると、どうしても使えないと。いつからいつまで使っているのかということのも、先ほど答弁にはちょっとなかったのかもしれませんが、ここにAEDありますという表示で、何

時から何時まで使えるというのがある程度分かるような仕組みが必要かなと思って
おります。

おおよそいろいろな消防庁が発表している内容だと、やっぱり現場から1分である
ところが望ましいと、AEDの外づけがですね、屋外に。1分ぐらいであるところ
が望ましいということなんですよね。やはり呼吸が止まって、まず5分以内に何
とかやると。今だったら携帯に119番しながら、AEDを確認して、心臓マッサ
ージしながら、もう一人が多分そのAEDを取りにいて、戻ってきて、調査して、
離れてくださいというところでどんとやるというところの流れと思うんで、それま
で5分というふうに言われています。1分遅くなると救命率が10%下がっていく
というふうなことになるデータも出ております。

この相模原市さんの報告だと、日直制度、昔、学校の先生がお泊まりする時代が
ありましたよね。あの制度がなくなったあたりから、AEDを外づけというか、屋
外に設置するということになってきたそうです。学校施設が大体300台ぐらいあ
るそうなんです、全部一応これは屋外に設置というところで、教育施設に関して
はやられていると。これは屋外に設置すると、セコム、高温になったり、あと、い
たずらされたり、窃盗されたりするおそれがあるので、警備システムとの連動した
りとか、配線をまた持ってきたりとか、あと雨風、高温に耐え得る、この外づけの
ボックスがあるんですよ。それがまだ高いらしくて、15万円か、そういうのをい
ろいろ、ある程度、15万円から1台30万円かかると。ただ、やっぱりその厚労
省の指摘を踏まえて、外づけは必要だということで、屋外につけるとするのが大
事だということになっております。

契約方法に関しても、相模原市さんはリース契約をやっていると。というのが、
更新の時期をある程度決めて、点検は1か月に1件、バッテリーとか部品の返納は
2年に一遍とか、そのリース契約内に盛り込んで、一部、菊池市もやっているんで
しょうけど、そうすると、業者側が率先して、その交換時期とか更新時期に来てく
れますので、今の菊池みたいに担当者がとなると、うっかり忘れたとか、更新時期
を忘れたという、そういうヒューマンエラーが防げるのかなと思いますので、こ
ういうのをリース契約にしたほうがいいのかないかなと思ったりしました。

2回目の質問なんです、先ほど来、屋外設置というところがいいと。ただ、お
金がかかるというところですが、その屋外の設置を検討されているのか。これは主
に教育施設が多いと思いますが、お答えください。

また、やっぱりこういうのって、学校だけでなく、ショッピングセンターとか、
いろいろな人が集まる場所、民間施設にもAEDを置いてあります。ですので、
一緒にその方が中心に講習、AEDの講習会を開くとか、あと、救命救急の財団が

ございまして、その全国AEDマップというのがあります。全国AEDマップで検索していただきますと、グーグルマップみたいなのが持ち上がりまして、菊池ですと、市役所にありますとか、この辺だと熊本銀行にありますとか、歯医者さんにありますとか、そういうふうに書いてあります。それがなかなか更新されてなかったりしますので、こういったのを民間を含めて、まず屋外に設置できるのか、民間と一緒に講習会やそういったAEDマップの更新を一緒にできるかどうか、お答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、まず、私のほうから、学校施設の屋外へのAEDの設置はできないかということですが、学校グラウンドへのAEDの設置につきましては、体育の授業や運動会、持久走大会など学校行事に合わせて、必要に応じてAEDを持ち運びすることで柔軟に対応しているところでございます。そのため、今のところ、設置までの検討には至っておりません。

また、市営グラウンド等の屋外施設についてのAEDの設置につきましても、AEDは雨水や落雷などの天候や気温に左右され、機器が正常に動かなかったり、関電や火災のおそれあることから、現在屋外への設置は検討はしておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 公共施設の設置場所につきましては、改めて適切な場所に設置されているか点検を行いたいと考えております。

また、ご提案の民間との共同に講習会の実施等は、ご提案のほうを参考にさせていただきたいと思っております。

また、ホームページ等の表示につきましては、設置施設の一覧表や、また操作方法等の動画等のリンク集を貼るなどの検討をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 屋外設置は、さっき、いろいろリスクはあるんですが、これに対応したそのボックスがございまして、それが高価というところで、なかなか難しいんですけど、相模原市の場合は基地がございまして、何と申しますか、その基地を誘致していることに対する助成金といいますか、補助金を利用して、財源があったということなので、一気に教育施設は外づけができたというところでござ

います。

日々のそういう行事に関してのAEDを持ち運んでやると、準備するというのは、それはそれでももちろんいいことだと思いますし、社会体育課のほうも、いろいろ希望があれば、いろんな団体さんに貸し出してくれるということもお聞きしていますので、それはそれでいいと思うんですが、やはり特にグラウンド、外で行う場合に、市とか学校が主催しないイベントで開放しているときには、あと24時間というところでありまして、やっぱり外づけのほうをやっていくというところは大事なかなと思っています。

国及び民間団体も、こういったAEDに関して助成金とか補助金をやっている団体がございます。東京都の太田区などは、そういったところを利用して、民間のそういった財団が、民間企業が、うちの会社につけたいとなると、ここで補助が出るというふうなのがございまして、私もいろいろ調べましたけど、そういったところも使っていきながら、できれば市営グラウンド辺り、落雷にも耐え得るというふうには、温度も50度まで対応するというところでありまして、そういった外づけのボックスをするというのも一つの考えかなと思っています。

総務部長、ぜひ防災マップとかに関連して、そういったところにAEDの場所、これは普通の民間の方がここにありますよって登録すれば、勝手に登録するようなシステムで、皆さんがどんどん作業をすれば集まる仕組みですので、市が少しだけ旗を振っていただければ、ああ、うちの会社はこういうのはあるなというところで登録してくれればいいと思います。菊池市も登録はされていますが、3年以上更新がありませんというのがほとんどでして、設置場所や、使用できる時間帯も記載されていないんですね。こういったのは何か、後でデジタル化推進のところでも聞きますけど、いろんな市民の方とのワークショップをもしいろんな形でできれば、そういった感じで民間の人とか、そういったデジタルにたけている人がどんどんどんどん見たことを記入していくという、いざというときに、あ、ここにAEDがあるんだというところがあります。

あと、市役所、ちょっとすみません、思い出したついでで失礼なんですけど、市役所の総合受付にAEDありますと書いてあるんですけど、あれちょっと上品といただきますか、悪く言うと小さ過ぎて、ちょっと注意しないと見えないのかなと、この本庁で。

あと、誘導案内の表示も、何かもう少し工夫しないと、この場所にAEDがあるんだというのが、特に職員の皆さんは知っておられるかもしれませんが、一般的な市民の方がもしかしたら使う場合もありますので、そこら辺の誘導もお願いしたいと思います。

今までいろんな課題がありますけど、予算の問題だけじゃなくて、やっぱりマニュアル化してない部分、やはりちょっとここは見落としとか、いざ使っているときにテープが全然貼れなかったとかいうのは結構あるようで、消防庁によりますと、日本全国で。やはりしっかりと規則なりルールをつくって、なるべく財源も、私も探しましたが、確保しながら、事故現場、起きそうなところに近いところにつけるといったり、市民の皆さんへ、さっき言った普及するために協力してもらおうというところを増やしていくような、そういった管理、まず設置と運用のルールをしっかりとつくって、今あるところは見直していったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 今、田中議員のほうからご意見のありましたところも含めまして、設置場所の見直しと、適正な表示がされているかどうか確認を行っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ぜひ、できれば半年ぐらいにやっていただきたいと思います。

相模原市の場合は、そういった民間の方をAEDの登録制度というふうなことがございまして、民間の方に、ぜひ申請してくださいというところで、相模原市独自のAEDマップを作成されておりまして、それが防災関係だったり、いざというときのための、スポーツ大会とか等のホームページにリンクづけされております。先ほど情報のリンクづけ等されるというところでしたので、ぜひそれは、そういった形で参考にしていただいて、あと、民間の方がそのAED登録制度に登録していただくと、AEDを使った場合、実際に本当に使った場合に、パッドとか、いろいろ附属品、部品を交換するんですけど、それは市が一部助成しますよというメリットを出して、なるべく登録してもらおうと。

相模原市さんの場合は、昨年度、令和3年度、全体で800件ぐらいあるんですけど、9件使われたそうです。そのうち6件が無事に社会復帰されたというところで、大体AEDが正しく使用されると、5割から6割は社会復帰されると聞いていますので、ある意味、6件ものという命が何とかつながったんじゃないのかなと思っておりますので、日本全国で4%という、しかし、一応コストはかかっていますので、なるべく、さっき冒頭に申した児童のお母さんがおっしゃったように、AED

Dは飾りじゃなくて、使ってほしいというところをお願いしたいと思います。

埼玉県は、やっぱり小学生に安全教育で、小学校6年生にそのAEDの使い方という安全教室をやっております。安全教育をやっております。ちょうど今年の5月、埼玉県のバスケットをしているときに児童が心臓が止まったというところで、保護者と職員が一生懸命手入れして、AEDを使って復帰したと、復活したという事例もございます。

はっきりコスト的に見ますと、非常にAEDで課題が多いんですが、やはり救急車を呼んで、人工呼吸や心臓マッサージするよりも、はるかに適切に使われると社会復帰できる可能性は非常に高い、それがAEDでございますので、ぜひ使えるように運用ルールを見直してほしいと思います。

次の質問に行きます。

デジタル化推進についてですが、もう何回も質問して恐縮ですが、菊池市デジタル化推進宣言でも宣言され、その後、本年2月に菊池市デジタル化推進基本方針をまとめていただきました。基本方針には六つのビジョンというところで、各分野二つずつで3分野ということで、ビジョンを掲げております。

最近、DX、DXと言いながら、デジタルトランスフォーメーションということで、2004年にスウェーデンの大学教授が提唱した考え方ですけど、情報化が高度に進んでいくと、より暮らしや生活がよくなるといったところの概念ですが、行政においては、やっぱり業務改善、業務が効率化していくと。あと、業務が標準化していくと。その先に、やはり午前中の質問にありましたけど、市民が受けられるメリットが非常に高くなるということが理想像かなと思っております。

ちょっと三つほど、1回目の質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードですが、国、県、市のカード申込み状況と、これまでいろいろ出張申請や、マイナポイント、市独自のカード取得等々やられてきたと思いますが、その後の状況について教えてください。

あと、午前中で、市が取り組んでいただいて、目標が77%ということですが、全国的に見ますと、実は20代が意外と少なく、70代よりもちょっとやっぱり、大体6%、7%、30代、40代はあるんですが、5%ない場合も20代もありまして、これどうしてかなというところもいろいろ考えてみました。高齢者で低いというのは、例えば午前中、泉田議員がおっしゃったように、なかなか面倒くさいとか、スマホがないと分からないとかいうところかなと思ったんですが、20代が取得が低いのは、一つは面倒くさいなというところもあると思うんですが、例えばマイナンバーとマイナンバーカードの違いがちょっとなかなか理解されてなかったり、いろいろひもづけされるから、不正に情報が流出するんじゃないとか、国が勝手

に取るんじゃないかとか、事実に基づかないうわさを信用されているケースもあるのかなと思います。それ等を含めまして、もう国民の半分以上が持っている。運転免許証を超える発行枚数になったというところで、もう半数超えると、こういったものは大体もう浸透化していくと思うんですが、もろもろ含めまして、マイナンバーカードの進捗状況、普及状況と課題とをお示してください。

それと、行政の事務のデジタル化について、以前、この行政のデジタル化をどうしていきますというところに質問しましたら、当時の所管担当の責任者だった副市長は、人材育成が大事だと、人が大事だということをおっしゃいました。特に職員の皆さん、必要なことはあると思いますが、そういった特に人材育成について、どのように進んでいるか、お聞きしたいと思います。

質問の要旨の3番目ですが、保育園や幼稚園、学校、非常に配布物が多いのは昔からそうなんです、一部、メールとかいうところが出ていますが、そういった配布物が何とかもうちょっと減らせないかというところを考えております。その際に、デジタル化して、ある程度、データベースのそういったメールとか、LINEとか、そちらのほうに添付するとか、そういった配布物のデジタル化はできないか。

以上、3点お聞きします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

交付率につきましては、午前中、泉田議員にお答えしたところですけども、改めてお答えいたします。

令和5年1月末現在です。本市が59.5%、全国平均60.1%、県平均60.8%となっております。

また、申請の件数率につきましては、本市が67.1%、全国平均69.4%、県平均の70.6%となっております。

次に、国のマイナポイント事業に関しましてなんですけども、カード取得者がスマートフォンとかパソコンから申し込む必要がありますので、市民課窓口において、ニーズに応じた申込みのお手伝いをしております。

次に、取得促進の取組としましては、企業や社員寮、公民館、商業施設、社会福祉施設、その他各種団体の出張申請受付を今年度103回実施しております。平日、休日、夜間問わず実施することにより、市民の申請機会の拡充を図っております。

また、マイナンバーカード取得特典としまして、カードを取得した方に3,000円分の地域商品券を交付する「菊池市マイナンバーカード普及促進商品券交付事

業」を行っております。その結果、交付率は年度当初から24.2%増加しております。

本市の増加率につきましては、全国平均増加率16.8%及び県平均の増加率18.4%を上回っております、これは取組の成果だと考えております。

次に、マイナンバーカードを申請しない理由ということですが、情報管理に関する不安があります。令和4年1月にデジタル庁が行ったアンケート調査では、カード未取得者の約30%が「情報漏えいが怖い」と答えております。

市民課マイナカード推進室への問合せにおきましても、マイナンバーカードを取得すると、各行政機関等が保有している情報を集約し、「一元管理」されるのではないかと、マイナンバーカードのICチップに資産や税情報などが記録されるのではないかと不安の声があります。

平成28年1月1日にマイナンバー制度が導入されましたが、情報管理につきましては、個人情報とは従来どおり各行政機関等が保育するものであり、マイナンバー法で定められているもの限り、情報提供ネットワークシステムを使用し、照会や提供を行うことができる「分散管理」となっております。

また、マイナンバーカードのICチップには、資産、税、年金、医療等の情報が記録されるものではなく、それらの情報はカードからは判明はいたしません。

ICチップに記録される情報は、カードに記載されている情報及び「データ改ざん」や「なりすまし」を防ぐために用いられる公的個人認証の「電子証明書」等に限られております。

不安をお持ちの方に対しましては、お問い合わせ時や、カードの申請時のほか、出前講座などにより説明の機会を設けているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 私のほうから、職員の人材育成の現状と課題についてお答えいたします。

人材育成の現状としましては、全職員を対象としたセキュリティ研修や、既存の情報システムの利活用のための研修、新規導入を行った情報システムの操作研修などを行っております。

課題として、今後一段とデジタル化を推進していくためには、さらに職員のデジタルスキルの向上を図る必要があります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 私の方からは、保育分野における配布物のデジタル化についてお答えいたします。

現在、公立を含む保育所、認定こども園、幼稚園からの配布物につきましては、緊急時のお知らせについては、ほとんどの園がメールでの連絡を行っております。

通常の保育時においては、専用のアプリを導入し、保護者宛てのお知らせのほか、園だよりや行事予定の掲載、アンケート調査等をデジタル化している園がある一方で、一部の保護者からは紙媒体での配布を希望する声もあり、また、個人情報の漏えい防止の観点から、紙媒体で直接保護者に配布している園もございます。

配布物をデジタル化することについては、配布物の印刷・仕分作業などがなくなり、印刷コストの削減や保育士等の負担軽減につながるため、よりよい保育の実施が可能となりますし、配布物をデジタル化せず直接保護者に手渡しすることについても、保育士等と保護者のコミュニケーションの機会となるなど、こちらもよりよい保育の実施につながるものと考えます。

各園のデジタル化に対する考えや取組状況については、一律ではございませんが、各園の意向を尊重しつつ、今後、デジタル化と紙媒体をうまく使い分けていく必要があると考えますので、園長会等で保育現場の状況やニーズを把握し、デジタル化を進める部分と紙媒体を活用する部分などについて、有効な手段について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、学校について、私の方からお答えいたします。

現在、学校からの配布物につきましては、緊急の連絡をはじめ、諸連絡やアンケート等に「学校あんしん・メール」アプリを活用しているところでございます。

また、重要な書類については、紙媒体で配布した後に、あんしんメールなどで、保護者へ確認をお願いするなど、紙とデジタルの両方の媒体を活用し、より丁寧に対応しているところでございます。

配布物のデジタル化は、ペーパーレスによる経費削減や学校現場の働き方改革につながるものと考えておりますが、全ての配布物をデジタル化するには様々な課題が考えられます。

まず、全ての保護者のアプリ等の登録のご協力が必要です。また、学校だよりにある児童生徒の名前や写真をSNS上に掲載することによる個人情報保護への課題もあります。

子どもから保護者へ学校からの配布物を手渡すことは、教育の面からも大切なことでもありますし、子どもから学校の様子を聞きながら、一緒に配布物を見ることで、学校への理解を深めていただくといった面もあると考えております。

このようなことから、デジタルで対応できる部分はデジタルで、紙媒体が望ましい場合は紙媒体といった使い分けを継続しながら、さらに有効な手法を調査研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 マイナンバーカードの件については、午前中もありましたので、よく分かりました。ただ、出張回数103回、これはすごいことかなと思っております。また、伸び率も24.2%、確かに急にとというのは失礼なんですけど、やはり今年度も最初のほうと今とは全く数字は違うのは本当に大きかったと思っております。

ちょっと職員の方の負担が来ているんじゃないかなと。やはり臨時職員さんの方を雇っていらっしゃるのかもしれませんが、やはり土日もとか、いろいろ出張などご負担があったり、他の自治体では、何か新聞に投稿がありまして、大変だというような職員の方の投稿もありましたので、今もやっぱりポイントが延長ないんじゃないかというところで、駆け込みでいろいろ窓口に並ばれている方もいらっしゃると思いますので、利用者の方、そして、受け付けされる方は何とかうまくいくように、しっかり見守っていきたいと思います。

人材育成に関してですが、引き続き、これはもう一朝一夕では進みませんので、やっていただくしかないんですが、1点だけ、やはりデジタルスキルのさらにアップということ、さらにももちろんそれも大事なんですけど、やはり業務を見直す。今の業務効率がどうなのかって、その技術的なものじゃなくて、今ある仕事の進め方が本当にいいのかというところをしっかり見直していただかないと、デジタル化は進まないのかなと思っております。

保育、教育現場の配布物に関しては、すみません、私も勉強不足で、結構進んでいる部分もあるのかなと思いました。やはり紙のいいところは残していただきたいと思っておりますし、アンケートなんかは、特にやっぱりデジタルのほうが、多分今の保護者さんは答えやすいのかなと思っておりますし、漏れとか、回収率も高いんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は今の考え方で進めていただきたいと思っております。

ちょっとやっぱり気になったのは人材育成なんですけど、今、総務省のほうからい

らっしゃっていたんですかね。何かアドバイザーじゃないですけど、違いましたっけ。外部の人材の方のご協力というところであったかと思いますが、これはちょっと採用に関する事なんで、総務部長なのかもしれませんが、一応今後の方針として、その担当部門として、やはり人材育成するためには、まず内部の人材もそうですが、やはり民間でそういった携わってきた方の採用も必要なのかなと。

もう一つ、研修に関しても、民間の方と一緒に研修すると。菊池市内にも、小規模でございますが、数も少ないですが、いろいろなIT関係の企業さん、ある意味、フリーランスの方がいらっしゃいます。そこの掘り起こしも兼ねて、そういったところで一緒に研修できないのかなと。そういうことを考えておりますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

民間出身者の採用につきましては、令和2年度に専門的知識を有する職員を採用し、令和5年度もICT関連の資格を有する民間企業等経験者の採用を計画しているところです。

また、庁内の人材育成につきましては、ICT推進アドバイザーから助言や指導を受けながら、セキュリティ対策の強化やICT活用技術の習得等に努めているところですが、地元事業者との官民協働による人材育成についても、必要に応じて検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 採用を計画しているということですので、ぜひよりよい人材を採用いただきたいと思います。

職員の方が、ほかのそういった民間出身の方、外部の菊池市の事業者の方と触れ合っていくのは大事なことだと思いますし、より一歩進むために、推進計画の中では庁内でそういった部門でワークショップをつくっていくとございますが、ワークショップという言葉を使わせていただくと、さっき、AEDマップ、グーグルマップのようなものにどんどん登録していくことによって、住民の方、企業の方の情報を集めていくシステムなんですけど、こういったワークショップは結構いろんな分野に応用できないかなと思っております。ですので、住民参加型でそれぞれがテーマを持って、そこに情報を記入していくと、それはそれで、一つの市の情報

に基づいたデータを参考にしながら、民間の事業者さんがそれを利用したサービスを使うこともできるだろうし、何よりも住民の方が困ったときに調べるとができやすいということもできますので、そういった協働型といいますか、官民一体の協働型といったワークショップを、一つの例がデジタルアーカイブかなと思っております。図書館でやっております、あんな感じのものをもっともっていろんなテーマで横串で、これはもう市長の演説でおっしゃったとおり、横断的なテーマの一つのテーマがこのデジタル化推進ですので、そういったワークショップができないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのワークショップの件につきまして、来年度、「菊池デジタル推進コーディネーター」というものを地域おこし協力隊として任用しまして、デジタル技術を活用して、地域課題の解決に取り組むこととしています。このコーディネーターの活動の中で、地元事業者とのワークショップの開催などにつきましても、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ぜひやっていただきたいと思います。このデジタル化進んで、なかなか一朝一夕に進みませんが、やはり横断して全庁的なテーマでございます。皆さん、ご協力のほどをよろしくお願ひします。そういうことで、皆さんの、職員さんの負担が減ったり、市民の方が便利になるのは間違いありませんので、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、2月27日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時45分

第 4 号

2 月 2 7 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和5年2月27日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	三池 克徳
健康福祉部長	本田 和佳子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	安武 邦男
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局 長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
議会係課長補佐	笹本 聖一
議 会 係	吉岡 結加里
議 会 係	志水 利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆様、おはようございます。議席番号5番、公明党、島春代です。

本日は、産前・産後の子育て支援、それから、あいのりタクシー利用について、ご質問を行いたいと思います。

まず、産前・産後の子育て支援についてお伺いします。

全国的に少子化は想定を大きく上回るスピードで進んでいるという統計が発表されました。昨年の出生数は約77万人となり、80万人を割り込み、国の予測より8年も速いペースで出生数減少は進んでいる現状であると言われていています。ここ数年のコロナ禍も一因となっていますが、若者の結婚観や価値観の変化が、未婚化、晩婚化の増加となり、出生数減少加速の要因にもなっていると考えられます。

また、子どもがいても、ひとり親世帯や、核家族の増加、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の中など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現は、地域や社会全体で取り組まなければならない重要な課題の一つだと考えています。

様々な面で子どもを取り巻く問題は深刻となっています。本市も未来を担う子ども人口の推移は気になるところであります。子どもの幸せを最優先し、みんなで守り育てていくことが大切であると改めて感じます。

本年4月にこども家庭庁が発足し、本格的な支援が検討されていくと思われませんが、子育てに関しては、これまでも本市も妊娠、出産、保育、教育など、様々な支援をされておられます。

本国会で岸田総理も子育て支援の伴走型相談支援と経済的支援をパッケージで行う事業は今後も継続して実施していくことが重要であると述べられており、今後の子育て支援に力を入れています。相談支援と経済支援はどちらも子どもの成長に合わせて、その段階に応じて必要であり、子育てしていく上で非常にありがたいことであると考えますが、私はここで、産前・産後の伴走型相談支援についてお伺いいたします。

特に、相談支援は、妊娠、出産、保育時にとっては、これらを担う人的資源、マンパワーが必要と考えます。そこで、この産前・産後の伴走型相談支援事業において、今現在も訪問支援をされておられると聞いていますが、主に保健師さんが支援担当されていくと思うのですが、これからも支援を進めていく上で、担当される人材の確保や体制はどのような状況でしょうか、お伺いします。

また、出産後は、核家族化や祖父母も仕事を持っている方がおられるなど、子育ての孤立化などで、子どもの世話と子育ての不安から、産後鬱などになる母親もおられて、家事に十分に手が回らずに、疲弊した状態の方と接するケースもあるかと思えます。そのような家事支援の取組も必要と思えますが、こういう家事、その他相談支援、どのように考えておられますか。

以上、2点をお伺いいたしたいと思えます。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。島議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の伴走型相談支援事業につきましては、国の実施要綱に基づき、今月より開始したところでございます。

妊娠届時に保健師による面談・保健指導を実施し、妊娠期の過ごし方や不安に対する支援を行っております。また、妊娠8か月の妊婦を対象にしたアンケート調査を実施し、出産に向けての準備状況やサポート体制、現在の不安な点などを把握し、必要な方については相談や支援を行います。

出生後は、生後1から2か月児及び産婦に対して家庭訪問を行い、育児についての保健指導や乳児の発育状況・産婦の体調の確認、子育ての不安に対する支援を行っております。

このような支援は、事業開始以前より本市では既に取り組んでおりましたが、この事業の開始に伴い、より細やかな支援ができるものと考えております。

事業実施の体制でございますが、本事業に当たりましては、正職及び非常勤の保健師で対応しておりますが、特に正職の保健師の確保が困難であり、非常勤の専門

職の確保などで対応していきたいと考えております。

正職の保健師不足につきましては、引き続き人材の確保に向けて取り組んでまいります。

2点目の家事支援の取組についてでございますが、本市の産後の子育て支援の取組として、保育士等の資格を持つ養育支援員が家庭を訪問し、共に育児の仕方や家事などを行いながら、子育てに関する悩みや困り事についての相談・助言・指導を行う養育支援訪問事業を平成29年度から実施しております。これまで36件の家庭を支援し、訪問回数は延べ768回となっております。

核家族化が進み、支援者が少なくなる中で、多胎児がいる家庭や産後鬱などで家事や育児に対する不安や負担を抱えている家庭が増えており、子どもの養育だけではなく、保護者自身への支援の必要性を感じているところでございます。

そのような中、国は、令和6年度以降、訪問支援員が家事・育児などに対する不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ、子育て世帯訪問支援事業の実施を予定しております。

この事業の支援内容は、養育支援訪問事業では支援することができない、食事の準備や洗濯、掃除、買物の代行などの家事支援と保育所等の送迎や地域の子育て情報等の提供を行う育児支援とされております。

支援の期間についても「子育ての期間」となっており、現在実施しております養育支援訪問事業の対象期間である「出産後1年程度」より、長期間の支援が可能となるものでございます。

子育て世帯訪問支援事業については、詳細は明らかにされておりませんが、市としましては、国の実施要綱等の発出状況を注視しながら、ニーズの把握や先進的な自治体の取組について調査・研究するなど、産後の子育て支援の体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 本市なりの様々な子育て応援をされているということで伺いました。

面談、それからアンケート、より細やかな体制を整えつつあるということで、平成29年から養育支援事業ということをされております。また、令和6年、訪問支援事業、さらに今後は、保育士、また保健師さんの活躍というか、本当に今、不足

している状況もあるかと思いますが、細やかな支援をしていただきたいと思いますというところでは。

まだいろいろ検討される部分もあるかと思いますが、家事をこなしながら、赤ちゃん、さらには兄弟のお世話、また、お母さんの心身の情緒面も含め、様々なアドバイスやサポートを必要とするご家庭が徐々に増えていくのかなと感じております。

私も身近でお話を伺った方で、出産された娘さんが鬱となり、寝込みがちで、赤ちゃんのお世話がなかなかできずに、家事も手がつけられないという状況で、お母様が実家に連れてきて、孫と娘を見ているというご家庭を知っております。娘さんの旦那さんは自営をされており、お母様も自分のお仕事もあり、疲弊しておられました。最近はその成長とともに、娘さんの症状も一進一退ですが、改善されつつあると伺っております。

これは一例で、親族の手助けがあったからまだよかったかと思いますが、この娘さんのような方がいれば、信頼関係を持った祖父母のような家事支援と育児相談ができる支援が両方あれば、本当に育児をしていく上で少しでも助かるし、心強いと感じております。

菊池市も状況に応じていろいろな支援をお考えということで、少し安心しておりますが、その家庭、その家庭に応じた対応をしていくというのは本当に大変かと思いますが、一人一人を見ていって、母親として、また家事支援ができればと思います。

また、以前の一般質問で少し触れていましたが、産後ドゥーラと呼ばれる、いわゆる産前・産後の母親に寄り添い、家事や育児をサポートするケアの専門家の必要性が今後出てくるのではないかと思います。しかし、まだまだ全国的には認知度も資格保有者も少ないため、どうするかなどの国の体制整備はこれからだとは思いますが、そういう体制が増えてくれば良いと願っているところです。

各家庭の事情や親の健康状態などから、赤ちゃんとお母さんの日常を守るためにも、必要とされる訪問相談や、家事支援などの産前・産後のお母さんに寄り添ったサービスというのは重要であると感じております。

本市もこれからも検討されていくということでしたが、保育士、それから保健師、なかなか人材の確保は大変だと思いますが、どうぞ市民の方のためにもしっかりと体制を継続、また、人材確保をされて、安心した子育て環境の整備、また、推進をよろしくお願ひしたいところです。

次に、あいのりタクシーの利用についてお伺いします。

地域の移動手段については、これまでも様々な検討されてきております。これまでの一般質問でも複数の議員の方より交通手段について取り上げられ、いろいろな

提案もされてこられました。地域の不便や要望はそれだけ多いことと思います。

現在、菊池市街地は、巡回バスべんりカーが利用され、中山間地や郊外などは、市街地との往来にはあいのりタクシーが運行されています。以前は路線バスの利用人数が減少し、運行補助金が2,000万円を超えて、市の財政を圧迫していたために、様々と研究・検討され、巡回バスべんりカーとあいのりタクシーが開始されました。

あいのりタクシーは、平成16年の試験運行から始まり、その後、地域を広げ、現在は水源地区、龍門地区、泗水西部地区、泗水東部地区、七城地区、旭志地区と、ほぼ全地区に至って、やがて19年近くになろうとしています。

では、質問ですが、現在、あいのりタクシーの利用状況と補助金はどのようになっていますか。過去3年間の負担額を教えてください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

「きくちあいのりタクシー」は、市内の公共交通空白地域の解消を目的に運行する事前予約制の乗合タクシーであり、年末年始を除く月曜から金曜の週5日で運行しています。

直近3か年の利用者数は、令和元年度が1万1,881人、2年度が1万245人、3年度が9,355人となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響も受けて減少傾向にあります。

市の補助金負担額につきましては、令和元年度が1,265万2,094円、令和2年度が1,162万8,642円、令和3年度が1,149万7,070円と、利用者の減少に伴い減少しています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 コロナが発生しまして、徐々に減っているということですが、地域によっての多少の人数差はあると思いますが、大体1か月約800人前後利用されておられるのではないかと思います。人口の減少の影響もあり、利用人数が減少しているかと思いますが、これは仕方がないかと思いますが、補助金としても1,100万円から200万円ということで、最初の2,000万円より減少はしておりますが、かなりの補助金が出ているということでお伺いしました。

あいのりタクシーの利用は、財政のコスト削減、あと住民の利便性と効率化を図

ったものでありまして、車を使えない住民にはよく考えられていると思います。ほかの自治体でも広がっておりまして、令和2年の調査では、乗合タクシーは広く県下32市町村で運行されています。約7割ということを知っております。

ちなみに、コミュニティバスは15市町村で運行されていますが、その地域の状況によって、独自の方法や運行回数は制限があり、一長一短があるのではないかと思います。

乗合タクシーに関しての運行の方法は、多少の違いはありますが、ほとんどが予約制で運行されています。しかし、私も住民の方からバスは通らないのかとよくお聞きすることも事実です。将来的に免許返納のときが来たらどうなるか、不便さも心配になることもあるかと思います。

ちなみに、令和元年、熊本県で7,100名の方が免許を自主返納されておられます。免許自主返納は年齢とともに今後も減ることはないと考えます。私は車がない方には、あいのりタクシーのご利用を時々薦めるのですが、なかなか利用をされない理由をお聞きすると、前日に予約をしないといけないから面倒、あと、同乗することへのほかの人との接触の抵抗だったり、気を遣う、タクシーを使うことで近隣へ気を遣うということを言われます。でも、利用の仕方を説明して、いざ乗ってみたらよかったと言われたご高齢の方も確かにおられます。

住民の方の様々なご意見がありますが、現段階では交通手段としてはなくてはならないと考えております。こういう声があることを踏まえて、再質問ですが、今後の地域の足としてのあいのりタクシーの活用を住民にとってよりよく利用できるための取組はどうしたらいいか、お考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、周知方法につきましては、広報きくちへの掲載、及び利用方法や料金を記載したチラシの運行エリア世帯への配布などを実施しています。

次に、利便性の向上につきましては、運行エリアや乗降スポットの見直しなどを実施しています。

今後も引き続き、市民アンケート調査、タクシー事業者との意見交換、IT技術を活用した予約運行システムの情報収集などを行いながら、利便性の向上に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 いろいろな問題がやはりこの交通問題ではありますが、エリア見直しとアンケートとか、意見交換もされるということで、やはり現状を少しずつ改善していくような取組をしていってほしいと思います。

あと、アンケート調査は学生さんがされるということを伺っておりますが、ぜひとも結果を分かれたら市民の皆様のご意見を聞きたいというところです。

あと、また、タクシー業者さんも、事業状況やいろいろな事情で人員が不足していたりとか、いろいろなご意見もあるでしょうから、住民と事業者さん、それぞれのご意見を反映した運用の検討をお願いしたいというところです。

ほかの自治体でも、IT人工知能活用のタクシーの実証実験も行われていると聞きます。交通手段の問題は低コストと利便性で、どこの自治体も苦慮されているところではあるかと思えます。

現在の時点ではあいのりタクシーをもう少し分かりやすいようにアピールするべきではないかと思っております。予約が少し面倒ではありますが、玄関先まで送迎してくれるのは、やはり今後、高齢の方にとってはありがたいのではないかと思いますし、予約も朝1便のみが前日の予約で大体ですね。ほかはおよそ1時間前までに予約すれば、多少の時間のずれはあると思いますが、慣れたらいいのではないかと思います。

また、利用した場合の例みたいな流れを広報とかに載せていただくと、ちょっとチラシというか、広報にチラシが入っていたんですが、A4で非常にご高齢の方には分かりにくいのが入っていましたので、やはりそういうのも分かりやすく、広報とかにももう少し説明が必要じゃないかと私は思いました。検討をお願いしたいと思います。

それから、町内をバスが走るのは理想ではありますが、どこの自治体も赤字路線と分かっている現実、本市もなかなか現実是非常に厳しいものがあるかと思えます。しかし、バスを通してほしいとの要望は、やはりあちこちからありますことから、何らかの方法があればかなえたいところではあります。

また、今後の企業誘致に人口変動が関わってくれば、タクシーとバスの両方利用を検討するときに来るのではないかと少し期待をしております。この交通手段の課題は、今後も状況に合わせて見直しや検討、あと、学生さんのアンケート、また、その結果で、様々な市民の声を反映していくようお願いしたいところでもありますので、見直し、検討をよろしくお願いしたいと思えます。

それから、さらに、観光あいのりタクシーについてですが、現在、菊池溪谷線、竜門ダム線、鞠智城線、3か所のコースがあるということですが、対象が土日、祝日、振替休日、ゴールデンウィークだけとなっております。月曜から金曜が観光あ

いのりタクシーがそういう土日から休日に回すようになっているのだろうかと思いますが、コロナ感染の対応で見直しもされつつあり、全国旅行支援も行われたりしている中、また、観光地菊池市として、さらに今後の年間の観光シーズンにも向けて、土日だけではなく、サービスが不足しているのではないかと思います。そういうウイークデーの気候のよい晴天のときなど、絶好の旅行日和に利用してもらえないのは残念という声もありました。菊池市街地はレンタカー業者さんも少ないのではないかと思いますので、菊池市としてアピールをして、少しでも利用していただければと考えます。

最後に、質問ですが、菊池市の観光地へ旅行客サービスと、さらなる好印象と活性化のためにも、観光のいのりタクシーを土日、祝日にかかわらず、利用できるように補助していただき、利用運行日を広めるような考えはないでしょうか。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

「きくち観光いのりタクシー」は、市内の主要観光地と市街地とを結ぶ、事前予約制の観光乗合タクシーであり、菊池溪谷線、竜門ダム線、鞠智城線の3路線があります。議員ご案内のとおり、運行日は、現在、土曜・日曜・祝日・振替休日、それからゴールデンウィークとなっており、年末年始は運休となっています。

平日における「きくち観光いのりタクシー」の運行につきましては、観光客の入込動向やニーズなどを踏まえ、タクシー事業者のご意見なども伺いながら、調査・研究を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 観光地菊池市としては、やはりレンタカーとかも、主要な空港とか駅とかから乗られる方もおられるかと思いますが、やはり菊池市内でそういうタクシー業者、いろんなサービスがもう少し検討されてもいいかなと私は思いましたので、今後、前向きに業者の方との意見交換もしながら、観光地を広げるようなサービスというか、そういうのを考えられたらいいかなと思います。

人口流動の中でも、今後も企業誘致もあって、人口の変動が考えられますので、住民と観光客にさらなる利便性のある、よりよい地域の交通整備、これは前向きに工夫していただけるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○水上隆光 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時31分

開議 午前10時38分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 皆さん、おはようございます。議席番号15番、荒木崇之です。

「全国のほとんどの自治体議会は八百長と学芸会をやっている」、平成19年9月の地方分権改革推進委員会で、政府の要人を前にして、片山善博鳥取県知事はこう発言しました。結論が決まっている議決を八百長、議員と執行部がすり合わせをしたものを読み上げるだけの一般質問を学芸会と批判しました。しかも、一番ひどいのは北海道議会だと名指ししたことで、北海道議会からは侮辱的な発言だとの声が上がりました。

その後、北海道議会の模様をサンデープロジェクトという番組が取り上げたところ、当時の高橋はるみ北海道知事の議会答弁と、質問した議員のあらかじめ作成された原稿が一言一句同じであることが分かるテロップが流され、学芸会議会の実態がまざまざと映し出され、大きな反響を呼びました。これを受け、北海道議会は片山氏に直接抗議することはありませんでした。

私は、もちろんこれまで一切すり合わせをしたことはありません。執行部の方は嫌がるかもしれませんが、緊張感あふれる議会を行うためにも、真剣勝負でお願いしたいと思います。

ただ、最近の執行部の答弁を改めて議事録で読み返しますと、曖昧な答弁を繰り返したり、数分後には前答弁を撤回したりといった重みがない答弁が散見されます。菊池市議会が録画通信を通じて全国民に見られていることを自覚され、簡潔かつ誠意ある答弁を求めて、本題に入ります。

さて、特集記事が減って、読み応えがなくなった熊日新聞から、読売新聞か、産経新聞に講読を変えようかと思っていたところ、昨年12月18日から5回にわたって行政文書の情報公開請求に関する特集記事が掲載され、県内の各自治体によって情報公開請求に対する取扱いの違いを研究した興味深い記事を目にしました。情報公開請求とは、国民の知る権利を保障し、民主主義を支える仕組みで、行政の政策の決定過程や実施状況をチェックする上で欠かせない制度であります。

そこで、お尋ねします。

直近3年間の情報公開請求がどのくらいあったのかを年度ごとにお問い合わせいたします。

二つ目に、県内自治体によっては、情報公開請求をするものに対して、その自治体の住民であることに限定している閉鎖的な自治体があるとの記事ですが、本市はその制限を設けているのかをお尋ねします。

三つ目に、総務省の見解では、開示請求をしたものの個人情報、すなわち、誰が何の情報公開請求をしたかということは何人も漏えいしてはならないとされていますが、菊池市において、情報公開請求者の情報はきちんと守られているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

まず、直近3年間の情報公開請求の件数ですが、菊池市情報公開条例に基づく開示請求件数は、令和元年度31件、令和2年度27件、令和3年度43件であり、直近3年間についての合計件数は101件でございます。

続きまして、情報公開請求についての制限はあるのかということのご質問につきまして、菊池市情報公開条例において、「何人も…(中略)…実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と定めており、開示請求者に対しての制限はございません。

それから、情報公開請求の請求者の情報は守られているのかということに対しまして、菊池市情報公開条例に基づく開示請求を総務課窓口で受け付け、開示文書所管課にて起案し、総務課の合議を経て、開示文書所管課が開示を決定しますが、そのどの過程においても、開示請求者の情報保護を遵守しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁では、大体毎年30件ほどの情報公開請求が行われているとのこととあります。直近では101件あっているということですね。

また、本市においては、情報公開請求できる人を区別していないということで、これは国民の的確な理解と批判の下にある、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするという情報公開制度の趣旨をよく理解されていると考えます。情報公開請求者の情報というのも厳密に守られているということで、安心しました。

では、質問いたします。

私は、令和4年3月7日に、本市が委託している法律相談業務でT弁護士に対して支払われた報酬及び委託料について、情報公開請求をしました。3月7日です、去年の。

ところが、このT弁護士は、自身のSNS、正確にはフェイスブックにおいて、3月8日、翌日に、「とある議員から糾弾を受けそうなので、同業者の弁護士や地方議会の議員の方に質問します」との書き出しで、法律相談業務の委託や報酬は、政治倫理条例に抵触してないとの持論を展開し、しまいには、法律相談業務の情報公開請求されたことに対して、弁護士に対する業務妨害行為であるとまで書かれています。なぜか、私が開示請求したことを知っているだけでなく、開示請求した内容まで事細かに知っているのに驚きました。

先ほど総務部長の答弁では、開示請求者の氏名はもちろんのこと、公開請求内容についても厳密に守られているとのことでしたが、では、なぜこのT弁護士が情報公開請求を行った3月7日の翌日にその情報を知り得たのか。

ちなみに、文書の開示決定通知は3月11日ですので、それを申し添えておきます。

では、誠実かつ明確な答弁を求めます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、私どもでは、開示請求者の情報保護を遵守しているという認識であります。そちらの方がどうやってその情報を知られたのかは存じ上げておりませんが、私どもとしましては、情報保護を遵守していると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 その方がどこから仕入れたか知らないということではありますが、私は、こんな重要なことを軽率に私がじゃあSNSに書いた、請求しましたよなんて書いたこともないし、これ、同僚の議員にも一切言っていないですよ。

では、ちょっと明快な答弁じゃないので、再度お聞きしますが、今回の情報公開請求者の個人情報、開示請求者の情報が何らかの形で漏れたことを、市としては情報漏えいに当たると考えますか。当たらないとするならば、その理由もお示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員の再々質問にお答えします。

先ほどの情報が具体的かつ正確な情報であれば、情報の漏えいに当たると考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 このT弁護士のSNSへの投稿、これフェイスブックの投稿については、100件以上のいいねを集め、多数のコメントが書かれています。その中には、どの議員が言っているのですかや、その議員ばかなの、議員の中にもちっちゃいのがいますねなど、開示請求者の人格を否定するコメントもありました。T弁護士は数日後に、自身が不当な手段で入手した情報をSNSに投稿したことが怖くなったのか、それは削除されています、現在。しかし、これは、今、炎上動画と一緒に、一度拡散された情報は半永久的にインターネットに残ります。いわゆるデジタルタトゥーです。その証拠に、このT弁護士の不当な投稿は、全てここに印刷してあります。

答弁では、なぜ知り得たのか分からないということですが、では、聞き方を変えますね。じゃあ、市長や市職員以外で、開示請求者の氏名と内容を請求の翌日に知り得ることはできますか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 今のご質問ですけれども、それ以外に知り得ることができる方については、その文書の決裁権者とか、そういった方は知り得るかもしれないと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 総務部長、簡単に答えられますけど、ちょっと問題の重大さを理解されていないようですので、申し添えておきますけど、これがもし仮に開示対象者、今回は弁護士でしたが、たまたまそれが反社会的勢力の人であったり、暴力によって意思表示をする人だったら、私や私の家族は今頃危険な状態にあったかもしれません。それは、総務部長、ご自分の家族と思えば重大さが分かるかと思っています。

開示請求者の個人情報の漏えいについては、これは東京都調布市において、皆さんご存じかと思えますけど、トンネル工事に伴い、道路が陥没した事故をめぐる開示請求において、調布市から請求者を特定する情報が、これ同じ関係機関、行政の国土交通省や、中日本高速道路に開示請求者である市内の男性の個人情報が漏えいしたことが令和3年11月12日の東京新聞に掲載されました。

このとき、開示請求者を特定する情報漏えいは、開かれた行政を目指す情報公開請求の根幹を揺るがしかねない行為であるとして、その当時、有識者やマスコミから批判の声が上がりました。

このことを受け、令和4年3月に調布市情報公開審査会から、情報公開請求手続における個人情報の不適切な取扱いについての意見書が調布市に出され、調布市は個人情報の漏えいに関するおわびとご報告をホームページに掲載、調布市長が市議会で謝罪し、関係職員の懲戒処分に加え、自身の責任についても明確にする方針を示したと報道されています。記事もあります。

さらに、遡ること平成28年に、金沢市と富山市の議会事務局が、政務活動費に対する開示請求者の氏名を議員側に漏らしていたことが問題化した過去もあります。

他の自治体では、開示請求者の情報漏えいに対して調査と厳しい処分が下されていますが、では、市長にお尋ねしますが、この情報漏えいについて調査する考えはありますか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

情報公開条例等に基づき、情報公開を求める方の個人情報についても、私どもとしては一切外に出さないように遵守しているわけでありまして、今のお話は、仮定の話というふうに伺いました。ただ、それだけの疑いがあるということであれば、その情報公開請求に関わった者にヒアリングを行いたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 調査するということですが、今回の情報公開開示請求者の情報漏えいについては、実は、このT弁護士は菊池市の公平委員会の委員でもあります。非常勤の特別職という地位にもありますね、これはですね。T弁護士はその委員でありますので、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと定めてありますので、それをSNSで拡散したこと、これはもう条例違反にも該当します。

市長は調査するということですが、関係各者ということ、これは簡単なんですよ、調査は。どうやるかという、この調査は、公平委員会という人格が高潔で、ある意味、法の番人であるT弁護士に、誰から不当に情報を入手したかを聞けば簡単に済む話です。誰から聞いて、あなた、載せたんですかということ聞けばいい話ですので、もう一度お聞きしますけど、その聞き取りをするという中に、このT弁護士に対しての聞き取りを行いますか、お尋ねをいたします。市長でも総務部長でもお答えはどちらでも結構です。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 この情報関係に携わったというか、関わった者には全て確認をしたいと思います。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 個人情報保護法では、第8条第1項で個人情報の目的外提供を禁じています。

地方公務員法第34条、もうご存じかと思えますけども、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとあり、同条第60条において、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を定められています。

弁護士は、別に刑法で守秘義務が定められていて、もちろん罰則規定もあります。

総務省は、請求者の情報が公になれば、開示請求の萎縮や制度の信頼性の低下につながり、行政に対する信頼を失墜させ得ないとして、請求者の情報を不必要に通知しないように、平成28年に都道府県にも通達をしていますし、令和2年には個人情報保護法が改正され、厳罰化をされています。

今、駆け込みでマイナンバーの受付及び受け取りがあっっていますが、国がどれだけ情報を出ませんと言っても、職員が漏らしたり、関係者が漏らしたら、それは失墜するに当たるんじゃないですか。私は、だから厳しくこの調査をやってほしい。市の職員の信頼回復のためにも、誰がどうやったのかというのを厳しくやっていただきたい。じゃないと、今日、今、受付でこれを見ていらっしゃる方がいると思えますけども、マイナンバーの私も持っていますよ。登録自体、不安になるじゃないですか。やっぱりこれはきちっと市として、調布市みたいな対応をやっていただきたいというのが私のお願いであります。

令和4年12月議会では、議案第85号、菊池市個人情報保護条例の制定について、ここにいる議員が賛成多数で可決していますし、菊池市議会の個人情報保護に関する条例案についても、近く上程されます。

以上のことを考えますと、ここにおられる議員は、個人情報漏えいについては、重大な問題であるとの認識をされていますので、今後、私が調査等の発議をする場合にはご賛同をいただけるものと考え、次の質問に移ります。移ってよろしいですか。

○水上隆光 議長 どうぞ。

○15番 荒木崇之 議員 次は、菊池市の人口減少についてお尋ねをしたいというふうに考えますが、最近、市民の方からよく聞く市への不満は、市に活気がない、飲み屋街でも1月いっぱい6軒もお店が閉店となったや、スタバもモスバーガーもない。スタバというのはスターバックスコーヒーですね。ケンタッキーフライドチキンやワークマン、トライアルも山鹿にはあるのに、菊池はないといった声を耳にします。一昨年の菊陽町への大手半導体企業の進出が報道されてから、特にその声は大きくなっているように感じます。

私は、人口というのがその自治体の勢いというものを表していると考えます。人が集まる地域イコール魅力ある自治体となるわけです。

では、まず江頭市政になってからの10年間の人口の推移をパネルに示します。

[パネルを示す]

ちょっとすみません、小さいですけど、読み上げますので、一番上になりますね。平成24年度には5万1,065人の人口が、平成27年度には4万9,758人と、5万人を割り、平成30年度には4万8,765人、令和3年度には4万7,077人まで減少し、10年間で3,988人の人口減少となっています。いわば4,000人減っているわけであります。

では、お隣の菊池郡市の人口推移ですが、菊陽町が平成24年3万7,901人が、令和3年4万3,449人と、5,548人の増加、大津町が平成24年3万2,397人が、令和3年3万5,757人と、3,360人の増加、合志市が平成24年5万6,638人が、令和3年6万3,841人と、7,203人の増加と、地理的にも近く、消防、ごみ行政を本市と一緒にしている三つの自治体は大幅に人口を伸ばしています。

では、お尋ねします。

菊池市の人口減少に歯止めがかからない要因は何だと考えますか。合併前から高齢者が多いためとかいう少子高齢化を理由にする、誰でも分かるような答弁はしないでください。答弁を求めます。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

合志市、大津町、菊陽町は、JRや熊本電鉄といった鉄道による熊本市中心部へのアクセスのよさ、空港の近接性などから、これまで県住宅供給公社や民間企業などにより大規模な宅地開発が行われてきました。これらの開発に加えて、大型店舗や大企業の工場などが集積してきたことにより、熊本市のベッドタウンとして発展し、全国的にも数少ない人口増加地域となっています。

一方、本市にはJRなどの鉄道がなく、高速道路までの距離が遠いこと、また、山間部などの地域を多く抱えていることが、人口が一貫して減少している主な原因と考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今の後藤部長の答弁を聞いていますと、何か行政として非常に無責任だなど。要は、民間が活発に動いているから、三つは動いていると。地理的にも恵まれているからということでもありますけども、私も少子高齢化というのを理由にするなどは言いましたが、実際に人口推移の出生と死亡のデータを見比べてみますと、やはり亡くなる方が生まれる方より多いというのが人口減少の要因の一つです。

[パネルを示す]

パネルを示しますが、出生が平成24年420人に対して死亡が622人、やっぱり200人多い。ずっとやっぱり200人ずつぐらい、出生より死亡のほうが多いんです。これは仕方がない。人間いずれ亡くなりますから、これは仕方がないというふうに考えますが、しかし、私が一番問題視しているのは転入と転出であり、転入と転出。

もう一度示しますけれども、平成24年から令和3年までの転入・転出を比較してみますと、下から3番目ですね。転入が、例えば平成24年1,099人の転入に対して転出が1,249人、平成27年に関しては1,562人の転入に対して1,515人、唯一、平成29年がプラスの14人多くなっています、転入がですね。しかし、平成30年1,680人に対して1,820人というふうに、転出が大幅に上回っています。ここ最近、ずっと180人ぐらいの平均だったんですが、特に令和元年から令和3年にかけては226人転出が多い。223人転出が多い。268人とコンスタントに、今、200人の転出が、要は転入を上回っているんですよ。

これは、この3年間で、合志市は御代志駅の整備や、農業大学校付近に、これは県は断りましたけれども、アウトレットモールの誘致を発表しました。菊陽町への

大手半導体の進出などが報道されたことで、魅力あるまちづくりに将来性を感じ、人を引きつけることにつながり、菊池市より便利で将来性のあるまちへと転出する傾向にあるのではないかと推察します。

菊池市の転出が増えるのに伴い、子どもが生まれる出生数も、さっき言いましたように、420人生まれていた10年前と比べて、今現在、300人前半まで落ちています、出生が。つまりは、保育園が2園分、新生児が減っているということになります。市は待機児童がないというのを売りにしていますが、これ実際、定員割れをしているという状況なんです。定員割れをしている。待機児童がないんじゃないです。子どもが少なくて定員割れをしているんですという表現ではないでしょうか、正しくは。

これは何を示すかといいますと、若い世代の人口が流出している。子どもを産める世代が流出している。いわば生産年齢人口の流出ということを表しています。結果、菊池市は選ばれない自治体であるということを数字が表しています。

そこで、お尋ねします。

市長は、生産年齢人口の流出の要因は何だと考えるのか。また、市長は、10年前の、11年前かな、三つどもえの市長選のときに、これ七城で言ったと思うんですけど、今の菊池市はどん詰まりです。私には再興への道筋がはっきり見えていません。真っ白なキャンパスに皆さんと何とかかんとかを描きたいと言われていたのをはっきり覚えていますけれども、でも、現状は10年前よりどんどん悪くなっている状態なんですよ。

お尋ねしますが、これまでの10年間で人口流出に歯止めをかける施策を行い、成果があったものを簡潔にお答えください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、荒木議員の質問にお答えいたします。

まず、全体状況としては、今、この熊本市近郊における菊池郡市を例に取られましたが、菊池郡市の中の合志市、大津町、菊陽町、大変すばらしい発展を遂げていらっしゃるわけでありまして。これは、ある意味、熊本県内でも、あるいは全国においても非常に珍しいケースの一つでありまして、日本全体が、今、大きく縮みつつあるわけでありまして、そういう中で、十数年前でありますけれども、統計が出されまして、今のままの状態でどういうふうな日本になるのかと。その際に、ある一定の女性年齢の方が人口が半分になると。人口の再生産ができないということで、消滅可能性都市という統計が出されまして、その中では、当時、1,800あった日本の自治体の数が900ぐらいになると。半減になるという大変ショッキングな

数字がありまして、そこから生まれてきたのが地方創生という一大運動であります。

じゃあ、菊池市はその中でどうだったかと。多少減っていく部類ではありますけれども、その消滅可能性都市の中には入りませんし、まだまだ踏ん張っているという位置づけでございます。しかしながら、この菊池市がじりじりと人口減少が進んでいるのには、そういう全体の傾向というのも一つありますし、様々な要因が複合していることだというふうに思っております。

今、議員がおっしゃいました高齢化比率等は、さっきの三つの市町とは全く異なります。したがって、人口構成が違うので、死亡者、それから転入者の割合も変わってくるわけでありまして。

これまで、それに対してどういう施策をやってきたかということで申し上げますと、私が市長になったときには、まだ工場の空き地がたくさんございました。特に田島工業団地に至っては、恐らく10年以上であったと思いますが、進出のない状態でありました。そこに必死にセールスをかけて、今やあそこは満杯になっております。もう一つ、あとは製薬会社が出てくることも確定しているわけでありまして。七城においてもしかりであります。空きを全て埋めたわけでありまして。

そうすれば、狙いとしては人口増加ということでありました。しかし、工場の空き地が全部埋まって人口が増えたかと言われると、必ずしもそうではありません。分かったことは、職場は菊池市でいいんだけど、住むのは買物が便利な光の森の近くがいいと。こういったふうなことが読み取れたわけでありまして。

したがって、これからの話になりますが、TSMCの進出を機会として、工場建設は、幸いなことに県が県営団地を大規模なものをお造りになるということでありますから、そちらに私どもも全力を傾注する。そして、浮いたお金と時間を住宅誘致に向けていくと。これが大きな考え方でありまして。

それから、それだけではなくて、今度は生活の質の充実というものも重要でございます。特に子育て世代を呼びたいということで、様々な教育あるいは子育て環境の充実に努めてまいりました。その結果、菊池市は全国の中でも3万人から5万人の規模の中では、住みたい田舎ランキングという全国のランキングの中で、かなり上位のほうに入っておりますし、熊本県内では1番でありますし、九州の中でも人気のある都市にだんだんと評価が上がってきたわけでありまして。

人口増加というのは、教科書のように、こうすればああなるというふうに、算数のように出てくるわけではございません。こうしたふうな地道な政策というものを住宅政策、教育政策、子育て政策、様々なところで積み上げていながら、結果として、5年、10年単位で数字が出てくるものと、そういうふうに私は考えている次第でございます。

どうか議員におかれましても、菊池がいかんいかんではなくて、どうすれば行政と一緒にそれぞれの立場でどういうことができるのか、ぜひそういう前向きな建設的なご意見をいただきながら、アドバイスしていただければと切に願うところであります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今から提案しようと思っていたのに、まあいいですけど、市長ね、工業団地の件を言われましたけど、これ市長が造ったわけじゃないんですよ。七城の工業団地においては、緒方町政のときに造っている。泗水については、有田町政のときに造っている。それを福村市政が受け継いで、江頭市政へと受け継がれた。要は、これは事業性の連続性の中でやってきているわけですよ。

だから、私が聞いているのは、市長独自の政策で、何か人を増やすような政策があるのか。10年前、どん詰まりと言って、私は再興への道筋がはっきり見えているとおっしゃっているのに、その結果が出ていない。それを私は批判しているわけでありますから、そこをきちっと答えていただきたかったなというふうに思います。

これからということではありますが、はや10年たっております、江頭市政になって。桜を植えても、ラブベンチなる椅子を作っても、成果は現れていません。私は、さっき、市長が言われたように、教科書どおりに人口が増えると思っていません。しかも、決して合志や菊陽町のように急激に人口が増加して、学校が足りないとか、渋滞が頻繁に起こる、言ったらいかんけど、知らん人が入ってきて、地域コミュニティが薄れるといった自治体を目指せと言っているわけではないんです。菊池市に生まれて、学校に行き、そして就職し、結婚して、家を建て、老後も買物や病院、日常生活に何も不自由せず、菊池市で何も不便だと困らず暮らせるなら、市の人口は減らないはずだというふうに考えます。要するに、住んでいる人を大切にしてくれと言いたい。行政サービスとは、市民からお預かりしている税金を最大限市民に還元することだと私は思います。

さて、菊池市の中でも、私が住んでいる泗水町においては、人口は横ばいで、高齢化率も県より平均より低くなっています。家を建てているところが、TSMCの進出報道を受け、以前より多くなったように思います。市長、今からが提案ですので、よくお聞きください。それはなぜか、上下水道のインフラ整備であります。泗水の東部地区、西地区は、農業集落排水、中央地区は公共下水道が整備されていますし、上水道も整備されています。

そこで、提案ですが、旧泗水町に隣接する花房地区と、前、庁舎を建てようとしていた旧菊池市の花房地区と、それと旭志地区の国道325号沿いですね。この西側、パシオンがあるほうです。ヒライのお弁当とかあるところですよ。に公共下水道を整備する考えがあるのか、お尋ねをします。

併せて、現在のこれは整備するにしても、処理するところがどうかというのがありますから、現在の永・住吉農業集落排水と泗水浄化センターの処理機能に、今現在、空きがどのくらいあるのかというのをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

下水道の処理についてというふうなお話かと思えますけども、まず、余力についてお答えしたいと思います。

農業集落排水の処理場であります永・住吉地区クリーンセンターは、計画人口が2,570人に対しまして約380人、特定環境保全公共下水道の処理場である泗水浄化センターにつきましては、計画人口1万1,000人に対して約700人の余力がございます。

また、公共下水道を整備するかというふうなお話でございますが、下水道地区の編入ということで申し上げますと、ご承知のとおり、下水道の本管の建設費、既存の終末処理場の容量増設及び機能更新や維持管理費、自然流下での汚水処理が困難な場合は、マンホールポンプの設置が必要ということで、莫大な費用を要するところでございます。

そもそも生活排水処理方式には下水道のような集合型の処理方式と、合併浄化槽のような個別処理に大別されますが、人口密度が高い地区は集合型の処理方式、逆に人口密度が低い、お尋ねされております旭志地域及び花房地域につきましては、個別処理のほうが有利となりますけども、今後、大きな人口増加が見込まれるような状況であれば、その状況次第で判断をしてみたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 人口密度が低いところは合併浄化槽ですね、これがふさわしいということではありますが、人口増加が見込まれるところは、やっぱり公共下水を入れんなら、これは結局、人口密度が低いままなんですよ。泗水も富の原にやっぱり農村工業団地というのを持ってきて、あそこも農地だったですからね、そこ

に下水道を入れたことによって、あれだけの住宅地になりました。桜山は民間開発における力のほうが強いかというふうに思いますけども、以前、私は花房地区の方に、30年前に花房に引っ越ししてこられた方ですけど、花房で宅地、坪6万円で土地を買い家を建てたと。その当時、泗水は町だったから、富の原地区は坪2万円だったと。それが今では逆転して、花房は高くても坪3万円、富の原は最低で坪6万円、これ2年ぐらい前にお話を伺っているので、恐らく今、TSMCの進出を受けて、まだ上がっていると。8万円とか、そのぐらいになっているかと思いますが、もう逆転していると。それでも、花房の方が言われるには、花房より地価の高い富の原に家が建っているのは、上下水道が整っているからだもんねということをおっしゃられたのを覚えています。

[パネルを示す]

それでは、それを実際、表している写真というのをパネルで示します。

この黒く囲ったところですけど、これは今ちょうど、下水道工事をされている富の原工業団地の南側になります。下水道が入っていなかったこの平成30年当時の写真は、耕作放棄地と、これ粟が植えてある農地だったのが、これを令和2年に市道富の原山ノ上線に下水道を1本埋設しました。黒く囲ってあるところに、ちょうど真ん中に1本、これが富の原山ノ上線というところに下水管を1本埋設したので、それが、これが現在の地図でありますけども、1本埋設しただけで、そこにもう今、全部建っているんで、約7軒か8軒、家が建っているんですよ。見比べてください。下水道1本ですよ。全然違う。もう住宅化しているということなんですよ。

ですから、このように、市がインフラ整備を行えば、民間が勝手に開発をしてくれると考えます。これはもう下水を入れたと分かった時点で、不動産屋さんが動いて、すぐ持ち主を調べて、売ってください、住宅にしたいですとあって、売買が成立している。1本入れただけでですよ。これはもう部長もご存じかと思うんですけど、令和2年に入れただけですね。

私が今回提案している花房地区は、この1本入れただけで増えた富の原地区と隣接していて、今、富の原地区、もう建てる家がないぐらい、もう土地がないです。新たな住宅地になり得ると十分考えます。

旭志の国道325号沿いについては、私は住宅地というよりも、商業地としての活用が見込める。なぜかという、TSMCに近い。やっぱりあそこの工場に行くと、もう菊陽町からあそこは15分で着きますので、渋滞がないなら、そしたら、お昼御飯も食べたい、コンビニで何か買いたい、作業員だったら作業服も買いたい、さっき言ったワークマンなんかが入ってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その見込まれるので、ぜひ私はもう一度庁内で検討していただきたいな

というふうに考えておりますが、今現在の市の方針では、上水道整備についても、下水道整備についても、民間業者がある程度の希望があれば、インフラ整備をしますということでありまして、これは今までと何ら変わらんとですよ。民間業者が開発するならば、市は入れなんごとになるけんですね。これは何も変わらない。行政がインフラ整備をしたので、民間に進出はどうかというのは攻めの政策なんですけど、民間が来るのを待っているというのは守り、いわば現状維持です。現状維持は衰退と同じです。民間は上下水道がないようなところを宅地開発はまずしません。リフォームして売ることもほとんどありません。だから、空き家が増えるんです。

菊池市再生については、今後も質問していきますし、市長が提案をしろと言ったんで、こういう提案はどんどんしていきますけども、今回の質問をするに当たり、日本経済新聞が発行している「データで読む地域再生」という本を読み込みました。「データで読む地域再生」、これ絶対に読んでほしいと思います。私はそもそもが文系なので数字は苦手ですけども、何でも数学は苦手なんですけども、何でもデータ化して比較するのは好きです。なぜなら、数字はうそをつかないからです。ただ、だからといって、何かどういった経緯で取ったか分からない行政のアンケートを丸呑みにして、それを基に住みたい〇〇ランキングとかいうやつは信用していません。

この本、全国1,741市町村のデータを分析して、部門ごとにランキングしています。それはそうでしょう。日本経済新聞社が出しているから。例えば人口増減率ですね。これはもう普通にどこでも出していますけど、高齢者の独居率、おもしろいものは子ども食堂の開設率、そのほか、うちもこれは問題だと思いますけど、公共施設の集約率などもあります。その中で一番驚いたのが112ページ、法人住民税、575市町村が増収というふうにありますけども、その中で、税収対策として、合志市が法人住民税が4.9倍になって、全国トップになったと掲載されました。お隣の合志市がですね。

江頭市長は、私が以前、議会でTSMC進出に伴い、市独自の工業団地を整備して、企業誘致の提案をしたところ、令和4年の6月議会と、これは令和3年度第2回のTSMC進出に係る市活性化会議の中で、よく聞いておいてくださいね、今から市として工業団地を整備する考えはないし、これまで企業誘致を進めてきた中で感じたことは、工業団地を整備したからといって、必ずしも人口が増加するわけではないと発言されています。議事録もあります。ちょっとよく分からないんですけど、しかし、合志市の住民法人税がトップとなった要因は、これ要因書いてあるんですよ、なぜかと。企業誘致と地場産業の育成が要因とのことでもあります。それに伴い人口も12.3%増加しています。

また、今回、これは福島県は除いてあるんですけど、震災の関係で、福島県を除く法人住民税の増加率が高かった上位5自治体のうち、4自治体で人口が増加している。法人住民税が増加すると人口も増加する。これは、つまりは、工業団地を整備して企業誘致をすることは、人口増加に直結しているということです。

そのほか、興味深いものとして、若年女性が増えた市町村は、男の人口も増えるという結果が出ています。その成功事例が、ちょっと規模は大きいんですけど、福岡市です。福岡市は、女性が働く場所を自治体が誘致したからというふうにありました。さらに、若い女性が流出する理由については、皆さん、何だと考えますか。出ていった女性にしか分からない。だから、出ていった女性に聞いたら一番いいということでもあります。しかし、そんな無責任な本じゃないので、後書きで、いろんな特典をあげますと、税金を使い、外から移住者を呼んでくる前に、解決すべきは地元から逃げていく人たちの意見を聞いて、偉い人たちが態度、思想を改めるべきですと厳しい指摘をされています。

私も、もう一つ、それに当たり、「まちづくり幻想」というこの本も読みました。これが熊本城のマネジメントをされている木下斉先生という方が書かれているんですけども、全国の400か所ぐらいのまちづくりの委員をされていて、そのまちづくりの全国のを結構されていて、その400か所の実例を基に書いたのが、その中で、今よく言われている、第三の人口と言われる関係交流人口が増えたから、地元ファンが増えたというのは幻想であると断言されています。というのも、お金じゃないんです、お互いの関係が大切と言っているはずのその地元ファンづくりが、これが行政の予算というお金に支えられているプロジェクトが多いからということが考えてあります。分かりやすいケースとして、地方では秋口になると様々な祭りが開催され、無料で特産品を振る舞うことがあります。時には都市部の駅前ですら無料で配ることもあります。そのような無料の祭りは、たかりは増えても、ファンは増えず、お金で人気を買っているだけなんだと、何かちょっと菊池市も耳が痛いんですけども、私はこの言葉を聞いたときに、二宮金次郎（二宮尊徳）の「経済なき道徳は寝言であり、道徳なき経済は犯罪である」との言葉を思い出しました。私も関係人口に躍らされるには疑問があります。さっきも言いましたように、住んでもいない、移住もしていない人に、市民の税金を投入する前に、住んでいる人の満足度を満たさないと、本末転倒ではないかというふうを考えるわけでもあります。

最後に、ある人の言葉です。他人の苦しみに慣れた暗くて冷たい現実の中に政治はあるべきだ。その光になることが政治家の義務だと。私はいろいろ批判はしていますが、諦めません。市民に未来を築いていくチャンスを与えていただいたからには、家族や隣人が寄り添って暮らせる場所、誰もが住みよいく感じるような菊池

市を必ずつくっていきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時29分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番の本藤潔でございます。

随分と暖かくなり、春めいてまいりました。週末にいろんな中山間地も含めて町なかを訪れましたが、それぞれのところで多くの方が集まり、楽しく交流したり、癒しを求めて、その場所場所で過ごされている方と接すると、アフターコロナを迎えるこれから、ますます人との交流する機会が増えるだろうと、改めて実感をした次第であります。ただ、年度末は卒業式や異動の時期でもあり、毎年、心がざわつくものであります。今回の一般質問ではそうならないよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子ども子育て施策についての質問でございます。

働きながら子育てしやすい菊池市として、子どもの育ちに住みやすいまちとして、子育て環境の視点から、保育所の在り方、保育士確保の対応、そして、産後ケア事業について、お尋ねをいたします。

まず1点目は、人口減少に伴う幼児教育・保育所・認定こども園の定員変更について、お尋ねをいたします。

少子高齢化と人口減少の問題は、これまでの想定を超えた厳しい状況にあることは、様々な報道やデータが示すとおりであり、その対策は社会経済の存続基盤を支えるための最重要課題でもあります。子どもの育ちと子育て家庭を支える保育施設は子育て支援の重要な要であるとともに、未来への投資として、また、地方創生の不可欠な社会資源でもあると認識をしているところであります。しかし、既に子どもの数が減少し、保育の継続が困難になっている地域におきましては、利用定員を満たさない状態でのいわゆる定員割れですね、現状の利用定員のまま施設運営を余

儀なくされており、安定的な事業継続が困難な状況になっております。

先日、ここ数年間の菊池市の出生数を聞いてまいりました。先ほど午前中に荒木議員のほうから詳しく説明がありまして、かぶるところがありますが、毎年赤ちゃんが生まれる数の出生数だけを少しお知らせをいたします。平成28年、ちょうど7年前になりますけれども、400人を超えて407人、翌平成29年が365人、平成30年373人、令和元年342人、令和2年315人、令和3年337人、そして、令和4年度、これ12月現在であります、217人ということでお聞きをしております。令和4年度だけを単純計算すると300人を切って、約280人ぐらいになるのかなと思っているところであります。

待機児童解消ために、国は急ピッチでいろんな保育所等を作ってきたおかげで、全国の待機児童数のピークが令和7年度と予想されておりましたが、既に今年がピークとなり、3年ほど前倒しになっており、どこでも受け皿は作ったが、人は入らずという状況であります。

全国でも、熊本県内でも、保育所数や利用定員数、受入数は伸びているんですが、定員の充足率も令和3年度から減っており、県内の充足率は令和元年から減っております。

ちなみに、菊池市において、令和4年4月の定員充足率は88.7%とのことでありました。供給過剰のツケは、現場にしわ寄せが来るといふ、これは数字が表していると思っております。

こうした状況の中、定員割れとなった場合に、市町村に定員減の変更届出を行っても、利用定員の変更を認めない自治体があることも明らかになっております。約2年間の様子を見ようということ、利用区分が少ないほうが公定価格の基本分単価が高いことが一因かもしれませんが、いわゆるローカルルールというものであります。菊池市においては利用定員の変更をどのように決めているのか、お尋ねをいたします。

二つ目は、保育士不足の対応について、どのような取組がなされているのか、お尋ねをいたします。

さきの12月議会の一般質問で東議員のほうから同様の質問があり、重複をいたしますが、現在、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

三つ目は、産後ケア事業促進についてお尋ねをいたします。

これは産後間もない期間、家族の支援を受けられなかったり、心身の回復の遅れなどによって、育児が満足に行えない場合もあり、それを支援する事業であります。先ほど島議員のほうからは、産前・産後の伴走型支援のことについてお尋ねがありましたが、ここでは、産後ケア事業促進の周知方法や、利用状況をお示しください。

よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市におきましては、各保育施設のご理解とご協力もあり、これまで待機児童ゼロを堅持しているところであり、幼児教育・保育施設の利用定員の増減変更につきましては、現在、増減変更の届出があった施設に関して、直近2か年における入所児童数の実績や翌年度当初の入所見込数を基に施設長へのヒアリングを実施した上で、菊池市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の需要量に対して適正な供給量となるよう調整しているところでございます。

次に、保育士不足の対策としましては、令和4年第4回議会定例会で東議員の質問にもお答えしておりますが、現在、市内保育所等で就労を希望する方の支援と保育所等における保育の担い手を増やすために、「保育士等人材バンク」を設置するとともに、保育所等における保育士の業務負担軽減と保育士の離職防止のために、保育士の資格を有しない保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する「保育補助者雇上強化事業」を実施しております。また、そのほかに自治体独自の取組ができないか、園長会で意見を伺っているところでございます。

また、産後ケア事業につきましては、令和3年度より産後1年未満の方で、育児不安が大きい方や、家族等からの産後の支援が受けられないなど、育児支援を特に必要とする母子を対象に訪問型、通所型、宿泊型の三つの形態で実施しております。

周知につきましては、出生届時や1～2か月児の家庭訪問時に産後ケアのチラシを配布しており、事業の説明を個別に行っております。また、母子健康手帳アプリ「きくちっこ」やホームページ、年間の母子保健事業を記載した「きくちっこ健康カレンダー」に産後ケア事業について掲載し、周知を図っているところでございます。

さらに、産科の医療機関や助産院に、本市の産後ケア事業についてのお知らせを行い、産婦さんに紹介していただくように依頼をしております。

産後ケアの利用状況としましては、令和3年度は、訪問型が実30組の延べ38組、宿泊型は1組の利用でした。令和4年度につきましては、1月末時点で訪問型が実18組の延べ37組、令和4年度より開始しました通所型が、実23組の延べ67組、宿泊型につきましては4組が利用されております。

現在の利用料金につきましては、市民税課税状況ごとに設定をしております。

訪問型につきましては、課税世帯が1回1,500円、非課税世帯が300円、生活保護世帯は無料としており、3回までの利用としております。

通所型につきましては、こども健診センターや温泉旅館を利用し実施しており、利用料は無料で、昼食代が自己負担となっております。また、利用回数の制限は設けておりません。

宿泊型につきましては、課税世帯が1泊3,000円、非課税世帯が600円、生活保護世帯は無料で、6泊までの利用としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

一つ目の利用定員の件ですけれども、需要と供給の調整を図って、見込まれる量と、それに合う供給を図るのは、当然これは行政の仕事なんですけれども、先ほど来から出ています人口動態を見ても、出生数を見ても、もっと言えば、前年度の実績と新年度の見込みを見れば、大体の予測はつくのだと思っております。需給調整を図るための例えばニーズ調査であったり、アンケート調査というのはいつ頃されるんですかね。たしか5年に一度ですよ。この利用定員の変更というのは、増やす場合には簡単に増やすようになっているんですけれども、状況に合わせて、定数、定員を減らすとなると、なかなかこれがハードルが高いと言われております。

ここに、実を言えば、八代市の定員変更に関する資料がありますが、これは保育所等の利用定員についての中に、二つ、目安として記載されているものがあります。あくまでも、これは八代市の場合です。要件を二つ満たすことで、これクリアできるんですけれども、一つ目は、児童の受入れを可能としているにもかかわらず、入所希望者がいない状況にある場合、児童を受け入れることが可能であるということは、保育士がたくさんいて、受け入れることができますよということですよ。もう一つは、翌年度の4月の入所児童数が、利用定員減後の定員を下回っている場合、この二つをクリアすることで、届出制を受け入れるという、これは八代市からの通達を頂いております。

また、熊本市は、施設からの届出制で、それに応じた届出制で定員変更をしております。

また、もう一つ、これ実は非常に大事なことなんですけれども、昨年の令和4年3月23日に内閣府から通達がこれ都道府県に出されたものがあります。これは事務連絡ではなく、通達なんです。ここに何を書いてあるかといいますと、実際の利用者数が恒常的に定員を下回る場合にある施設については、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、利用定員を定めること。その際、市町村は必要な事項を盛り込んだ施設からの届出を受理せず、利用定員の減少を認めないといった対応

を取ることはできないということをこれで通達を行っております。

実は、この話は、今の菊池市議会の今年度の取組の方向性といたしまして、各委員会ごとに関係団体との意見交換の場を設けて、声を聞いて、政策に反映させていきたいということで、先日、福祉厚生常任委員会と保育団体との意見交換の場に私も陪席をさせていただいたのですが、一番の課題、喫緊の課題というのは、この需給のミスマッチによる利用定員の変更についてと、保育士確保についてであったと思うからであります。実情にあった定員変更の申出に対応するお考えをお聞かせください。

いろいろ調べておりましたら、平成28年、先ほど出生者数の経緯を申しました。7年前ですけど、平成28年3月の議会で平議員のほうから保育所の在り方についての一般質問の答弁で、当時の木原健康福祉部長が、今後、子どもが減っていけば、現状に応じた保育園の体制の検討が必要であると、保育環境の維持が求められると答弁をされております。

定員変更に関して、現状に合った対応はされないのか、お尋ねをいたします。

それから、二つ目の再質問ですけれども、保育士や幼稚園教諭の人材確保に關しましては、当然立地的な外的要因と施設の魅力発信とといいますか、内的要因があると思うのですが、どうしても一施設の努力だけで解決ができるという時代ではなくなりました。当然です。パイの奪い合いと言われますが、限られた人たちが、養成校を出た人が都会に流出したりとかするので、どうしても一施設だけの努力では難しい現状があります。だから、どうしても政策として、戦略として、各自治体が知恵を絞って取り組むのがよく分かります。

幾つかの事例がありますが、これも前回、東議員のほうから県内の事例の話がありましたが、少しだけ別の事例を紹介をさせていただきますと、これは長崎県の大村市では就労支援金制度を設けて、市内外から呼び込んでおります。これは大村市のこどもセンター、こども政策課に電話であります取材をさせていただきました。例えばですが、県外から大村市の保育施設に就労した場合は、3年間の分割ですが35万円、県内大村市以外から、大村市以外の県内、大村市以外から就労した場合は、これも3年間の分割ですが20万円、市内からですと5万円の就労支援金を出していると。ちなみに、本年度のこの制度の該当者は10名であったそうで、県外はうち4名とのことでした。

また、この大村市は、保育士継続応援金として、大村市内の園に勤続4年目の職員には5万円であったりとか、7年目の職員には10万円とか、さらには、保育コンシェルジュがついて、すごく手厚くといいますか、取り組んでいられるのがよく分かる事例かと思っております。

また、群馬県の高崎市では、保育士情報ステーションというのを今年新しく開設されるということでしたから、ここにも電話ではありましたが取材をさせていただきました。求人情報の提供や施設とのマッチングを細かく行い、就労支援に取り組むと。また併せて、就労後も相談に応じたり、潜在保育士の再就職支援もやりながら、人材不足を解消していきたいとお話をされておりました。

現在、菊池市においても人材バンク等がありますが、保育士等の人材確保のマッチングの充実や、就労支援金制度等を創設するお考えはおありでしょうか、お尋ねをいたします。

三つ目の産後ケアについての再質問であります。これは実施主体は市町村でありまして、ただ、市町村によっては、この事業自体を実施していないところもあることを考えれば、菊池市は、実は産後ケア事業のみならず、非常に手厚く政策をやっていると言ってもいいのかもしれない。例えば保育料に関してもそうです。菊池市の場合はずごく抑えられていて、近隣のこの市町村と比べればですね。抑えられておりますし、また、副食費の補助というのがあるんですけども、副食費の補助も、新年度においては管内では菊池市だけなんです。そういうありがたい政策もあるのはあるんですけども、よく話を聞くのが、この産後ケアの話をよく聞くのは、できれば日帰りであったとしても、日帰りでも宿泊でも利用してみたいと。体調を整えるために利用したいと思うけれども、赤ちゃんの託児のことや、利用料金のことなどをよく言われるんですね。

先ほどの答弁にもありましたが、やはり場所や距離の負担感と、あとは利用額の負担感と、大分抑えてはいるんですけど、利用の負担感と、あとは情報の伝達の行き違いが一番大きいのかと思いました。よく話を聞くと、直接話を聞くのは、お母さんじゃなくて、パパ、お父さんが聞きに行かれるそうなんです。その後、本人が耳にするといいですか、知る。だけど、そのときは既に遅しという話を聞いております。例えば利用料の負担軽減であったり、利用の際に、気軽に子どもを預けることができるような工夫、サービスであったり、または丁寧な周知といいですか、そういうことができないのか、併せてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問についてお答えいたします。

利用定員の変更につきましては、国の自治体向けQ&Aにもありますが、市町村は施設から定員変更の届出があった場合は認めなければならないと示されている一方で、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みを踏まえ、適切

に利用定員を設置する必要がある」とされております。

そのため、本市におきましては、先ほどお答えしましたとおり、施設からの届出を受理し、直近2か年の入所児童数の実績や翌年度当初の入所見込み数を基に施設長へのヒアリングを実施した上で、調整しているところでございます。

また、利用定員の変更に関する全国一律の基準が設けられていないことから、県内においては、過去3年間の入所児童数を基に調整されている自治体があるほか、直近1年における年度当初と年度末の入所児童数から総合的に調整している自治体や施設に対して、変更の希望調査を毎年実施されている自治体があるなど、定員変更にあたっての基準や考え方が自治体によって様々ですので、他の自治体の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

保育士不足対策については、園長会で引き続き保育現場の状況やニーズについての意見を伺うとともに、議員ご提案の先進的取組についての調査研究を行い、最も効果的で本市に合った取組方法を検討し、保育士の確保に向けて努めてまいりたいと考えております。

産後ケアの利用料金の負担軽減につきましては、現在課税状況に応じて利用料を設定しており、非課税世帯及び生活保護世帯については、利用料の減免を行っているところでございます。

加えて、令和4年度より始まりました出産・子育て応援交付金事業の出産子育て応援ギフトの各5万円の給付につきましては、子育て用品等の購入や子育て支援サービス利用時の利用料金の負担軽減のための経済的支援としており、子育て支援サービスの利用料としても使用していただきたいと思っております。

また、現在行っております産後ケア事業の通所型や宿泊型におきましては、サービス利用の際に母親が休息を取る場合には、スタッフが児を預かるなどゆっくり過ごしていただく等の配慮を行っているところでございます。

今後も、利用者の皆様の声を聞き、国・県・他自治体の動向を注視しながら、産後ケア事業が対象者の方にとって利用しやすい事業となるよう努めてまいります。

また、周知に関しましては、どうしてもタイムリーな周知になるため、出生届はお父様がおいでになることが多く、お父様を通じてお母様にお伝えいただくという事で、あと、お母様に対しては、一、二か月の乳児の訪問の際に、直接お話をさせていただいているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 先ほど利用の変更に関しては、自治体によってまちまちであ

ると。だからローカルルールがあると言っているんですね。ぜひその実情に合った対応を切にお願いをしたいと思っております。

少子化の現状は、これ、サイレントスプリング、静かなる有事とも言われますね。子どもたちの育つ環境を支えて、子育て世帯を支える施設が身近にあれば、利用しやすく、負担軽減につながることでしょうが、過疎が進む地域や郡部では、こうした環境が失われつつあることを非常に危惧をしております。

施設を回ると、非常に厳しい状況が続く中でも、きらりと光る保育を実践している小規模園がたくさんございます。身近な子育て拠点を守ることも少子化対策であり、地域社会の継続にもつながるはずだと思っております。異次元ではなく、地に足のついた施策をぜひお願いをしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

交流人口拡大についての質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束しつつあり、ますます人々の交流が見込まれることを思い、2点質問をいたします。

まず一つ目は、TSMC進出に関して、歴史上の接点がある台湾との交流についてお尋ねをいたします。

トヨタ自動車の2倍以上の時価総額を有する、世界有数の企業の進出とありまして、熊本・九州一帯となって、産学官連携強化を図り、急ピッチに経済交流が加速することが予想をされます。この経済交流拡大の機運が高まる中、菊池市と台湾との交流人口の拡大も大きな意味を持つものだと考えております。

過去にも、西郷隆盛、西郷菊次郎とのご縁を持って、特に台湾の宜蘭市へは、菊池市議団有志の方と関係団体の皆さんが、平成25年、平成28年、平成29年に表敬訪問され、西郷菊次郎の足跡をたどり、関係性を研修されたり、様々な交流を通して、地域の活性化につなげられてきた実績があると伺っております。

特記すべきは、平成30年8月に明治維新150周年記念で、西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言を京都市をはじめ、鹿児島県龍郷町、鹿児島県さつま町、台湾宜蘭市、そして菊池市と、5都市町で共同の宣言を結ばれているということでもあります。

菊池市議会でも今年の1月に菊池市と台湾との友好を推進する議員の会、通称台湾議連が設立されたばかりであります。台湾と菊池市との交流について、どのようにお考えでいるのか、お示しをください。

2点目は、この運動施設と温泉施設を有する菊池市におきまして、スポーツ交流を生かした菊池の魅力発信事業について、具体的な施策をどのように考えているのか、今の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの質問のうち、TSMC進出による台湾との交流について、どのように考えるかということについて、私のほうから答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、台湾の中でも西郷菊次郎を通じて本市と歴史的つながりが深い宜蘭市とは、これまで議会と観光・商工関係団体による訪問交流が行われています。平成28年には市長が菊池川流域4市町と熊本県で構成される熊本県北観光協議会において高雄市を訪問して行ったトップセールスの機会に合わせて、市議会議員と共に宜蘭市を訪問、市長との交流を図りました。こういった取組を受けて、平成30年には宜蘭市と本市ほか三つの自治体により、「明治維新150周年記念西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を行っているところでございます。

また、民間同士の交流としましては、令和2年に、台中市の高校生62名が国際交流や日本文化学習を目的とした「訪日教育旅行」で来訪し、市内13軒の家庭にホームステイしたほか、最近では市内で開店した台湾料理店などが好評を得ています。また、昨年は県内在住の台湾出身者や台湾在住歴のある日本人などが中心となり、「台熊友好会」が本市で設立されるなど、様々な面で本市と台湾の交流の基盤が築かれています。

今回の菊陽町へのTSMCによる新工場の建設や、熊本空港の新旅客ターミナルビルの開業などにより、今後、台湾から熊本へ仕事や観光で訪れる人たちが増加することが予想されることから、これらの方々を本市に呼び込むことは、人や経済の交流を通じた本市の活性化につながるものと考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、スポーツ大会の現状について答弁させていただきます。

今年度はこれまで、泗水コスモスマラソン、市民ナイター野球など六つの大会を開催し、3月には菊池桜マラソン大会を開催する予定でございます。

昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止となりましたが、今年度は予定しておりましたイベントの多くが開催できております。スポーツを通じた交流により市内外に本市の魅力を大きく発信できたものと考えております。

また、今後も引き続き、マラソン大会、野球大会、市民体育大会をはじめ、モルックなどのニュースポーツを取り入れたスポーツ交流に取り組みますとともに、交

流人口拡大のための魅力発信のため、さらに各種スポーツ大会や、温泉を活用した合宿などの誘致をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 スポーツ交流に関して、まずお尋ねをしたいんですけども、今、お話があったんですけども、幾つかの競技の指導者であったり、コーチの方と話す中で、まさにこれからのスポーツ交流の在り方の中で、コロナ禍のこの3年間であったことの延長・拡充ではなくて、コロナ禍前に行っていたやり方の拡充を図りたいということをよく言われるんですね。

いろんなやり方、手法、考えはあるかと思いますが、例えて言いますならば、プロ・アマ問わず日本で、または世界で活躍されている菊池市出身のトップアスリートというのが何人もいらっしゃいますよね。そういった、または菊池市出身でなくとも、トップアスリートの方と関係を持っていらっしゃる菊池市の方というのはいらっしゃるんですね。そういう関係性を駆使して、例えば教室であったり、イベントであったり、スポーツを通して指導であったり、スポーツを通して豊かな時間を共有することも大きな意味があるかと思いますが、そのような計画がおりなのか。また、各種スポーツ大会や合宿等を誘致したりするスポーツコンベンションというのがありますが、スポーツコンベンションなどのスポーツ交流を通じた菊池市の魅力発信の今後について、お考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

本市出身または本市在住の方で、スポーツ界で活躍されている現役選手の方または既に第一線を引かれた方が多数おられます。そういった実績のある方々の指導を受け、交流を深めることができれば、本市の子どもたちの専門的な技術の向上や精神面の成長にもつながるものと思われまます。今後も指導教室などの実施ができるように検討してまいりたいと思います。

また、スポーツコンベンションにつきましても、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 今の言及されましたスポーツ交流に関しては、ぜひスポーツ

コンベンションを推進していただきたいと思うのですが、先日、菊池市に大相撲の熊本市出身の佐田の海関が地元の関係者とのつながりで菊池市のほうへ来られて、福祉施設での触れ合いであったりとか、菊池神社での豆まきにも参加をされたようです。

菊池市では随分前に大相撲の巡業が、菊池場所巡業が開催されたこともありましたが、このような取組も検討に値するのではないかと思うところであります。国技であり、お相撲さんとの触れ合いは、子どものときであってもずっと記憶に残るんですね。今と違って、自治体主催で開催ができて、日本相撲協会と交渉して誘致できると聞いております。もちろん全てにおいて予算が関係してきますけれども、スポーツ交流を通して、選手や関係者のみならず、多くの市民にとっても元気や勇気が波及する意味において、検討いただければと思っております。

台湾との交流についての再質問であります。そうですね、産学官連携強化が進むことで、経済交流が想像以上に加速化すると言いましたけれども、当然様々な連携が生まれて、従業員や家族のみならず、観光客も含めた台湾の方の往来が密になってくると思っております。

ここに観光庁宿泊旅行統計調査があります。実はこれによると、約8,000人の台湾人を対象に、コロナ収束後に行きたい都道府県及び認知度を調査をしたところ、熊本県は収束後に行ってみたい都道府県が第7位になっております。一方、青森県は実は4位に位置しているんですね。1位、2位は、当然北海道であったり、東京、京都、大阪、沖縄であるんですけども、青森県というのが非常に台湾人に比較的人気があるということが分かるデータであります。

また、2011年を起点として、各年における増加率を見ると、青森県における増加率が著しく高くなっているのも分かるんですね。この台湾人になぜ青森県が人気なのか、いろいろ調べてみますと、一つは、リンゴ輸出に力を入れている。リンゴ外交といいますか、大使館等にリンゴ贈呈事業であったりとか、いろんな事業のときにリンゴで展開をされているということと、もう一つは、青森県や県内自治体において、台湾自治体との友好交流協定を締結しているところが五つあるんですね。そういう中で、台湾での物産展の開催であったりとか、観光情報発信などのPR活動に非常に精力的に実施をされているということが言われております。

さて、熊本菊池市における戦略はどういうことが可能なかと思ったときに、今、熊本県内で既存の友好交流締結市というのが三つございます。ご承知のとおり、熊本県と熊本市は高雄市と結んでおります。八代市は基隆市と友好交流関係、南阿蘇村が屏東県というところの自治体と交流を結んでおるというところであります。

もちろん交流関係を築く上では、ニーズであったり、要望をキャッチすることが

先決だと思いますが、聞くところによりますと、癒しを非常に求める国民性であつて、温泉が大好きな国民性であり、またはゴルフやベジタブルを好むと。健康志向が高いと聞いております。まさにホスピタリティの心を持って台湾の方々を迎え、台湾の交流をさらに推進するには、菊池市はもってこいのところだとも言えるのではないのでしょうか。ぜひ市長のお考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、本藤議員のご質問にお答えします。特に台湾との交流ということについての考え方というご趣旨であろうと思います。

まず、交流に関する基本的なことをお話しておきたいと思いますが、午前中に荒木議員の一般質問の中で、関係人口を否定するような意見もあるんだという意味のご紹介がございましたけども、あれは物産を無料配布するとか、その場限りの関係が強いものでありますので、ある意味では、そういう誤った関係人口あるいは交流人口のアプローチをしてはいけないという意味での示唆であつたろうというふうに考える次第でございまして、私のほうはそのような考えではなくて、あくまでやはり菊池ファンというもの、将来の固定客につながるような方々をしっかりと地道につかまえていこうと。いわば心のつながりを求めていくことのほうが、長期的な関係につながるだろうと、こう考えておりまして、その意味で、歴史であるとか文化、こうしたことからのアプローチで、今、進めているわけがございまして、そういったことは歴史街道とか、ファンクラブとか、あるいは菊池川流域での取組、こうしたことにつながっているわけがございまして。

こうした流れの中で、台湾との交流も同じような文脈で考えておりまして、特に菊陽町へのT SMCの進出の機会を捉えまして、先ほどご指摘のあったとおり、本市の持つております豊かな食、溪谷をはじめとする自然、温泉、そしてまた、歴史文化などの様々な魅力を台湾にPRすることで、台湾の日本熱の琴線に触れる部分が多々あるかと思っておりますので、交流人口の拡大につながり、そしてまた、国際交流を通じて地域を活性化する千載一遇のチャンスが来ているというふうに考えておるところでございまして。

特に台湾の方がこちらに常駐されますと、一番近い温泉地、癒しの場というのが菊池市でございまして。こうした奥座敷としての機能を提供するのみならず、コロナが明けますと、また旅行客も増えてくると思いますが、台湾の方がやっぱり一番多いのは日本でありまして、日本の中でも一番旅行先として多いのが九州だと。地理的な近さもあるというふうに聞いております。特に温泉あるいはサイクリングといったふうなアウトドアスポーツも大変お好きな国民性だというふうに聞いてお

りますし、また、これは総領事のほうからも度々言われておりますのは、修学旅行は、今、海外が大半であって、その目的地の大半が九州であると。しかも農泊とか、農家体験は非常に子どもたちは希望されているということでもありますので、こうした流れも菊池市に非常に向いているのではないかと考えている次第でございます。

そうした流れを受けまして、台湾との交流につきましては、ぜひ都市間の交流を図りたいと。そのことを一つの取っかかりにして、台湾の中に広く広げていきたいというふうに思っております、今、取っかかりとしては、皆様ご存じのとおり、西郷どんである西郷隆盛さんのご子息、西郷菊次郎さんが台湾では大変な人気でございます。この菊次郎さんを通じた歴史的なつながりといいますと龍郷町であります。龍郷町と私どもはつながっておりますので、こうしたいわば歴史のつながりで、観光交流都市といったふうな垣根の低い交流のやり方があるというふうに聞いておりますので、進めていきたいというふうに考えているところでございまして、たまたま先日、台湾総領事ともお会いする機会がございまして、非公式ながらこうした意見交換も進めて、大変賛同いただいているところではございます。特に菊池市の中に「台熊友好会」という台湾と熊本県の友好会の本部がございまして。それから、お聞きしたところでは、先般、本議会の中にも台湾の友好を推進する議員の会のいろんなものもできてきているというふうに聞いておりますので、こうした方々とも連携して、まずは可能であれば、その西郷さんつながりでの宜蘭市との交流を念頭に置いて、具体的に進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。今、お話がありましたけれども、インバウンド効果を効果的に菊池市へということのみならず、やはり交流によって、人との交流によって心の触れ合いといいますか、豊かな関係性を構築できる機会にもなると思っております。

また、市民レベルの交流で言えば、つい先週、菊池ロータリークラブさんが台湾の姉妹クラブでもあります霧峰ロータリークラブさんの周年事業にお邪魔をされて、先日帰ってこられましたので、話を聞いてきましたけれども、非常に有意義な交流ができたと話されました。いろんな団体も含めて交流の機運が高まって、交流人口が拡大することを願っているところであります。

最後の質問に移ります。

最後の質問も、菊池市の魅力についての質問でございます。これは私もよく読んでですけども、「田舎暮らしの本」という宝島社から出ているものですが、先ほ

ども少しお話があったかと思いますが、「住みたい田舎ベストランキング」で菊池市は今回も全国上位に名を連ねているのですね。これは一つの座標にすぎないかもしれませんが、菊池市というところが、住みたいという住環境において魅力があると。住んでみたいという自治体評価の一つだと思っております。この高評価をいただいた内容は、この通達をした翌々日に、実は熊日さんも記事に出されておりましたが、改めて「住みたい田舎ベストランキング」の順位とその審査基準というか、どのような指標なのかをお示してください。

二つ目は、癒しの里、魅力ある菊池市の移住定住につながる施策について、具体的にどのような取組がなされているのか、併せて教えてください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、田舎暮らしベストランキングの順位及びその指標ということですが、宝島社が発行する田舎暮らしの本2月号「第11回住みたい田舎ベストランキング」の「人口3万人以上5万人未満のまちランキング」におきまして、本市は、若者世代・単身者部門で9位、子育て世代部門11位、シニア世代部門13位、総合部門で30位にランクインしました。

また、人口規模によらない全てのカテゴリーでは、「北部九州エリアランキング」におきまして、若者世代・単身者部門8位、子育て世代部門9位、シニア世代部門9位にランクインしています。

これは、本市のすばらしい自然環境や風土、これまで取り組んできた移住施策や子育て支援などが評価されたものだと考えています。

また、現在実施している移住定住施策につきましてですが、まず、移住希望者への情報発信として、市公式ウェブサイトの「きくち暮らしのすすめ」や、移住ポータルサイトの「SMOUT（スマウト）」などを利用して、各種支援制度やイベント情報、本市に移住された方のインタビュー記事などを紹介するほか、オンライン移住イベントや県主催の移住相談会などにも参加して、本市のPRを行っています。

さらに、本市での暮らしを体験してみたいという方には、「きくち暮らしお試し住宅」や「移住体験ツアー」などのメニューを提供しています。

そのほか、本市で住まいを探されている方には、空き家を借りたい・買いたい方と市内の空き家をマッチングする「空き家バンク」を提供しています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 私は改めてもったいないなというのを思っております。魅力あるところに人は集まるんですね。何をもちて魅力を感じるかは人それぞれですが、魅力的と感じるかどうかで人は行き来するというものは古今東西変わらないものですが、この菊池市の魅力をいかにその政策として推進していくかということを考えていると、ちなみに、トップの常連でもあります今治市の取組はとても参考になるものだと思っております。外に向けた魅力発信を観光PR、移住定住PRを関西圏でばんばんやるんですね、モノ・ヒト・カネを使って。

一方で、内向けに対しましても、歴史や自然や地域づくりなどの愛着と誇りといった意識をより向上させる、いわゆる地域の魅力を内外に知ってもらうシティプロモーションの取組です。菊池市においてはどうなんでしょうか。先ほどランキングの市長の答弁がありましたが、今後、移住定住を推進するに当たりまして、どこに重点を置くのか、それに対してどのような取組をされるのか、お尋ねをいたします。

それから、先ほど説明をされた施策を通して、移住された令和2年度、令和3年度の移住者の実績を教えてください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 このランキングを踏まえて、市は今後、移住施策に当たって、どこに重点を置くのかという質問についてお答えいたします。

今後は、菊陽町へのTSMC新工場の建設に伴い、本市及び近隣自治体への大きな人口流入が見込まれるため、移住施策の柱となる空き家バンク登録物件の増加策に加えまして、子育て世帯などの誘致に重点を置いた施策を展開するため、本議会に「子育て世帯移住支援補助金」の当初予算案を上程しているところです。

また、令和2年度と令和3年度の移住者の実績ですけれども、本市の移住施策を通して移住された方は、令和2年度で6世帯13名、令和3年度で12世帯30名となっています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 空き家バンクの物件登録数の増加、それから子育て世帯などの誘致に重点を置きたいということでしたが、その空き家バンクについてですけれども、移住定住を希望されている登録者数が230件に上るとお聞きをしているのに対しまして、空き家バンクの登録件数はゼロ件と聞いております。菊池市の空き家バンクの場合は、説明もありましたけれども、前回、奨励金を20万円、改修費

も3分の2補助で上限30万円の補助があり、利用する側も、登録する側も、使わない手はない、メリットがあると私は思うんですが、なぜゼロ件なんでしょう。

4年ほど前に、福岡に住む県外の知人から依頼があって、菊池市で家を探したいという依頼を受けたので、随分調べましたが、そのとき、その当時はたしか20件ほどの物件があったと記憶をしております。それが、今、なぜ登録件数が伸びないのでしょくかと思っております。

もちろん愛着のある家や建物を手放すときに不安や抵抗を感じることや、実際にどこの誰か分からない人に貸すのは不安であるとか、将来、孫たちが住むかもしれないからと言われる方も実際にいらっしやいまして、本当にそうだなと思うところもあります。ですが、一方で、空き家をどうにかしたいという声も同等数あるのも事実なんです。

ところが、空き家バンクの話が私がしても、登録までいかない、または、そもそも知らないという声意外に多いんです。実際、移住されている方は、中心市街地だけでなく、中山間地も含めて広範囲にわたって移住をされております。多くの校区にいらっしやるんですね。

この空き家バンクの勉強会や説明会を今までに2か所ほどされたようなんですけども、プロジェクトを組んで、全校区を対象に、より詳しく説明する機会を設ける予定はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家バンクの周知につきましては、広報紙への掲載や区長文書の配布、固定資産税の納税通知書にチラシを同封して空き家所有者に送付するほか、令和4年度から菊池市生涯学習まちづくり出前講座の一環で説明会を開催しており、今年度は花房校区と旭志地域の2か所で実施しました。

今後も引き続き、広報紙やチラシなどの周知のほか、市内各地域で説明会を開催し、空き家バンクの物件登録数の増加に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。ただ、この空き家バンクに関しては、相当行政の担当の方だけでやろうとしても到底無理ですし、アンケートや呼びかけだけだと、実情は把握しにくいと私は思っております。もちろん区長会であったり、各種団体とのネットワークを持つこと、または業務委託をすることであったり、ま

たは不動産関係の方とも密に意見交換、連絡を取り合いながら、何が一番そのバリアになっているのか、登録が伸びないのか、マッチングができていくのかというのを、ぜひ目的と手段をしっかりと明確にした中で取り組んでいきたいということを提案したいと思っております。

最後に、この魅力のある菊池市という田舎に住んでみたいランキングを受けて、今後の移住定住の対策について、市長はどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、移住定住に関わる私の考え方を述べよという趣旨のご質問にお答えいたします。

まず、冒頭にランキングのお話をいただきました。ちょっと補足しておきますと、このランキングというのは、いわゆる主観的な好き嫌いの人気投票ではございませんで、各市町村が取り組んでおります移住促進に関する様々な制度、その中には住宅関係の補助あるいは教育環境、子育て制度、それから公園があるかとか、環境問題にどう取り組んでいるか等々、非常に広範なチェック項目がありまして、これを数値化して評価したランキングが今の結果でありまして、実は、今、これだけいい結果があるのに、それが活かされていないんじゃないかというお叱りを受けたわけですが、実はこれを施策に役立てるために、今まで七、八年かけて、少しずつ少しずつランクを上げてきたわけなんです。そのために、どこがまだ人気を取る上では弱点なのかというところで、様々な施策をつくり上げてきたわけですね。その結果が、今、評価されているわけでありまして、やっこの1, 700ある自治体の競争の中で、差別化、認知化が進みつつありますので、今回の特にTSMCの動き等も生かしながら、これをてこに、一層具体化に進めていきたいというふうに考えております。

また、この結果というのは、市の外への発信はもちろんですけども、今回特に一番受けたといいましょうか、届いたのは市民の方々へのメッセージだろうと。菊池市は意外とやるじゃないかと、そういうふうな自信にもつながることだろうというふうに思います。

そういったことを踏まえて、今、私どもで注力をしていましては、とりわけ人口増ということを考えた際、それから生産年齢人口、市の活力ということを考えた際に、やはり中心となるのは子育て世代の方にぜひ移住していただきたいと。子育て世代にも高評価をいただいているわけでありまして。こうしたことを生かして、今後、注力したいと思っておりますのは、空き家バンクにつきましては、空き家はあるけど

も……。

○水上隆光 議長 市長、質問時間の60分となりました。発言を中止します。

本藤議員、質問時間の60分となりました。発言を中止します。

これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後2時01分

開議 午後2時07分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、改めて、こんにちは。議席番号8番、福島英徳でございます。眠くなる時間とは思いますが、できる限り眠くならないように質問したいと思っておりますので、お付き合いください。

本日は、七城地域の地下水問題についてを質問いたします。

平成27年度、平成28年3月24日に菊池市地下水対策協議会条例が制定されました。この条例に基づき、平成28年度から学識経験者の意見を参考にして、上水道施設を有していない七城地区の地下水調査を実施されていますが、条例制定後から本年度、令和4年度で7年が経過しますが、その間、どのような調査を行い、対策を講じてこられたのかをお示しください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

七城地区の地下水問題に関しましては、本市としましても大変重く受け止めております。

本市における取組としまして、熊本大学との共同研究による七城地区全38行政区の定点地下水調査により、各地点における硝酸態窒素濃度の推移など継続的なモニタリング調査及び分析を実施しております。

地下水に関しましては、季節ごとの降水量などによる水量・水質の経時変化が見られ、長期的なモニタリング調査等を実施する必要があることから、平成28年度から令和2年度までの5年間の第1期調査として行い、令和3年度から令和7年度までの新たな5年間の第2期調査として位置づけ、継続した取組を進めているとこ

るでございます。

また、家畜排せつ物の慢性的な野積み状況等の把握及び解消に向けた取組の一つとしまして、庁内関係部署連携による堆肥野積巡回パトロールを実施しており、巡回パトロールの結果、改善等を要する事案等に対しまして、県担当部署及び農政課により、適宜、指導を行っているところでございます。

安全な生活飲用水の確保に関する取組としましては、即効性のある対策の一つとしまして、浄水器設置補助制度及び小規模水道施設整備補助制度による各補助対象者への補助を行っております。

また、市営上水道設備の整備が考えられることから、七城地区関係住民の皆様を対象とした上水道事業に関する意向調査を実施しております。

これらの取組状況に関しましては、令和3年度から本年度にかけて、中間報告と位置づけた住民説明会という形で関係住民の皆様へご報告・ご説明を申し上げております。

なお、参加された住民の皆様より、各種補助制度の見直しに関するご意見等が寄せられておまして、要綱の見直しに関する協議、検討を図っているところでございます。

また、昨年11月24日に地下水対策協議会を開催し、ただいまご説明申し上げました取組状況等のご報告をはじめ、地下水の硝酸態窒素削減に関する協議を行っております。

今後におきましては、現状の取組の継続的な実施と併せた新たな取組としまして、来年度令和5年度から耕作農地の一部につきまして、土壌・堆肥分析等事業に取り組んでまいりたいと考えております。

背景としましては、地下水の流れは河川水と異なりまして極めて複雑であり、各種取組の効果が地下水に現れるまで長期間に及ぶことも考えられます。そのため、土壌分析等により直接取組の効果を把握しながら、地下水中の硝酸態窒素削減につなげるものでございます。

また、本事業は「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、全市的な環境保全を図りつつ、農家の方々にも寄り添った取組として位置づけられることから、関係部局と連携した対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 土壌調査に関しましては、もっと急いでやられるべきじゃなかったのかというふうには思っております。

平成30年12月議会において、松岡議員から「硝酸態窒素のみではなく、平成26年から亜硝酸態窒素が水質基準に追加され、0.04ミリグラムパーリットル以下と設定されております。この追加された亜硝酸態窒素とは何か。その基準値が非常に低く設定されたのはなぜか」と質問されております。

当時の環境部長答弁では、「亜硝酸態窒素は、胃の内容物と反応してN-ニトロソ化合物を生成し、これが動物に対して発がん性を有することから、ヒトに対しても発がん性を有する可能性があると言われております」と答弁されております。

ここで、ちょっと確認なんですけども、「亜硝酸態窒素は、胃の内容物と反応してN-ニトロソ化合物を生成する」と答弁されておりますが、正式にはN-ニトロソ化合物じゃないでしょうか。でいいんですよね。N-ニトロソですよね。はい。

亜硝酸態窒素とアミノ類などの有機物質と反応することによる影響は理解していますが、硝酸態窒素そのものがヒトにどのような影響があると考えられていますか。硝酸態窒素です。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

硝酸態窒素のヒトに対する影響というところだと思いますけども、まず、ヒトが硝酸を口にした後、場合によって亜硝酸に変換されるというところがあるとされておりまして、亜硝酸の有害性が問題となるということがあるというところなんです。これは口や胃の中などの体内における微生物の働きによるものとされておりまして、亜硝酸は血液中において酸素を運ぶ役割のヘモグロビン、それを酸素を運ぶことができないメトヘモグロビンに変えて、酸素不足を引き起こしますメトヘモグロビン血症につながると考えられております。健康な成人であれば大量の硝酸を一度に体内に取り込まない限りは、そういった症状を発症することはまれであると言われておりますけども、生後3か月未満の乳児などで、そういったことが発症する可能性があるというところで指摘をされております。

また一方では、乳児の消化器官内で硝酸が亜硝酸に代謝される可能性について、否定的な意見は一応あるところなんです。

それと、先ほど議員のほうでおっしゃられましたように、発がん性物質の可能性があるというところも言われているところなんです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今回の答弁内容は、この農文協から出版されております、J.

リロンデル、J-L.リロンデル著、この二人は親子です。越野正義訳の「硝酸塩は本当に危険か～崩れた有害仮説と真実」と題されている中におきまして、硝酸態窒素そのものに害はなく、亜硝酸態窒素や地下水に含まれる微生物と反応することによって害が生じるといった内容が書かれております。今おっしゃったような内容です。

平成30年12月議会の松岡議員からの質問に対して、「亜硝酸態窒素の調査は、濃度の上昇傾向が見られれば、全戸調査を実施する方向で検討する」と答弁されております。

そして、令和4年6月議会の古田議員からの質問に対して、「亜硝酸態窒素の濃度は水質基準である0.04ミリグラムパーリットルを超過したところはなく、基準値の10分の1に当たる0.004ミリグラムパーリットル未満だ」と答弁されております。

水質基準の10分の1だったことは安心材料ではありますが、その値が上昇傾向に向かわないか、継続した検査が必要だと思っておりますが、考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

亜硝酸態窒素の濃度につきましては、定点調査のほうで調査をしておりますので、上昇の状態というのは必ず見ていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 地下水がヒトに対してどのような影響を与える可能性があるのか、7年間の調査内容を関係する文献とも照らし合わせて、安易に恐怖感ですとか、危険性を与える説明ではなく、何をどのように行えば安心・安全なのかを示す必要が行政にはあると思っております。

泗水、旭志においても、地下水を使用されている方もいますし、七城の方々のほとんどは地下水で生活しております。地下水の中には多くの一般細菌や微生物が含まれております。また、亜硝酸態窒素を体内に取り込むことで、いつ害を及ぼすかは分かりません。もしそのようなことが起きた場合、誰が責任を取るのでしょうか。

施政方針では、七城地区の地下水対策事業について、令和4年度は「安全な飲料水の確保に努めます」で締められていましたが、令和5年度は「支援内容の見直しを検討します」が加えられております。

市長は常々、お題目のごとく移住定住を唱えられておりますが、先ほど午前中に

荒木議員からも指摘があった下水道しかり、上下水道が整っていない地域に人々は集まると思いますか。上水道は必要ないとおっしゃる方もいるでしょうが、もっと行政区ごとの意見を聞き、上水道の必要性を伝え、七城地区に上水道の早期設置を求めますが、市長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 皆さん、こんにちは。

議員より提言されました七城地区における上水道事業への取組に関しましては、令和3年から令和4年10月にかけて、七城地区全38行政区のうち、地下水の硝酸態窒素濃度が高いとされる12行政区の508世帯を対象に、上水道に係る意向調査を実施させていただきました。

その結果を申し上げますと、回答率としては43.3%でございました。うち市営水道事業が必要との回答が43.6%、また、市営水道が整備された場合の利用意向として35%でございました。

なお、意向調査の結果につきましては、昨年12月に市議会議員の皆様、七城区長会の区長、調査対象となりました各世帯にご報告させていただき、その際にも報告書に記載しておりますが、市といたしましては、この結果も踏まえ、七城地区の市営水道整備を行うか否か、考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 早急な対応を期待したいと思います。

次の質問に参ります。

これまでの答弁内容に納得がいかないのと、七城の区長会をはじめ、市民の方からも要望されておりますので、七城地区河川管理に関して質問いたします。

まず、12月議会において、一者単独の随意契約であり、委託金額を決めるに当たり、見積りは取っていますかとの私の質問に対して、見積りは取っていないと答弁されました。

そこで、私が七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と協議の上、委託金額を決定したのですかと質問したところ、建設部長の勘違いで、見積りは取っていたと答弁されました。

今回の一般質問の通告後に、土木課に前回の部長答弁について確認したところ、契約をする際には見積りは取らず、市側から工事に関する積算を基に予定額を委託先に提示して、委託相手はその金額を了承すれば、契約に至ると説明を受けました。

甚だ疑問が残りましたので、改めて質問することにしました。

それでは、契約に至るまでの経緯についてですが、全く実績のない七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と、市側から提示した予定額と同じ金額で随意契約をすることは通例なのか、考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、見積書の相違の部分の見解についてですけれども、そちらのほうからちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

委託業務を発注するに当たりまして、積算基準に基づき積算を行い、予定価格を決定いたします。積算基準に記載されていない特殊な業務、製品などにつきましては、見積書を徴取する場合がありますが、今回の委託業務につきましては、国から示された市への委託金を基に市で積算を行っており、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会により見積書を徴取する必要はなかったため、取っていないと最初は答弁したものでございます。

その後、訂正しました理由としましては、契約までの経緯としまして、先ほど答弁しましたとおり、まずは市のほうで積算を行い、業務に関わる費用及び業務内容を決裁後、指名審査会に諮ります。その後、予定価格、業務内容、委託期間等を記載しました見積通知書を委託先へ通知し、委託先で内容を確認後、見積書を提出していただいたものでございます。このことから、見積書を取っていると訂正をさせていただいたものです。

見積書には、委託金額を積算する際の見積書と、入札の際に提出されます見積書があるということで混同したものでございます。

それから、契約のほうということ（発言する者あり）単独の随契ということでございますけれども、今回、河川の除草、コスモスの植栽に関しては、草刈り作業が主体でありまして、特殊な技術が必要でないために、地域に精通いたしました七城区長会、商工会七城支部などで構成された七城ふるさとコスモスまつり実行委員との委託を行っております。他の地域でも地域で組織されました団体への単独随意契約を行っております。また、受託先である実行委員会では、河川の除草・コスモスの植栽を行うことに関しましては、会議で決定をされておりまして、作業体制については組織内で協議をされ、業務を行われているということございまして、その発注に対しまして審査会等に諮りまして決定をしておりますので、何ら問題ないと考えております。

以上です。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今のご答弁は、12月議会でも、市は国の基準に基づいて設計を行い、施工伺により予定価格を設定している。指名審査会を経て、見積通知書を発送し、実行委員会から見積書を提出され、その見積書は市からの見積書と同額で、その額が契約額となるとのことで、その他の団体とも同様に実施していると、そういうことでしたので、その見積りというところの勘違いだったのかとは思いません。

私は民間企業に長く在籍しておりましたが、ある業者しかできない技術やノウハウ、また、特殊な機械を保有しているなどの場合は、特例としてその業者と一者単独の随意契約、随意契約とは言いませんが、それを、そういったことをすることはございますが、一般的には最低二者以上からの相見積りを取り、安価で、かつ実績のある業者選定といった基準がございました。

自治体の場合は、このような官製談合とも取れる契約システムなのかと思い、市役所OBの数名に確認しました。安心しましたのは、どのOBの方々も、その契約のやり方は間違っていると異口同音で示されたことです。

今回の河川管理契約の在り方に問題はないと先ほどもおっしゃいましたし、市長もおっしゃっていますので、河川管理に対して全く実績のない業者と事前協議を行い、市からの予定額と同額で随意契約が行えるのであれば、菊池市には入札制度は必要ないということになります。公共工事の委託は、実績は関係なく、市が選出した企業と一者単独で随意契約を行えばいいと解釈しますが、部長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

七城コスモスまつり実行委員会につきましては、先ほども申し上げましたけども、菊池市商工会七城支部、それから、七城区長会、商工会七城支部の青年部で構成される団体でございます。七城地区の河川を熟知していること、また、コスモスまつりに併せて、河川の除草・コスモスの植栽・管理を行うことが効率的であるという考えから、業務遂行能力、組織力、地元への熱意などを総合的に判断し、委託が可能という形で判断をさせていただきまして、指名審査会に諮って、その指名をしていただいたというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 河川を熟知して熱意があればやれるというものじゃないんです。河川の草が枯れた、この時期におきましても、市民の方々からは、去年の草刈りはひどかったねといった声をこの今の時期でも聞きます。

そこで、もうこの契約の云々は置いときまして、委託料の支払いについて質問いたします。

12月議会の部長答弁では、5月、7月、9月の草刈りに対して、委託先から完了報告書が提出され、それに基づき検収を行い、6月、8月、10月に支払っているとのことでした。完了報告書を受け取った後に、担当課は検査を行ったのか、行ったのであれば検査方法をお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

除草作業ということで、その検査については、草刈りを行った時期と検査の時期というのが若干ずれたりとかいたしますので、その部分につきましては、着手前に作業状況を写真等で管理をしていただいて、完了後に写真により判断をして、検査完了としている状況でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今、写真を撮るとかというのは、担当課でやっているんですか。それとも、委託先が写真を撮って、完了報告書という形なんですか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 写真の件ですけども、写真につきましては、委託先のほうからの提出になるかと思えます。ただ、適宜、担当のほうは現地のほうは確認をしたりとか、順次巡回をして確認をしたりしていますけども、最終的な完了確認の写真につきましては、委託業者のほうから出していただくという形になります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 検査は適宜じゃだめなんですよ。

ここに、菊池市管内堤防と周辺美化委託（七城校区）契約書、この中に上記の業務について、委託者菊池市と受託者菊池市七城ふるさとコスモスまつり実行委員会

は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、菊池市標準業務委託契約約款の各条項及び上記内容によって公正な委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする」と書いてあります。

そして、これがその約款ですね。まず、検査及び引渡し、第11条、受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。これはされております。委託者は、業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認ため検査を行わなければならない。適宜じゃだめなんですよ。受託者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。あのひどい草刈りですよ。よく合格しましたね。

次、委託料の支払、第12条、受託者は、前項第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、委託者の指示する手順に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

契約不適合責任、これは第14条です。委託者は、引き渡された業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完及び損害の賠償を請求することができる。委託者は、前項の履行の追完がないときには、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

先ほどの部長答弁では、この約款を履行してないんじゃないですか。こういう約款を履行してなくて、委託料を支払うことができた理由をお答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

先ほど適宜と申し上げたのは、適宜現地確認を行っているということで、検査ということではございません。検査につきましては、着工前の写真と完了の写真と比較して、その出来具合を確認した上で、できているという形で検査を実施しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 部長、委託ですよ。会計年度任用職員さんが切ったわけじゃないんですよ。委託したやつを委託先から写真をもらって、それで確認しましたって、これが本当に検査と言えるんですか。到底履行されてないと私は思います。

このような答弁にも納得できませんけども、このようなずさんな管理であったに

もかかわらず、検収をして、公金が支払われていることに対して、会計規則のどこに支払っていいと記載されているのか、できれば会計管理者の見解を聞きたいと思
います。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 福島議員の質問の中で、会計管理者への通告等もございませ
んでしたので、その分については答弁を控えさせていただきますけども、通常の支
払いに関しては、必要な書類、検査手法等を掲載した書類に基づいて、支払いを行
っているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 これ以上質問をしても、答弁は同じと思いますので、とに
かく菊池市においては、適正な公共事業の委託契約が行われているのか、甚だ疑問
が残ります。官製談合とも取れる契約そのものが問題だと思えますし、全く実績の
ない業者への発注により、多くの市民から苦情が寄せられているのは何度も申しま
した。よもや新年度も同じ業者と同様の契約はなされないと思えますが、部長の考
えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

令和5年度の対応ということになるかと思いますが、先ほども申し上げており
ますとおり、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会につきましては、菊池市商工
会七城支部、七城区長会、商工会青年部で構成された組織であります。七城地区の
河川などを熟知していること、また、コスモスマつりに併せて河川の除草・コスモ
スの植栽・管理を行うことが効果的であると考えておりますので、令和5年度につ
きましても、引き続き七城コスモスマつり実行委員会の委託を計画しております。

除草作業につきましては、七城区長会から草刈り作業に対する要望書の提出がさ
れておりますので、委託先である七城ふるさとコスモスマつり実行委員会と作業工
程など打合せを行いながら、景観形成の維持及び通行に支障がないように努めてま
いりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員　　これまで3回にわたり菊池市管内堤防等周辺美化委託の在り方について質問をしましりました。的を射ない答弁が繰り返され、誰が見てもあり得ないと思われる契約や、約款を無視しての委託料支払いなど、多くの問題提起をしたにもかかわらず、一向に改善する姿勢が見られないことは非常に残念で仕方がありません。

これで、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、2月28日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後2時45分

第 5 号

2 月 2 8 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和5年2月28日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めましておはようございます。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。伝えよう輝く未来を子どもたちの手にをスローガンに、よりよい菊池市になるよう皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、大きく二つのことについて質問したいと思います。

一つ目が、防犯灯と街路灯（道路照明）について。二つ目が、地球温暖化対策計画についてであります。それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。まず、一つ目の防犯灯と街路灯（道路照明）について質問いたします。

前回の12月議会で、古田浩敏議員の一般質問において、コロナ禍で高騰する電気料金に苦慮する市民の声に対し、防犯灯にかかる電気料金を市で負担する考えや、市直接工事においてLED化する考えはないかと質問されました。執行部の答弁では、急激な電気料金の高騰については、国から電力事業者への支援による利用者負担軽減があるので、現在のところ考えていない。防犯灯LED化については、現在の補助事業を引き続き、活用していきたいとの答弁でございました。

その後1月末に、議会総務文教常任委員会と区長協議会代表者の皆さんとの意見交換会を行ったところでございますが、その中で、防犯灯のLED化について、現在、防犯灯の電気料金が高騰しており、自治区の会計を非常に圧迫している。補助事業があるのは知っているが、LED化するための負担金を捻出することができない。防犯灯をLEDに変えたくても、変えることができないとのことでございます。

高騰する防犯灯の電気料金の補助に対して、LED化の補助金を使ってくださいという答弁は違うのではないかと。せめて主要な通学路の防犯灯の電気料金について

は、市で負担していただきたいとのことでございました。私は、道路照明にはいろいろな物があり、都市部には防犯灯のほかに街路灯が存在しています。農村部には防犯灯しかないのではないかとも思うところでございます。

そのようなことを踏まえまして、1回目の質問をしたいと思います。

防犯灯と街路灯などの道路照明の設置状況を中学校区ごとに教えてください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして皆様おはようございます。それでは私のほうから防犯灯についてご説明させていただきます。

防犯灯の中学校区ごとの設置状況につきましては、菊池北中学校区706基、菊池南中学校区1,372基、七城中学校区489基、旭志中学校区638基、泗水中学校区1,165基、合計4,370基でございます。また、その内訳としまして、蛍光灯1,771基、LED2,599基となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めましておはようございます。私のほうから、街路灯につきましてご説明をさせていただきます。

街路灯につきましては、泗水町街路灯管理組合などが管理しております照明と市で管理している照明があります。市内全部の数は把握できておりませんので、市で確認できる数について、中学校区ごとに回答いたします。

菊池北中学校区が橋梁とトンネルで6か所です。菊池南中学校区が橋梁1か所、その他の照明が153基です。七城中学校区が橋梁2か所です。旭志中学校区が橋梁2か所です。泗水中学校区が橋梁2か所、その他の照明が70基です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。防犯灯については人口に比例して多い順から見ますと、菊池南中学校区、そして泗水中学校区、菊池北中学校区、旭志中学校区、七城中学校区というような順だったかと思います。

また、街路灯、道路照明灯については様々なものがございますが、商工会等が設置していただいております街路灯については、菊池南中学校区と泗水中学校区のみを設置してあり、他の校区には設置していないのではないかと受け取ったところでございます。農村部と都市部では設置状況が大きく異なるのではないかと私は思っ

ております。防犯灯と街路灯、目的は歩行者のための道路照明であります。見た目も似ておりますが、その違いについてお尋ねしたいと思います。

それでは2回目の質問を行います。

防犯灯や街路灯などの道路照明の設置基準やその違いについて教えてください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、安武議員の再質問にお答えいたします。

まず、防犯灯につきましてお答えいたします。

菊池市防犯灯設置要綱に定める基準を説明させていただきます。まず防犯灯とは、道路を照明する物で、夜間における道路歩行中に発生する犯罪及び事故等を未然に防止するための夜間照明灯を防犯灯としています。

新設の条件としまして、四つございます。

一つ目に、設置する防犯灯が、道路管理者が設置する道路交通照明灯または、個人の家の門灯に該当しないものであること。

二つ目に、防犯灯を設置する場所が、私道以外の道路であり、行き止まりでない道路であること。

三つ目に、新たに設置する防犯灯から、最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね50メートル以上あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。

四つ目に、防犯灯を設置する場所に、既設の電柱もしくは、これに類する物がある、供架することができること。または当該防犯灯用の支柱を立てることができることとなっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、私のほうで街路灯についてご説明を申し上げます。

防犯灯につきましては設置要綱がございますが、街路灯の設置要綱はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

防犯灯については、菊池市防犯灯設置要綱があるということでございます。私もこの要綱のほうを見てみました。要綱の中には、設置後の維持管理に伴う修繕や照明器具の交換にかかる費用や、電気料金については、申請自治区の負担になると記

載されているところでございます。そういうようなことから前回の答弁につながっているのかなと思っております。しかし、街路灯の設置基準はないというようなご答弁でございました。他の自治体では防犯灯のみならず、道路照明灯や道路街路灯、商店街街路灯の設置基準を定めているところもでございます。

それでは3回目の質問を行いたいと思います。

県道や市道などの街路灯や道路照明などにかかる電気料は、どこが負担しているのかお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

橋梁、トンネルなど、道路管理上必要な照明につきましては、道路管理者のほうで電気代を負担しております。また、先ほど申し上げました菊池南校区（後に発言の申し出があり、「菊池南校区」を「菊池南中学校区」へ訂正）の153基と泗水中学校区の70基のうち、良好な景観形成を図ることを目的とし道路整備を行った市道3路線、11基の照明につきましては、市で電気代を負担しております。なお、隈府中央線の27基の照明については、太陽光発電により電気代は発生しておりません。残りの185基につきましては、地元行政区や組合等の組織が負担をされております。

以上、お答えいたします。

すみません、訂正を申し上げたいと思います。先ほど菊池南校区と申し上げましたけれども、菊池南中学校区でございます。訂正をしておわび申し上げます。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

菊池南中学校区には市が負担している街路灯が存在していると。あと泗水中学校区、菊池南中学校区の中には、商工会が負担していらっしゃる街路灯が185基設けてあると、道路管理上の道路照明については、市が負担しているというようなご答弁だったと思います。

設置基準はないけれども、街路灯を設置しているところがある。また商工会で負担しているものもある。しかしそれは都市部のみであるということでございます。私は、そもそも農村部では街路灯の概念がなく、防犯灯のみであったと思います。そしてそれは、地域住民の皆さんが子どもたちが暗くて怖いだろうと、善意で数多くの防犯灯の設置を申請したものでございます。

そこで、4回目の質問を行いたいと思います。

街路灯などの道路照明については、私は農村部と都市部では、不平等感があるのではないかと思っているところでございます。そこでお尋ねします。通学路を伴う主要道路の防犯灯について、街路灯として自治区からの申請に基づき、市に移管してLED化や電気料金を負担する考えはないかお尋ねします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それではお答えいたします。

市で電気代を支払っている道路照明につきましては、市道3路線の11基分と橋梁並びにトンネルの照明のみでございます。よって、照明にかかる費用については、ほぼ地元の負担となっており、農村部と都市部の不平等感はないと考えております。そのため、主要道路の防犯灯を市管理の照明に移管し、LED化や電気代を負担する考えはない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

市が直接電気代を負担している物は、そう多くないんだというようなご答弁でございました。

しかしながら、先ほどから言いますように、商工会というものも合併したわけですが、都市部だけに存在しているということでございますので、今後はやはり農村部辺りについても、商工会辺りのご協力をいただくとか、企業のご協力をいただくような働きも、必要じゃないかと思っているところでございます。

ただやっぱり、この今回のことは地域住民の皆様にとっても、とても深刻な問題でございます。最後に市長に質問したいと思いますが、区費を防犯灯のために値上げするか、防犯灯を撤去するかの判断をしなければいけない状況にあるというような声も聞こえております。

確かに厳しい財政状況は理解できますが、今国会では、令和5年度国家予算が審議されております。昨年度末に総務省より公表されました令和5年度地方財政対策の概要によりますと、公共施設の電気代高騰分として700億円分を人口に比例した包括算定方式にて、普通交付税措置してあるということでございます。私が、私なりに試算をしてみました。菊池市には推定で約2,700万円ほど交付税措置されるんじゃないかと思っているところでございます。

先日、議員有志にて国会議員の先生に、農政関係の陳情に行ったわけですが、その際に、今回の防犯灯の高騰する電気料金についても、中山間地域の課題

であり、新たな財源措置ができないか加えてお願いしたところでございます。後日回答が来まして、総務省によると、今回の交付税措置した財源について、防犯灯の電気料金にも使用してもよいということございました。そこは自治体や議会の判断だそうでございます。果たして、公共施設や保育園などには高騰する電気料金に対する補填をされますが、市民の善意で負担していただいている防犯灯の電気料金の高騰分は支援しなくて本当によいものなのでしょうか。

そこでお尋ねします。

コロナ禍の時期だけでも、時限立法的に各自治区に対し、高騰する防犯灯の電気料金を支援する考えはないか、市長にお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。防犯灯の電気代の支援に関する考えを述べよということでございます。

この先もしばらく、電気料金等の値上がり傾向は続く可能性があるとは考えているところでございます。そういう中で、行政区の防犯灯電気料金に対する支援につきましては、電気代の今後の高騰状況や近隣自治体の取組状況を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

他市の状況等を見ながら検討していきたいということですが、やはり地域の皆さん本当に困っていらっしゃいます。先ほども言いましたが、防犯灯を消すようなことになってしまえば、本当に本末転倒だと思いますので、ぜひ他市の状況等も見ながらご支援のほど、前向きな検討をお願いしたいなと思っております。

またこの問題につきましては、各議員におかれましても、今後ルール化も含めて、各常任委員会の所管事務調査にて、状況を把握していただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは大きい二つ目、地球温暖化対策計画について質問したいと思います。

地球温暖化対策計画は、皆様ご承知のとおり、1997年の地球温暖化に対する国際的な取組のための国際条約、京都議定書が元となり、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる地球温暖化対策法が1998年に策定され、その後2015年の国際条約パリ協定を受けて、地球温暖化対策計画が策定されたところでございます。その計画の中で、国や地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割が明記さ

れたところでございます。

本市の環境問題に対する取組としては、先駆的に2008年3月には、菊池市環境基本条例を制定され、江頭市長就任後には、「安心・安全の『癒しの里』きくち」構想に基づき、2015年2月には、菊池市再生可能エネルギー資源賦存量等調査報告書を作成し、菊池市における小水力発電やバイオマス発電の可能性と潜在的な能力について調査されたところでございます。

その後、2019年3月には、菊池市環境基本計画を策定、2021年3月には、熊本市を中心とした18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏において、地方公共団体実行計画区域施策編であります、地球温暖化対策実行計画を策定されたところでございます。

2021年8月には、菊池市SDGs未来都市計画にも、環境面の取組を計画され、その後、国は2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルの時代を見据え、中長期的な戦略的な取組として、先ほどの地球温暖化対策推進法を改正し、改正地球温暖化対策計画を2021年10月に、岸田政権において閣議決定したところでございます。

その国の計画では、地方公共団体の基本的役割として、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指すべきであるとし、公共施設等の温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画である、地方公共団体実行計画事務事業編の策定を義務づけたところでございます。それを受けて、本市におきましても、第3次菊池市地球温暖化対策実行計画事務事業編を、2022年3月に策定されたところです。少し長くなりましたが、以上が昨年度までの国や本市における環境問題に対する政策の流れとなります。

今回質問するに当たり、今申し上げました各種計画を全て読み込みました。先ほど申し上げました菊池市SDGs未来都市計画の環境面の取組には、用水路は中山間地域にあることから、勾配のついた流れの速い用水路が多く、小水力発電としてのポテンシャルを有している。民間企業と連携し、用水路を生かした小水力発電の検証を行うことで、再生可能エネルギーの推進につながると記載されています。

以上のことを踏まえまして、今回は二つの観点から質問いたします。

1点目、小水力発電の可能性について。2点目、公営企業及び公共施設等の脱炭素化についてでございます。

そこで1回目の質問を行います。

私は小水力発電について調べてみますと、東日本は物すごい勢いで普及していますが、西日本では普及が進まない。特に熊本県の普及は皆無に等しい状況であると思います。資源エネルギー庁の2020年度の速報値では、国内の再生可能エネルギー

ギーは全体の19.8%で、そのうち太陽光発電が7.9%、水力発電が7.8%と、このように全国的に見ますと、太陽光発電と水力発電は、実は同じ量であると言えるところがございます。しかし、本市の状況は太陽光発電は普及していますが、小水力発電はなかなか普及していない状況であると思います。

そこで1点目について質問します。本市においてなぜ小水力発電は普及しないのか、その現状と課題について教えてください。

次に2点目について質問します。先ほど申し上げました区域の事業者や住民の模範となることを目的とすべきである公共施設についてお尋ねしたいと思います。公共施設のLED化の推進状況について教えてください。特に教育施設の体育館水銀灯のLED化の計画も併せて教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございます。それでは、まず私のほうから、小水力発電が普及しないその現状と課題について、お答えします。

小水力発電につきましては、関係法令等の手続をはじめ、日々における発電設備の稼働状況の確認や、水の流れを妨げるおそれのある障害物の除去作業、発電設備を設置する農業用水路の維持管理等の問題があり、事業実施主体への負担も多く、普及が進みにくい現状にあると考えております。

また、発電設備のメンテナンスや、年間を通した安定的な水量の確保などの課題があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは続きまして、公共施設及び教育施設におけるLED化の状況と計画について、まず私のほうから、公共施設のLED化の状況について申し上げます。

主要な公共施設であります本庁舎、各支所、生涯学習センター等につきましては、LED化が済んでいるところがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは私のほうから教育施設についてのお答えをしたいと思います。

学校の体育館におきましては、修繕対応の中で水銀灯をLEDに取り替えているところでございますが、全体的な更新につきましては、令和5年度に設計を行い、令和6年度から7年度の2か年で、全学校の体育館照明のLED化を実施したいと考えております。

また、社会体育施設の体育館におきましては、泗水B&G海洋センター体育館、泗水第2体育館の2館については、全照明をLED化しております。今後他の体育館につきましても、有利な財源を調査し計画的にLED化を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

小水力発電が普及しないのは、やはり維持管理の問題だとか、メンテナンスの問題、それから申請手続の問題だというようなご答弁でございました。ただそうしながらも、やはり東日本のほうはどんどん進んでいるということがございますので、もう少しこの点も質問を進めていきたいと思っております。

2点目につきましては、公共施設はもうほぼLED化が済んでますというようなご答弁だったかと思っております。それと体育館につきましては、社会体育施設については、2施設がLED化できていると。学校施設については学校体育館については令和5年度設計で7年度までの施行ということで、少し安心をいたしました。

今回、特に教育施設について申し上げましたのは、水銀灯の製造や輸入輸出が水銀による環境汚染の防止に関する法律、並びに外国為替及び外国貿易法によって、2021年から原則として禁止されています。この規制については、熊本県の水俣病が起因となって、2013年に水銀の使用量を制限した世界条約、水銀に関する水俣条約が制定されたことから、法改正が行われたところでございます。

熊本県の子どもたちは、人権教育、環境教育の一環として、その学年年齢がきますと、全員「水俣に学ぶ肥後っ子教室」に参加します。菊池市の子どもも参加しているところでございます。そのようなことから、私は一日も早く水銀灯についてはなくしたいと強く思うところでございます。ぜひ、改修計画の下、早急に進めていただきますようお願いいたします。

それでは、再質問をしたいと思います。

今回の質問をするに、私なりになぜ小水力発電は普及しないのか考えてみました。東日本については、震災後かなりのスピードで、クリーンエネルギーである再生可能エネルギーが活用されています。先進地である山梨県では、クリーンエネルギー

による電力自給率を70%を目標としており、その半分は水力発電であります。

環境省によると、小水力発電の設備利用率は70%程度と、経済的に有利であるということでございます。設備利用率とは、発電設備の実際の発電量が仮にフル稼働した際の発電量を何%ほどであるかを示す数字であります。ちなみに昼間しか発電しない太陽光の設備利用率の指数は、12%程度だそうでございます。小水力発電は経済的に有利な再生可能エネルギーですが、熊本県の導入実績は先ほど申し上げましたとおり、皆無に等しい状況でございます。それはなぜか、小水力発電施設を導入するためには、設置箇所の施設や河川等の管理者や電力事業者との調整が必要となります。

また、土地改良法や河川法、電気事業法、再生可能エネルギー促進特別措置法など、様々な法律に基づき事前調整して申請しなければなりません。先ほど答弁されたとおりでございます。そのような対応を、先進自治体である山梨県や長野県では、助言する部署を設置して対応しているというところがございます。

そこで1点目についてお尋ねします。

小水力発電を普及させるためには、先進地である山梨県や長野県のように、開発可能地点のデータ提供から、補助制度や融資制度の紹介、開発の許可事務に関わる助言などを行う部署が必要だと考えますが、先進地同様に、小水力発電開発支援室を設置する考えはないかお尋ねします。

次に、2点目について質問します。

先ほど、昨年度末までの政策について申し上げましたが、皆様ご承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻が発生し、世界のエネルギー情勢は一変しました。我が国のエネルギー供給体制が脆弱であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを、改めて認識することとなったところがございます。

そのことを受けて、国は地球温暖化対策計画に基づき、令和5年2月にGX実現、いわゆるグリーントランスフォーメーションの実現に向けた基本方針を策定され、令和5年度国家予算において、公共施設等の脱炭素化のための単独事業、再生可能エネルギー、公共施設等のゼロ・エネルギー・ビル化、省エネルギー、それからLED照明の導入など、計画的に実施できるよう、新たに仮称であります、脱炭素化推進事業債を創設し、1,000億円を計上されているところがございます。90%充当の50%交付税措置と聞いております。

公営企業上下水道に対しましても、同様の措置に加え、公営企業に特有な事業、小水力発電などについても、地方財政措置を拡充する予定であります。先進自治体では、上水道や下水道施設に対しても、小水力発電を設置しているところがございます。水道施設ではインラインの設備も開発され、大阪府の岸和田市や福島県の伊

達市では、市は場所を提供するだけで、発電設備の設置や維持管理の費用は、設置業者が負担するそうでございます。売電利益と設備に対する固定資産税の収益が見込めるそうでございます。本市においても高騰する電気料金のため、水道料金等も値上げを検討しなくてはいけない状況になるのではないかとも思うところでございます。

そこで、2点目について再質問します。

先進自治体においては、公募にて水道送水管にインラインの発電システムを企業負担で設置していますが、本市の水道施設に小水力発電を設置する考えはあるかお尋ねします。また、下水道施設についても、同様に処理水等を活用した発電の考えはないか、併せてお尋ねいたします。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、まず私のほうから小水力発電開発支援室の設置の考えについてお答えいたします。

まず熊本県におきまして、エネルギー政策担当部署において、小水力発電等に関する関係法令や各種補助制度について、案内されているところでございます。また本市における支援部署の設置につきましては、小水力発電に関する専門的知見の集積などを要するため、現時点におきまして難しい状況であると考えております。なお、今後の動向等を注視しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 おはようございます。水道施設の小水力発電の考えはということでのご質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

水道施設における小水力発電につきましては、全国において導入されておりますけれども、その基本的設置箇所につきましては、ダムなどの取水箇所や水を浄化する浄水場から配水池までの導水区間、また、配水池から他の配水池への送水区間におきまして、落差があり、かつ自然流下を利用した箇所となっております。

本市の水道施設におきましては、導水、送水区間に自然流下方式を溢水系のみ採用しておりますが、過去1年間における平均流量は毎秒0.6リットル程度でございまして、毎秒数百リットル規模で稼働しております他の事業体と比較すると、規模が小さく十分な発電効果は得られないのではないかと考えられます。

また、導入した自治体におきましても、各ご家庭に直接つながる配水池から先の

配水区間における設置は見受けられず、この点につきましては、設置した発電設備に不具合や事故が発生した場合、広域的な給水停止等のリスクが生じることや、配水管から先は、そのまま各ご家庭へ供給されることからの衛生面の懸念等があるものと考えられます。したがって、本市における水道施設における小水力発電施設の設置につきましては、慎重に考える必要があると判断しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは私のほうから下水道に関わる部分についてお答えいたします。

下水道の処理水による発電でございますが、処理水も場内に再利用いたしまして、常時河川への放流は行っておりませんので、現時点での発電の考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

答弁とすれば1点目については、県にエネルギー担当部署があるということで、今後対応等は行っていきたいが難しいということでございます。

ただ、私が今回質問していくに当たりまして、先ほど紹介しました菊池市再生可能エネルギー資源賦存量等調査報告書なるもの、これについては、実は外の方からお話を聞いて気づきました。私も当時職員でございましたが、これの存在すら知りませんでした。この中にはやっぱり可能性的なものとか、いろいろなものがあるんですが、これはやっぱり各職員さん、皆さん知らないと思います。こういうものをやっぱり情報提供をして、市民の方とか企業の皆さんも情報の共有化は必要なんじゃないかと思うところでございます。

今後の動向等も見ながら、検討していくということでございますので、ぜひ、やっぱり一番ネックは申請に関わる法問題だとか、いろいろなものがネックだと思っておりますので、できるだけ市民や企業の皆さんに寄り添うような対応をお願いしたいと思うところでございます。

2点目につきましては、水道施設については、発電効果が見込めないんじゃないかということでございます。そういう中にも慎重に考えたいということでございますので、私も必ず全部できるとは思っておりませんので、可能性について今後も模索していただければと思っております。

あと下水道については、今のところ河川に直接流しているのだからというこ

とであります、やはり、今下水道施設を使った様々な再生可能エネルギーの可能性というものも、もう出てきております。やっぱりそういうリンをつくり上げるだとか、バイオマス発電だとかというような可能性もございますので、可能性のところはしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは3回目の質問をしていきたいと思っております。

先ほどから申し上げておりますように、菊池市は再生可能エネルギーの宝庫であると思っております。河川や井手などの用水路、それから上下水道というものがあるんじゃないかと。しかし、もう一つ大きなポテンシャルを秘めた水力が存在します。それは竜門ダムから畑地台に送水している畑地かんがい用水であります。

今回質問するに、国営管を管理しています菊池台地用水土地改良区の職員さんにお尋ねをしました。国営管、県営管の圧力は高く、水力発電として利用できないか、以前検討されたそうでございます。検討はされましたが、当時夏場は用水の利用量が多く、十分発電することに問題はないそうですが、冬場は利用量が少なく、安定した電力を得ることが難しいと判断して、当時は断念されたそうでございます。

しかし、先日の新聞報道等で、熊本県は竜門ダムの用水をT SMCに対して、工業用水として活用する方向で調査を開始するそうでございます。来年度当初予算に調査費を計上しているところでございます。今後、結果的にT SMCに安定的に用水を供給することとなれば、恐らく竜門ダムから国営管、東部幹線水路を通して、旭志地域のファームポンドを経由し、道の駅旭志の裏を通る国営管、合志地方幹線水路及び支線を活用した送水となり、安定した供給が見込まれ、水力発電の可能性もあるのではないかと考えたところでございます。

そこで、1点目についてお尋ねします。

過疎債を活用した公営水力発電を行っている自治体もございます。公営水力発電所を設置して、過疎地域住民の電気料金負担軽減策や再生可能エネルギーを活用した環境付加価値を含めた企業誘致にも活用できるのではないかとと思いますが、その可能性について調査研究する考えはないかお尋ねします。

次に2点目についてお尋ねします。

水力発電には、今申し上げましたような大きな発電もありますが、防犯灯1基分ぐらいの小さな水力発電もあります。発電量に応じて、水力、中水力、小水力、マイクロ水力、ナノ水力、ピコ水力と呼ばれております。小さなピコ水力発電には、U字溝などの平たんな用水路に設置するものも開発されております。インフラが整備されていない場所でも、防犯灯を設置したり、有害鳥獣害対策の侵入防止として、電気柵に活用することもできるそうでございます。そのピコ発電機は、10キログラム程度の物で、らせん式の水力発電であります。その羽にはペットボトルのキャ

ップを再利用してある物で、環境教育で活用している自治体もあるそうでございます。

そこでお尋ねします。

小水力発電について、本市の公共施設や学校の近隣には用水路等が流れている場所が何か所かあると思います。市民の意識改革や民間企業等に対する先駆的な取組として、また環境教育の一環として、小水力発電を実施する考えはないかお尋ねします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めておはようございます。それでは最初に私のほうから答えいたします。

竜門ダムの用水につきましては、ご承知のとおり竜門ダムを水源として、国営菊池台地地区かんがい排水事業により、農業用水の確保を目的として幹線水路等が整備され、本市を含む4市1町にまたがって受益農地に送水しております。その維持管理については、施設所有者である国から委託を受けた菊池台地用水土地改良区が国・県・関係5市町の補助金を活用して行われているところでございます。

議員ご質問の竜門ダムからの、工業用水の安定供給が実現した場合の水力発電による電気料負担軽減策や、環境付加価値を含めた企業誘致等の可能性の調査研究につきましては、県においてT SMCに対する工業用水利用の可能性について、まだこれから検討を進められていくものであります。

また、国及び菊池台地土地改良区においては、過去において送水管利用による水力発電設備導入の調査をされたことがあり、その際は設備投資による費用対効果、それから停電や設備の故障時の影響等の課題も多く、困難との結論に至った経緯があったと伺っております。以上のことから、現段階では本市において調査研究する考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは環境教育の一環として、小水力発電を実施する考えはないかというご質問でございますが、市民環境部長の最初の答弁にもありましたとおり、小水力発電には各種の課題がございます。その課題がクリアでき、また本市としての方向性が定まりましたら、学校に対し小水力を活用した環境教育について、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

1点目についてはなかなか難しいということで、調査研究する考えはないということでございます。

ただ、先ほど言いましたように、東日本のほうでは再生可能エネルギーの半分が水力発電であると、その水力発電の可能性を秘めた竜門ダムを有している菊池市であると。今、TSMCが進出してくることで企業数も増えてくると、当然ながら車の台数等も増えてきますし、住宅等も増えていく。そうなってきますと、電力は本当に足りるんだろうかというようなことも心配しております。そうですし、二酸化炭素の排出量はもっともって増えてくるんじゃないか。しかし、誰も環境問題とか電力不足の問題について議論を始めていない。

私は、やっぱり早くからこの議論をしていくべきだと思っております。これは市が行うことではないかもしれませんが、県や国が行うことかもしれませんが、やはり市としても、市の考え方として、やっぱり再生可能エネルギーの活用というものを強く、国や県にも訴え続けなければいけないんじゃないかと、思うところでございます。

2点目につきましては、その可能性として、学校に情報提供をやっていきたいということでございますので、ぜひぜひ、学校のほうでも取り扱っていただいて、やはり子どものうちから、再生可能エネルギーというものの大切さというものを、ESD教育の一環としてお願いしたいと思うところでございます。

それでは、最後に市長にお尋ねいたします。

市長はこれまでも「安心・安全の『癒しの里』構想」でも環境問題に対して、先駆的に取り組まれてこられたと思っております。先ほども申し上げましたが、令和5年2月にGX実現に向けた基本方針が策定され、基本方針では、過去幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造、社会構造をクリーンエネルギー中心に転換する、GX・グリーントランスフォーメーションは、戦後における産業エネルギー政策の大転換であると記載されているところでございます。

特に来年度からの3年間を、公営企業や公共施設等の脱炭素化を含めた地域脱炭素の集中期間と位置づけており、早急な対応が求められていますが、市長は今後どのように変革していくのか、総括してお尋ねしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今後のGXを踏まえた考えを述べよということでございます。

本市の進めております「『癒しの里』きくち」の基本的な考えというのは、自然を守りつつ生かし、それを穏やかな発展につなげていくというものでございます。そういう考えから本市では早くから、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化に向けた取組できないかという問題意識で、様々な調査研究を行ってきたわけでありませう。各分野における他市にわたる調査結果については、先ほど各部長が説明したとおりでありまして、特に水力のところは、関係者の調整とかいう以前に、実は適地が意外と少ないということなんです。

菊池川水系で電力発生が見込めるところは、既に実は九電さんが発電所を持ちでございます。それ以外のところでは、以外との落差がないということで、エネルギーが生まれにくいという調査結果が出ております。またダム活用については、市の問題というよりは、むしろ台地は国の施設でございますので、こちらのほうで引き続き検討をしていくことになるんじゃないかと思っております。またふん尿バイオも研究したわけですが、これは非常に施設の劣化がもう大層激しくて採算が合わない。それからふん尿を集めることで、様々な病害のリスクが増えることも考えられるということで、なかなか実現には至らないと、難しいという結論も出ております。

また、マイクロ水力につきましては、なかなか確立した技術がまだ見当たらないというふうなことが、現在での調査結果でありまして、何とかやりたいという思いはあるんですが、非常にいろいろな課題、問題にぶつかっているというのが、今の現状でございます。ただ今後につきましては、様々な技術革新も考えられますので、引き続き、こうしたことを粘り強く収集していきたいと、検討を進めていきたいと思っております。

なお、このGX対策については、先ほどご指摘があったように、一つの市町村の単位のみではなく、もっと広域で取り組んでいく必要があると思っておりますので、現在本市を含む19自治体で構成する熊本連携中枢都市圏において、共同策定しております。地球温暖化対策実行計画に基づきまして、まずはできることからということで、公共施設等における脱炭素化について、関係職員による連絡会議等の場を通じて、現在協議を進めているところでございます。

今後におきましては、公共施設等における脱炭素化をはじめ、本市の区域内における全体的な取組につきまして、協議検討を図ってまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

なかなか難しいということはよく分かりました。ただ、やっぱりこの再生可能エネルギーというものについて、地球温暖化というものについては、国も本腰を入れて行っておられます。今後10年間で150兆円超の官民投資が行われるということでございますし、新電力会社ができたりだとか、発電する部門、それから送電する部門、小売りする部門、それぞれが別々になる。また、環境価値がお金になる。化石燃料を使った電力を使っている業者さんが、その環境価値を証書として買うことで、再生可能エネルギーに変わった企業イメージが変わるというようなことを、今進めていらっしゃるということで、やっぱり今後もっともっと発展していくと思うんですね。技術的なものも上がってくると思いますので、ぜひ注視していただきながら、再生可能エネルギーについては進めていっていただきたいと思うところでございます。

最後に、今月末で退職される職員の皆様方に一言お礼を申し上げます。これまで長い間、菊池市の地方自治振興のためにご尽力いただきましたことに対し、市民の皆様々に代わりまして、敬意を表しますとともに、お礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時55分

開議 午前11時02分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。通告に従いまして質問いたします。

まず、酪農経営者への支援について質問します。コロナ禍に端を発した需要の落ち込み、また、ウクライナ危機と円高による飼料の高騰などによって、昨年からの酪農経営は危機的な状況にあると言われております。その現状と支援について質問します。

かつて熊本でも、生産調整のための生乳廃棄が行われたことがあります。当時、教員をしていて酪農家のお母さんから、生乳を廃棄する無念さを聞いたときのこと

は今も忘れません。そのお母さんの長男を含め、何人かの教え子たちが現在酪農の道で頑張っています。彼らを含め、酪農家の皆さんに何とかこの危機を乗り越えていただきたいという願いを込めながら、質問したいと思います。

まず初めに、菊池地域の酪農の現状についてお尋ねをいたします。飼料の高騰の状況はどうなっているか。入荷の状況はどうなっているか。酪農家にとって重要な副収入である初生雄牛の価格下落の状況はどうなっているか。菊池市で酪農を廃業されているところが出ているか。具体的にお示してください。

併せて、復習の意味で、これまでどのような支援が行われてきたかということも、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大などにより、世界的な穀物価格の高騰、輸送費の上昇やロシアのウクライナ侵攻などによりまして、飼料、燃油、肥料、資材等の価格高騰が続いております。また、電気料の値上がりもさらに経営の圧迫につながっていると認識しております。

まず、配合飼料価格については、1トン当たり令和2年は6万6,000円程度でございましたが、令和4年は10万円を超える歴史的な高値が続いており、粗飼料についても輸送費の上昇等から高値を推移しております。本市の平均経産牛飼養頭数約50頭で試算しますと、概算額ではありますが、年間約950万円の増額となっております。

また、初生雄牛価格については、1頭当たり令和2年2月の平均価格は10万円程度の価格でございましたが、直近の令和5年2月の平均価格は3万5,000円程度と低迷しておりまして、令和4年には、売買が成立しないケースも多くございました。また、年間の平均乳価につきましては、コロナの影響によりまして消費が低迷し、令和2年から値下がりしてございましたが、令和4年11月から1キロ当たり10円引き上げられております。しかしながら、乳価は上がっておりますが、生産コストの増加分には足りない状況にあると伺っております。

次に、菊池市内における酪農業の廃業につきましてお答えいたします。

令和2年が3件、令和3年が6件、令和4が年2件となっており、今後も廃業者の増加が懸念されているところでございます。このように厳しい状況の中、本市の支援といたしましては、令和3年の農産物販売金額が50万円以上の農業者を対象に、30万円を上限といたしまして、同年の農産物販売金額の100分の1を乗じた額を支援いたします、菊池市原油価格・物価高騰対策農業者支援金を全国に先駆

けて実施しました。さらに、国が実施します国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に、本市独自で経産牛1頭当たり5,000円の上乗せ補助を行う菊池市酪農経営緊急支援事業補助金により、合わせて約1億5,000万円を農業者に支援しております。また、プレミアム付商品券事業では、燃料や資材などに活用された事業者もいらっしゃいました。

また一方、国におきましては、機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援する畜産クラスター事業、配合飼料価格安定制度の非常補填基金から生産者に補填金を交付する配合飼料価格高騰緊急対策事業や、購入粗飼料等価格の高騰による酪農経営への影響を緩和するため、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対して、国が補填金を交付する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業などを実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 配合飼料は1トン当たり6万6,000円だったものが10万円を超える値上がりになっている。1.5倍ぐらいですかね。初生雄牛の平均価格は1頭10万円だったのが、3万5,000円ということでしたので、3分の1近くになっているという状況があると。乳価は1キロ当たり10円ということですが、とてもそういった資財の値上がりには及ばない状況だということが分かりました。そのような状況にあるからこそ、菊池市はほかの自治体に先駆けて支援をなさっているという状況、それから各種様々な支援もあるということは分かりました。

では、続けて2点質問します。

たくさんの支援がありますけれども、これによって現在、酪農家の経営状態は改善するに至っているのかを尋ねます。また、今後の支援について何か具体的な計画があればお聞かせください。

以上2点お願いします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました。市独自の事業におきまして、酪農専門部会から大変厳しい状況が続いており、少しでも支援していただけて助かるといった声を伺っておりますので、経営の一助になっていると考えているところでございます。また今後の支援につきましては、引き続き情報収集や実態把握を行いまして、今後の農業

情勢を注視しながら研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 経営の一助にはなっているというご答弁をいただきました。今後の支援の計画については、まだ具体的なものは見えていないというところですね。

先日、菊池市内の酪農家の女性の皆さんと、島議員、東議員もご一緒に懇談を持ちました。現場からの生の声を聞かせていただける貴重な時間でありました。確かに様々な支援が一助にはなっていると思いますが、経営状態が回復するには、まだまだ遠いということがよく分かりました。

酪農家の方々の声を一部紹介します。やれることはやっている。頑張るだけ頑張っているが、自分たちの頑張りだけではどうにもならない。ほとんど全部の酪農家が赤字続きだ。この1年をどうにかして乗り切っていかなければならない。酪農の場合どんなに値段が上がっても、配合飼料がどうしても必要だ。トウモロコシなどの飼料を自前でつくっている酪農家は少しはましだが、餌を全部購入しているところは本当に厳しい。牛舎の床に敷くおがくずは牛の健康のためには欠かせないが、おがくずも上がっている。牛は暑くても寒くても駄目、夏は扇風機、冬はヒーターが必要で電気代も上がった、全ての資材が上がっているから、乳価の収入は牛にかかる費用で全部消えてしまう。乳価で生活費は賄えていない。以前は雄の子牛を売ったお金が大切な収入だった。今は値段がつかなくて持ち帰りになることもある。子牛の運搬を業者に頼むと費用がかかるから、自分たちでトラックに乗せて連れて行って、自分たちで引く。種つけの費用、妊娠して出産までの母牛の餌代、生まれてからのミルク代、いろいろ経費がかかっているのに、1,000円とかの値段だったりすることもある。このような話を聞くことができました。

経営状態の厳しさが、ひしひしと伝わってくるお話が次から次に出てきました。また、地域との関わりについての話もありました。自分たちは地域で畑や田んぼを借りて、トウモロコシやイタリアンを作ったり、農家と契約してWCSを作ってもらったりしている。酪農家が廃業してしまったら、耕作放棄地が増えて地域が荒れるのではないかと、このような話もされました。

先ほどの答弁によると、令和2年から今年1月までの間に、およそ3年ですかね、その間に11軒が酪農を廃業をしておられます。さらに廃業の広がりを懸念しているとの答弁もございましたが、酪農経営者の廃業が地域に及ぼす影響について、どのような認識を持っておられるか、重ねてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、酪農家の廃業が地域に及ぼす影響ということでお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、酪農の廃業が増加することは、本市の農地を飼料で広い面積を耕作されております酪農家が減少することになり、ご案内のとおり耕作放棄地の農地が増加し、新たに災害の発生や鳥獣被害等の発生することが懸念されるところでございます。さらに他の酪農家の意欲減退、後継者の新規就農の減少も懸念されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 耕作放棄地が広がって、災害発生が懸念されたり、鳥獣被害の広がりが懸念されるということは、個々の酪農家の問題にとどまらず、菊池市全体に関わる問題だと捉えていかなければならないということだと思います。

「広報きくち」2月号での市長からのメッセージを読ませていただきました。菊池市は、日本屈指の畜産王国であることをご存じですかとの問いかけで始まり、合志市なども含めた菊池地域は西日本一の酪農地域でもあり、県の生乳生産高が全国3位を誇る中、県の乳牛頭数の4割以上が菊池地域とつながっていました、これだけの生産高を誇る菊池市の酪農を支援することは、先ほども申しましたが、個々の酪農家を助けるというだけのものではありません。地域を守るということからさらに広がって、日本の食糧自給と食料安全保障につながるものだと考えております。

2月14日、永田町の参議院会館で酪農家の方々が集会を開かれています。その席で、食料安全保障推進財団の理事長である、鈴木宣弘東京大学大学院教授は、生産資材の暴騰や農産物の販売価格低迷、副産物収入の激減など、酪農家は七重苦の状況であり、放置すれば子どもたちに不可欠の牛乳が、供給できなくなる状況が目の前に来ています。生命の命題として何ができるかみんなで考えて行動することが大事です、と述べられています。

乳製品の輸入に関するカレントアクセスの問題や、飼料高騰に対する補填の問題など、現在国会で論議されておりますが、具体的な対策はまだ見えていません。国の対策を待つだけではいけないと思います。生産の現場に最も近い菊池市として、何ができるかを考えるべきではないでしょうか。

そこで、市の取組でできることとして二つの提案をしたいと思います。

一つ目の提案は、春休みや夏休みの長期休業の際に、小・中学生に消費期限が3

か月と長期であるロングライフ牛乳を市の予算で配布することです。この提案のきっかけは、この冬、市役所の中に大量のロングライフ牛乳が運び込まれているところを二度見かけたことです。作業中の方に聞くと、消費拡大の協力だというお話でした。市役所の職員さんたちも牛乳を購入して、生産者を応援しておられることが分かりました。一杯でも多くの牛乳を飲んでほしいというお話は、私も直接聞きました。永田町の集会でも、酪農家の方が一杯の牛乳を明日も飲んで買い支えていくことが、酪農家を支える唯一の道ですと訴えておられます。

何より、市長ご自身も広報のメッセージの中で、この業界は生き物が相手、工場のように一時的に生産をストップするわけにはいきません。特に酪農は毎日生乳を絞らなければ牛が病気になります。市では畜産・酪農業を支援するために、緊急支援策を実施してきましたが、これらだけでは抜本解決には至りません。最も確実な対策の一つは生乳消費量を増やすことと述べられています。市長なら、市民への呼びかけだけでなく、政策として取組ができます。長期休業中の子どもたちに牛乳を配布することは、子育て世代への支援にもなります。給食がない夏休みに体重を減らしてくる子がいることは、前々から言われてきたことです。

学校教育課で現在、就学援助費を受給している子どもの人数を聞きました。小学校・中学校を合わせると772名ということでした。市の児童生徒数は、今年の5月時点で3,771名でありますから、およそ2割の子どもたちが就学援助費の受給対象者です。つまり、菊池市の小学生の5人に1人は、経済的に厳しい状況にあります。栄養があると分かっているのに、牛乳に手が届かないことも少なくないのではないのでしょうか。就学援助費の受給世帯ではなくても、物価高騰で家計は苦しくなっています。

市長、育ち盛りの子どもたちに牛乳を届けませんか。牛乳を届ける方法について考えていたところ、2月11日、日本農業新聞の記事が目にとまりました。紹介します。北海道は10日、2022年度の補正予算案で、道産米などを配布するお米券や牛乳贈答券の配布に44億5,160万円を措置することを発表した。子育て世帯に1世帯当たりお米券6,000円、牛乳券2,000円、合計8,000円相当を配る予定。物価高騰に苦しむ子育て世帯を支援するほか、道産米や牛乳乳製品の消費拡大を目指す。18歳以下の子どもを養育する39万世帯が対象という内容でした。

北海道に倣って牛乳券にすれば、一定の引換え期間に保護者の方に指定の場所に取りに来てもらえます。引換え期間を学校ごとにずらせば、生産の調整もしやすくなるのではないかと考えます。春休みや冬休みはおよそ2週間ですから、1ケース24個入りのロングライフ牛乳を半ケースずつの12個、約3,800人の児童に

配布する、200cc入りのロングライフ牛乳1ケースが2,000円であると仮定した場合、予算は380万円です。夏休みは1ケースずつ配布して、予算は760万円です。財源としては国からの交付金の活用が検討できないでしょうか。

二つ目の提案は、酪農家の固定資産税を期間限定で減免することです。これは酪農家の方々との懇談で出た次のような話がきっかけです。赤字でも設備投資をしてきているから、やめるわけにはいかない。酪農にはいろいろな機械が必要だし、大型だ。その一つ一つに固定資産税がかかっている。畜産クラスターで設備投資した借入金も返していかなければならない。このような話です。

これを聞いて、コロナ対策で旅館・ホテルなどの固定資産税が減免されたことを思い出しました。あのときは国の方針に基づく対策であり、交付税措置が出されたことは承知しています。しかし、菊池市税条例第71条には、市長は次のいずれかに該当する固定資産税のうち、市長において必要と認められるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免するとあり、同4号に、その他特別な事情がある者の所有する固定資産とされています。つまり、市長の政治判断で固定資産税を減免することが可能だということです。市長には、苦境にある酪農家に寄り添う施策を求めます。

飼料高騰の現状について、JA菊池の酪農家でもお話を聞きました。以前は牛1頭当たりにかかる飼料代は、1日1,400円から1,600円ぐらいだったが、現在では1日分で2,600円から2,700円になっているという説明でした。100頭飼育している場合の飼料代を1日4,000円、高騰前の価格で計算すると月420万円、年間5,040万円になります。仮に飼料の高騰が1年続いたとして、1日2,600円で計算すると月780万円、年間では9,360万円にもなります。

議員さんとの話の中で、物価が上がれば消費税収入は増えると思ったことを思い出し、飼料代にかかる消費税をこの価格を基にして計算してみました。100頭飼育の酪農家が負担する年間の消費税は、1年分で458万円から850万円に跳ね上がります。現在の経営状況から考えると、まさに血税です。この血税850万円のうち240万円が地方消費税として、県と市町村に入ることになっています。もちろん飼料の価格は変動しますから、私の計算は仮定でしかありません。けれど、酪農家の税負担が大きくなっていることは間違いありません。

また、価格が高騰しているのは、先ほど部長の答弁にもありましたように、飼料だけではなく、あらゆる分野に及んでおります。赤字が続いている酪農家の税負担を少しでも軽くするのに、消費税はどうにも手が出ませんが、固定資産税なら市の判断の範囲です。

改めて、小・中学生にロングライフ牛乳を配布すること、菊池市税条例に基づいて酪農経営者の固定資産税を減免すること、このことについて市長の見解を求めます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 酪農経営の支援についての考えを述べよということでございます。

現在の飼料、あるいは資材等の価格高騰、もしくはその副産物の価格の低迷等により、酪農経営に大変大きな影響が及んでいるということを認識しておりますし、農家の経営努力だけで乗り越えることは大変厳しいと、そういう状況が生まれているということも認識しておるところでございます。そういう背景から本市としてもいち早く、これまでも市のできる範囲で全力で支援をしてきたわけでありまして。

今ご提案のありました、春夏休み期間中の子どもたちへのLL牛乳の提供をとの支援についてはどうかということにつきましては、やはり配達方法等の課題もあります。また実際に一番お困りなのは生乳の部分でありますので、関係機関とも相談しながら調査研究をしていきたいと思っております。

いずれにしても、市の購入一定期間のみでは限界がある話でありますので、先ほど北海道の話がありましたけども、県にもまた相談もしていきたいと思っておりますし、何よりも子どもたちだけではなく、各家庭におきまして、もっともっと毎日牛乳を飲んでいただく、そういったことも盛り上げていきたいと考えております。

また税の減免に関しましては、地方税法条例の規定に基づいて行っております。ご質問の減免措置に関しましては、現段階では要件に該当しないと考えております。しかしながら、今後も地方税法改正等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 農家の経営努力では乗り越えられるのは困難という認識を、市長もお持ちだということは分かりました。ならば、何とか具体的な支援に結びつけなければならないのではないのでしょうか。

配達の問題、その他工夫次第で乗り越えようという意思があれば、乗り越えることができるはずだと私は思っております。国の判断、県の判断、これを待っていても、間に合わない酪農家が出てこないとも限らないではありませんか。私は一番身近にいる市だからこそ、早急な手段が講じられると思っております。ぜひとも、積極的に支援をすることを考えて、菊池市だけの取組だけでは小さいかもしれませ

ん。だったら、同じく酪農の盛んな合志市にも一緒にやろうと呼びかけてください。菊陽町や大津町にも働きかけをしてください。

今朝の農業新聞です。論説のところ、最初と終わりの部分を読ませていただきます。「酪農は日本農業と地域社会を支える産業だ。政府は、酪農家の経営支援に全力を注ぐべきだ。酪農を守ることは、食料安全保障を支えることである。酪農家をこれ以上減らしてはならない。経営の安定は国民全体の課題である」というふうに書かれております。私も国民全体の課題であり、市の課題であるという認識を持っています。早急な対応をお願いしたいと思います。市の税収は、昨年当初の予算より2億4,400万円増えています。とてもありがたいことです。私はやり繰りすれば、できない財源ではないんじゃないかと認識しております。

以上をもってこの件は終わります。次の質問に移ります。

子どもの貧困問題を契機に、全国で子ども食堂が広がりました。また、活動内容も貧困状態にある子どもの食の支援にとどまらず、子どもの居場所づくりや高齢者も含めた地域食堂など広がりを見せています。

まず、菊池市の状況において3点質問します。

1、菊池市において、子ども食堂やフードバンクなど、市民による子育て支援活動の現状はどうなっていますか。

2、子ども食堂などの活動に対して、市はどのような支援を行っていますか。

3、新しく子ども食堂などの活動を始めたい人からの相談はありますか。

以上3点お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めましておはようございます。猿渡議員の質問にお答えします。

子ども食堂及びフードバンクの活動状況でございますが、子ども食堂は市内に3か所あり、現在、新たに1か所が開設を予定されております。食堂の開催は週1回が1か所、月1回が2か所となっており、子どもの利用料金は無料が2か所、100円が1か所であります。フードバンクにつきましては2か所あり、企業等からの寄附で集まった食品や日用品を倉庫で管理し、子ども食堂や福祉施設等へ提供されています。

子ども食堂などに対しての支援につきましては、ホームページや広報で活動の紹介を行っております。また、市民や企業からの寄附の問合せの対応や、支援を必要としている人に職員が子ども食堂から物資を預かり、配布するなどの対応を行っております。その他、子ども食堂への支援としましては、令和4年11月に開催した

菊池米食味コンクールに出品されたお米を、子ども食堂に配布したり、泗水小学校では、家庭などで余った食品を回収し、フードバンクを通じて子ども食堂へ配る取組が行われております。フードバンクへの支援としましては、学級閉鎖により余った給食のパンを提供しております。また、県の支援につきましては、県が実施している子ども食堂活動緊急支援事業補助金により、子ども食堂の開催回数に応じた助成や新設に対する助成があります。

子ども食堂の活動を始めたいとの相談はどうかということですが、現在、子ども食堂、フードバンクなどの開設についての相談はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 現在活動されている子ども食堂3か所に加えて、1か所がさらに活動を始められる予定だということが分かりました。また、支援の状況については、いろんなソフト面での支援を中心に行われていて、市から財政的な支援は行ってはいないということも分かりました。それは県の支援があるというようなご説明だったかと思います。

では、再質問いたします。

市民が主体で行う子ども食堂などの活動について、そもそも市としては、どのような認識を持っておられるかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、子どもたちの安全や孤立化の防止を図るために、子どもの居場所づくりは必要であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 厚生労働省のホームページには、子ども食堂について、子どもの育ちを支援する子ども食堂は、子どもの貧困対策や地域交流の拠点として、重要な役割を果たしているという文言があります。先ほど答弁のありました市の認識も、これと重なるものだと理解しました。国も子ども食堂の役割を認めています。そもそもは、国がもっと積極的に子育て支援をすべきだとは思っておりますが、今日はそれは置いておきます。

私自身はコロナ禍で、子ども食堂からすっかり足が遠のいている状態なのですが、以前に何度か訪問する中でさえも、印象的な出来事が幾つかありました。スタッフの温かい応援を受けて、無事に高校進学を果たしたお子さんがおられました。私が以前、高校の入学準備金について何度も質問したのは、その子との出会いがきっかけでありました。

また、赤ちゃん連れのお母さんは、1週間に一度、ここで子どもを見てもらいながら、落ち着いて食事をすると本当にほっとしますと話されました。産後ケアの場にもなっていました。親御さんの分の夕食も包んでもらって、うれしそうに帰るシングル世帯のお子さんがおられました。中学生であっても親御さんの分も毎日食事づくりをしているというお子さんでした。ヤングケアラーと重なる部分があるのではと感じました。

現在部長も言われましたように、子どもたちの育ちに様々な厳しさがある状況で、子ども食堂は必要な居場所であり、学校や行政とは違う支援ができるところだと私も認識しております。昨年3月、菊池市社会福祉協議会の主催で、三つの子ども食堂の開設者の方々の活動報告と、トークセッションの会が催されたので参加をいたしました。

活動の仕方は三者三様で、人数は多くないけれど、経済的に厳しいお子さんの参加が中心になっているところ、広く子どもの居場所づくりとして活動されているところ、孤立しがちな子育て中のお母さんの支援という視点で、活動されているところ、それぞれの個性ある活動の様子を聞かせていただきました。

それぞれの方のハートの厚さに頭が下がる思いがいたしました。報告の後、参加者から経費は足りているのかという趣旨の質問がありました。答えは、もうけようと思ってやっているわけではないので、当たり前といえば当たり前なのですが、みんな、みんなというのは3か所ともという意味です、みんな赤字ですというものでした。国も市も必要だと認めている活動を、自腹を切ってやっておられます。ここは何とか、せめて赤字を小さくする支援ができないでしょうか。

少し古いですが、2017年に農林水産省が行った子ども食堂に対するアンケート調査でも、運営費の確保が難しいという答えが29.6%ありました。同じ調査の中で、年間の運営費の額については10万円以下とするものが34%、3分の1は10万円以下で済んでいるということです。10万円から30万円が37.6%という結果でした。つまり、子ども食堂の支援にそんなに多額の経費が必要なわけではないということです。例えば、年間で10万円の支援をするだけでも大きな助けになります。

子ども食堂など、子どもの居場所づくりの活動を支援するために、子ども基金の

設立ができないかお尋ねいたします。子ども基金については2017年にも質問しました。基金の目的は、市民による子ども食堂など、子どもの居場所づくりの活動を支援することです。財源はふるさと納税から100万円を活用するとともに、市民からの寄附も積み上げていくという内容で提案をしました。今回も前回と同じ中身で提案します。

今回改めて質問に上げたのには、幾つかの理由があります。2017年の質問当時は1か所であった子ども食堂が3か所に現在増えており、さらに4か所に増える見込みがあるということです。市民の中に活動の広がりが出てきたことはすばらしいことだと思います。先ほどの答弁で、行政へ子ども食堂の新設に関して相談はあっていないということですが、私はやってみたいと考えている方の話を直接的にも、間接的にも、複数聞いたことがあります。

先日お会いして話をした方は、夏休み中の朝ご飯食堂を考慮しておられましたが、心配されていたのは、やっぱり経費のことと食中毒など衛生面のことでした。実績に応じて基金から支援があるということになれば、随分ハードルは下がります。市民と協働の子育て支援が広がることにつながると思います。

このところの物価高騰も理由の一つです。油、小麦粉、卵、肉類、様々な食品が上がっています。4月にかけては、しょうゆ、ソース、ケチャップ、マヨネーズ等の調味料も上がると言われています。今活動中の子ども食堂の赤字が、ますます大きくなるのではないかと心配しています。活動を継続していただくためには、資金の援助が必要だと思います。また、市民の善意を形にしていきたいと思います。

昨年のトークセッションでも、子ども食堂のほうから野菜やお米など、様々な寄附があることが紹介されましたし、その会場でその場で、うちで育てた無農薬のお米を提供しますと言われた参加者もおられました。子育て支援課の窓口にも、子ども食堂にと寄附をお持ちいただいた市民がおられたという話も聞きました。私自身も市民の方に直接自分が活動することはとてもできないけど、応援したい気持ちはあるから、少額でも寄附ができるような仕組みをつくってほしいと言われたことがあります。このような方は少なからずおられるのではないのでしょうか。

菊池市の目指す癒しの里も、市民の温かさあつてのことではないでしょうか。子ども基金を設立することについて、改めて市のお考えをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

市民活動による子育て支援の取組は、公的なサービスではカバーできない分野を担うとともに、市民の自主性や強みを生かした活動が地域力を高め、地域の活性化、

さらには地域社会全体で子育てをする意識の醸成につながると考えています。市民活動に対する資金援助につきましては、議員ご提案の子ども基金をはじめ、先進事例を参考に調査をしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 先ほど申しましたが、子ども食堂を支援するのにそんな大きなお金が必要なわけでは、決してありません。ただ、運営する側は個々の市民ですから、10万円の支援だけでもすごく役に立つ。前に言われたことがあるんですね、ご寄附をいただければ、それだけいい食材を、いい調味料を使うことができる。子ども食堂だからといって安価な物じゃなくて、私はやっぱり菊池市ならではのよい食材を使ってほしいとも思います。

先ほど地域力を高めるといううれしい答弁もありましたが、行政だけではできない市民による子育て支援は、失礼しました、行政だけではできない市民による子育て支援を応援することは、実は費用対効果もとても大きいものだと思います。先進事例を調査するというご答弁をいただきましたが、先進事例の調査は私は要らないのではないかと思います。

ぜひやると決断をしていただきたいということを申しまして、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時49分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、不登校の子どもたちの支援について質問します。

文部科学省の調査によると、2021年度、令和3年度の小・中学校における不登校の児童生徒数は、24万4,940人と急増しています。熊本県においても同時期どのようになっているか調べましたら、小学生約400人、中学生約1,80

0人、合計で2, 200人です。菊池市においてもどのような状況か、事前に教育委員会を通じて調べました。平成27年が小・中学校合わせて54人、直近の令和4年では150人、この8年間で約3倍に増えています。

国や自治体が不登校と定義している児童生徒とは、1年間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者とあり、この定義に照らせば、国や自治体が把握している数以上の子どもたちが、何らかの理由で学校に登校していない現状があることが予想されます。

このような状況を受けて、国は平成28年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる普通教育機会確保法を制定しました。以前は不登校の子どもは、学校に復帰しなければならないという考え方が一般的でしたが、この法律では不登校はどの子にも起こり得るもので、休養が必要なことや、学校以外の多様な学習活動等が必要なこと、学校復帰を前提としない不登校政策が進められています。

私自身は議員になって以来、学校給食の問題や就学援助の問題など、公立の小・中学校に通う子どもたちの教育環境をよりよいものにしていくことを、繰り返し取り上げてきました。現在も学校が子どもたちにとって、魅力ある教育を提供することは当然目指すべきものであるとの認識は変わっていません。しかし、現在様々な原因によって、不登校の子どもたちが増え続けている中で、子どもたちの教育権をはじめとする様々な子どもの権利を保障するためには、学校以外の民間の施設等への公的な関わり、連携、支援も同時に待ったなしの課題であるとの思いを持ち、今回の質問に至った次第です。

最初に3点質問をします。

1点目は、本市の不登校の状況を市としてどのように認識しているでしょうか。

2点目に、本市における不登校の児童生徒への支援の取組状況はどうなっているでしょうか。

3点目に、今後増え続けている不登校の子どもたちへの支援の拡充を図っていく考えはありますか。

以上、3点お聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、東議員のご質問にお答えします。

菊池市におきましても、全国的な傾向と同様、不登校児童生徒数が増加しております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による休校等の措置が行われた令和

元年度以降急増しており、不登校の児童生徒数の増加は、喫緊の大きな教育課題と認識しております。不登校児童生徒への支援の取組につきましては、菊池市教育委員会が作成した。菊池市不登校対策推進計画に基づき取り組んでおります。

学校におきましては、「愛の1・2・3運動プラスワン」により欠席が続く児童生徒に対し、早期に家庭訪問を行い、本人や保護者との関係づくりを行っております。また、校内不登校対策委員会で、児童生徒の情報を共有し、必要に応じては菊池教育事務所に配置されているスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの等の連携を強めたり、本人の意思を確かめながら、別室登校等の対応を行ったりしております。

本市の教育委員会におきましても、関係機関と連携し対応できるように、学校支援コーディネーターを1名、スクールソーシャルワーカーを1名、学校教育課に配置し、不登校対策の充実を図っているところでございます。加えて、本市では10年以上前から、学校への登校が難しい児童生徒が通う適応指導教室を開設しております。

適応指導教室では、児童生徒の一人一人の気持ちを大切にしながら、学習やスポーツ、体験活動等を行っております。例えば菊池教室では、教室前の庭を活用した農業体験を行い、収穫の喜びを感じられるような活動も行っております。同じくサマースクールと称しまして、市内4教室合同の自然体験教室を実施したり、適応指導教室交流会を実施して、ものづくり体験などを行うなど、心のエネルギーが高まるような活動を行っております。

現在の不登校の要因は様々でございます。学校と教育委員会、関係機関との連携を図りながら、引き続き、一人一人の状況に応じた丁寧な支援を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 喫緊の大きな課題であるとの答弁でした。認識は共有できていると思います。

支援の内容についてですが、様々な対応を努力されている、そして大きな柱として、適応指導教室での対応を図っているとの答弁がありました。私も事前に調べましたら、菊池市では4か所の教室を設置、この点ではほかの自治体と比較しても、この問題の対応に一定の努力が図られていることは承知しています。しかし、この適応指導教室だけでは、実態に照らして支援が不十分であると思います。

そこで、この点について質問を続けていきたいと思っております。

実際に適応指導教室に通っている子どもさんの数を調べましたら、今年度は16人、市が把握している不登校の児童生徒さんの1割程度しか通えておりません。そして私が課題だと思うのは、この適応指導教室の案内のチラシを見ると、学校復帰に向けてじっくりと一緒に考えていきますとなっています。これは先ほど紹介した国の法律、普通教育機会確保法や県の方針とも少し違うのではないかと思います。普通教育機会確保法では、学校に戻ることは前提としないとあります。

ここで質問します。

不登校児童生徒への支援について、国の方針では、学校に戻ることは前提としないとなっていますが、この点での市教育委員会の認識はどうでしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

適応指導教室について、保護者に周知するチラシには、何らかの理由によって、学校に行けなくなってしまった子どもたちの自立と、学校復帰を支援しますと記載しております。適応指導教室の運営につきましては、先ほども述べました菊池市不登校対策推進計画の中の一つでございまして、取組の目的を、不登校児童生徒の自立支援に向けた関わりを行うこととしております。

実際に適応指導教室に通いながら、自分の目標を見つけ高校進学を目指し、学習に意欲的に取り組んだ生徒が、見事希望する高校に合格者した例もございます。本人が自立し、自ら学校に復帰したいというエネルギーが高まったときに、スムーズに戻れるように多様な教育活動の実施や長期的な指導、支援が大切であり、学校復帰することだけを目的として運営しているものではないと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今部長の答弁にもありましたように、目的は子どもたちの自立支援であると、ここは大変重要であります。チラシには、ただ私が述べましたような記載がありますので、これは大変保護者や当人に対して誤解を招く点もあると思いますので、この記載については検討していただきたいと思います。

今回私は、この問題を取り上げるに当たって、熊本県内10か所で180人を超える不登校の子どもたちの支援をされている、熊本学習支援センターの代表の方にお話を伺いました。この4月からは泗水幼稚園旧園舎を活用して、菊池市でも学習支援を開始される予定です。

代表の方のお話では、毎年通ってくる子どもたちの数は増え続け、センターへの問合せも、毎日のようにやっているとのこと。代表の方がおっしゃられるには、県内各地で適応指導教室が開所されているが、どこでも当事者の子どもたちの定着が、なかなか進まないとのことでした。率直に言うならば、適応指導教室だけでは今の現状は対応できないということではないでしょうか。

熊本県の令和4年度子ども居場所づくりの推進連絡協議会、これは昨年10月21日に県の教育委員会主催で開かれました。そのときの資料がありますので紹介します。

その中では、不登校児童生徒の支援の方向性についての箇所で、次のように述べられています。登校という結果のみを目標とせず、社会的自立を図ること、状況によっては休養が必要、学校に行けなくても悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用、こう述べられています。

さらに、不登校児童生徒の支援の方向性についてのところでは、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保として、次のように述べられています。学校教育委員会とフリースクール等、民間団体との対話の場を通じた連携促進。フリースクール等の民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置と、教育支援センターの支援充実。学校外のフリースクール等、民間団体や自宅におけるICTを活用した不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や、改善方法に関する調査研究、以上の取組を自治体において進めていくことが述べられています。

ここで質問します。

本市でもこのような方向性での具体化が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

県から不登校児童生徒の支援の方向性として、誰一人取り残されない学校づくり、不登校傾向にある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、不登校児童生徒の社会的自立を目指した中期的支援の4点が示されており。

本市におきましても、例えば学校におきましては、不登校児童生徒のニーズに応じて、タブレットを活用して別室や家庭に授業配信を行っております。また、教育委員会におきましても、他の自治体にはない学校支援コーディネーターを以前から配置し、学校から不登校児童生徒についての状況を具体的に把握し、ニーズに応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを早期に派遣する仕組みを

整備しております。

さらに、不登校児童生徒の学年や学校の枠を超えた継続的な支援を目的として、菊池市不登校児童生徒支援引継ぎシートを教育委員会で作成しました。令和5年度から全ての学校で作成し、中長期的な支援に活用することとしております。以上のように、市としましては四つの方向性に基づいた支援を行っておりますので、今後ともさらに充実を図っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 充実を図っていききたいと、私が今回さらに深めていきたいのは、その中でも多様な教育機会の確保、ここをもっと掘り下げていく必要があると思います。

先ほど紹介した熊本県の令和4年度の子どもの居場所づくり推進連絡協議会の資料の中で、フリースクール等の民間団体施設を利用している児童生徒の推移を紹介します。平成27年度には小学生2人、中学生2人、合計4人。令和3年度には小学生45人、中学生44人、合計89人となっています。7年間で2.2倍の伸びです。ここで一つ課題となってくるのが出席扱いの問題です。

私の元にも、菊池市内でフリースクールに通う子どもさんの保護者の方から、この問題で相談が寄せられました。改めて、菊池市の場合、どのようになっているか調べましたら、フリースクールや民間施設での学習の状況などを確認したり、教育課程がきちんとしているかなどの要件を満たしていたら、校長先生の判断で出席扱いとなるとのことでした。しかし実際には、菊池市では出席扱いとなっている生徒さんはいないとのことでした。

ここで、2月9日付の毎日新聞の記事を紹介します。広がるフリースクールの出席扱い、学校との連携、分かれる対応との見出しで、次のような内容が書かれています。

記事の中では、フリースクールに詳しい立命館大学の武井哲郎教授の話として、判断を委ねられるのは学校現場にとって、とても負担になっているのではないかと指摘し、最終的には校長が決めるという枠組みは維持しつつ、教育委員会が基準を設け、出席扱いが認められる施設を一覧として示していることを提案しています。その上で、教授の結論として、あまり厳しい基準を設けると、対象施設が限られてしまうことになる。子どもの人権をないがしろにする団体が交ざることを防ぐ程度の、緩やかな基準とすることが望ましい、こう話されています。

熊本市では教育委員会で、学校外の施設、フリースクール、民間施設に通う児童

生徒に係る対応についてという文書での通知が出されております。ここにその文書があります。紹介します。

指導要録の出欠の取扱いについてのところで、学校外の施設において相談指導を受けるとき、一定の要件を満たすとともに、当該施設での相談指導が社会的な自立を目指すものであり、かつ不登校の児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる、こう書かれてあります。このように、熊本市では教育委員会として、大まかなガイドラインが文書としてきちんと示されています。

ここで質問します。

菊池市教育委員会としても出席扱いについて、ガイドラインの作成を行っていくべきではないでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それではただいまのご質問にお答えします。

不登校児童生徒の出席扱い、特に民間施設における出席扱いにつきましては、文部科学省から民間施設についてのガイドラインが出されております。本市では、このガイドラインに基づいて、校長が判断する際の助言を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 菊池市でも国のガイドラインに沿って、対応していきたいということでした。

私が言いたいのは、熊本市ももちろん国のガイドラインに沿って対応していると、違いは何かというと、市教育委員会として、それでもなおかつ文書として、きちんとガイドラインを作成していると。肝心なのは漠然としていなくて、自治体として改めてガイドラインを作成するというところで、適応指導教室以外の施設でも、一定の条件を満たせば出席扱いになるという姿勢を見せていくことになり、学校以外の施設との連携を進めていく力にも、私はなっていくものだと思います。不登校の子どもたちの支援、居場所として、適応指導教室以外もちゃんと視野に入れるということにつながると思います。市教育委員会として、熊本市のようなガイドラインの作成を行うべきであることを、改めて要望しておきます。

次に、課題のもう一つ、不登校の子どもさんを抱える保護者の相談支援体制と経

済的な問題です。

子どもが不登校となり、学校に通わなくなったとき、保護者の悩みは大きいものがあります。学校の担任の先生の相談だけでは解決できないケースも多々あります。どこに誰に相談すればよいのか、多くの当事者の保護者の方が悩まれています。また現在フリースクールには公的な支援はありません。そのため、各家庭が利用料を払い、施設を運営しています。

文部科学省の調査によれば、フリースクールの会費は、月額で平均3万3,000円であり、安い金額ではありません。私の知人の方でも、子どもさんが不登校になって、フリースクールに通わせていらっしゃった保護者の方が、この4月からは経済的に厳しいとのことで、通うのをためらわれているというケースがあります。

さらに気になる調査結果があります。ビジネス・レーバー・トレンド2017年11月号に、独り親世帯と子どもの生育環境という調査があります。それによれば、子どもが不登校の経験あり、または現在不登校であると回答した2人親世帯は6.9%であるのに対して、独り親世帯は21.9%となっており、データ上でも独り親世帯の不登校発生率は高くなっています。

私がお話をお聞きした学習支援センターの代表の方も、センターを利用されるのは独り親家庭の方が多いとおっしゃられていました。ご承知のように、独り親の家庭は、2人に1人が貧困状態にあります。利用料の捻出が難しい家庭は多くあるのではと思います。居場所を失い孤立している不登校児童生徒の中には、フリースクールや民間の施設を利用したくても、利用できない子どもたちはかなりの数でいるのではないのでしょうか。

令和3年4月の熊本県長期欠席児童生徒等に関する調査、これは政令市の熊本市を除きますが、この調査によりますと、不登校の児童生徒が平日主にどこで生活をしているか、その調査、半数を超える55.1%が主に家庭で過ごしている、このような結果となっています。不登校となった半数以上の子どもたちが、平日家で過ごしています。独り親だったり、共働きであれば、日中1人であることが想像できます。不登校の子どもの学習や自立を支援するフリースクールなどの民間施設への公的支援を進め、一人一人にきめ細かい支援ができるようにしていくことが求められているのではと思います。

実際に公的支援に踏み出している自治体があります。幾つか紹介します。

福岡県では、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの安定的かつ持続的な運営及び、活動を支援することで、施設を利用する児童生徒の学校復帰や社会的自立に資することを目的として、福岡県フリースクール支援事業補助金を2007年度から創設しています。フリースクールの運営団体に対して、最大で20

0万円を補助する制度を創設しています。

また、佐賀県の江北町では、フリースクールに通う小・中学生を支援するフリースクール等奨学金制度があります。町内のフリースクールに通う小・中学生入学準備金として2万円、交通費やウェブ上の学校利用の通信費として、最大4万円を支給する内容です。もちろん両自治体とも、対象となる家庭は出席扱いが前提であり、申請を行い基準に基づいて、審査を行った上での支給となっています。

最後に質問をします。

1点目は、保護者の方へ相談機関等の情報提供の拡充を図っていくべきではないでしょうか。

2点目は、経済的な支援についてです。フリースクールや民間施設の果たす社会的役割は今日増しています。菊池市としても、福岡県などのように、財政支援などの公的な支援を検討していくべきではと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それではただいまのご質問にお答えします。

不登校児童生徒の保護者に対しては、学校から相談できるスクールカウンセラーの来校日の周知や、学校支援コーディネーターを通して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣による、相談ができることを周知しております。また、学校に登校することが難しい場合には、適応指導教室の紹介も行っております。菊池市のホームページにも、相談窓口と受付電話番号を掲載しております。不登校児童生徒の自立に向けて、保護者との連携は欠かせないものだと考えております。今後も積極的に周知し、早めに相談していただけるよう、情報提供を行っていきたいと考えております。

また、不登校児童生徒に係る財政的支援につきましては、教育委員会が運営します無償の適応指導教室がございますので、そちらのほうをお勧めしております。

また、適応教室以外の民間施設に係る費用面につきましては、今のところ、国からの財源確保につながる指針は示されておられません。費用面の支援を行うことは難しい状況ですが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 民間施設への支援については難しいが、今後国の動向を注視していきたいとのことでした。冒頭にも述べましたが、不登校の児童生徒の数は急増しています。一人一人の子どもや保護者にとって、その支援は待ったなしで

あります。

最後に、私の元に寄せられた市内のフリースクールにお子さんを通わせていらっしゃるお母さんの声を紹介させていただきます。

菊池市に住む2児の母です。上の娘が市内のフリースクールに通って2年ほどたちますが、子どもたちのやりたいこと、興味のあることを伸び伸び探求できたり、自分の心と体のケアの仕方が学べたり、とてもありがたい環境です。今年7歳になる弟のほうも、春からフリースクールを希望していますが、学費2人分の出費はさすがに負担が重く悩んでいます。このように述べられています。

不登校の子どもは理由は様々ですが、学校に行きたくても行けないという子どもが多いのです。背景には、学校でのいじめや管理をはじめとする、社会のゆがみがあるのではないのでしょうか。学校で学べない、こうした子どもの教育を受ける権利が、学校に行っている子どもたちと同じように保障される必要があります。不登校の子どもたちの声を聞き受け止めることは、学校や社会の在り方をよくする力にもなるものであると思います。

今後市教育委員会として、この問題にさらに向き合っていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、自衛隊への個人情報の提供について質問します。

自衛隊の新規募集に関して、2000年代の初めには、6割以上の都道府県が協力できていない状況がありました。その後、国からの要請が強まり、それまで自衛隊が住民基本台帳の閲覧を行い、募集のための情報を集めていましたが、現在では多くの自治体が、新規自衛官適齢者の氏名、住所、性別等を記載した名簿を閲覧から紙媒体で提供しています。

自治体の対応が提供に変わった契機は、2020年12月18日の閣議決定とされており、国は自治体を総動員しての隊員集めを今進めようとしています。本市でも紙媒体での提供が行われていることは、平成31年に行われた大賀議員の一般質問の中で明らかとなり、私自身も懸念していました。最近市民の方から改めて、菊池市での自衛隊への情報提供はどうなっているのかという問合せをいただき、本人が知らないところで自分の個人情報が自衛隊に提供されている。このことは憲法第13条で保障されたプライバシー権を制限・制約することになるのではないかと、看過できない、こう思い質問をする次第です。

まず最初に2点質問します。

1点目は、現在菊池市の自衛隊員募集のための若者の情報提供は、どのように行われているのでしょうか。過去3年間の提供した人数も併せてお示してください。

2点目は、提供された名簿は、個人情報保護に関して、どのような対策を取られ

ているのでしょうか。

以上2点、お聞きします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

まず個人情報の提供方法としましては、毎年、自衛隊から自衛官募集のために必要な情報提供の依頼があっておりまして、対象年齢の男女につきまして、氏名、生年月日、性別、住所を載せた名簿を紙媒体で提供しております。

次に、過去3年にわたって提供した人数につきまして、年ごとにお答えいたします。令和2年が806人、内訳としましては18歳の男性206人、女性200人、22歳の男性214人、女性186人です。令和3年が1,192人、内訳としましては18歳の男性247人、女性195人、22歳の男性369人、女性381人です。令和4年が1,181人、内訳としましては、18歳の男性221人、女性172人、22歳の男性399人、女性389人となっております。

次に、自衛隊における個人情報の保護につきましては、防衛大臣名及び自衛隊熊本地方協力本部菊池分駐所長名でいただいております依頼文の中に、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理する旨の文言があるため、適正に管理されているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 以前は閲覧であった情報提供が、現在では紙媒体での提供となっているとのことです。直近2年間では、毎年1,000人を超える若者の名簿が提供されている。そしてその情報は毎年蓄積されております。このような若者の名簿提供は当事者だけでなく、保護者や市民にとっても極めて重大な問題であります。

ここで再質問をいたします。

提供された個人情報はどのように活用されているのでしょうか。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

自衛隊熊本地方協力本部菊池分駐所長及び自衛隊熊本地方協力本部長からの依頼文書につきましては、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用すると、それぞれに記載されております。また、防衛大臣からの依頼文書には提供いただいた

募集対象者情報は、自衛官募集業務においてのみ適切に使用すると記されているところから、以上のことから、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務のみに利用されていると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 対策としては厳重に管理している、活用については募集にのみ活用、このような答弁でありましたが、文書で確認しているその程度で、目的外使用や情報漏えいの懸念は払拭されないということを指摘しておきます。

次に、さらに質問いたします。

市の個人情報保護法は、自衛隊への名簿の提供は想定しているのでしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されます、個人情報の保護に関する法律第69条におきまして、法令の定めに基づき、個人情報の提供を例外的に認められております。この場合におきまして、法令とは自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定であり、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護法施行条例上問題はないものと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 例外的に認められて、各法令等に照らして問題はないという答弁でした。

しかし、名簿の提供は、憲法第13条で保障されたプライバシー権を制限、制約することになります。その人権を制限するには、その根拠となる法令を明確に読み取れる規定が必要だとの最高裁の判例もあります。今、部長が答弁で、名簿提供の根拠とされている法令が、自衛隊法第97条と同施行令第120条とのことですが、具体的に見てみます。

自衛隊法第97条第1項が、市町村長は、自衛隊募集に関する事務の一部を行うと定めていますが、この法律は、募集事務を具体的に定めるものではなく、ましてプライバシーや個人情報に抵触するおそれのある情報提供の根拠とはなり得ません。

また、同法施行令第120条ですが、防衛大臣は、必要な報告、または資料の提

出を求めることができると定められていますが、この施行令の示している報告、または資料の提出は募集業務などが円滑に行われているかどうか確認する目的であり、個人情報を提供する根拠とはなりませんし、義務也没有。執行部が根拠にしている自衛隊法第97条、同施行令第120条には、プライバシー権を制限する趣旨が明確に読み取れる規定がないと、多くの専門家も指摘しています。

2003年4月の衆議院特別委員会で、当時の石破防衛大臣は、法定受託事務に関して、私どもが依頼しても答える義務というのは必ずしもございませんと答弁しています。あくまでも依頼にすぎず、市町村長に答える義務はありません。このことを指摘しておきます。

次に質問します。

自衛隊法施行令の中には、名簿提供できると明文化されているのでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど東議員のほうでご指摘がありましたけども、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認められるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると定めてあることから、個人情報の提供について明文化されていると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 繰り返しになりますが、自衛隊法第97条では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補の募集に関する事務の一部を行うと規定していますが、同法施行令では、自衛隊は自衛隊募集の広報などを行うことを定めているものの、名簿の提供に関しては、防衛大臣は都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとしているだけです。義務ではありません。

多くの専門家も、自衛隊法第97条はプライバシー権を制限する趣旨が読み取れる規定はないと指摘をしています。2019年には、中谷、石破両防衛大臣らも、自治体の名簿提供が法律ではっきりしていない、きちんと法律を改正しなければならない、こう話をしてしています。つまり国自身が今の自衛隊法第97条と同施行令第120条では、法的根拠にならないことを認めています。

神奈川県葉山町では、法令解釈に不明瞭な点があるとして、名簿での提出を取りやめ、従来の閲覧対応に戻しています。

ここで質問します。

菊池市でもこのような立場に立って、名簿での提出をやめ、閲覧に戻すべきではないでしょうか。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年2月、防衛省及び総務省から各都道府県宛に、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づき、市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること及び、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを求めることにつきまして、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが通知されております。

これらの根拠に基づき紙媒体で提供を行っており、以前行っていた閲覧方式に戻すことについては考えておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 戻す考えはないとの答弁でした。

繰り返しになりますが、あくまでも依頼であり、義務ではない。そして個人情報保護条例に照らしても問題のあるこのような提供に関して、私は市として厳しく問われていることを改めて指摘しておきたいと思います。

次に、除外申請について質問をします。

除外申請とは、個人情報の自己決定権として、本人や保護者が対象者名簿の提供から除外、外してほしいと申請書を提出すれば、対象情報を削除するというものです。令和4年6月22日に出された兵庫県弁護士会の自衛隊への個人情報提供に関する意見書を紹介します。

その中では、情報提供について十分検討することを求め、希望しない市民は提供から除外する制度を設けることを求めています。この意見書の趣旨は、憲法第13条及び住民基本台帳法との整合について再度十分に検討することを求めており、このような専門家からの指摘は極めて重要であると思います。

ここで質問します。

幾つかの自治体では、本人や保護者が除外申請を申し出れば、対象者情報から削除することを行っています。本市でもこの制度を設け、周知徹底すべきと考えますがどうでしょうか。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

自衛官募集に際しまして、自分の情報提供を希望しない方は、自ら申請を行うことにより、提供する名簿から除外される、除外申請という制度について、ホームページで周知している自治体も存在しております。現在のところ熊本県内の自治体において、そのような対応を取っているところは、熊本市以外にない状況です。しかしながら、個人情報の提供を望まない市民の方々に対する配慮は、必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 配慮が必要との答弁でした。重要な答弁であると思いません。

私自身は紙媒体ではなく、閲覧に戻すべきであるとの認識は変わりませんが、最低でも情報を提供してほしくないという当事者、家族を削除することは最低でも行うべきであると思えます。ぜひ、具体的な検討を進めていただきたいと思えます。重要なことは除外が可能であるとの周知であります。周知が不足してしまえば何なりません。あらゆる機会を捉えて徹底をしていくべきです。

鹿児島市では、広報やホームページ、あらゆるSNSを駆使して制度の紹介を行っています。市役所から市内にある高校に出向き、校長先生の判断ではありますが、学校の掲示板に制度の内容を知らせるチラシを掲示するなどの依頼を行っています。申請に関しても、ホームページからの電子申請も可能としています。菊池市でも徹底をしていただきたいと思えます。

今、日本の安全保障をめぐっては、戦後の歴史の中でも大転換が進められようとしています。昨年12月16日に、政府が閣議決定した国家安全保障戦略では、人的基盤を強化するとし、防衛力整備計画では、厳しい採用環境の中で優秀な人材を安定的に確保するために、地方公共団体及び関係機関等との連携を強化すると強調しています。

私はこのことに大いに危機を感じています。少なくない市民の中でも同じ思いを持っていらっしゃる方もいると思えます。そのような中で、毎年1,000人を超

える若者の名簿が本人の同意なく提供され続けている。そしてそれは自治体にとって義務のない提供である。このことは早急に見直すべきである。

このことを最後に申し上げまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これでは、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時48分

開議 午後1時54分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 皆さん、こんにちは。議席番号9番、緒方哲郎です。早速一般質問させていただきます。

まず、農家の人手不足についてお尋ねをいたします。

現在どの業種におきましても、人手不足に関しては大きな課題の一つとなっております。初日の一般質問において、稲継議員から企業、店舗等の人手不足問題についての質問もあっておりました。新聞にも民間の調査会社の調査結果が掲載されており、内容は1月時点で、旅館、ホテルの約8割が人手不足を感じている。パートなど非正社員については、2006年5月の調査開始以来、過去最高の割合だった。また、飲食業も同様に人手不足感が強く、新型コロナウイルスからの需要回復に人材確保が追いついていないなどというものであります。

この人手不足問題は、日本の少子化、高齢化といった人口動態に基づく構造的な問題が背景にあると言われております。私は他業種同様に、農家においても人手不足を感じておられる方も多くおられると思います。

農家の人手不足問題には、担い手、後継者と言われる方々が不足していること。また、働き手、労働者、この不足の二つの視点があると言われております。担い手、後継者不足の代表的な背景には、新規参入のハードルの高さ、所得の低さの二つが上げられておりますし、また働き手、労働者不足の代表的な背景には、労働場所が地方で人口が少ない、作業量が平準化していないの、二つが上げられております。

農地の集積や規模の拡大などを図り、スマート農業によるドローンや無人操作での機械化等による省力化、また、農業機械の大型化を推進したり、自動化により必要な労働力そのものを減らしていくことが、人手不足問題の解決のために目指していく方向になると感じますが、どうしても人の手作業によるところも出てきますし、

中小規模の農家においても、高齢化などにより農繁期の人手は必要なものとなってきております。このような人手不足により、農家数の減少がないようにしていくことは国でも議論されております。

食料安全保障の観点からも、また農業を主幹産業としている本市としての課題と思いますが、1点目に、農家に対する人手不足の認識はどのようなお考えを持っておられるか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

現在の日本は、世界でも有数の少子高齢化社会であり、多くの産業、業種においても労働力が不足している状況にあります。このような中、農業におきましても、少子高齢化の影響を受けやすく、その上、後継者不足と新規就農者の減少も相まって、全国的に人手不足が深刻化しております。

本市におきましても、農業センサス（後に発言の申し出があり、「農業センサス」を「農林業センサス」へ訂正）の基本的農業従事者数（後に発言の申し出があり、「基本的農業従事者数」を「基幹的農業従事者数」へ訂正）を見てみますと、2010年は4,073名でしたが、2020年には2,928名となっております。またJA菊池さんからは、繁忙期のみの短期の雇用を行いたい農業者の方は多くいらっしゃいますが、なかなか働き手が見つからないといった状況にあると伺っております。このように、本市の農業におきましても、人手不足が進行しているものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 二つの観点からご説明があったと思っております。後継者新規不足、新規就農者の不足、また農家自体が減っておるといようなことでもあるような認識を持っておられるということでありました。

そこで、農業のことは農家に聞けというような言葉もいただいておりますので、実際私は、数件の園芸農家の方に人手不足についてお話を伺ってまいりました。カスミソウを大規模に栽培されている農家さんは、花においては機械化するには無理な部分が多くて、機械の大型化も考えられないと。品物を出荷するまでには、どうしても人の手作業が必要になる部分が多いことから、パートとして近くの方をお願いをして、多いときには10人ほどの方をお願いをしているということでした。し

かしながら、年中通しての仕事がないということで、農家側の都合となることで、仕事をお願いしたり、お休みていただくというようなことが多いことから、だんだんそのパートさんの人数の確保が難しく、厳しくなっているというお話でございました。

また、こちらは大規模にゴボウを生産されている農家さんのお話ですが、こちらは外国人技能実習生を受け入れながら、また地域の方を雇用しているとのことで、ゴボウにおいても、なかなか通年を通しての仕事がないということから、その仕事をどうにか確立していくのに、苦勞しているということでした。

また、イチゴ農家さんにもお尋ねをいたしました。雇用というもの、人手不足というものは感じているし、雇用もしていかなければならないと思っているんだけど、なかなか先ほどと一緒にのお考えで、年間を通しての仕事がないために、人手が足りないということでもございました。それによって、なかなか人手不足の解消には至っていないということでもございました。

また同じように、大規模にイチゴの生産をされている農家さんもおられました、その方は外国人技能実習生を雇用されており、イチゴのほかに、やはり少し仕事がないということですので、イチゴと一緒に別の品物をつくりながら、年間の仕事を確保されているということで、その点、大変苦勞しているというお話も伺いました。

米、麦中心の農家さんも同じようなお話でもございましたし、園芸農家においては、人手不足と思うところがあるんですけども、どうしても農繁期と農閑期での人手の必要性が異なるということで、雇用しづらい面を指摘されておられました。まさにさっき述べましたように、作業量が平準化していないというものであったと思います。

ただ一件だけ、違う考えの農家さんもおられて、その方は農家というのは家内工業であることから、人手が足りなくなったら、どこかの部分を切り離して、それでうちだけでやっていくことでいいんじゃないか、というお考えの方もいらっしゃいました。そこはちょっと申し伝えておきます。

またJAにおいても、この農家における人手不足についてのお考えをお尋ねをしてきました。JAにおいては、畜産部門と園芸部門とに分けて考えておられ、畜産部門においては、年間通して何らかの仕事の確保ができる利点があり、こちらは旭志の方の発案で始まった、ヘルパー事業で対応しているということでもございましたが、どうしても生き物相手ということで、危険が伴ったりなどの理由で、なかなか人間が集まらないという課題があるということでもございましたし、また園芸農家においては、農家支援隊という組織をつくって対応しているけれども、先ほどから申し上げておりますように、農繁期と農閑期があって、忙しいときには人手が必要に

なってくるんですが、それ以外は家の者で十分な作業量であることから、JAとしても年間通しての仕事の確保ができないなどの理由から、畜産、園芸農家どちらも人材的には足りておらず、現在もJAとしては募集をしている状況ということでございました。

このようなことから、農家においても人手不足問題は大きな課題の一つと考えますが、本市として農家の人手不足に対する対応策、これはどのようなものを行っておられるか、お示しをください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

その前に、先ほどの私の答弁の中で、農業センサスと申し上げましたが、正しくは農林業センサスでございました。訂正しておわび申し上げます。

それでは、農家の人手不足に対しての対応でございますけれども、本市の農業における人手不足の対応策といたしましては、農業後継者の確保が重要であると考えておりますので、本市独自の新規農業就業奨励金や、国の農業次世代人材投資資金を活用して、新規就農者の確保に努めているところでございます。また、スマート農業技術の導入も農業の効率化、省力化が図られることから、人手不足の解消に大きく貢献するものと考えているところでございます。

このため、国や県の補助事業を活用したスマート農業技術の導入を推進しているところでございますが、本年度におきましても、イチゴ生産農家による自動開閉装置付ハウスの整備や、酪農家においては、自動哺乳ロボット、搾乳ロボットなどの導入が行われているところでございます。

さらに農産物の生産に欠かせない農地や農道、また水路の草刈り等の維持管理活動にも人手不足が進んでおりますが、それらを補うために、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業により、農業者以外の方々も含めた集落等の共同活動に対して、交付金による支援を行っているところでございます。

また、緒方議員からご紹介もありましたが、市が実施する事業ではございませんけれども、JA菊池では農家支援隊として働き手を募集されております。人手不足でお困りの農業者に、働き手を派遣するという取組が行われているところでございます。また、市内の農業者の中には、農業者と働き手を結ぶ民間のマッチングアプリを活用した人材の確保が行われているところであり、こうした動きが徐々に広がっているところでありますので、ご紹介させていただきます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 様々な対応策を取られているということでした。先ほど申し上げましたように、農家不足問題は大きく分けて担い手、後継者不足と言われるものと、働き手、労働者不足の二つの視点があるとお話をさせていただきました。

その中の働き手不足、労働者不足の視点で見えますと、働き手確保の一つの事例として、3道県、7市町の自治体で行われている職員の農家支援というものがあります。地方公務員法第38条で、役員兼業及び自営兼業、その他の全ての報酬のある副業に勤めることを制限しておりますが、近年、職員の副業基準に農業を明記する地方自治体が相次いでおります。日本農業新聞の調べでは、導入予定を含め、3道県と7市町の計10自治体になったと記載されておりました。

農業は、公務員が副業先にできない、営利企業に含まれると、これまで解釈をされてきましたが、どの自治体も地域の主幹産業を守ることが、公務員に求められる地域貢献や公共性に当たるとみなしたとしてありました。先行導入した和歌山県有田市のミカン、青森県弘前市のリンゴは、慢性的な人手不足に悩む特産品のミカンやリンゴの繁忙期に限定しており、山形県の寒河江市もサクランボの収穫期に絞るなどしております。

その紹介してありました10自治体の中に、熊本県あさぎり町がありましたので、町役場のほうにお尋ねをいたしました。あさぎり町では、2007年薬草のミシマサイコの産地化を目指して推奨した経緯がある。農家は15年間で15倍の75戸に増えたが、高齢化で収穫の人手不足が深刻化しており、品種限定で複合基準を設けておられます。

これちょっと外れるんですが、この薬草のミシマサイコという物がどういう物かといいますと、本州、四国、九州及び朝鮮に分布して、産地の丘陵地の草原に生える植物であります。花は黄色くて菜の花のような花が、9月から10月に咲くというものでございました。多年草で草丈は40センチメートルから70センチメートル、根は肥厚し黄色、茎は無色で直立しているということでありまして、薬用の部位というのが根っこということで、なかなかこの根っこを掘り上げて収穫するというのが、あさぎり町では、人手不足が深刻化したというものであったように思います。

お話によりますと、2020年1月から導入をされておられますが、実際コロナ禍によって、実績としては今のところはないということのお話でしたが、今年の春以降には品種を今、品種限定、薬草のミシマサイコに基準を限定しておられるものを、農業全般に拡大して新たに行うという計画であるということでした。課題とし

ては、農家の方へ労災保険への加入が必要になること。また、申請窓口をどこにするかなどがあったというお話もしていただきました。

クリアする課題等があるとは思いますが、菊池市においてこのような考えを導入したとすれば、菊池市の職員さんの数が、おおむね470名おられるということですから、その半分とは言わなくても、2割の職員さんが協力していただくとすると、おおむね100名弱ほどの大きな人材の確保と考えられますし、職員さんにとっても、地域の中に入って行って、市民の方と直接触れ合うことで良好なコミュニケーションが生まれ、現場の問題や課題を発見する場にもなりましょうし、健康的でリフレッシュ効果にもなるのではないのでしょうか。本市としてこのようなお考えはないか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。その前に、もう一つ発言の訂正をおわび申し上げます。先ほど最初の答弁で農林業センサスの基幹的農業従事者数というところを、基本的と申し上げてしまいました。訂正しておわび申し上げます。

それではただいまのご質問ですけれども、県内外のほかの自治体では、副業規定に農業を明記した職員の農業兼業に関する要領等を整備し、人手不足の農業者を支援する意味で、職員が副業として農業に従事する取組が行われていることは存じ上げております。

先ほど議員のご案内がございましたけれども、新聞報道によりますと、こうした取組を行っている自治体、山形県のサクランボなど、どの自治体も農業が生産だけでなく、加工業や流通業、観光業など、地域の経済全体を支えていることから、特にこの生産現場の人手不足が危機的な状況にあることから、取組が行われているところでございます。

また農業は、公務員が副業先にできない営利企業に含まれると解釈されてきたところではありますが、こうした取組を行う自治体では、地域の主幹産業を守ることが公務員に求められる地域貢献や、公共性に当たると見なされているものでございます。

先ほど答弁しましたように、本市でも人手不足が進行しておりますので、これまでも対応策として各種事業を展開しているところでございます。本市における職員の農業副業に関する取組につきましては、現時点では検討を行っておりませんが、必要に応じ、他の自治体の状況を調査し研究してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 必要に応じて、これから検討していくというお答えでございました。

この事例においては、いずれの自治体も民業圧迫とならないようなお考えで、最終手段として位置づけておられて、農業副業というものが民間に広がって行って、地域人材で一次産業を支え合う事業像として、描くものであるようにしていくということでもございました。先ほども述べましたように、農業の衰退というのは、食料安全保障の問題からも重要なものと考えますし、本市においては基幹産業となっております。

農家の方からちょっとご提案がございましたけれども、ここにお一人農業で働きたいと言われる方がいらっしゃったとして、先ほどから申し上げましたように、作業量がなかなか作業が農繁期と農閑期ということで、まちまちであるということから、なかなか1軒では雇うことができないということでありましたけれども、何軒かの農家さんが集まって、忙しいとき暇なとき、暇なときというのをあれなんでしょうが、お忙しいときがずれていれば、その農家さんが集まって、その方を雇うと、雇用するというような方法も、何か行政としてそういうマッチングを行っていただきたいというようなお話もございました。

このようなことができると、農家さんまたは農家で働きたい方、双方によい結果になると思うんですが、その辺をぜひ行政として行っていただきたいということです。これからの人手不足という課題解決に向けて、行政がさらにリーダーシップを持って、JAなどとも連携しながら対応していかれることをお伝えして、次の質問にまいります。

次に、農地転用についてお尋ねをいたします。

世界的な半導体企業のTSMCの菊陽町への工場進出によって、熊本県はもとより、近隣の九州各県への経済効果は莫大なものになると推測されております。当然雇用に関しても、多くの方々がその工場で働かれるようになるわけですが、遠距離通勤での仕事ではなくて、利便性のよい地域に家を建てられたり、アパートなどからの通勤を考えられることになると思います。

そのことを考えますと、私たちの住むこの菊池市というのは、好条件の地域となります。家を建てて住んでいただくこと、菊池市に住んでいただくことは、人口減少対策課題解決に向けた大きな対応策の一つとなることから、本市としても前向きに検討していくべきものと考えますし、令和5年度の事業としての予算の計上もされております。

先日の後藤議員の住宅企業の誘致促進についての質問に対し、農業振興との両立、また優良農地の保全が大切であるとの答弁をされておられました。私も、優良農地の保全は大切なものと考えます。しかしながら、どうしても農地に家やアパートなどを建設しなければならない状況になったときは、地目を変えていく手続きをしなければなりません。その手続きが農地の転用というものになると思うんですが、地目が宅地や雑種地であれば、建設される土地については、問題なく建設されていかれると思いますけれども、農地に家を建てようとした場合、その農地を宅地に地目変更をしていかなければなりません。

そのような申請業務を農業委員会、また内容についての審査を月1回、農業委員さん方の総会により検討をされているわけですが、まず1点目に、本市の過去5年間における農地転用件数の推移をお示してください。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 改めまして、こんにちは。農業委員会事務局のほうから、農地転用の許可件数についてお答えをいたします。

平成29年度から令和3年度までの5年間の住宅用地への農地転用の許可件数につきましては、平成29年度が33件、それから平成30年度53件、令和元年度33件、令和2年度55件、令和3年度62件となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 まず、この質問をするに当たって、私は農業委員というものをさせていただいておりました。また、その農業委員をさせていただいておったときから、考えていたことがありまして、それを基に今回のご質問するわけですが、農地の転用で隣接する農地地権者さんと、住まれた方とのトラブルや問題の発生があっては絶対ならないという思いの中で、農業委員のほうもさせていただいておりました。

その思いの中で、今回この質問をさせていただくわけですが、今の答弁からしますと、平成29年33件、平成30年が53件、令和元年が33件、令和2年の55件、令和3年が62件ということで、少なからずこのTSMCや関連企業の進出によるものが、影響があるものと私は考えております。

そこで、近隣自治体の農業委員会さんのほうに、農地転用の推移についてお尋ねをいたしました。

まず山鹿市さん、山鹿市農業委員会においては、現在はそれほどの増加は見られ

ないというふうなお答えでした。合志市の農業委員会においては、あそこは宅地への転用だけでなく、地域開発のために建設業の土場等への農地転用を含めて増加をしていると。大津町においては、特に国道沿いにおいて、大幅に農地転用の件数は増えているということでございました。件数については、すごい伸びだというお話をいただきました。

菊池市においても、先ほどの答弁で見られるように、影響があつて少しずつ増えてくるものと思いますが、私の家の近くでも現在、農地転用というものをして、その農地があったところに2階建てのアパートが3棟建設されております。その建設業者さんとお話をしましたところ、このアパートについては、完成前、まだ部屋がどのようなつくりになっているか分からない、今の状態で既に入居の契約が終わっているということでした。

私は、菊池市に住んでいただくことは大変よいことだと思いますけれども、一つの課題として心配をしていることは、今お話ししたアパートに隣接して農地があります。その農地の隣に今度2階建てということでございますので、高いところではおおむね7メートルほどの建物が建設されることによって、作物等への被害の発生などが心配されるのですが、それらについては、当然農業委員さん、農地最適化推進委員さん方による現地確認、また月1回の総会等でしっかりと審査されているとは思っています。

そこで、これまで農地転用した後に、隣接農地地権者さんと建設業者さんや住民の方とのトラブルの発生、問題の発生等報告が農業委員会にあつておりますか。あつておれば教えてください。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 それでは再質問にお答えします。

トラブルの発生事例はどのこととございますが、過去5年間について状況を申し上げますと、農地転用許可後、トラブルに至ったとは聞いておりませんが、事業者が隣接者に話をしないまま、建物を建てたとの相談で窓口に来られたのが1件ございまして、対応しましたが、これ以外はあつておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 過去5年間のトラブルの発生というのは、トラブル自体の発生はないけれども、相談件数が1件あったということでございました。

相談ということで解決されたのだと思いますけれども、私は以前3期農業委員と

いうものをさせていただきました。その中で思いましたのは、優良農地の保全が第一であって、優良農地とされる農地でも、隣接される土地に例えば建物が建設されて、日照不足などによって作物が作れなくなるようなことがあってはならないという思いをいたしておりました。

そのような思いから、農業委員をしている当時に、申請後にトラブル等がないようにと、現地確認の場で申請代理人さんに対して、隣接農家さんとのお話をされておられますかとお尋ねをいたしました。お尋ねをしたところ、そのようなものは申請書類には必要ないということで、恫喝された経験があります。申請後にトラブルなどがないようにとの考えからお尋ねを、私としてはしたつもりだったのですが、隣接農地の同意が得られなくて、工期が延びたらどうするんだということで、強い言葉で返答をされたという経験がございます。

申請上必要ないものかもしれませんが、何か解せない気持ちでいっぱい、このような経験からも、これから農地の転用が行われていくことにより、隣接する農地地権者と住民の方とのトラブルや、問題の発生がないようにしていかなければならないと強く思ったところでありました。

トラブルの報告はなかったというような答弁でありましたが、隣接農地等のトラブル問題の発生は、絶対にあってはならないという思いでおりますが、今後トラブル、この問題の発生がしないような予防対応策等の考えがあれば、お示してください。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

トラブルに対しての予防策とのことでございますが、農地転用許可申請があれば、農業委員会では、現在も農水省から示された農地転用許可基準に基づき、許可を判断しております。申請者が提出する事業計画書に、被害防除措置が講じられるか審査することになっております。

申請対象農地の隣接者への被害に関しましては、農業委員等による現地調査等におきまして、隣接農地の営農条件に支障を来すようなおそれがある場合は、必要に応じて事業者から隣接同意書を徴することが可能でございます。このようなことがトラブル予防になるのではないかと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 トラブルが予想される場合のみ、同意書取りをすることができるとような答弁でございましたけれども。

一つ、予防対策としての案をお示したいと思うんですが、今現地調査を行っておられるということでございました。総会前の現地調査ということで、今も多分やっておられると思うんですが、農業委員会の会長さんを担当地区の農業委員さんと、担当地区の農地最適化推進委員さん、それと行政の担当職員の方での現地確認ということだと思んですが、そのときは、申請人またはその代理人から事業内容を聞いて、担当する農業委員さんが判断をされて、お考えをまとめて総会で意見を述べられているということで、大丈夫だとそのような感じでやっておられると思うんですが。

私は、会長と農業委員と最適化推進委員と行政の担当職員さんが2人ぐらい来られたんですけども、6名というようなことで現地確認をされていると思うんですが、その現地確認のやり方というものを、今現在やられている担当地区の方のみ、農業委員と農地最適化推進委員さんというものを、少しちょっと変えて、例えばお隣の農業委員さん、最適化推進委員さん辺りも加えた、ちょっと人数的に人数を多くして、より多くの方々の考えをもって、その辺の現地確認の判断をされていくことを、ちょっと一つ提案させていくものであります。

これは実際、大津町の農業委員会でやっておられることですが、申請が上がった地区の農業委員さんは、みんな自分の担当地区以外の現地調査にも参加されているということをお聞きしました。これはトラブル等がないように、予防対応策の一つと考えていると言われておりますので、その辺を一つ提案したいと思うんですが、農業委員さん、農地最適化推進委員さん方には、当然ご負担になると思うんですが、今申し上げましたようなことを、予防対応策の一つとして提案をしますが、お考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

本市農業委員会における農地転用の現地調査につきましては、現在、農業委員会会長をはじめ、申請対象農地に係る農業委員1名、それから地域事情に詳しい地区の農地利用最適化推進委員1名、及び事務局職員4名、計の7名で行っております。また、農業委員は毎月の農業委員会総会に出席し、申請対象農地について許可の可否を審議するため、情報を報告する必要があり、また農地利用最適化推進委員は、地域の実情に詳しく、農地の集積を図る上の情報を得る機会になるため、参加していただいております。

議員ご指摘の現地調査時に増員したらどうかというお話でございますが、現在農地転用許可についてのトラブルは起こっておらず、また先ほど議員のほうからもお

っしゃられましたが、増員することにより、農業委員や農地利用最適化推進委員にさらに負担が大きくなることが考えられることから、現行の体制でいいのではないかと考えます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 現行の体制でいいんじゃないかという答弁でございましたけれども、これから先ほどから言っておりますように、TSMC関連で、農地転用の申請数というのは増えてくると思います。

先ほど私の経験からも、いろんな申請者、代理人の方も含めて、いろんな方との転用というものになってくると、今本当に心配しているのが、トラブル等の発生というものを心配しているところなんで、これから何かあってからじゃ、ちょっと遅いと思うんです。予防策としてできる限りのことはやっていかなければならないと思いますが、このような予防対応策などというのは、農地法において適正と認められることが必要でもあります。

当然、優良農地を守ることを前提としているものと考えますが、市民の方からトラブルを守ることも大切なことだとも思っております。私は向くべきは市民の方々であるべきだと思いますので、今後ともトラブル等の発生がないような予防策というものを検討されていかれることをお伝えしておきます。

最後に、本年3月をもって退職される方々に、長年にわたり市発展のためにご尽力されたことに対しまして感謝の意を表し、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日3月1日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時38分

第 6 号

3 月 1 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第26号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

一括上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第26号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

一括上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎

17番 二ノ文 伸 元
18番 泉 田 栄一朗
19番 木 下 雄 二
20番 山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席願います。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。マスクを取らせていただきます。議席番号17番、是は是、非は非で考えるのがモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願いします。

今回は、菊池温泉街の現状と四季の里旭志について、お伺いいたします。

まず、菊池温泉街についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの発生から、はや3年が過ぎようとしています。発生当初は新型コロナウイルスへの脅威と不安はありましたが、世界の医学や科学の進歩に期待し、1年もすれば予防法や対応策が充実し、以前の生活に戻れるのではないかと淡い期待もありました。しかし、この病は一筋縄ではいかず、翻弄されて3年目に今至ります。

新型コロナウイルスによる発症者の増加に、マスク生活は当たり前になり、人との接触到注意を払い、外出を避け、その上、度重なる制限により、飲食・会食等も自粛になり、旅館、飲食業界が休業も余儀なくされたことは、皆さんご存じのとおりでございます。

国は、当初、こうした制限に給付金、助成金制度で対応しましたが、この状態が3年間も続き、その当時の給付や助成金では耐え難い状況になっています。今でも地域行事の出席、会食の自粛、様々な業界団体等の歓送迎会、忘年会、新年会自粛と、飲食等の機会が奪われており、悲痛な思いでおられる方々が多いと思います。当然菊池の旅館、飲食業が数多く混在する菊池温泉街にあっても、そのダメージもかなりのものと予想されます。

ここで、菊池市温泉街の現状について、質問いたします。

現在の温泉街の状況をどのように認識されておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、令和2年からのコロナ禍によりまして、菊池市内の飲食店を利用するお客様は、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、飲食店に対する営業時間短縮要請等により外出を控える動きから減少しておりまして、その状況は多少の回復はあるものの、いまだ続いていると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 厳しいものがあるというふうに認識をされているということですか。

市のほうとしても、いろんな対策は打っておられると思います。先ほど申しましたが、助成金や持続化給付金によって、何とか耐え忍んでおられた事業者の方々が長期にわたる自粛期間により厳しい状態にあります。コロナ禍による人の行動形態や経済状態が変化したことや、旅行や飲食のニーズやスタイルの変化など、様々なものが影響している今、検討していかなければ温泉街が寂れていきます。これは温泉街だけの問題ではなく、菊池の観光にも影響を及ぼすと考えていますが、今後、市としてどのような対策、支援を考えておられるのか、おありでしたらお示ください。また、そのことにより、どのような展望を描いておられるのか、お示ください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、温泉街に対するこれまで行ってきました対策のほうを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、令和2年度より国の地方創生臨時交付金等を活用した様々な支援策を行ってまいりました。

商工関係では、「プレミアム付き商品券事業」など、13事業で約11億1,800万円、観光関係では、「宿泊施設助成事業」など、3事業で約5億5,700万円の対策を行っており、どれも一定の効果は上がっていると考えます。

また、今回の議会定例会に上程しておりますが、令和5年度当初予算に改めて温泉街の活性化を図るために、宿泊助成者（後に発言の申し出があり、「宿泊助成者」

を「宿泊事業者」へ訂正)や観光関係事業者、市民の方々などが一緒になって観光によるまちづくりを考えるセミナーやワークショップを開催して、菊池温泉街の魅力創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

申し訳ございません。ただいま「宿泊助成者」と申し上げましたが、「宿泊事業者」の誤りでございました。訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

いろんな対策を打たれて、総額にしてみれば16億円ぐらいの支援になっておるといことで、ある程度の成果といいますか、そういうものがあつたというふうに認識しておられるということですけども、果たして、何か本当に成果が出ているのかなというふうにも、今の現状を見たときに、私なりにちょっともう少し考えていかなければならないのかなというふうに思います。

まずは、温泉街の活性化に対する対策について、感謝を申し上げます。

今年度の予算書をちょっと見てみましたら、菊池温泉街魅力創出事業対策ということが載っておりました。この対策について、どのような制度になっているのか、少しだけ教えていただきたいというふうに思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

今回、市民の皆様と一緒に、また、温泉街の旅館の皆様方と、観光協会と、皆様方と一緒に温泉街の魅力創出を考えるという事業でございます。

簡単でございますが、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問の後に、こういうことをやりますというふうに出てるかなと、ちょっと予想していたものですから、私なりにちょっと考えたのが、やはりこのことは稲継議員が説明のときにおっしゃられたのかなというふうに思いますけども、今までのメンバーではやはり先がちょっと不安になるかなというふうにありますので、やはり新しい方、若い方とか、市外の方とかも入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。

そういう中でも、お話がいただけるんだろうと思いますけども、質問というよりも提案になりますけども、例えばゴルフ利用税や入湯税を財源として、宿泊施設と

ゴルフやグラウンドゴルフパック、自然を生かした体験ツアーとコラボレーションする、菊池の銘菓・スイーツとコラボレーションするのもおもしろいかなというふうにも思います。

市民広場のイルミネーションや、竹灯籠の屋台や、イベントによる集客、T S M C 関連会社の宿泊の提携、菊池市民への飲食をした後の帰りのタクシー代行などのクーポン券など、これまでの事業を基に改善しながら、旅館、飲食業界だけでなく、異業種の組織が連携することで、相乗利効果が生み出されると期待します。より多くの方の声を聞く機会が必要でしょう。

そして、今後、新型コロナウイルス感染症の取組、扱いも変更されますが、できれば、いえ、ぜひこの議会ももちろんでありますけども、行政の皆さんが対策をしっかり取りながら、温泉街とは言いません。市の飲食店に足を運び、状況を把握していただくとともに、市の活性化に一役買っていただければと思うのでありますけれども、ここで、市長のご見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま二ノ文議員のほうから、温泉街の活性化に向けた考えはという趣旨でのご質問でございました。

これは稲継議員のご質問の際にもお答えしておりますけども、私どもは、今、置かれました局面をピンチであるとともに大変チャンスであると、そういう両面で捉えております。

ピンチというのは、まさに、これまで二ノ文議員もおっしゃったように、非常に今、寂しい状態にあるわけでありますので、これを早く活性化をしないと、お店のほうがなかなか持ちこたえられないという状況も生まれかねません。

チャンスであるということに関しましては、今回のT S M C 進出に伴いまして、新しいお客様が生まれるであろうという大きな期待がございます。一つには、当然台湾からのお客様もいらっしゃいます。それから、従業員の方々が、大きな人口がこの菊池郡市一帯に増えますので、そうした方々の一番近い温泉地としては菊池温泉があるわけでありますから、そうした大きな意味で、奥座敷としての機能を充実して、かつ提供していけば、そこに活路が必ずやあるだろうというのが一つの考えであります。

もう一つのチャンスというのは、コロナを経まして、やはり多くの方々の価値観が変わってきております。より一層自然の中での癒やし、あるいは温泉、食、そういった本源的な楽しみ方を皆さんが求めていらっしゃる。まさに菊池の持っている素材はそれにぴったしであろうというふうに考えているわけであります。素材はあ

りますので、あとは私どもの知恵と、それから、どうやってそこに官民一体となって力を合わせていくか、この団結力というのが大変重要であろうというふうに思っております。

そういう意味で、一つには、まずしっかりと事業を続けていただくということで、特に温泉街のホテル業、旅館業におきましては、事業の後継者がなかなか見つからないということもありますので、商工会と一緒に事業承継の支援も力を入れていきたいというふうに思っております。

また、温泉街のみならず、やはり観光全体の活性化、盛り上げを図らないと、これは長続きしませんので、私どもは、今回、非常に大きな決断をいたしまして、観光協会に対して、私どもの人件費の負担で、2名の、かつかなり中核的な経験者を、専門家を送り込もうということで、1人は既に私どものほうから派遣済みでございますし、もう1人、旅行客のデータ分析と、あるいはPR等に精通した方をもう1人、今、採用中でございます。

こうしたことに加えまして、やはり温泉街自体も内発的に、やはり今、冒頭で申し上げたような環境変化に対応していただかなければいけませんので、台湾等のお客様に対して、ああ、よかったなど、菊池温泉っていいじゃないかというふうな癒やしの環境を整えていただくことは、これはもう必須でございますので、それが特に直接的な影響を及ぼすのは温泉街の皆さんでありますから、ぜひそうした意味でも、ここから見方を変えて、新しい動きをつくり出していかなきゃいかん。その際に、旅館街あるいは温泉街だけでやるのではなくて、市民目線も入れて、かつ市民の人がどうやって温かくお迎えするかということも、観光にとっての一つの重要なファクターでありますので、市民の方も入れて、それから関係の方々に入ってきて、温泉に関する、あるいは温泉を使った健康に関する専門家を招いて、私どものほうでそういうセミナー、ワークショップをつくらせていただこうと。こういうことで、大きな機運をつくり出していきたいと。一番大事なのは、さっき申しましたように、市民力を結集するということ、一致団結するということが一番であろうと。素材はもう既に我々の足元にあるわけでありますので、それに向かって、我々がどうやって力を合わせていくか、そのことにかかっているというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ただいま市長のほうから力強い、温泉街に対する思いとございますか、それを聞かせていただき、少し安心したところですけども、静岡県

の熱海市ですかね、昔は日本のハワイというようなことで触れられておりましたけども、そこが1965年以降、衰退の一途を50年間たどってきたということが載っておりました。そこに地元でUターンという形で、市来さんという方がいらっしゃったんですけども、その方が一念発起されて、いろんなアイデアを出されて、今は2011年以降はV字回復ということで紹介がなされておりました。それで一番大事なことは何か、それは、今、市長もおっしゃったように、市民の力だと。市民の力が一番大事なんだということでございました。

ファンクラブを、菊池ファンクラブというものを、今、何人いらっしゃるか、私もちょっと知りませんが、やはりそのファンクラブの中に一番多く勧誘するのが、やはり地元の菊池市の人をしっかりと取り込んでいくことが大事だろうと。その点は市長と私全く一緒です。ですよ、市長。地元の方をやはりファンクラブの中に倍以上ぐらいの気持ちで入れていく。

その市来さんという方がおっしゃられたのが、やはり観光客の方が来られたときに、市民にどこかいいところはないですかと言ったところに、その当時は何があるのか分からないというようなことだったんですよ。やはりそういったことで、市民に尋ねられたときに、例えばうちの市民広場は自慢ですよ。清流公園はいいですよ、堂山展望所はいいですよ。公園ばかりだったですけども、ほかにも菊池水源があったりとか、竜門ダムとか、四季の里旭志とか、いろんなところがあると思います。しかし、地元の方にはまだ認識が薄いというふうに私は感じております。どうかファンクラブの中に菊池市民を増やすような、そういう政策も打ってみたいかがでしょうか。ということで、次の質問に移りたいと思います。

次に、四季の里旭志について、質問いたします。

去る1月20日に開催された全員協議会において、四季の里旭志の土地譲渡について説明がありました。私は平成31年3月定例会において、四季の里旭志の売却について提案してから4年がたち、やっと動き出した感があります。

ここで、改めて四季の里旭志についてお尋ねいたします。

四季の里旭志の建設の目的は何だったのか、当初の目的ですね。また、現在に至るまでの経緯、経過をお示してください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、施設の建設当初の目的というところでお答えいたします。

四季の里旭志の設置目的につきましては、緑豊かな自然に親しみ、動植物との触れ合いを通して環境への理解を深めるとともに、住民の余暇活動を推進することに

より、健康と福祉の増進を図ることを目的として建設されました。

現在に至るまでの経緯と経過ということで、次にお答えいたします。

平成元年に「ふるさと創生一億円」制度を活用して、住民アンケートにてアイデアを募り事業が決定されました。その後、平成3年度に当時の自治省から事業の認定を受けて、平成5年度から平成9年度にかけて整備が行われ、平成7年度にオープンしました。5か年の総事業費につきましては約18億2,700万円ございまして、その後、平成13年度にバンガロー及び野外ステージを、平成15年度に貸切風呂の整備が行われております。総事業費は約19億4,000万円となっております。

第三セクター設立時は、資本金1億円、うち旧旭志村が5,100万円、残りが民間で4,900万円の出資により設置されまして、施設の運営は、平成7年度から平成22年3月まで第三セクター株式会社「四季の里旭志」による管理が行われてまいりました。

その間、非常に厳しい経営を強いられた状況下におきまして、運営資金の枯渇の可能性があったことから、平成20年度には市より出資金3,000万円を2回にわたり追加出資を行いました。同時期には、庁内において経営改善計画協議を行ってきたほか、平成21年7月には第三セクター経営検討委員会において、経営状況について検討が始まりました。

その経営検討委員会において、「経営改善は見込めないため早期に解散すべき」との答申がございましたので、臨時の株主総会を経て、平成22年3月に第三セクターを解散いたしました。

また、「指定管理者の公募や民営化に移行すべき」との答申を受けて、平成22年4月から旭野商事有限会社、平成25年4月からは株式会社祐和會、令和3年度からは現在の株式会社シェルパを指定管理事業者として運営を委託しております。

合併以降、現在までの18年間になりますが、施設の運営、管理に係る経費については、管理委託料のほか、施設修繕や改修工事費、追加出資の6,000万円を含めると、支出総額は約6億1,700万円になります。今後も、施設の老朽化による改修工事や経年による設備更新などを考えますと、多額の費用を投じていく必要がございます。

また、その一方で、現在のコロナ禍において外出や移動の行動が制限される中で、自然の中で癒やしを求める自然回帰、健康志向の高まりから、アウトドアへの関心が高まっており、本市の豊かな地域資源を活用した観光振興の一翼を担っていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 相当な資金がこの四季の里旭志には注がれているというふうにはちょっと感じたところです。

そこで、再質問いたします。

指定管理者がシェルパさんという提案があった際、私は清水部長に、シェルパさんには大変期待していますということをしたかを覚えておりますけども、部長、覚えてられると思いますけども、先日、四季の里旭志に足を運びました。敷地、施設がよく整備され、職員の方々の対応も丁寧で、とても好印象でした。あいにく天候が優れず、翌日のキャンセルの連絡が入ってきました。やはり天候に左右されるものですが、冬場の利用客については、キャンプブームもあり、利用客は多いとのことでした。職員の方から、四季の里旭志から見る夕日と、その後に空に輝く冬の星座のすばらしさなどの説明を受け、ぜひ改めて行きたいと感じたところです。個人的には、シェルパさんの事業は期待どおりと感じております。

そこで、お尋ねですが、民間移譲の理由または民間移譲までのスケジュール及び住民への対応はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、菊池市は公共施設等の更新費用の増加、人口減少社会における施設の統廃合など、公共施設等の再編の方向性を示す「菊池市公共施設等総合管理計画」に基づき、この四季の里旭志についても民間移管のほうを進めております。

コロナ禍における社会潮流は、アウトドア需要の高まりからキャンピングブームになっており、民間移譲することで、民間事業者のノウハウを活用し、多様化するニーズに対応するなど、今のニーズに合った利活用がより一層図られることが期待されるところでございます。

また、観光振興という政策目的を達成するためには、公共施設としての制約を外すことで、民間事業者の創意工夫を最大限生かした再建を図ることにつながると考えております。

そのようなことから、利用料金の上限など市の直接的な関与がなくなることで、事業者にとっての収益性の確保や安定した運営が可能となり、柔軟なサービスの提供につながるものと考えているところでございます。

また、今後のスケジュール、また、住民の方への対応につきましては、現在、新年度当初の旭志地区区長会において説明を行う準備を進めております。併せまして

公募要項や仕様書等の作成を行っているところでございます。区長会などで出されたご意見を考慮した上で、公募の方針などに盛り込み、準備が整いましたら公募を開始したいと考えております。

また、移譲先が決定いたしましたら、地元及び議会への報告を行い、財産処分の議案を上程するところで考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 民間移管までは大変だと思います。しかし、やはりもう時期を逃したら、またどうなるか分かりません。さっきも申しましたように、現地に行きました折に職員の方々とお話する中で、譲渡に当たり、懸案事項等はないかお尋ねしたところ、合併浄化槽が1,000人槽ということで、維持管理費が相当かかることへの不安をお聞きしました。合併浄化槽の維持管理費はどれぐらいになっているのかをお示してください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問でございますが、手元に資料を準備しておりませんので、お調べ次第、お答えしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 合併浄化槽1,000人槽ということで、ちょっと見当がつかないわけですが、あの施設、使われている施設、それから使われていない施設、例えば温泉施設がもう使えなくなったり、プールもちょっと使えないというふうなことを聞いております。譲渡に当たって、いろんなその懸案事項があると思いますけども、そのほかに、合併浄化槽以外にも何かそういう懸案事項があるのかないのか、できれば市長のほうにお答えをいただきたいというふうに思います。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、市長のお答えの前に、私のほうから先ほどの合併浄化槽についての数字を申し上げます。

合併浄化槽につきましては、1,050人槽でございます。そして、浄化槽の保守点検委託料としまして、年間373万3,566円かかっております。また、そのほかに浄化槽の法定点検ということで、1万9,000円の費用がかかっており

ます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、懸案事項につきまして、私のほうから、ただいま様々な懸案事項をやっぱり考えられておりますので、ただいまそれを調査中でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 本当にこの施設が先の先まで利活用ができるように、私はそのシェルパさんの四季の里における貢献度は、シェルパさんに対しては大変なものがあったと。何かよみがえらせてくれたなというふうに、今、思っているところです。ぜひシェルパさんに手を挙げていただいて、この先もしっかりとした運営に当たっていただければと私の勝手なお願いですけども、気持ちですけども、よろしく願いをしまして、そのことを申し添えて、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時41分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。質問の前に、今月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、合併前の市町村の時代から、それぞれの地域の発展のために頑張っていたことに敬意と感謝を申し上げます。

今後もこれまでの行政経験を生かして、菊池市発展のために、さらにご尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、国道387号、古川伊倉線、立石野間口線、北宮1号線の整備の状況についてお尋ねをいたします。

国道387号については、これまでに重味地区篠倉集落部分の改良も完了しておりますが、その後も豊間地区戸豊水の交差点から菊池北中学校までの整備の要望を一般質問等で続けております。これまで地元県議とともに、県・市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をいただいていると思われませんが、いずれにしましても、国道ですので、市としては国・県に対しての要望となります。

私も令和元年5月に地元区長、関係者の方々と地元県議への要望活動を行っております。その後、県議のご尽力によって、令和3年10月に事業説明会が行われましたが、当初の計画は曲線部の是正を目的とした改良でしたので、私としては、急カーブの是正はもちろんですが、歩道の設置を目的とした改良が必要不可欠でありますので、改めて県北広域本部に歩道の必要性を要望させていただきました。県としても歩道の必要性を十分理解され、令和4年12月に改めて歩道を含めた設計の見直しの事業説明会が行われております。市としても、県との連携、要望となりますが、現在の状況をお示してください。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千豊河原への観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。現在の状況と今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道北宮1号線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、これまで何度も質問、要望させていただいておりますが、特に市道沿いに宅地造成工事が行われておりましたので、造成に伴う工事によって、原状復旧では継ぎはぎだらけの市道になると思われましたので、開発業者との連携を取って整備をしていただくように要望いたしました。おかげさまで、拡幅した部分につきましては、執行部のご理解によって、市道と一体化した道路整備ができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。しかしながら、地元北宮区、隣接する菊池みゆきこども園より提出されております宅地造成工事箇所までの畑と納骨堂入り口部分は従前のままであり、幅員も狭く、通行に支障が出ている

状況であります。特に近隣保育園の駐車場整備によって、保護者の送迎に伴う園児の乗降場所として利用もされており、園児の安全を確保するためにも早急な対応が必要ですが、用地交渉を含めた現在の状況をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、国道387号の豊間地区道路改良事業につきまして、管理者である県のほうに確認したところ、曲線部の是正及び歩道設置を含めた約900メートルの改良を行っていくと伺っております。

昨年12月に地元説明会を開催されておりました、引き続き測量や用地交渉を行っていくということでございます。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。今年度は、橋りょうの下部工を発注し、現在施工を行っております。

今後は、橋りょうの上部工及び道路改良工事を行い、早期の完了を目指してまいります。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事及び一部拡幅工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法などについて同意が得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。

全体延長約730メートルに対し、本年度までに約310メートルが完了し、残り約420メートルとなっております。今後につきましても、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

最後に、北宮1号線につきましては、近隣保育園の送迎に伴う園児の安全を確保するため、市道北原北宮線から駐車場までの狭窄区間について、今年度は測量設計業務を行いました。

測量成果品を基に、地元区長及び関係者との現地立会いを終え、現在、土地鑑定業務を発注しております。

今後につきましては、不動産鑑定の結果を基に用地交渉を進め、早期の完了を目指してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ……（聞き取れず）しましても、市民にとっては大切な道路ばかりでございます。特に北宮1号線については、園児の安全確保のためにも早急に対応していただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、移動販売についてお尋ねをいたします。

移動販売につきましては、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や高齢者の見守りなど、大変重要な役割があることを市としても認識いただくために、これまで何度も拡充を含め質問、要望を続けてまいりましたが、令和4年6月29日の議会審議会において、菊池市第三セクター連絡協議会運行の移動販売車「きく丸号」が唐突に7月末で終了すると報告がありました。私は報告に対して、買物弱者を切り捨てることになると、執行部に対して到底納得できないと強く反発をいたしました。

その後も再開・拡充を含め、要望を続けておりますが、地元区長様、民生委員の方々の要望活動、JA菊池のご協力によって、移動購買車「きくちのまんまGO」による運行が令和4年10月22日に再開しております。

私も再開後も地元龍門地区も含め同行して現地調査を行っておりますが、改めて移動販売の必要性を再認識させていただいております。今回は特に拡充についてのお尋ねですが、令和4年第4回定例会において、民生委員・児童委員の方々との意見交換会での意見として、これまでの第三セクター連絡協議会のときは全域運行をしておりましたので、再度、全域を回ってほしいとの要望があったことを報告いたしました。私からもそのときの質問で、公平性も含め全域の再開を要望しておりましたが、今定例会では全域の予算は計上されていないようであります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、移動販売の現状と今後の拡充の考えをお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの木下議員のご質問にお答えします。

移動販売につきましては、昨年10月より運行をスタートしておりますが、今年1月までの実績を見ますと、利用者数及び売上額は、スタート当時とほぼ横ばいで推移しているところでございます。

今後の移動販売の拡充につきましては、現在、実施しております第9期高齢者保健福祉計画のためのニーズ調査結果等を踏まえて、実施事業者でありますJA菊池さんと協議しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私の情報では、これまで第三セクターで使っていた「きく丸号」をJAのほうで購入されたという情報が入っております。そういうことであれば、あそこはもう車両センターなんかもお持ちでございますので、そういうのを活用すれば、拡充についての対応能力があるんじゃないかということで、ちょっと期待しているところでございますので、いずれにしても、拡充ができるように努力をお願いしたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への環境整備基金を活用した対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、長い間、産廃問題に苦しみ、取り組んでこられた水迫地区の方々に対して、環境整備基金の運用も含めて、活性化策の要望を続けておりましたが、これまでは具体的に活用はされておりました。

今回、確認を含め質問をいたしますが、私はこれまでの苦労に対して、ぜひ水迫地区の要望を具体的に出していただいて、地域の活性化策に使ってほしいとお願いをしておりました。ようやく昨年、水迫地区区長会より具体的な要望が提出されております。いずれにしましても、環境整備基金は現在約1億1,900万円で、限られた財源でありますので、予算配分も大変だと思いますが、現状と今後の取組をお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

九つの行政区で構成されております水迫地区のうち、4行政区の要望が水迫地区区長様から出されております。

要望の内容としましては、永山区と杉生区における市道整備、伊野区と木護区の用水路整備でございます。

この四つの行政区の要望につきましては、区長をはじめ地元関係者の皆様と現地立会いを行いまして、整備に必要な概算費用を算出しております。

今後につきましては、水迫地区へ概算費用の報告をするとともに、必要に応じて水迫地区の関係者の皆様へ、要望に対する概算費用や整備内容の説明・協議を行いながら、条例に基づいた活用を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

現在は4地区からの要望ということでございますが、水迫地区は9地区がございます。使途目的の中にもありますように、九州産廃の周辺地域の活性化に使うということが目的でございますので、今後はしっかり地元の意見を聞いて、ほかの地区の要望も出していただいて、均等に、また公平性をもって活用をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、市営住宅の指定管理者の管理状況についてお尋ねをいたします。

菊池市は、市営住宅入居者へのサービス向上と経費削減を目的に、令和4年度から菊池市営住宅の管理と民間業者への委託をしました。

私は、市営住宅の指定管理については、これまでの市の水道局の指定管理を福岡の業者に5年間で約2億5,700万円、菊池市文化会館等を熊本市内の業者に5年間で約1億8,900万円で委託しており、市営住宅まで出資比率が市外が90%、市内が10%に、5年間で約4億円で委託されることに、地場産業育成の観点からも反対の立場で討論をいたしました。

市は民間業者のノウハウを活用することで、緊急時の迅速な対応や単身高齢者への見守りなど、今後、ますます多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が期待されるとして導入したもので、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。私としては確認を含め導入後の質問を考えておりましたところ、昨年12月に市営住宅に入居されている方から連絡があり、水道のトラブルが発生したが、指定管理者が休日のため対応できないので、どうかしてほしいとの連絡がありました。

先ほど民間業者への指定管理の目的で申し上げましたように、民間事業者のノウハウと、特に緊急時の迅速な対応が一番ですので、私にまで市民から連絡があったことに不安を感じ、今回の質問となったのであります。

市が指定業者を選定するに当たっては、厳しい選定基準があったと思われます。市としては、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているとして決定されたと思いますが、今回のトラブルのような民間のノウハウが生かされていない対応に、今後の対応を含め、管理の基準が適切に行われているか、大変心配であり、これでは指定管理にした意味がありません。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回のトラブルの対応と、これまでに入居者からの苦情がなかったのか、現在の指定管理者の管理状況と、市としての監視の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、管理状況について申し上げたいと思いますが、本市営住宅の指定管理は今年度4月1日から運用を開始しております。現在の勤務体制につきましては、職員3名体制で、就業時間につきましては、午前8時30分から午後5時30分までとなっており、市役所都市整備課内で管理運営を行っております。

排水のトラブルについてでございますが、こちらについては経緯をご説明申し上げたいと思います。

昨年12月18日の日曜日に当該入居者様から市役所当直室に、流し台の排水から逆流してくる旨の電話がありました。これにつきましては、市役所当直室から市営住宅管理センターへ当該事案を伝えまして、市営住宅管理センターから水道事業者へ対応の依頼がなされました。水道事業者からは入居者様に対し、排水管の洗管が必要ですが、休日であったため、洗管事業者の手配ができないことを説明し、入居者様のご都合に合わせ、翌日の月曜日に洗管作業を行ったものであります。

この件につきましては、市から市営住宅管理センターに対し、できる限り即日の対応をすべき事案であった旨を指導いたしたところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長のほうから答弁いただきましたけど、本来であれば、私もちょっと借家的なことをやっておりますので、対応のノウハウは知っているつもりですけれども、本来であれば、その守衛室なんかに連絡しなくても、もう直接指定業者のほうにきちんと連絡が行くような体制を取っていくのが、指定管理になったメリットであると思います。今後はやっぱりその職員の方々の24時間体制でやるということが基本で契約をされておりますので、そういうことについては、あと4年間近くありますので、しっかり緊張感を持っていただきたいと思います。

市長のほうに、指定管理をされたことも含めて、今後、こういうことがないようにしなければいけないと思いますので、市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

去年の4月から新しい体制を取ったわけでありまして。今回の件については、該当

する市営住宅の入居者の市民の方に対しましては、大変ご迷惑をおかけしたというふうに思います。今回の事案から学ぶべきところをきちんと学んで、反省をきちんとやって、改善につなげていきたいというふうに思っております。民営サービス化してよかったと言われるような成果にきちんとつなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 いずれにしても、指定管理になったことによって、サービスがよくなるように指定管理になったと思いますので、今後も緊張感を持ってやっていただきたいと思います。

この件につきましては、まだ期間もございますので、市民の方々からもいろんな意見を聞きながら、チェックを続けていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しについてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において施設マネジメント課より資料が示されました。私はそのときに各支館の地域移管等については、執行部に対して、市民への対応について指摘をさせていただきました。その後も一般質問等で廃止となっている重味グラウンド、地域移管の計画の迫間支館について、指摘、要望を続けておりますが、市のこれまでの答弁では、現状の個別計画は、施設本来の用途を基準に将来の方向性を示したものであり、避難所などの別用途として利用をしている公共施設の個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら合意形成を図っていききたいと答えておられます。

今年1月の私の地元の初寄りにおいて、迫間支館に関する重要なお知らせが配布されました。地域移管のほかには廃止しか選択できないようになっており、地域移管の場合は1世帯当たり年間2,400円程度が必要で、地域移管の場合、老朽化等に伴う施設改修、不要の場合の解体撤去の工事費は全て地域で負担することとなりますと示されています。

また、1月26日にきくちふるさと水源交流館及び水源支館の管理についての座談会が開催されました。きくちふるさと水源交流館は民間移管、水源支館は地域移管の計画となっており、所管が違いますので、それぞれの説明がございましたが、水源支館は迫間支館と同じように廃止か、地域移管しか選択できないとの報告であ

り、水源地区は迫間地区より人口が少ないので、1世帯当たりの負担はさらに高く
て、4,500円程度になりますとのことでありました。

水源交流館については、地域は民間移管に反対であり、これまでのように継続的
な支援の要望の意見も出ておりました。私も交流館のこれまでの実績を見てきた者
として、継続がふさわしいと考えます。

私は、これまで菊池市公共施設総合管理計画については、一貫して市民の命を守
るとを最優先に考え、見直しを含め要望を続けてまいりました。特に避難所に指定
されている各支館、ドクターヘリの発着場等の継続の必要性を申し上げてまいりま
した。

先日の荒木議員の質問でも指摘されましたが、税金は市民のために使うものであ
ります。市民の痛みの前に、議会としては議員定数削減の取組、市は各種イベント
企画の見直しによる経費削減を図る必要があります。

市はこれまで合意形成を図っていくと言われておりますが、そもそも合意形成と
は、意見を一方的に押しつけるものではなく、異なる意見を持つ者同士で意見の一
致を図ることであり、行政に決定権はないと私は考えます。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、現在の市民への説明、回答が押しつけに
なっていないか、また、避難所等については見直しの考えがあるか、お示しをいた
だきたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、公共施設の見直し方針に関する木下議員の質問にお答え
いたします。

まず、今、議題になっておりますのは個別施設計画における行政からの案でござ
いますけども、これは住民の皆様視点と、それから行政の視点というのは、おの
ずから違うわけであります。根っこにあるのは、市民の皆様のためにということの
視点は、これはもう揺るがないわけでありますけども、この視点でいきますと、現
在の市民の皆様の利便性、それから次世代の市民の皆さんの負担、こうしたもろも
ろのことを短期、長期、それぞれの視点から議論をしていく必要がございます。そ
のために議論の一つの起点として、たたき台としてお示ししているのが今の個別施
設計画に基づくそれぞれの行政の提案であります。これはあくまでたたき台であ
りますから、これを一つの基軸として、いろんな意見を交換させていくということが
私どもの考えでございますので、お仕着せにすることはあり得ませんし、これを一
つの起点として、十分に意見交換をして合意形成を図っていきたくと、こういう考
えでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長のほうは、あくまでもたたき台という形でおっしゃいますけれども、先ほど私のほうで申し上げたように、このチラシにはもう完全に先ほど言ったように地域移管か廃止しかない。もう選択権はこの二つしかないように書いてあります。ですから、やはり地域の方々は、今、区費の1,000円を上げるのに大変苦労しているような地域ばかりでございますので、2,400円とか、4,500円とか、その支館のために負担するゆとりは絶対ございません。

しかしながら、熊本地震を経験した菊池市にとって、避難所を廃止にするなんて私には考えられません。やはり本当に地域の方々にとって必要なものは絶対に行政の力で残していくのが私は政治だと思います。

江頭市長も40年近くほかの地域にいらっしゃいましたから、この菊池市のいろんな長い歴史とか、その地域のことはあまりご存じじゃないと思います。私も市会議員になってもう25年以上たちますので、やはり疲弊してるところは疲弊している部分がございますが、現状のままきちんと維持している、さらに発展しているような地域もたくさんあります。そういうのを守るためにも、ベースとして、やっぱり市民の命を守る避難所は絶対残しておかなければなりません。明日地震が起こるかもしれない。そういう状況を考えれば、そして、何よりもこういう負担ができるような財政の基盤を市がどんどんやればいいじゃないですか。もっともっと費用対効果のある事業をやって、今度のTSMCも大きなチャンスだと思います。そのことによって、年間五つの支館、500万円ですよ。そのくらいの経費をずっと維持していくようなやっぱり行政の力が必要だと思います。それには、先ほど申し上げたように、議会もやっぱり定数削減とか、経費削減とか、いろんなことで協力はしていきたいと思います。

いずれにしても、やっぱりある面では田舎の中山間地を切り捨てるような行政には、私は今後も絶対反対していきますし、やっぱり声なき声を届けていくのが私たち地域の代弁者の仕事だと思っておりますので、ご理解をいただきながら、また今後もこの要望については続けていきたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地元区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで地元説明会が何度も開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

先日は2月17日、市役所において、開発業者としては工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で、説明会が開催されました。開発業者側の提案と、地域住民からの排水の問題、これまで業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

今後は、地域住民としては、国に対して設置の認定の確認等も含め要望活動をしたいので、市に対して国の所管である経済産業省への直接面談ができるように対応の要望がありました。

これまでも市としても環境基本条例に基づき仲介役として取り組んでいただいておりますが、今後も市民が納得して不安の解消につながるように対応を希望いたしますが、先日の説明会での要望も含め、今後の考えをお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先月2月17日に開発事業者主催による関係地域住民の皆様への説明会が開催されましたので、市も同席いたしております。

説明会では、開発事業者より、事業計画地における雨水排水対策や追尾型太陽光発電設備に関する事など、これまで双方間において継続協議が行われております事項について、説明と質疑応答がなされましたが、協議が調うまでには至っていない状況でございます。

また、出席された住民の方々より、国による開発事業者に対するFIT認定の件などについて、国から直接関係地域住民への説明を求める要望がありましたので、市から国に対しまして、現状報告と合わせましてお伝えしているところでございます。

今後におきましては、国からの回答を含めた対応状況につきまして、市から関係地域住民の皆様へご報告を申し上げたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 いずれにしましても、結果的には物別れ状態でございます。なかなか地域住民の方と業者の方の信頼関係が構築されていないというふうな

状況でございます。

今、部長のほうから答弁がありました、もう地元としても経産省のほうに直接行ってでもいろんな確認をしたいと。そういう要望もございますので、仲介役としての役目を果たしていただいて、市民に寄り添っていただきたいと思います。

長年、こういう形でなかなか地域住民の不安の解消になっておりませんが、市長として一生懸命取り組んでいただいております状況ではございますが、市長として、今後の考えも含めて答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、太陽光問題に対する私の考えを述べさせていただきます。

これまでもう何度もお伝えしているところではございますけども、これまでの協議等を通じまして、地域住民の皆様が大変大きな不安を感じていらっしゃるということは私も感じているところでございます。

先ほど、市民環境部長が答弁しましたとおり、先月開催されました開発事業者主催による関係地域住民の皆様への説明会におきましては、これまで継続して話し合われてこられた事項に関しまして、残念ながら、双方の考えに隔たりがあり、協議が調うまでに至っていない状況でございます。

市としましては、これまで環境基本条例に基づき、関係地域住民の皆様と開発事業者双方における協議について、市が仲介役となりまして、粘り強く市として成し得る最大限の努力を行ってきているところでございます。

事態の解決に向けまして、今後も引き続きこの立場で全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長の力強い答弁をいただきまして、市民の方々も大きな期待をしていると思います。市民の命を守ることが一番であります。法律的なもので認定を受けているかもしれませんが、私はやはり何かあったときの不安を解消してあげることが一番だと思いますし、それはもう行政の務めだと思っております。

今後も私はもうその対象者になっている市民の立場になって、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

それでは次に、竜門ダムの水のTSMC、ソニー等、半導体関連事業への活用に関する県との連携についてお尋ねをいたします。

皆様もびっくりされたと思いますが、今年の元日の熊日新聞に「竜門ダム未利用水活用」の見出しで大きく掲載されておりました。県が地下水保全の観点から、TSMCが菊陽町に建設中の新工場向けに竜門ダムの未利用水を活用する検討に入った等のことであり、ソニーグループが合志市で建設を検討中の新工場も対象とする方針で、県は当初予算に調査費に5,200万円を充てるとのことでありました。

まだ動き始めたばかりであります。市としても地元自治体としての今後の対応が大切だと思われませんが、これまでにどのような連絡が県からあっているのか、市として今後の取組をどのように考えておられるのか、市長のほうにお尋ねをしたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 半導体工場向けに竜門ダムの未利用水の活用をするという件でありますけども、まず、どういうふうな連絡があったのかということでございますけども、私のほうには、昨年12月28日、これは御用納めの日でありますけど、そのもう手じまいをするぎりぎりの夕方に県の企業局より電話がありまして、その際には、元日の新聞に竜門ダムの件が載るかもしれませんと。工業用水の話でありますという、いわば頭出しの連絡がございました。

内容については、そこでお話されませんで、新聞がもし出れば見てくださいということございまして、実際に元日の新聞で工業用水の未利用分について、今、既存の水管を使って考えているということをも元旦の新聞で知ったわけであります。

その後、1月19日に、私は菊池台地用水土地改良区の理事長も仰せつかっておりますけども、その私のほうに、県の企業局より来庁されまして、概要について説明を受けております。その時点では、まだこれは調査をしている段階である。その途中の状況が新聞に出たのだということで、引き続き調査を継続しているというお話がございました。

その後、県の企業局のほうから、関係する自治体には同様の説明をなさったというふう聞いておりますし、直接関係のあります菊池台地用水土地改良区の理事会において、その後、同じような説明をなさって、今、まだ調査の途中の段階であると、こういう説明にとどまっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長の答弁では、まだ調査中であるということですが、県のほうもやはりもうちゃんと調査費をつけて、水の管理については企業

局ですから、県の所管だと思います。それと国の国家事業としてT SMCが誘致されていることも含めて、やはりやる気があって、こういった形で本格的に始動したと思います。

私としては、これまでもう竜門ダムの森林整備とか、そういうのについても、昨年の12月は森林環境譲与税を活用して林道とか森林整備をやってほしいと、そういう要望をしました。

竜門ダムについては、ダム交付金がございまして、それも今現在は一般財源という形で入っておりますので、正直な話、龍門地域の活性化には直接は使われておりません。

今回、やはりこれまでの竜門ダムに対する水没者を含めた関係の方々のご尽力によって、あのダムもできておりますので、この水をこういった形で使っていただくということであれば、基本は農業用水ですから、それが基本でございますが、それに工業用水としてまた活用するということでございますので、地元の自治体としては、やはりしっかりとある面ではスピード感を持って、やっぱりその周辺の理解をしていただくような状況をつくり上げて、また関係するほかの自治体、また漁協とか土地改良区とも連携を取っていただきたいと思います。

これは私のほうの提案ですけど、竜門ダムの水源池を守り続けていくためには、やっぱり豊かな森林を育む水源涵養機能を維持するために、やはり資金も要りますし、また、いろんな活用する方法も必要だと思います。ですから、竜門ダムを応援していただくパートナー協定みたいなものをつくって、やっぱり最終的には龍門地域の活性化に結びつくように取り組んでいただきたいと思います。

私も、ちょうど竜門ダムでは、今、水没者の写真展といいますか、ちょうど供用開始から20年たっておりますので、その写真展が執り行われております。私も何度も見に行きましたけど、先般、合志市の青木照美さんという方が、平成26年にやっぱり合志市が水が足りなかったのが、竜門ダムの水のおかげで非常に感謝をしているということで、合志市の議会で竜門ダムに感謝する日の制定ということで提案をされております。その関係から、先般、青木さんのほうにも、その写真展を見に来ていただいて、理解をしていただくようお願いをしたところでございます。

市長は、今後はもう合志市長、また、菊陽町の吉本町長のほうにもいろんなアプローチをしていただいて、しっかりと最終的には龍門地域の活性化、そしてまた、菊池市の活性化に結びつくように、トップセールスをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 以上で、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

日程第2 議案第26号及び議案第27号 一括上程・説明・委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第26号及び議案第27号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第26号は、健康保険法施行令の一部改正に伴う、菊池市国民健康保険条例の一部改正でございます。

次に、議案第27号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算の総額に2,206万4,000円を追加するものでございまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、及び、園児の事故防止のための送迎バス安全装置整備事業補助金によるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、こんにちは。それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第26号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するもので、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。

施行令の改正が本年2月1日であったため、追加議案として提出するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第27号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、6ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2,206万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ273億8,806万4,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、及び、園児の事故防止のための送迎バス安全装置整備事業補助金でございます。

いずれも国や県からの全額補助となっておりますので、市の持ち出しはございません。

それでは、まず歳入について、事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫補助金17万5,000円の増額は、保育対策総合支援事業費補助金でございます。

2 枠目の目3 民生費県補助金2,188万9,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付費補助金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

目1 児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業2,188万9,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費でございます。1世帯当たり2万円の給付費となっております、財源は全額県費でございます。

同じく、目5 児童福祉施設費の送迎バス安全装置整備事業17万5,000円の増額は、保育所の送迎バスにブザーやセンサー等の安全装置を設置するための補助金でございます、財源は全額国費でございます。

また、追加議案となった要因につきましては、国・県の動向に合わせ、緊急に実施する必要がございますので、補正予算の追加をお願いするものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、昨日の県議会において予算が成立したものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第27号、一般会計の補正予算について、お尋ねをいたします。

主要施策の事業の4ページになりますけども、子どものこの園児の送迎バスのブザー設置17万5,000円、これについては、静岡と福岡で痛ましい事故があって、保育園が気づかなくて園児の方が亡くなったと、非常に悲しい事件があります

けども、17万5,000円をつけるために、国の歳出ば待つかなんだと。すぐにでもつけてやればよかったじゃないですか。わざわざ国が出すのば待ってつけるよりも、申請があってすぐつけばよかったと思うんですけど、申請はいつあったんですか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

保育園からの申請は、現在は上がっていないところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 こういうやつは、私はもう国費とか待つ前に、こういう事件が起きたときに、考えられるのはすぐ対応できたんじゃないかなというふうに考えるわけです。だから、今後はやっぱり国を待ってとかじゃなくて、大きい事業はそう分かりますけど、こういう10万というのは、確かに17万というのは血税ですから、このぐらいと言ったら失礼ですけども、金額が少ないなら、早急に対応すべきだというふうに思います。国費を待ってというよりも、市の独自財源です。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第26号は、福祉厚生常任委員会に、議案第27号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、3月17日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時38分

第 7 号

3 月 7 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

第1 議案第16号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）の訂正の件
について

議案第22号 令和5年度菊池市下水道事業会計予算の訂正の件について
説明・採決



本日の会議に付した事件

日程第1 議案第16号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）の訂正
の件について

議案第22号 令和5年度菊池市下水道事業会計予算の訂正の件について
説明・採決



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎

17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	後藤	啓太郎
総務部長	上田	敏雄
市民環境部長	三池	克徳
健康福祉部長	本田	和佳子
経済部長	清水	登
建設部長	山田	哲二
七城支所長	久川	知己
旭志支所長	竹村	秀一
泗水支所長	安武	邦男
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田	智浩
市長公室長	中川	敬三
教育長	音光寺	以章
教育部長	村田	義喜
水道局長	宇野木	洋一
監査委員事務局長	高木	智生

事務局職員出席者

事務局長	前川	幸輝
事務局課長	松原	憲一
議会係課長補佐	笹本	聖一
議会係	吉岡	結加里
議会係	志水	利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第16号及び議案第22号の訂正 説明・採決

○水上隆光 議長 日程第1、議案第16号、令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第5号)及び議案第22号、令和5年度菊池市下水道事業会計予算の訂正の件についてを一括議題とします。

この件について、会議規則第157条の規定に基づき、資料の配付を許可しております。

執行部の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和5年第1回定例会開催中の大変お忙しい中にお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回お願いいたしますのは、去る2月17日に提出いたしました、議案第16号、令和4年度下水道事業会計補正予算及び議案第22号、令和5年度下水道事業会計予算におきまして、表記に誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

(全員起立)

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

(全員低頭)

(市長以外、着座)

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、議案の訂正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案書その2の議案第16号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第5号）の195ページ、及び、別冊で製本しております議案第22号、令和5年度下水道事業会計予算の14ページ、並びに、配付しております正誤表をご覧くださいませうようお願いいたします。

訂正いたします箇所は、正誤表の上段の表、議案第16号におきましては、195ページ、令和4年度菊池市下水道事業予定貸借対照表の7剰余金、（1）資本剰余金の内訳でございまして、正しくは、イが受贈財産評価額、ロが国庫（県）補助金でございます。

次に、正誤表の下段の表、議案第22号におきましては、14ページ、令和4年度菊池市下水道事業予定貸借対照表の同じく7剰余金、（1）資本剰余金の内訳の金額でございまして、正しくは、イの受贈財産評価額が2,692万8,000円、ロの国庫（県）補助金が2億7,532万3,000円でございます。

今回、このような記載の誤りが起きました理由につきましては、下水道事業会計の財務管理システムから貸借対照表を出力するに当たっては、公営企業会計になる以前の「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「地域生活排水処理事業」、「農業集落排水事業」の各事業ごとの貸借対照表しか出力されないため、その合計値を別のエクセルシートに手作業で転記する際に、誤入力をしたものでございます。

いずれにおきましても、私どもの確認・検証が不足していたことが原因でございますので、今後、さらなるチェック体制を徹底してまいりたいと思います。

ここに、深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

（全員着座にて低頭）

以上、議案の訂正についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号、令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第22号、令和5年度菊池市下水道事業会計予算の訂正について、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第22号の訂正については、承認することに決定しました。

ここで、議長より執行部に申し上げます。

議案等の提出に際しては、細心の注意を払うとともに、さらなるチェック機能の強化を求めます。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時06分

第 8 号

3 月 1 7 日

令和5年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第8号

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 議案第28号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第1号 菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第29号 菊池市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について
- 第6 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 決議案第1号 牛乳消費拡大に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第28号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議員提出議案第1号 菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 議案第29号 菊池市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について
- 日程第6 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 決議案第1号 牛乳消費拡大に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1番	本藤	潔
2番	安武	睦夫
3番	稲継	智康
4番	古田	浩敏
5番	島	春代
6番	大山	宝治
7番	田中	教之
8番	福島	英徳
9番	緒方	哲郎
10番	後藤	英夫
11番	平	直樹
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	後藤	啓太郎
総務部長	上田	敏雄

市民環境部長	三池克徳
健康福祉部長	本田和佳子
経済部長	清水登
建設部長	山田哲二
七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	安武邦男
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	中川敬三
教育長	音光寺以章
教育部長	村田義喜
農業委員会事務局長	吉田武
水道局長	宇野木洋一
監査委員事務局長	高木智生



事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係課長補佐	笹本聖一
議会係	吉岡結加里
議会係	志水利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時02分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 各常任委員長報告(報告書は、巻末309～329頁参照)・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る2月22日及び3月1日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第2号から議案第27号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。
ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。
まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案5件、議決案1件の6案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第2号及び議案第3号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第2号は、現在、菊池市総合計画策定審議会、菊池市総合計画外部評価委員会、菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の三つの審議会を設置しているが、昨年策定した第3次菊池市総合計画において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的かつ重点的な計画として位置づけたことから、効率的な審議や施策の効果的な推進につなげるため、これら三つの審議会を整理・統合し、新たな二つの審議会を設置するに当たり、条例制定を行うもの、また、議案第3号は議案第2号の条例制定に伴い、文言の追加及び整理を行うため、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、議会として政策・施策の実現等を見ていくには、総合計画という最上位計画を基に判断していくものだと思う。今まで総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略は違う委員が評価されていて、それが同じ審議会になり意見が一つになってしまうと、双方の計画が正しい方向に行くのか疑問に思うがどうかとの質疑に対し、

執行部より、効率的、効果的な審議につながるよう十分検討し、策定・評価いただく委員を選定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第4号については、執行部より、本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、情報通信技術の活用によって、行政の簡素化や利便性が向上するという点ではよいと思うが、簡素化ということをお口に窓口での相談業務などが、今後、廃止や縮小されることはないか。また、紙による手続が後退して、デジタルによる手続を利用したくてもできない人への対策はどうかとの質疑に対し、執行部より、今回の条例施行において、縮小する業務等はないと思っている。また、今回の改正は、行政手続等をデジタルで行うことができるようにするもので、従来の紙での申請等を廃止するものではない。今後も紙の手続と併せて、デジタル化を推進していくものであるとの答弁がありました。

また、委員から、デジタル化推進によって、簡単に業務ができるようになると、職員の質の低下が心配される。デジタルばかりに頼ることなく、アナログを知った上でのデジタル推進をするようにしっかり研修会もしてほしいとの意見に対し、執行部より、各業務においては、それぞれ専門知識は必要と考えるので、各課において研修が必要と考えるとの答弁がありました。

次に、議案第5号については、執行部より、本案は、固定資産評価審査委員会の委員の定数を変更するために条例改正するもので、地方税法において委員の定数は3人以上と規定され、県内各市の委員定数は熊本市を含め3人が大勢を占めていること、また、これまでの審査委員会の運営状況からも3人の構成で実施可能と判断し、定数5人を3人に改正するものであると説明があり、質疑を行いました。

委員から、納税者からの不服の申立ては年間何件ぐらいあるのかとの質疑に対し、執行部より、平成27年度から、総務課で固定資産評価審査委員会の庶務をしており、平成28年度に1法人から土地と建物に関する申立てが、それと同年度に個人3人から土地に関する申立てがあっている。次は、令和3年度に1法人から土地と建物に関する申立てがあっているという状況で、基本的には評価替えが行われた後に、不服が出るケースが多いと考えるとの答弁がありました。

次に、議案第6号については、執行部より、本案は、固定資産評価審査委員会及び生活排水処理施設運営協議会の識見委員の報酬に関する規定の追加、並びに総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置に伴い、条例改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第23号については、執行部より、本案は、一部事務組合の共同処理

する事務を変更し、規約を変更するため、同文議決として上程するもので、規約の変更内容は、熊本県市町村総合事務組合規約に規定する交通災害事務から玉名市が脱退することによる規約の改正であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、脱退の理由はとの質疑に対し、執行部より、交通災害見舞金制度は、昭和40年代当時、任意保険加入者が少なく、被害者救済目的で制度が発足しているが、現在はほとんどが自動車任意保険に加入していることなどから、救済の必要性が以前より少なくなったこと及び交通事故件数も減少していることから、今回、脱退に至ったものとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第23号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第4号については、委員から、デジタル化による行政の効率化を口実に、行政サービスの入り口がないがしろにされ、オンライン化された行政手続などの利用は自己責任とされ、行政サービスは使える人が使えればよいということになりかねない。以上の理由から反対するといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第4号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案5件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第7号については、執行部より、本案は、菊池環境保全組合が令和5年3月31日で解散し、その事務を菊池広域連合が承継することに伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、業務内容や職員等はそのまま引き継ぐのかとの質疑に対し、執行部より、そのまま承継されるとの答弁がありました。

次に、議案第8号については、執行部より、本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が

あるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号については、執行部より、本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第10号については、執行部より、本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行並びに民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、安全計画を策定することが必要になり、事業者にとっては大変になると思う。安全計画を策定されたら、市に提出していただき確認するののかとの質疑に対し、執行部より、安全計画の策定については、改正が予定されていることを事業者に伝えている。策定された計画は市に提出していただき、年1回指導監査で各事業者を回っているの、安全計画に従って実施されているのか確認したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第26号については、執行部より、本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があると説明があり、質疑を行いました。

委員から、8万円上がることになるが、積算基準があってこの額になっているのかとの質疑に対し、執行部より、今回の改正については、全国的な基準で出産育児一時金の算定が行われている。現状の出産育児一時金では、負担が生じてしまう地域があることから、今回の改正となっているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第26号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告といたします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案2件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第24号については、執行部より、本案は、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の改正等に伴い、普通地方公共団体の事務の委託に関する規約を変更するに当たっては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がある

との説明があり、質疑を行いました。

委員から、国営造成施設とは、竜門ダムから引かれている施設と思うが、どの部分を指すのかとの質疑に対し、執行部からは、竜門ダムから引かれているパイプラインの本管部分と、その本管の送水を操作するための設備となるとの答弁がありました。

次に、議案第25号については、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第24号及び議案第25号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第11号から議案第22号及び議案第27号の13議案です。

2月22日、3月1日、7日及び14日に予算決算常任委員会を、3月2日、3日及び6日、7日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第11号については、そのほとんどが事業実績または見込額の見直しによる減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、安全対策費の防犯対策事業について、執行部より、負担金補助及び交付金118万6,000円の減額は、防犯灯LED化補助金の実績見込みによる減額であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今年度の申請があまりなかったということなのかとの質疑に対し、執行部より、72行政区から589基の要望があり、要望があった行政区に申請書等を送付したところ、実績見込みとして、63行政区、486基の申請があったため減額するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、防犯灯のLED化は、今、地域で大事な問題となっているの

で、予算があるのであれば、行政区に再度呼びかけて臨機応変に対応してLED化を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳経費の役務費については、執行部より、コンビニ交付の増加により、手数料10万5,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、コンビニ交付が増加し、手数料が増額になったということだが、増加した理由はとの質疑に対し、執行部より、マイナンバーカードの普及によるものだと考えられる。コンビニ交付の件数は、令和2年度1,802件、令和3年度3,795件、令和4年度1月末4,683件と増加しているとの答弁がありました。

次に、街路事業費の定住化促進事業費については、執行部より、大琳寺4号線の道路改良工事において、用地協議に不測の期間を要したため、本年度の工事請負費など1,820万2,000円を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現状の大琳寺4号線はどういった道路なのかとの質疑に対し、執行部より、かなり道路幅が狭く、一番狭いところで2メートルしかないことから、地元より拡幅の要望があっていた道路であり、市としても定住化を促進していきたいことから、整備を進めているものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、下水道は整備できているのかとの質疑に対し、執行部より、下水道は整備している地域であるとの答弁がありました。

次に、議案第15号については、資本的収入の負担金について、執行部より、給水装置工事申請の増加に伴う水道加入金の増など、691万7,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、水道新規加入金が当初予定額の倍近くに上がっているが、予想をはるかに上回るアパート等ができてきているのかとの質疑に対し、執行部より、TSMC関係なのか分からないが、アパート関係など、住宅に関する新規の申込みが物すごく増えており、結果的に予算の想定を上回る申込みがあったとの答弁がありました。

次に、議案第17号中、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費の子育て世帯移住支援事業について、委員から、補助対象は地域限定にしないと便利のいいところだけに使われる補助金にしかない。旭志地区の過疎債もあるので、ある程度地域限定をうたっていないと意味がなくなると思うがどう考えるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の制度は、TSMCの影響による人口の流入を期待するもので、TSMCに近い旭志や泗水への人口増が期待できると考えている。泗水地区においては、さらなる人口増の呼び水として、また、中山間地域においては、人口減少の歯止めを少しでもかけていくということで

地域指定はしていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、市としてどこに住宅地を持っていくのか明確にしていけないと、市の施策が見えない。もっと精査してほしいとの意見がありました。

次に、学校管理費の小学校増築事業について、委員から、菊之池小学校は、これまで何回も増設工事をやってきたかと思うが、今後の見込みとして、菊之池小校区辺りも人口が増えてきており、収容能力的にどうかと思うところもある。来年度の学級編制の見込みはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、入学等を含めた人口推移を確認しながら進めており、令和6年度に1クラスの不足が予想されるため、今回増築するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、菊之池小学校は増築が続いており、今もあの周辺は住宅の建築があっている。また、隈府小学校の児童は今560人ぐらいでかなり減っている。隈府小学校に近い子どもが菊之池小学校に通っている状況もあるので、今後は校区の問題も検討し、少しでも事業費を減らしていくことを考えてほしいとの意見がありました。

次に、体育施設費の斑蛇口湖ボート場管理費について、執行部より、負担金補助及び交付金72万4,000円の主なものは、斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金50万円である。なお、この管理費については、菊池川漁協との今後の協議により内容が変更となることもあるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、令和4年度で計上されていた災害復旧費297万8,000円は栈橋の修繕料だったと思うが、今回減額補正されていて、新年度予算には計上しないのかとの質疑に対し、執行部より、栈橋の修理については新年度予算には計上していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、栈橋の修理を認めたら、湖面利用を認めることになるからという漁協側の考えかとの質疑に対し、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員から、予算計上については、湖面利用の同意が取れなかったから、修繕料の予算は計上しない。でも、同意が取れていないのに、協定書の協力負担金を計上しているというのはアンバランスだと思うとの意見がありました。

次に、環境衛生総務費の地下水対策事業について、委員から、七城地区の水質検査は年に何回行っているのかとの質疑に対し、執行部より、全行政区38か所で検査を行っているのは年1回である。熊大の調査は、定点観測で最短で2週間に1度検査を行っているとの答弁がありました。

次に、塵芥処理施設費のエコヴィレッジ旭管理経費について、委員から、なぜ今のタイミングで解体撤去工事等を行うのかとの質疑に対し、執行部より、麓地区6

地区との覚書もあり、今後、解体後の跡地は災害ごみ仮置き場として活用し、管理棟については、文化財収蔵庫として活用することになっている。文化財を収蔵すると振動等で工事ができないので、今がよいタイミングだということで計画したとの答弁がありました。

次に、農業振興施設費の農業施設管理事業について、委員から、龍龍館に550万4,000円をかけるようだが、お金のかけ過ぎではないか。どんな内容かとの質疑に対し、執行部より、ホールと会議室等を仕切るシャッター工事に約57万5,000円。外壁が相当傷んでいるため、外壁塗装の塗り替え工事に374万円。電線に竹などが覆いかぶさって、これまで数回断線していることから、高圧電線の引込線を下の道路のほうから回してくるよう変更するため、現在の電線の撤去等に118万8,000円を要するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、シャッター工事をするとのことだが、シャッターがないと営業等に困るのかとの質疑に対し、執行部より、事業者は、ホールのほうしか借りられていないので、会議室をほかの団体が借りられる場合に支障があるため、シャッターを設置させていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第20号の菊池市介護保険事業の介護給付費準備基金積立金について、委員から、昨年度と比較して約3,600万円の増額になっているが、この基金の用途は何か。また、現在基金が幾らあり、基金の目標値はどれくらいで設定されているのかとの質疑に対し、執行部より、介護給付費準備基金積立金は、給付費が不足したときのために積み立てておくものである。基金は令和4年度末で約4億2,000万円となる見込みである。適正值として決まった額はないが、全体の事業費の10%程度で考えているとの答弁がありました。

議員間討議では、予算書の記載の仕方について、正規職員は給与のところに人数が記載されており、会計年度職員についても報酬に人数の記載をすべきと思うので、来年度予算書や今度の決算書には明記していただきたいとの意見や、今回、エコヴィレッジ旭の解体工事に2億1,000万円の合併特例債が使われている。過去にはこの合併特例債をめぐって、旧市町村間で相当もめて、ようやく落ち着いた事業であるが、平成29年に議会へ説明があってから説明されていない。その間に使われた事業もあり、執行部には議会への説明を求めるとの意見がありました。

また、議案第17号について、マイナンバーカードの申請手続等で職員が大変だったと思うが、マイナンバーカードの普及につながっていると思う。地籍調査にあと20年強かかるということで、市の活性化のためにも重要な課題であるので、推進について問題提起したい。歯周疾患検診をもっとスムーズに受けられるようになると、検診を受ける人が増え、医療費の抑制につながっていくと思う。コロナ禍の

対応について、職員は本当に大変な業務をされてきたと思うが、この経験を生かして、これから先、新たな感染症などが発生した場合、迅速に対応ができるように、体制を維持できる環境づくりをしていただきたい等の意見がありました。

また、エコヴィレッジ旭管理経費について、解体することに関しては反対ではなく、跡地利用について、地元地区の方との協議の結果、災害ごみ仮置き場、管理棟は文化財収蔵庫として利用すると決まっていることを否定するわけではない。地元地区との覚書に基づき、跡地利用の活用方法が決定されていることは十分理解した上で、TSMC等の進出に伴い、今後の企業進出や住宅開発等の話があった場合は、地元地区と協議を行い、同意が得られれば、柔軟に対応できるような体制を取ってほしい。跡地利用に柔軟性を持っていただきたいということを分科会として提言したい。その意見に同意するとの意見があり、福祉厚生分科会では、議員間討議の意見を踏まえ、次の提言がありました。

今後、エコヴィレッジ旭の跡地について、企業進出や住宅開発等の話があった場合に、再度地元住民の方と協議する機会を持って、地元住民の方から同意が得られた場合は、前向きに考えるような柔軟性を持っていただきたい。

続いて、議員間討議では、議案第17号について、TSMCの進出をにらんで、本市でも人口増を狙い、宅地開発等に取り組んでいくといった予算が出てきた。定住化促進事業と民間宅地開発支援事業にまたがるが、人が住みたい場所は、学校やスーパーが近くにあるなど、まず、皆さんが利便性を考えられる。民間宅地開支援事業は、もっと俯瞰した形で、具体的に、作業部会の中できちんと話し合っていたいただきたい等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、塵芥処理費のエコヴィレッジ旭の解体費のうち2億1,000万円については、合併特例債を充てるとのことだが、合併特例債についてどのような説明が執行部からあり、それに対してどのような質疑があったのかとの質疑があり、福祉厚生分科会長より、まず説明内容は、歳入については、清掃債2億1,000万円は合併特例事業債でエコヴィレッジ旭の解体工事に伴う起債であるとの説明があった。歳出については、塵芥処理施設費のエコヴィレッジ旭管理経費は本年度予算額3億8,328万7,000円で、財源内訳の地方債2億1,000万円は合併特例事業債となっているなどとの説明があった。次に、それに対して質疑は、委員より、エコヴィレッジ旭の解体について、合併特例債を使うということだが、合併特例債の使用期限が迫っているからなのかとの質疑があり、執行部より、合併特例

債については、令和5年度、令和6年度、あと2か年となっている。ただ、合併特例債を使うために解体するものではないとの答弁があったとの答弁がありました。

また、委員より、合併特例債は新市建設計画に載っていないと起債ができないが、新市建設計画のどこに解体費の内容が載っているのかとの質疑があり、福祉厚生分科会長より、分科会の中ではそのような質疑はあっていないとの答弁がありました。

さらに、委員より、新市建設計画を確認する中では、一般廃棄物最終処分場を新たに建設するというのはあったが、解体という部分が載っていない。これは大事な案件なので、執行部から説明を聞きたいとの意見がありました。

執行部より発言の申出があり、エコヴィレッジ旭の解体について、合併特例債が使えるかということについては、新市建設計画の54ページ、56ページに一般廃棄物最終処分場建設事業のことが載っている。ただ、今回の事業については直接の処分場建設工事ではなく、環境保全組合に統合されたということで、結果的に新工場は環境保全組合で建設いただいた。それに伴って、エコヴィレッジ旭の解体が必要となったため、新市建設計画の該当ページを県に示して確認したところ、今回は合併特例債の対象事業として適当であるという回答がっており、予算として計上しているとの説明がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第11号から議案第16号、議案第21号、議案第22号及び議案第27号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第17号については、委員より、今年度予算は、41年ぶりと言われる物価高騰に苦しむ市民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すための予算の内容とはなっていない。具体的な指摘としては、国のデジタル改革の下に、行政のデジタル化が急速に進められ、マイナンバー制度の拡大とも併せて、多額の税金が投入されていること。また、部落解放同盟への補助金の支出について、同団体の収入と支出に占める補助金の割合を見ても、適切な額であるとは言えないといった反対討論があり、また、委員より、斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金50万円についてであるが、漁協との協定に関し、市の度重なる不祥事により、これまで漁協に対して全く協議を行っていなかったことが、昨年11月に発覚した。それにより現在、湖面が使用できなくなっている。いまだに次の契約が見込めない中で、50万円を認めるのは、予算としては不適切だと思う。もし、4月1日までに協定書の再更新がなされないときは、この予算を認めれば、議会も責任を負うものと考えるといった反対討論がありました。

次に、議案第18号については、委員より、国保税の負担が市民の暮らしの実態に照らして高過ぎる。一般会計からの法定外の繰入れも行って、払える保険料へと

引き下げるべきであるといった反対討論がありました。

次に、議案第19号については、委員より、本制度は、年齢で高齢者を差別し、給付の抑制や、本人負担を増やす問題のある制度であるといった反対討論がありました。

次に、議案第20号については、委員より、第8期の保険料においては引下げが行われて、令和5年度も同水準での保険料となっているが、物価高騰と年金の引下げなど、高齢者の暮らしの実態に照らせば、さらなる軽減が求められる。基金を活用して、保険料の負担軽減を図っていくべきであるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第17号から議案第20号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号から議案第27号までの26案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第4号、議案第17号から議案第20号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第4号、菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

行政にデジタル化を生かすことで、行政手続の迅速化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、今回の条例改正は、自治体に及ぼす影響があり、住民サービスがさらに低下しかねない問題があることを指摘します。

1点目は、対面サービスの後退につながるという問題です。

委員会質疑の答弁では、相談業務の廃止・縮小は現時点ではないとの答弁でしたが、全国では、デジタル化を口実に、窓口の減少、紙手続の取りやめ、対面サービスを後退させる事例が相次いでいます。

2点目は、減免や免除といった自治体独自の施策を抑制するという問題です。

2021年のデジタル関連法では、全ての自治体に対して、国が決めた基準に適合したシステムの活用を義務づけています。また、政府は、全ての自治体の基幹業務システムを25年度までに複数の自治体が共同システムを利用する自治体クラウドで、国が仕様変更を認めないことが問題となっています。自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えず、住民サービスが後退しかねません。

三つ目は、自治体リストラの懸念です。

総務省は、半分の職員数でも担うことができる機能が発揮されるスマート自治体への転換を目指すと打ち出しています。私は行政手続のデジタル化を全否定しているわけではありません。しかし、コロナ禍では、原則デジタル化である持続化給付金などの支援を受けられない事業者が多数生まれました。また、災害時では、電源の確保、情報通信機能の麻痺などが問題となり、デジタルよりもアナログのほうが安定的な手段となっています。行政サービスでは、デジタルでも、アナログでも、両方で行うことが大事であります。

委員会質疑で、デジタルディバイド対策について質疑を行い、執行部のほうからは、公民館講座や地域おこし協力隊の新規の登用等が述べられましたが、これらの対応だけでは、障がい者や高齢者などデジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器が利用できない人への対応としては全く不十分であります。

デジタル化による行政の効率化を口実に、行政サービスの入り口がないがしろにされ、個人情報保護は置いてけぼりのまま、オンライン化された行政手続等の利用は自己責任とされ、行政サービスは使える人が使えればよいということになりかねません。

以上の理由から、本議案には反対します。

次に、議案第17号、令和5年度菊池市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

本年度予算案は、主要施策でも説明がありましたが、子どもの医療費の対象助成の引上げ、市内小中学校での特別栽培米の提供など、評価できる点もありますが、予算の全体は、41年ぶりと言われる物価高騰に苦しむ市民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すための予算の内容とはなっていません。財政調整基金は66億円、昨年3月末が約59億円でありますから、1年間で7億円も増えています。

総務文教分科会の審議でも明らかとなり、指摘も行われておりましたが、この間はコロナ関連や物価高騰対策関連の国からの交付金もあり、決算では黒字となり、本定例会で上程されております令和4年度の補正予算では、財政調整基金の繰入れ

はほとんど取り崩さなくてもよい状況であることが示されました。

地方の基金は住民の福祉の増進を図るために活用すべきです。自治体が取り組むべき課題は山積みです。高過ぎる国保税や介護保険料の引下げ、中小企業や農業従事者への窮状に見合う市独自の直接支援、学校給食費の無償化に向けた取組など、市民の暮らしを支える予算が待たれています。

具体的な指摘として2点挙げます。

一つは、国のデジタル改革の下に、行政のデジタル化が急速に進められ、マイナンバー制度の拡大とも合わせて多額の税金の投入が行われている点であります。

デジタル化そのものを否定するわけではありませんが、今の国の方針どおりの推進には多くの問題があります。福祉や暮らしの分野への予算は、財政難を理由に抑えられる一方で、この分野への予算の集中が図られていることは見過ごすことはできません。

指摘の二つ目は、部落解放同盟への補助金の支出についてです。

令和3年度の決算審査でも予算での改善・見直しを指摘しましたが、昨年同様の額の計上であります。決算審査でも明らかとなった同団体の収入と支出に占める補助金の割合を見ても、適切な額であるとは言えません。

以上で、議案第17号についての反対討論とします。

次に、議案第18号、令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国保税の負担が市民の暮らしの実態に照らして高過ぎるという点です。2018年度に市町村国保の都道府県単位化が行われてから5年がたちました。全国では少なくない自治体が値上げとなる中、本市においては様々な努力が行われ、据置きとなっており、その努力は評価をいたします。しかし、かつてない物価高騰の中、国保税の引下げは待ったなしであります。一般会計からの法定外の繰入れも行って、払える保険料へと引き下げるべきであります。国保が他の保険と比較して、著しく高い保険料となっている要因の均等割に関しては、本年度から国の方針で未就学児の子どもに対する均等割が5割軽減となっています。市独自の上乗せも行い、18歳以下の子どもの均等割は免除にして、払える保険料へと施策を進めていくべきです。

以上で、議案第18号の反対討論とします。

次に、議案第19号、令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が年齢で高齢者を差別し、給付抑制、本人負担増の問題のある制度であるからです。令和5年度は保険料の値上げは予定されておりませんが、

昨年10月から75歳以上の高齢者医療費の窓口負担は、一定の所得以上の方は倍の2割負担となりました。さらに、政府は今年2月に、75歳以上の中間所得層以上を対象に、医療保険料を2024年度から段階的に引き上げることを盛り込んだ改定案を閣議決定しております。対象者はこの世代の4割を占めると報道が上がっています。このような制度を認めることはできません。

以上で、議案第19号の反対討論とします。

次に、議案第20号、令和5年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

第8期の保険料においては引下げが行われ、令和5年度も同水準での保険料となっています。しかし、物価高騰、年金の引下げなど、高齢者の方の暮らしの実態に照らせば、さらなる軽減が求められます。

本予算を審議するに当たって、第1号被保険者の方の所得区分を調べましたら、菊池市では、最も所得の低い第1区分の方が全体の約15%を占めているという状況が明らかとなりました。一方で、基金は、分科会長報告でも述べられていましたが、昨年と比較して約3,600万円の増額、令和4年度末で約4億2,000万円となる見込みとのこと。基金を活用して保険料の負担軽減を図っていくべきです。

また、サービスを利用しようとしても、必要なサービスが受けられないという実態もあります。要支援1・2の方は保険給付から外され、ボランティアなど無資格者が担う地域支援、総合事業へと移行され、本市の予算もその前提での予算となっています。

さらに、国は2割負担の対象を拡大する所得基準引下げを計画しています。菊池市において、高齢者のみの世帯は約6,000世帯、全体の3分の1です。介護保険制度の充実こそ求められています。国の制度改悪を大きく受ける介護保険事業ではありますが、住民に直接責任を負う地方自治体は、国の下請機関となるのではなく、住民の立場に立った予算編成を行うべきであります。

以上で、議案第20号の反対討論とします。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号に対する討論を行います。

議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号について、賛成者の発言を許します。

田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 議案第17号について、賛成討論いたします。

デジタル化は、今、非常に重要な局面を迎えております。マイナンバーカードは9,000万枚の発行数になりました。運転免許証が六千数百万枚台ですので、国民の多くが持つ自己を証明するカードとなっております。スマートフォンでマイナンバーカードを使って確定申告する人が増えました。非常に便利です。

マイナンバーカードを使ってできるメリットとして、マイナポータルというサイトがございます。これは様々な行政機関とつながっており、様々な手続が可能です。その中でお知らせ機能というものがあります。確定申告をすると、国税庁から受け付けましたとか、修正が必要ですか、引落しましたとか、還付金がありますとか、そういったメールみたいな機能です。今後、このような機能が充実すれば、菊池市でも各担当から直接、このようなメールみたいな機能で、はがきや封書ではなく、メールで直接連絡が来ることになります。職員ははがきや封筒に印字する必要はございませんので、郵送費を多く減らすことができるかもしれません。また、印字することが極端に減りますので、誤発送などのそういったミスが減るかもしれません。その分、対面サービスに専念できるというメリットもございます。

このように、行政のデジタル化が進めば、市民も職員もメリットが非常に大きいと考えておりますので、一般質問させていただきましたが、今後、デジタル化を進めるために、議案第17号はその点でも可決すべき予算案と考えますので、賛成だと考えております。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第17号、令和5年度菊池市一般会計予算について、反対討論を行います。

一般会計予算の中に、斑蛇口湖ボート競技場漁協協力金50万円が計上されていますが、昨年11月からボート場は使用ができなくなっております。その原因は、菊池市と菊池川漁協が結んだ協定書を遵守せず、市が度々協定違反を起こしたことにあります。平成19年には協力金の2か年滞納、平成27年には漁協との協議をしないまま、ボート場の無許可使用、そして、令和4年にも同様に無許可での使用と、市が自ら作成し、漁協と結んだ協定書違反を繰り返したため、利用を中止する事態となっております。

さらには、ボート協会への十分な説明を行っていないどころか、協定書の存在さ

え知らせていなかった事実も判明しております。

以上の点を踏まえ、2点の理由から反対いたします。

一つ目、今日現在、菊池川漁協と協定書更新の確約は取れておらず、相手方が更新の意思も示されないうちに予算案を提案することは、菊池川漁協に対して失礼に当たると考えること。

二つ目に、仮に協定書の更新ができたとしても、関係条例の改正を伴うおそれがあり、それに伴い、協力金の変更となりかねないことであります。執行部は金額が変更となったときは、補正で対応するとのことではありますが、そもそも議会として、補正ありきの当初予算を認めることは適切でないと考えます。本来なら協定書の更新・締結が決まってから臨時議会を開き、対応すべきものであります。

以上のことから、議案第17号の反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時06分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第2号及び議案第3号、議案第5号から議案第16号、議案第21号から議案第26号について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第2号及び議案第3号、議案第5号から議案第16号、議案第21号から議案第26号までの20案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、以上の20案件については、各

常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第27号について、常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については、常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第2 議案第28号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第28号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書その2の3ページをお願いいたします。

議案第28号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、予算の総額に1億7,976万5,000円を追加するものでございまして、国の方針に基づきまして、引き続き実施されますワクチン接種に係る事業費でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書その2の3ページをお願いいたします。

議案第28号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億7,976万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ275億6,782万9,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、長期化する新型コロナウイルス感染症対策として、国の方針に基づきまして、引き続き実施されますワクチン接種に係る事業費でございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1 枠目の目4衛生費国庫負担金8,797万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

2 枠目の目4衛生費国庫補助金9,072万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

3 枠目の目1財政調整基金繰入金106万8,000円の増額は、今回の補正予

算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

目2 予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業1億7,976万5,000円の増額は、引き続き実施されますワクチン接種に係る事業費でございます。下から2段目の節12 委託料のうち、1行目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料1億397万4,000円及び次のコールセンター運営委託料5,233万3,000円の増額が主なものでございます。

また、追加議案となった要因につきましては、国からの通知が3月7日であり、国の動向に合わせ、早急に実施する必要がありますので、今回、追加の補正予算を願うものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時14分

開議 午前11時25分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第28号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 議会運営委員長 それでは、議員提出議案第1号、菊池市議会の個人情報保護に関する条例の制定について申し述べます。

議員提出議案第1号を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案につきましては、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第1号につきまして、原案のとおり可決することに

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第4 議案第29号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、議案第29号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

追加議案書その3の3ページをお願いいたします。

議案第29号は、菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に伴う、菊池市個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書その3の3ページをお願いいたします。

議案第29号、菊池市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に伴い、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

現行の菊池市個人情報保護審査会条例におきましては、自己の情報の開示請求等に対する不開示決定等に不服がある者は、市長等に審査請求を行うことができ、市長等は、当該審査請求が提出されたときは、有識者等で構成される菊池市個人情報保護審査会に諮問し、調査審議いただくよう規定されておりますが、今回、議長が行った不開示決定等に不服がある者からの審査請求などに対しても、議長も当該審査会に諮問することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第29号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第5 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議事第1号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

地方分権が進展する中、二元代表制の下、地方議会の果たす役割は重要性を増しています。

議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められています。

菊池市議会は、より一層、市民の負託に応えるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するために、本特別委員会を設置するものです。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の設置については、10人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の設置については、10人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会

中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費の範囲内にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました10人の委員を議会改革検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会改革検討特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時35分

開議 午前11時45分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、議会改革検討特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長、東奈津子議員。副委員長、山瀬義也議員。

以上です。

○

日程第6 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 意見書案第1号、食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書について申し述べます。

食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書

我が国は、食料やその生産に必要な資材の多くを海外からの輸入に依存しているため、世界情勢の変化の影響を受けやすく、ロシアによるウクライナ侵略などによって、多くの食料品や農林水産業における燃油・肥料・飼料等の生産資材の価格が高騰している。

さらに、農林水産業では、この生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しく、農林漁業者の経営継続が危ぶまれる状況にあり、食料安全保障上のリスクが高まりつつある。

こうした中、令和4年9月9日、国においては、食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を新たに設置し、食料・農業・農村基本法の幅広い観点での検証が進められており、食料安全保障の位置づけや、フランスのエガリム法の調査を含めた適正な価格形成の在り方についての検討も始まっている。

今後も不安定な世界情勢の長期化や、地球温暖化の進行による食料生産への影響など、食料安全保障に対する懸念は長期にわたる恐れがある。

よって、国におかれては、我が国の農林水産業が今後とも持続的に発展し、食料安全保障の強化が図られるよう、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたり国産食料を安定的に生産・供給していくために、食料安全保障強化の観点から食料・農業・農村基本法を見直すなど、新たな農林水産業基本政策の確立とその実現に向けた十分な予算を確保すること。
- 2 農林水産業が果たす役割について、国民の理解醸成を図るとともに、我が国の実情に合った適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築すること。
- 3 燃油・肥料・飼料など輸入依存の高い生産資材の安定供給のための施策の強化を図ること。特に、農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付については恒久的措置を講じること。
- 4 持続的な発展に向けて、農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

熊本県菊池市議会議長 水上 隆光

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 松本剛明様
財務大臣 鈴木俊一様
農林水産大臣 野村哲郎様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を述べます。

我が国は、食料やその生産に必要な資材の多くを海外からの輸入に依存しているため、世界情勢の変化の影響を受けやすく、ロシアによるウクライナ侵略などによって、多くの食料品や農林水産業における燃油・肥料・飼料等の生産資材の価格が高騰している。

さらに、農林水産業では、この生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しく、農林漁業者の経営継続が危ぶまれる状況にあり、食料安全保障上のリスクが高まりつつある。

よって、国におかれては、我が国の農林水産業が今後とも持続的に発展し、食料安全保障の強化が図れるよう要望し、意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由です。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、意見書案第1号の提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり

り可決することに決定しました。



日程第7 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第7、決議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 決議案第1号、牛乳消費拡大に関する決議について申し述べます。

牛乳消費拡大に関する決議

菊池地域は、西日本最大級の酪農地域で、年間8万トンを超える牛乳を生産している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ情勢等により、悪化している今日の経済状況の中、本市の酪農業の経営は危機的状況にある。

また、高齢化や後継者不足がすすむ本市農業において、農地の作付面積が大きい酪農家の廃業や離農が続くことになれば、耕作放棄地が増加し有害鳥獣による被害の増大が懸念される。

こうしたことから、市には、経済団体等と協力し、市民等への啓発活動に努め、特にイベント等において牛乳や乳製品を配布する等、牛乳の消費拡大のための対策を講じること、乳価について適正な価格形成ができるよう国に要望すること等が求められている。

県内においては、「もう一杯の牛乳を」というキャンペーンが実施されており、牛乳の消費拡大を応援することによって酪農業を下支えし、農地保全につなげていく取り組みが始まっている。

よって、菊池市議会は、議員自ら市民に対して、牛乳の消費拡大を呼びかけ、関係機関団体との連携を強化し、行政をはじめ市民と一体となって、牛乳の消費拡大に取り組んでいくことを決議する。

令和5年3月17日

熊本県菊池市議会議長 水上 隆光

決議案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を述べます。

菊池地域は西日本最大級の酪農地域であるが、新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ情勢等に伴い悪化している今日の経済状況の中、本市の酪農業の経営は危機的な状況にあることから、牛乳の消費拡大を応援することによって、酪農業を下支えしていくことを決議するものである。

これが、本案を提出する理由でございます。

決議案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、決議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。決議案第1号の提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第8、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 稲 継 智 康

菊池市議会議員 古 田 浩 敏

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案5件、議決案1件の6案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第2号**及び**議案第3号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「議案第2号は、現在、菊池市総合計画策定審議会、菊池市総合計画外部評価委員会、菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の三つの審議会を設置しているが、昨年策定した第3次菊池市総合計画において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的かつ重点的な計画として位置付けたことから、効率的な審議や施策の効果的な推進につなげるため、これら三つの審議会を整理・統合し、新たな二つの審議会を設置するにあたり、条例制定を行うもの、また、議案第3号は議案第2号の条例制定に伴い、文言の追加及び整理を行うため条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「議会として政策・施策の実現等を見ていくには、総合計画という最上位計画を基に判断していくものだと思う。今まで総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略は違う委員が評価されていて、それが同じ審議会になり意見が一つになってしまうと、双方の計画が正しい方向にいくのか疑問に思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「効率的、効果的な審議に繋がるよう十分検討し、策定・評価をいただく委員を選定したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第4号**については、執行部より「本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「情報通信技術の活用によって、行政の簡素化や利便性が向上するという点ではよいと思うが、簡素化ということを口実に窓口での相談業務などが、今後廃止や縮小されることはないか。また、紙による手続きが後退して、デジタルによる手続きを利用したくてもできない人への対策はどうするのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の条例施行において、縮小する業務等はないと思っている。また、今回の改正は、行政手続等をデジタルで行うことができるようにするもので、従来の紙での申請等を廃止するものではない。今後も紙の手続きと併せて、デジタル化を推進していくものである。」との答弁がありました。

また、委員から「デジタル化推進によって、簡単に業務ができるようになると、職員の質の低下が心配される。デジタルばかりに頼ることなく、アナログを知った上でのデジタル推進をするようにしっかり研修会もしてほしい。」との意見に対し、執行部より「各業務においては、それぞれ専門知識が必要と考えるので、各課において研修が必要と考える。」との答弁がありました。

次に、**議案第 5 号**については、執行部より「本案は、固定資産評価審査委員会の委員の定数を変更するため条例改正するもので、地方税法において委員の定数は 3 人以上と規定され、県内各市の委員定数は熊本市を含め 3 人が大勢を占めていること、また、これまでの審査委員会の運営状況からも 3 人の構成で実施可能と判断し、定数 5 人を 3 人に改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「納税者からの不服の申し立ては年間何件ぐらいあるのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 27 年度から、総務課で固定資産評価審査委員会の庶務をしており、平成 28 年度に 1 法人から土地と建物に関する申し立てが、それと同年度に個人 3 人から土地に関する申し立てがあっている。次は、令和 3 年度に 1 法人から土地と建物に関する申し立てがあっているという状況で、基本的には評価替えが行われた後に、不服が出るケースが多いと考える。」との答弁がありました。

次に、**議案第 6 号**については、執行部より「本案は、固定資産評価審査委員会及び生活排水処理施設運営協議会の識見委員の報酬に関する規定の追加、並びに総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置に伴い、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 23 号**については、執行部より「本案は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するため、同文議決として上程するもので、規約の変更内容は、熊本県市町村総合事務組合規約に規定する交通災害事務から、玉名市が脱退することによる規約の改正である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「脱退の理由は。」との質疑に対し、執行部より「交通災害見舞金制度は、昭和 40 年代当時、任意保険加入者が少なく、被害者救済目的で制度が発足しているが、現在は、ほとんどが自動車任意保険に加入していることなどから、救済の必要性が以前より少なくなったこと及び交通事故件数も減少していることから、今回、脱退に至ったもの。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 6 号**及び**議案第 23 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 4 号**については、委員から「デジタル化による行政の効率化を口実に、行政サービスの入口がないがしろにされ、オンライン化された行政手続き等の利用は自己責任とされ、行政サービスは使える人が使えればいいということになりかねない。以上の理由から反対する。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 4 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年3月17日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案5件です。
2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第7号**については、執行部より「本案は、菊池環境保全組合が令和5年3月31日で解散し、その事務を菊池広域連合が承継することに伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「業務内容や職員等は、そのまま引き継ぐのか。」との質疑に対し、執行部より「そのまま承継される。」との答弁がありました。

次に、**議案第8号**については、執行部より「本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第9号**については、執行部より「本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第10号**については、執行部より「本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行並びに民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「安全計画を策定することが必要になり、事業者にとっては大変になると思う。安全計画を策定されたら、市に提出していただき確認するのか。」との質疑に対し、執行部より「安全計画の策定については、改正が予定されていることを、事業者に伝えている。策定された計画は市に提出していただき、年1回指導監査で各事業者を回っているので、安全計画に従って実施されているのか確認したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第26号**については、執行部より「本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「8万円、上がることになるが、積算基準があつてこの額になっているのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の改正については、全国的な基準で出産育児一時金の算定が行われている。現状の出産育児一時金では、負担が生じてしまう地域があることから、今回の改正となっている。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第26号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年3月17日
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案2件です。
3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第24号**については、執行部より「本案は、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の改正等に伴い、普通地方公共団体の事務の委託に関する規約を変更するにあたっては地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国営造成施設とは、竜門ダムから引かれている施設と思うが、どの部分を指すのか。」との質疑に対し、執行部より「竜門ダムから引かれているパイプラインの本管部分と、その本管の送水を操作するための設備となる。」との答弁がありました。

次に、**議案第25号**については、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第24号**、及び**議案第25号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年3月17日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 11 号**から**議案第 22 号**及び**議案第 27 号**の 13 議案です。

2月22日、3月1日、7日及び14日に予算決算常任委員会を、3月2日、3日及び6日、7日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 11 号**については、そのほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、企画費の企画戦略プロジェクト事業について、執行部より「報償費 60 万 8,000 円及び旅費 104 万 5,000 円の減額については、新規事業が少なかったことによる減額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「新規事業は公募して応募者がなかったということか。」との質疑に対し、執行部より「新規事業については、市役所庁内での検討の上の事業である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「せっかくの予算なので、できる限り新規事業を全庁的に出していくように考えていただきたい。」との意見がありました。

次に、安全対策費の防犯対策事業について、執行部より「負担金補助及び交付金 118 万 6,000 円の減額は、防犯灯 LED 化補助金の実績見込みによる減額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今年度の申請があまりなかったということなのか。」との質疑に対し、執行部より「72 行政区から 589 基の要望があり、要望があった行政区に申請書等を送付したところ、実績見込みとして、63 行政区、486 基の申請があったため減額するものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「防犯灯の LED 化は、今、地域で大事な問題となっているので、予算があるのであれば、行政区に再度呼び掛けて臨機応変に対応して LED 化を進めていただきたい。」との意見がありました。

次に、文化施設費の市民会館費について、執行部より「237 万 7,000 円の減額は、実績による不用額の減額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市民会館あり方検討委員会委員報酬が今回減額されているが、このあり方検討委員会は、あと、何回開催予定であるか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年から始まって開催回数としては計4回目になるが、本年度は1回の開催となった。既に答申をいただいております、文化会館と泗水ホールの統合については、場所は別として了解をいただいた。今後は、市民へ周知や情報発信を行って、市民のワークショップを開きながら、その文化施設のあり方を検討していくようにしている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「もう答申があつているとのことだが、公開されているのか。」との質疑に対し、執行部より「答申の結果を基に、令和3年度中にアンケート調査を行った。市民3,000人を対象にしたアンケート調査でお知らせをしている。」との答弁がありました。

また、委員から「アンケートでお知らせしたということだが、全市民への周知をするべきと思うが。」との質疑に対し、執行部より「統合方針はもう少し先になるので、市民には丁寧に説明していきたい。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳経費の役務費については、執行部より「コンビニ交付の増加により、手数料10万5,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「コンビニ交付が増加し、手数料が増額になったということだが、増加した理由は。」との質疑に対し、執行部より「マイナンバーカードの普及によるものだと考えられる。コンビニ交付の件数は、令和2年度1,802件、令和3年度3,795件、令和4年度1月末4,683件と増加している。」との答弁がありました。

次に、清掃総務費の一般廃棄物処分場監視経費については、執行部より「それぞれの委託料等の執行残により289万4,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた調査検討業務委託料について、陣内処分場の廃止に向けた業務の入札残ということだが、残額が多いのはなぜか。」との質疑に対し、執行部より「当初、環境省の基準で設計していたが、落札した専門業者と設計見直しを行った結果、入札残が発生したものである。」との答弁がありました。

次に、地籍調査費の地籍調査事業については、執行部より「委託料の残額が生じたこと等、実績及び最終執行見込み額を考慮して710万8,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「地籍調査は、ある程度計画を立てて推進していると思うが、令和4年度の実績はどうだったか。」との質疑に対し、執行部より「現在、第7次の国土調査10か年計画に基づき進めている。令和4年度の事業については、例年と同程度で執行している。」との説明がありました。

次に、障がい者福祉費の自立支援給付費等事業及び、障がい児通所給付費等支援事業の扶

助費 介護給付事業費については、執行部より「自立支援給付費等事業は 8,568 万 7,000 円、障がい児通所給付費等支援事業は 2,994 万 8,000 円で、実績見込みによる増額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「増額の理由は。」との質疑に対し、執行部より「事業所の定員や職員配置の加算等、障がいの状況等により一人当たりの給付費が変わるが、実利用人数と利用回数等が伸びたため、給付費が増額になったものである。」との答弁がありました。

さらに、委員より「本市に事業所は何か所あるのか。」との質疑に対し、執行部より「就労継続支援 A 型事業所が 3 か所、就労継続支援 B 型事業所が 10 か所、グループホームが 23 か所、障がい児通所支援事業所が 9 か所である。菊池市内の事業所だけでなく、菊池圏域で利用されている。」との答弁がありました。

次に、健康福祉部の複数の課において、専門職の募集をしたが、応募がなかったため雇用できず、予算を減額しているものがあったことについて、委員から「人が足りない状態で、今ある仕事をたくさん抱えて、遅くまで仕事をされている。仕事をいかに軽減するか、何か対策はしているのか。」との質疑に対し、執行部より「減額補正をしているのは、ほとんどが専門職の分である。専門職の募集をしても応募がなく、専門職でなければできない部分もあり苦勞している。コロナ禍の関係もあり業務が増え、市民サービスが低下しないようにするため、他の職員に負担がかかった。部内で調整できる範囲で努力している。」との答弁がありました。

次に、農業振興費の中山間地域等直接支払制度事業については、執行部より「78 組織、約 1,330ha の活動面積の実績に対する交付となるため、895 万 4,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「活動面積が減ったから、その分が減額となったのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、第 5 期の協定に入っていることから、基本的に面積が減ることはないが、耕作者の死亡など、やむを得ない事情で減ることがある。クリ等を新植された場合は、田から畑の単価が変わるため、急傾斜であれば 2 万 1,000 円から 8,000 円に変わり減額となる。また、計画時には増える計画をしていたため、その分が減額となったものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の創業支援事業については、執行部より「コロナ禍にあつて、新たなビジネス（創業）にチャレンジする方も増えており、市内での創業を後押しするため、創業者の賃借料や店舗改修費、信用保証料の補助や利子補給を行うため、120 万 2,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今年度は、何件あったのか。」との質疑に対し、執行部より「新規の相談と申し込みが 9 件あり、内訳は、飲食業が 3 件、小売業が 2 件、サービス業が 4 件である。」との答弁がありました。

次に、街路事業費の定住化促進事業費については、執行部より「大琳寺4号線の道路改良工事において、用地協議に不測の期間を要したため、本年度の工事請負費など1,820万2,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現状の大琳寺4号線は、どういった道路なのか。」との質疑に対し、執行部より「かなり道路幅が狭く、一番狭いところで2メートルしかないことから、地元より拡幅の要望があっていた道路であり、市としても定住化を促進していきたいことから、整備を進めているものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「下水道は整備できているのか。」との質疑に対し、執行部より「下水道は整備している地域である。」との答弁がありました。

次に、**議案第12号**、**議案第13号**、**議案第14号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第15号**については、資本的収入の負担金について、執行部より「給水装置工事申請の増加に伴う水道加入金の増など、691万7,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「水道新規加入金が当初予定額の倍近くに上がっているが、予想をはるかに上回るアパート等ができてきているのか。」との質疑に対し、執行部より「TSMC関係なのか分からないが、アパート関係等、住宅に関する新規の申し込みがものすごく増えており、結果的に予算の想定を上回る申し込みがあった。」との答弁がありました。

次に、**議案第16号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第17号**中、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費の子育て世帯移住支援事業について、委員から「補助対象は地域限定にしないと便利のいいところだけに使われる補助金にしかならない。旭志地区の過疎債もあるので、ある程度地域限定を謳っていかないと意味がなくなると思うがどう考えるのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の制度は、TSMCの影響による人口の流入を期待するもので、TSMCに近い旭志や泗水への人口増が期待できると考えている。泗水地区においてはさらなる人口増の呼び水として、また、中山間地域においては人口減少の歯止めを少しでもかけていくということで地域指定はしてない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「市としてどこに住宅地を持っていくのか明確にしていけないと、市の施策が見えない。もっと精査してほしい。」との意見がありました。

次に、情報化推進費のデジタル化推進事業について、委員から「主要事業においてRPAにおける入力作業を自動化するとあるが、これは委託による開発かそれとも職員による開発なのか。」との質疑に対し、執行部より「来年度については職員による開発を主に考えてい

る。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今、職員は様々な仕事に追われていると思うので、外注したほうがいいのではないか。システムを作ってもヒューマンエラーが出ているという現状を考えると、RPAを使って、またさらにヒューマンエラーが出るなんていうことにならないようにしてもらいたいので、しっかりと検証しながら進めていただきたい。」との意見がありました。

次に、人事管理費の職員研修費について、委員から「事務ミス等が多く発生しており、管理職の意識改革をしなければいけないとの話もあっている中、市独自の階層別研修や事務ミスに対する研修など、職員研修費はもっと増額するべきと思うが、今後どうやってこの問題を解決するような研修を行うのか。」との質疑に対し、執行部より「これまで地域活性化センターとの協定に基づいた管理職研修、また中堅層の研修というものを3年間ほど継続してやってきた。管理職のマネジメントというのは今後も必要と考えるため、継続して管理職研修を企画していきたいと思うが、現状では、どういったものが効果的かという結論に至っていないので、検討を進めながら、研修について考えていきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「事務ミスについての共通認識を持つためにヒヤリハットの報告は行っているか。」との質疑に対し、執行部より「事務品質改善委員会を庁内で組織しており、実際に事務ミスがあったものから、ヒヤリハットというミスに繋がりそうになったものまで含めて、各課から洗い出したものをこの会議に上げて、全庁的に周知をしながら認識を高めている。」との答弁がありました。

次に、防災管理費の防災行政無線等整備事業について、委員から「防災行政無線の整備については、今年度できずに新年度で計上してあるが、契約時期と利用開始はどれぐらいになるのか。」との質疑に対し、執行部より「この整備については、令和5年度事業と令和6年度事業の各単年度事業で実施をするもので、令和5年度においては親局や深谷中継局等の改修が主な工事となっており、令和6年度で再送信子局装置の改修、また戸別受信機導入や設置工事の予定である。令和5年度の契約時期は、秋頃になると思われ、戸別受信機の配付時期は設置工事等も必要になるので、令和6年度においては、なるべく早く要望を取り設置をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、歳入の地方交付税について、委員から「地方交付税が83億円計上されて前年度当初より1億円下がるということだが、昨年末出された総務省からの資料によると、来年度の交付税の国の予算は過去最高額だとなっている。あと、固定資産税、消費税など歳入は増えてきていると感じる。過去に比べると投資的経費が抑え気味になっており、厳しい財政状況の中で切り詰めていくというのは分かるが、今の時期だからこそ、経済が動くように、公共事業も増やす必要があると思う。その点に関しての総括的考えは。」との質疑に対し、執行部より「普通建設事業については、現状を見ると投資していくべき時期という判断もできる。ただ、合併以降、合併特例債という有利な起債を使い、通常の自治体ベースではありえないような普通建設事業を行っており、その有利な合併特例債の限度額も発行期間も少なくなっ

てきていることから考えると抑えていくべき時期とも判断できる。その二つの上げるべき時期と押さえるべき時期が重なったような形になり判断的に難しいが、両方の視点からバランスよく考えていきたい。」との答弁がありました。

次に、学校管理費の小学校増築事業について、委員から「菊之池小学校は、これまで何回も増設工事をやってきたかと思うが、今後の見込みとして、菊之池小校区辺りも人口が増えてきており、収容能力的にどうかと思うところもある。来年度の学級編制の見込みはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「入学等を含めた人口推移を確認しながら進めており、令和6年度に1クラスの不足が予想されるため、今回増築するものである。」との答弁がありました。

また、委員から「菊之池小学校は、増築が続いており、今もあの周辺は住宅の建築があっている。また、隈府小学校の児童は今560人ぐらいでかなり減っている。隈府小学校に近い子どもが、菊之池小学校に通っている状況もあるので、今後は校区の問題も検討し、少しでも事業費を減らしていくことを考えてほしい。」との意見がありました。

次に、学校管理費の学校ICT教育推進事業（小学校・中学校）について、委員から「GIGAスクール構想において、事務用機器の使用料の予算は、ふるさと納税の基金などにより全額が市の一般財源だと思うが、この使用料に関しては、国・県の財政支援はないのか。」との質疑に対し、執行部より「今、各自治体も要望しているものの、まだ国や県からの回答がない状態である。しかし、財政的には当初から交付税措置はあっている。」との答弁がありました。

次に、企画費の菊池前進塾事業について、委員から「市内3高校の魅力化推進ということだが、なぜ菊池高校だけなのかということを知っている。3高校でそれぞれ実施してほしいとの意見はないか。」との質疑に対し、執行部より「直接、そういった意見はあっていない。ただし、現在までに人数も増えてきており、今後、農業高校や菊池女子高校の生徒の参加が増えてくるということであれば、学習塾の場所を増やすことなどの検証をしていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「自分の通う高校で受けられるのと、他の高校に行くのは感覚的に違うと思うので、3高魅力化というなら、それぞれに実施してもいいのではないかと。市の独自予算なので再考の余地があると思う。」と意見がありました。

また、委員から「これまでの塾の状況と成果については。」との質疑に対し、執行部より「状況については、塾生は計70人で、1日当たり多いときで20人の出席があっており、講師2人とディレクター1人体制である。成果はまだこれからであり、ディレクターと学校の先生と打ち合わせをしながら、来年度に向けてよりよい成果が出るように今検討中である。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為の図書館システム保守業務について、委員から「図書館システムを導

入することによって、利用者にはどのようなメリットがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「図書館システムのD X化については、利用者のメリットとして、マイナンバーカードで図書カードの代用ができること。また、子どもたちが図書館に来なくても、学校で本の予約から借りて返すことまでできるようになり、本の回送は図書館で行うが、子どもたちの利便性を上げていくことなどが可能となる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「他の自治体を研究して、図書を簡単に借りられるようにD X化を図っていただきたい。」との意見がありました。

次に、体育施設費の斑蛇口湖ボート場管理費について、執行部より「負担金補助及び交付金 72 万 4,000 円の主なものは、斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金 50 万円である。なお、この管理費については、菊池川漁協との今後の協議により内容が変更となることもある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「令和 4 年度で計上されていた災害復旧費 297 万 8,000 円は栈橋の修繕料だったと思うが、今回減額補正されていて、新年度予算には計上しないのか。」との質疑に対し、執行部より「栈橋の修理については新年度予算には計上していない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「栈橋の修理を認めたら、湖面利用を認めることになるからという漁協側の考えか。」との質疑に対し、執行部より「そのとおりである。」との答弁がありました。

また、委員から「予算計上については、湖面利用の同意が取れなかったから、修繕料の予算は計上しない。でも、同意が取れてないのに、協定書の協力負担金を計上しているというのはアンバランスだと思う。」との意見がありました。

次に、歳入の個人・法人市民税・固定資産税等について、委員から「歳入を増額している要因は。」との質疑に対し、執行部より「増収の要因について、個人市民税に関しては、前年と比較すると所得が向上していること、固定資産税に関しては、新築家屋の増加、企業の設備投資等に伴う償却資産の増加等によるものが主な要因である。」との答弁がありました。

さらに委員から「個人・法人市民税・固定資産税については、コロナ前に戻ってきたとの認識か。」との質疑に対し、執行部より「先行きは見通せないが、コロナ前に戻りつつあるという認識である。」との答弁がありました。

次に、環境衛生総務費の地下水対策事業について、委員から「七城地区の水質検査は、年に何回行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「全行政区 38 か所で検査を行っているのは年 1 回である。熊大の調査は、定点観測で最短で 2 週間に 1 度検査を行っている。」との答弁がありました。

次に、塵芥処理施設費のエコヴィレッジ旭管理経費について、委員から「なぜ今のタイミングで解体撤去工事等を行うのか。」との質疑に対し、執行部より「麓地区 6 地区との覚書もあり、今後解体後の跡地は災害ごみ仮置き場として活用し、管理棟については、文化財収

蔵庫として活用することになっている。文化財を収蔵すると振動等で工事ができないので、今が良いタイミングだということでは計画した。」との答弁がありました。

次に、民生費県補助金の民生児童委員活動助成事業費補助金について、委員から「民生委員の成り手不足は深刻だが、今年は全員決まったのか。市で民生委員の現状を把握し、自治体から、国や県に対して民生委員の現状を訴えていく必要がある。また、補助金等について、変化はないか。」との質疑に対し、執行部より「今のところ、民生委員が決まっていないところが1地区ある。補助金については県で算定されるが、今年度はコロナ関係で増額があった。次年度については県も考慮するという事は聞いている。民生委員の成り手不足は深刻であると捉えている。県にも現状について伝えていかなければならないと考えている。」との答弁がありました。

次に、生活保護総務費の生活困窮者自立支援事業について、委員から「委託先と内容は。」との質疑に対し、執行部より「委託先は社会福祉法人グリーンコープで、プロポーザル方式で入札を実施し、令和3年度から令和5年度まで業務委託をしている。専門の相談員3人を配置しており、困窮世帯からの相談に対応しながら、一緒に支援計画を作り、各種事業につなげ支援し、自立を図っている。委託料の中には、人件費以外に備品等の経費も含まれており、事務所は生活支援課内に菊池市くらしサポートセンターという名称で設置している。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者ふれあい事業について、委員から「この委託料は菊池市全体のサービスなのか。」との質疑に対し、執行部より「生きがい通所（ふれあいサロン）委託料は、社会福祉協議会に委託しており、地区社協で11か所、語らいの場は市全域で80か所、合計91か所で行っている。生きがい通所（ふれあいデイ）の委託先は社会福祉協議会と社会福祉法人愛敬会清泉である。」との答弁がありました。

次に、予防費の健康づくり推進事業について、委員から「健康ポイント事業について、菊池市独自で行っていたものを、負担金を払って熊本連携中枢都市圏で取り組むことのメリットは何か。」との質疑に対し、執行部より「菊池市単独で行っていた健康ポイント事業は紙に記録をして応募する方法だったが、連携中枢都市圏の事業として、熊本市が開発したアプリを使えるようになった。市独自でアプリを開発するには、かなり予算がかかるので、コストを抑えられるというメリットがある。アプリを使うと、手軽にポイントを貯めることができ、若年層にも広めることができる。また、参加している16市町それぞれの特産品や、協賛企業から提供されている品物が景品となっている。紙でも参加できるので、高齢者の方等でアプリを使うことができない方でも参加は可能である。」との答弁がありました。

次に、農業振興施設費の農業施設管理事業について、委員から「龍龍館に550万4,000円をかけるようだが、お金のかけ過ぎではないか。どんな内容か。」との質疑に対し、執行部

より「ホールと会議室等を仕切るシャッター工事に約 57 万 5,000 円。外壁が相当傷んでいるため、外壁塗装の塗り替え工事に 374 万円。電線に竹などが覆い被さって、これまで数回、断線していることから、高压電線の引き込み線を下の道路のほうから回してくるよう変更するため、現在の電線の撤去等に 118 万 8,000 円を要するものである。」との答弁がありました。

また、委員から「シャッター工事をするとのことだが、シャッターが無いと営業等に困るのか。」との質疑に対し、執行部より「事業者は、ホールのほうしか借りられていないので、会議室を他の団体が借りられる場合に支障があるため、シャッターを設置させていただきたい。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業について、委員から「デジタル田園都市国家構想交付金をいただくということで、DX導入事業の説明では、長距離無線式捕獲通知機器の子機が 115 基、親機が 2 基とのことだったが、親機の 2 基の管理は、どんなイメージなのか」との質疑に対し、執行部より「親機 1 基に対して子機を 1,000 基くらい管理できると聞いている。本市の地形は、山間部が広いので、親機の 2 基で子機 115 基を管理したいと考えている。わなが作動すると子機は無線により親機へ通報し、親機はその情報を電話回線の 4G を使って、クラウド上のシステムに送信し、システムが自動的にデータを一元管理することで、ネット上でわなの捕獲情報を直接見ることができる。また、リアルタイムで、115 基の子機のどこのわなが作動したのか、事前に設定されたわなの設置者にメールで通知される。また、蓄積された捕獲情報をシステム上で管理しながら、わなの配置を最適化していく。」との答弁がありました。

次に、観光費のまつり事業について、委員から「祭孔大典と孔子公園夏まつりを一緒に行うのか。」との質疑に対し、執行部より「祭孔大典も孔子公園夏まつりの中で行われるところである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「その場合、衣装が冬用で非常に重かったと思うが、衣装の買い替え等は、このまつり補助金の中で行うのか。」との質疑に対し、執行部より「令和 4 年度は、まつりを中止したので、現在、まつりの補助金の中で衣装を整備している。衣装は、菊池女子校に制作をお願いしている。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業について、委員から「事業内容は、苗木の支給と管理になるのか。」との質疑に対し、執行部より「令和 3 年度までは、植樹作業までを市が行い、管理は地元で行っていただいていたが、令和 4 年度からは苗木の支給のみとし、植樹や管理は地元の区で行っていただいている。」との答弁がありました。

次に、公園費の公園施設整備事業について、委員から「かわまちづくり事業の進捗状況は。」との質疑に対し、執行部より「事業は、河川内を国土交通省が行い、令和 5 年度にはほぼ完成する見込みとなっている。その後、市が川と街を繋ぐようなソフト事業を含めて、事業を

進めていく形になる。」との答弁がありました。

また、委員から「今後の維持管理は、どのように考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「地元の方や、かわまちづくり推進協議会と協議しながら、どのようにしていくのか、話をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 18 号**の菊池市国民健康保険事業の歳入の一般被保険者返納金について、委員から「一般被保険者返納金が約 2 倍に増えているがその要因は。」との質疑に対し、執行部より「国保の資格が切れた後に、国保で診療を受けた場合、社会保険等の資格取得まで遡って社会保険等から支払う必要があるが、今回それに該当する事案が増えているためである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 19 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 20 号**の菊池市介護保険事業の介護給付費準備基金積立金について、委員から「昨年度と比較して約 3,600 万円の増額になっているが、この基金の用途は何か。また、現在基金がいくらあり、基金の目標値はどれくらいで設定されているのか。」との質疑に対し、執行部より「介護給付費準備基金積立金は、給付費が不足した時のために、積み立てておくものである。基金は令和 4 年度末で約 4 億 2,000 万円となる見込みである。適正值として決まった額はないが、全体の事業費の 10%程度で考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「前年度との比較で、なぜここまで額が違うのか。」との質疑に対し、執行部より「その年度の給付費により、余剰金の変動があるが、コロナ禍でサービスを利用された分が減ったためだと考えている。」との答弁がありました。

次に、包括的支援事業・任意事業費の任意事業費について、委員から「配食見守りネットワーク事業委託料について、どのような事業か。」との質疑に対し、執行部より「高齢者の一人暮らしの方等、食生活の改善と健康推進を図り、在宅での自立支援と安否確認することを目的として、お弁当の配達を行っている。現在、登録者数は 16 人で年間 2,315 食である。毎日配達している方も、週 2、3 日配達している方もおられる。菊池市全域を対象とし、配達料や見守りも含め、本人負担 300 円、公費負担 500 円である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 21 号**については、営業収益の給水収益について、委員から「前年度も新年度も同額だが、あとは補正で対応するのか。」との質疑に対し、執行部より「給水の申し込みが非常に増えていることから、給水収益も増えるものと思っていたが、昨年秋からの収入の状況を見ると、増えてはいなかった。このような状況等から、昨年度と同額を計上し、状況を見ながら補正で対応していきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 22 号**については、下水道事業について、委員から「下水道加入率は、増えているのか。」との質疑に対し、執行部より「数字は若干ずつ上昇している。」との答弁があ

りました。

次に、**議案第 27 号**の児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「コロナ禍における物価高騰の長期化が家計を直撃する中、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯と非課税世帯）に、1世帯当たり2万円、第2子以降の児童1人あたり5,000円を支給するもので、2,188万9,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金は現金での給付なのか。」との質疑に対し、執行部より「現金での給付である。」との答弁がありました。

議員間討議では、「予算書の記載の仕方について、正規職員は給与のところに人数が記載されており、会計年度職員についても報酬に人数の記載をすべきと思うので、来年度予算書や今度の決算書には明記していただきたい。」との意見や「今回、エコヴィレッジ旭の解体工事に2億1,000万円の合併特例債が使われている。過去にはこの合併特例債をめぐって、旧市町村間で相当もめて、ようやく落ち着いた事業であるが、平成29年に議会へ説明があつてから説明されていない。その間に使われた事業もあり、執行部には議会への説明を求める。」との意見が、また「エコヴィレッジ旭管理経費の中で、合併特例債を充当してあるが、公共施設等総合管理基金からの充当がなされておらず、一般財源が1億7,328万7,000円と高額になり、財政の負担にもなっている。当時、公共施設等総合管理基金は、この解体費用にも充てたいという説明があつたと思うが、基金計画等がどのようにされているのか非常にわかりづらい。公共施設等総合管理基金の有効な活用については、執行部もしっかり行っていただきたい。」との意見がありました。

また、議案第17号について「マイナンバーカードの申請手続き等で、職員が大変だったと思うが、マイナンバーカードの普及につながっていると思う。」「地籍調査にあつて20年強かかるということで、市の活性化のためにも重要な課題であるので、推進について問題提起したい。」「歯周疾患検診をもっとスムーズに受けられるようになると、検診を受ける人が増え、医療費の抑制につながっていくと思う。」「コロナ禍の対応について、職員は本当に大変な業務をされてきたと思うが、この経験を生かして、これから先新たな感染症などが発生した場合、迅速に対応できるように、体制を維持できる環境づくりをしていただきたい。」等の意見がありました。

また、エコヴィレッジ旭管理経費について「解体することに関しては反対ではなく、跡地利用について、地元地区の方との協議の結果、災害ごみ仮置き場、管理棟は文化財収蔵庫として利用すると決まっていることを否定するわけではない。地元地区との覚書に基づき、跡地利用の活用方法が決定されていることは十分理解した上で、TSMC等の進出に伴い、今後の企業進出や住宅開発等の話があつた場合は、地元地区と協議を行い、同意が得られれば、柔軟に対応できるような体制を取ってほしい。跡地利用に柔軟性をもつていただきたいとい

うことを分科会として提言したい。」「その意見に同意する。」との意見があり、各委員より意見を聞くこととしました。

委員から「地元住民の方が決定されたことを、再度協議できるのか。」との意見があり、提案委員より「現在の状況は、地元住民の方との協議が整った頃には、予想できなかったのではないか。T SMC 関連の企業進出や住宅開発等の話があったときに、再度地元住民の方と協議する機会を持って、地元住民の方から同意が得られたら、前向きに考えるような動きができればと思う。あくまでも地元住民の方の同意が得られたらという前提で、柔軟性を持っていただきたいという提案である。」との説明があり、「そういった考えであれば、賛成する。」との意見がありました。

次に、委員から「解体後の使用目的が決まっている状況で、変更が可能か確認した上で、提案しなければならないのではないか。」との意見があり、提案委員より「使用目的が変更できるかどうかは、今判断できることではないので、解体後の跡地利用について、企業進出や住宅開発等の話があったときは、地元住民の方との協議を経て、前向きに検討していただきたいということと、使用目的の変更ができるかという調査を含めて、柔軟性を持っていただきたいということである。」との説明がありました。

また、委員から「以前とは状況が変わってきたので、市の財産を有効活用するため、今後地元住民の方に協議ができればと思う。」という意見があり、提案委員より「あくまでも、仮定の話なので、そういう話が来て、地元住民の方の同意が得られたら進めるということは大前提である。」との説明がありました。

福祉厚生分科会では、議員間討議の意見を踏まえ、次の提言がありました。

今後、エコヴィレッジ旭の跡地について、企業進出や住宅開発等の話があった場合に、再度地元住民の方と協議する機会を持って、地元住民の方から同意が得られた場合は、前向きに考えるような柔軟性を持っていただきたい。

続いて議員間討議では、議案第 17 号について「T SMC の進出をにらんで、本市でも人口増を狙い、宅地開発等に取り組んでいくといった予算が出てきた。」「農業振興地域整備計画では、道路に繋がる農地が農振農用地区域から外れている事実に基づいて、定住化促進事業により大琳寺 4 号線を整備する。次に、民間宅地開発支援事業により民間が宅地開発に取り組むように仕組まれている。さらに、子育て世帯移住支援事業により補助金を出すことで、子育て世帯の移住を促進するように繋がっていくので、今回の大琳寺 4 号線の道路整備が、現実的に子育て世帯の移住にまで繋がっていくように、これから、是非、取り組んでいただきたい。」「定住化促進事業と、民間宅地開発支援事業にまたがるが、人が住みたい場所は、学校やスーパーが近くにある等、まず、皆さんが利便性を考えられる。民間宅地開発支援事業は、もっと俯瞰した形で、具体的に、作業部会の中できちんと話し合っていたいただきたい。」等の意見がありました。

また、「観光入込客数の指標は、コロナ禍での動きになっているので、是非、コロナ前を上回るような見込数にさせていただきたい。そして、そのためにはどういふことをやる必要があるのか、計画の仕方等をもう一度見直していただきたい。」「龍龍館には、これまで多額の予算を注ぎ込んできている。これから先のことをしっかりと考えて、費用対効果も含めて、現状に見合った予算立てをしていただきたい。」「竹の粉碎機を貸し出す事業は、とても貴重な事業である。」「粉碎した後の竹の粉は、様々な用途に有効に使えるそうなので、その利用方法などをPRしていただき、地域での竹林整備が進むように取り組んでいただきたい。」等の意見がありました。

さらに、「鳥獣捕獲事業は、大幅な予算増をしていただき、個体数を減らすための努力をされており、評価している。また、鳥獣捕獲DX導入事業により、長距離無線式捕獲通知機器を導入されるが、この成果について大きく期待している。」「有害鳥獣を捕獲する方の育成にも力を入れてもらいたい。」「森林環境譲与税の活用について、もっと知恵を絞って、どうすればイノシシに使えるのか考えていただきたい。」「予算が増え、捕獲頭数が増えてくると、捕獲した有害鳥獣の処分・埋設が大変な作業になってくるので、広域でジビエの加工場等を作っただけのものが一番だが、すぐにできなければ、日田市に加工場があるので、持ち込んだら受け入れてくれるのか、引き取りに来てくれるのか等、詰めていってほしい。」等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「塵芥処理費のエコヴィレッジ旭の解体費のうち2億1,000万円については、合併特例債を充てるとのことだが、合併特例債についてどのような説明が執行部からあり、それに対してどのような質疑があったのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「まず説明内容は、歳入については、清掃債2億1,000万円は合併特例事業債でエコヴィレッジ旭の解体工事に伴う起債であるとの説明があった。歳出については、塵芥処理施設費のエコヴィレッジ旭管理経費は本年度予算額3億8,328万7,000円で、財源内訳の地方債2億1,000万円は、合併特例事業債となっているなどとの説明があった。次に、それに対する質疑は、委員より、エコヴィレッジ旭の解体について、合併特例債を使うということだが、合併特例債の使用期限が迫っているからなのかとの質疑があり、執行部より、合併特例債については、令和5年度、令和6年度、あと2か年となっている。ただ、合併特例債を使うために解体するものではないとの答弁があった。」との答弁がありました。

また、委員より「合併特例債は新市建設計画に載ってないと起債ができないが、新市建設計画のどこに解体費の内容が載っているのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「分科会の中ではそのような質疑はあっていない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「新市建設計画を確認する中では、一般廃棄物最終処分場を新たに建設

するというのはあったが、解体という部分が載ってない。これは大事な案件なので、執行部から説明を聞きたい。」との意見がありました。

執行部より発言の申し出があり「エコヴィレッジ旭の解体について、合併特例債が使えるかということについては、新市建設計画の54ページ、56ページに一般廃棄物最終処分場建設事業のことが載っている。ただ、今回の事業については直接の処分場建設工事ではなく、環境保全組合に統合されたということで、結果的に新工場は環境保全組合で建設いただいた。それに伴って、エコヴィレッジ旭の解体が必要となったため、新市建設計画の該当ページを県に示して確認したところ、今回は合併特例債の対象事業として適当であるという回答がっており、予算として計上している。」との説明がありました。

また、委員より「ジュニアスポーツ育成ゆうり基金のこれまでの経緯等について質疑があったか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「ゆうり基金については、委員から、今年が32万円繰り入れられているが、あと基金残高がどれだけあるのかとの質疑があり、執行部より、残高については、今回、予算を計上しており、この新年度で財源としては、終わりになるとの答弁があった。」との答弁がありました。

さらに、委員より「不動裕理さんが寄附されてきて、その間、子どもたちのスポーツ育成に役立ってきたわけであるが、どういう経緯をたどって、貢献されたか、また、こういった形で敬意を表してきたかという質疑はなかったのか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「委員から、不動さんに対して、例えば今年はおかげさまで九州大会に行けましたとか、全国大会に行けましたというお礼状は出しているのかとの質疑があり、執行部より、お礼状は出していないので、出させていたきたいとの答弁があった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第11号**から**議案第16号**、**議案第21号**、**議案第22号**及び**議案第27号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第17号**については、委員より「今年度予算は、41年ぶりと言われる物価高騰に苦しむ市民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すための予算の内容とはなっていない。具体的な指摘としては、国のデジタル改革のもとに、行政のデジタル化が急速に進められ、マイナンバー制度の拡大とも併せて、多額の税金が投入されていること。また、部落解放同盟への補助金の支出について、同団体の収入と支出に占める補助金の割合を見ても、適切な額であるとは言えない。」といった反対討論があり、また、委員より「斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金50万円についてであるが、漁協との協定に関し、市の度重なる不祥事により、これまで漁協に対して全く協議を行っていなかったことが、昨年11月に発覚した。それにより現在、湖面が使用できなくなっている。いまだに次の契約が見込めない中で、50万円を認めるのは、予算としては不適切だと思う。もし、4月1日までに協定書の再更新がなされないときは、この予算を認めれば、議会も責任を負うものと考え。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 18 号**については、委員より「国保税の負担が市民の暮らしの実態に照らして高過ぎる。一般会計からの法定外の繰り入れも行って、払える保険料へと引き下げるべきである。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 19 号**については、委員より「本制度は、年齢で高齢者を差別し、給付の抑制や、本人負担を増やす問題のある制度である。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 20 号**については、委員より「第 8 期の保険料においては引き下げが行われて、令和 5 年度も同水準での保険料となっているが、物価高騰と年金の引き下げなど、高齢者の暮らしの実態に照らせば、さらなる軽減が求められる。基金を活用して、保険料の負担軽減を図っていくべきである。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 17 号**から**議案第 20 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 5 年 3 月 17 日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和5年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(3月17日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第2号	菊池市総合計画及び菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市総合計画策定条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第14号)	原案可決
議案第12号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第13号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第14号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第15号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第16号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第5号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第17号	令和5年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第18号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	令和5年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第22号	令和5年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第23号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第24号	熊本市、山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について	原案可決
議案第25号	市道路線の認定について	原案可決
議案第26号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第27号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第28号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第29号	菊池市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第 1号	菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議 事		
議事第 1 号	議会改革検討特別委員会の設置について	原案可決
意見書案		
意見書案 第 1 号	食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書	原案可決
陳 情		
陳情第 1 号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情	審議未了
決 議 案		
決議案第 1 号	牛乳消費拡大に関する決議	原案可決
報 告		
報告第 1 号	専決処分の報告について（消防活動事故）	原案報告